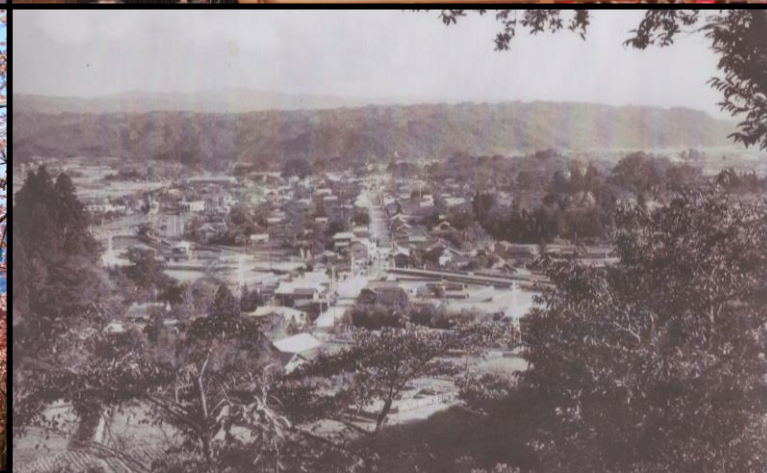


棚倉町歴史の風致維持向上計画



令和2年6月
福島県棚倉町

計画策定にあたって

棚倉町は、棚倉城の城下町として長い歴史と伝統に育まれてきました。国の史跡である棚倉城跡には堀や土塁、石垣が残るほか、町内には多くの文化財や民俗芸能、祭りが受け継がれ、歴史情緒を感じられるまちです。また、本町は八溝山をはじめとした豊かな自然に囲まれ、四季折々に魅力的な表情があります。このように歴史や伝統と美しい自然風土が融合し、着実に発展を続けてまいりました。



平成26年（2014）度には、第6次棚倉町振興計画を策定し、地方創生の動きや人口減少に対応するため、まちづくりの方向性を「自立と協働」の視点で進めつつ、本町の特色を生かし、「住民が主役のまち」「安心して優しいまち」「誇りと愛着のもてるまち」を基本理念として、目指す将来像「人を・心を・時をつなぐたなぐらまち ～ほっとするわたしのふるさと～」の実現に向け、各種施策を展開しています。

しかし、本町においても少子高齢化や人口減少などにより民俗芸能の担い手や後継者が減少しており、活動自体の運営が困難になりつつあります。同時に、本町の歴史を今に伝える貴重な建造物も年々減少しており、地域における人々の活動や歴史上価値の高い建造物が、今まさに失われようとしています。

このため本町では、町内に存在する多くの文化財やその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用し、文化財を生かした地域の活性化を図るため、平成30年（2018）度に「棚倉町歴史文化基本構想」を策定し、さらに、歴史を生かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「棚倉町歴史的風致維持向上計画」を策定いたしました。

本計画を通して、これまで大切に受け継がれてきた多くの歴史的建造物と、古くから継承してきた歴史や伝統を後世に残していくため、本計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に際し、ご尽力いただきました「棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご助言、資料のご提供をいただきました皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

令和2年6月 棚倉町長 湯座一平

目次

序章	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	3
3 計画の策定体制	3
4 計画策定の経緯	6
第1章 歴史的風致形成の背景	7
1 自然的環境	7
2 社会的環境	12
3 歴史的環境	25
4 文化財等の分布状況	41
第2章 棚倉町の維持向上すべき歴史的風致	58
1 棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致	59
2 馬場都々古別神社にみる歴史的風致	87
3 八槻都々古別神社の御田植と神楽にみる歴史的風致	98
4 社川地域の神幸行事にみる歴史的風致	121
5 山本不動尊にみる歴史的風致	149
6 玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致	162
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	178
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	178
2 上位計画と関連計画における関連性	182
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	188
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	190
第4章 重点区域の位置及び区域	191
1 歴史的風致の分布	191
2 重点区域の位置	192
3 重点区域の範囲・名称・面積	194
4 重点区域の歴史的風致維持向上による効果	195
5 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	196

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項	203
1 町全体に関する事項	203
2 重点区域に関する事項	208
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	212
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	212
2 歴史的風致の維持向上に資する事業	215
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	233
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	233
2 歴史的風致形成建造物の指定要件	233
3 歴史的風致形成建造物の候補	234
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	238
1 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方	238
2 歴史的風致形成建造物の管理の指針	238
3 届出不要の行為	239
参考資料	
主な参考文献・資料	240

序章

1 計画策定の背景と目的

棚倉町は福島県の南部、東北地方の南端で関東圏に近い位置にある。また福島県は東部の阿武隈高地と中央の奥羽山脈によって東から浜通り・中通り・会津に三分することができるが、本町は県の中央部である中通りに位置している。町の東部には阿武隈山系のなだらかな丘陵地、北部には阿武隈川の支流・社川沿いに平地、南西部には八溝山系の山岳地帯が広がるとともに、八溝山を源とする久慈川沿いに平坦な農耕地が広がる自然豊かな町である。

本町の歴史は古く、縄文時代中期から後期の遺物が数多く出土した高渡遺跡などいくつかの遺跡があり、弥生時代の遺跡として「棚倉式土器」が出土した崖ノ上遺跡が有名である。また、石棺から人骨や骨鏃が出土した胡麻沢古墳のほか、塚原古墳群、堤古墳群など古墳時代の遺跡も残されている。

平安時代の遺跡としては、東北における古代仏教の一拠点であったと考えられる山林寺院跡「流廃寺跡」が発見されており、平成26年(2014)3月18日に国の史跡に指定された。この流廃寺跡からは、全国でも珍しい金銀象嵌鉄剣が出土している。

中世になると、山々を中心に修行を重ねる修験道の人々による宗教文化が形成され、馬場都々古別神社や八槻都々古別神社などが中心となり、東北における一大宗教拠点となっていく。その一方で戦国時代には、伊達氏、佐竹氏、白河結城氏が勢力を競い合い、町内には赤館城、中丸館、寺山城(寺山館)などの山城や館の跡が残されている。

その後、江戸時代には立花宗茂を初代藩主に棚倉藩が立藩し、多くの藩主がこの地を治めた。棚倉城は第2代藩主丹羽長重の時代に幕府より命を受けて築城が始まった。続く第3代藩主内藤信照の時代には棚倉城の造営が引き続き行われるとともに城下町の整備が進められた。幕末の戊辰戦争において棚倉城は落城したが、現在も町の中心部に水堀や土塁などが残り、平成31年(2019)2月26日に「棚倉城跡」として国の史跡に指定された。

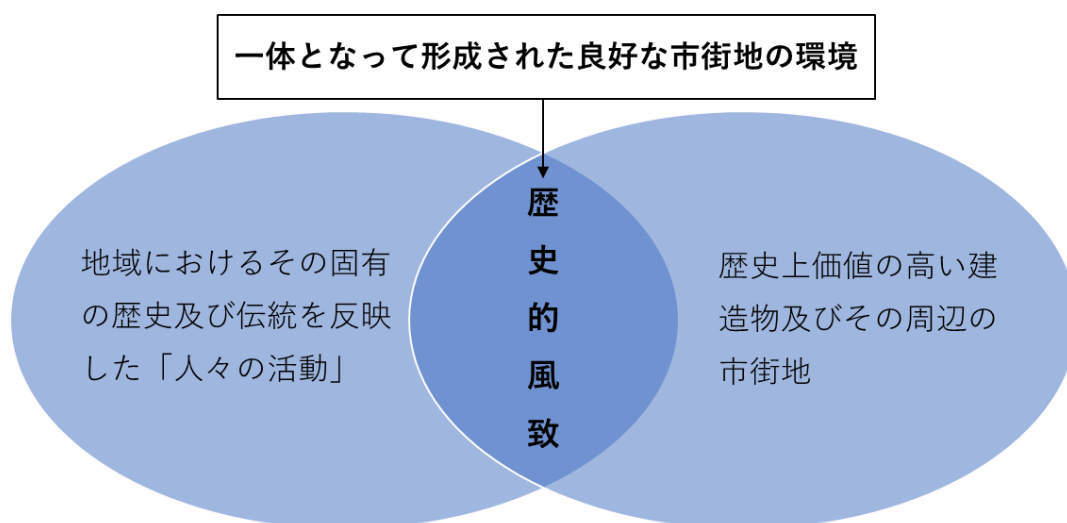
このように、本町には幅広い時代の文化財や建造物が多数存在しているとともに、国指定の重要無形民俗文化財である「都々古別神社の御田植」や福島県指定の重要無形民俗文化財である「お枡明神の枡送り行事」、数百年の歴史がある「宇迦神社例大祭」などの歴史ある活動が現代まで継承されている。

しかし、こうした歴史的資産は開発・災害等による消滅の危機があるだけでな

く、維持管理に多大な費用や手間がかかることによる建造物老朽化の進行、高齢化及び人口減少に起因する担い手不足、歴史的価値の認識低下などの原因により、喪失してしまう状況が全国的に広がっており、本町においても例外ではない。

このような状況において、国では平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）を制定し、歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を積極的に支援している。なお、歴史的風致とは、歴史まちづくり法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念である。

本町では、これまで「流麿寺跡保存活用計画」の策定や、「町まるごとミュージアム」事業を展開するなど、歴史と文化を生かしたまちづくりを進め、平成31年（2019）3月には「棚倉町歴史文化基本構想」を策定した。本計画では、「棚倉町歴史文化基本構想」を踏まえながら、町が悠久の昔から承継してきた歴史的風致の維持・向上を図るとともに、町民が「たなぐら」の歴史価値・魅力・個性を再発見することのきっかけづくりに寄与し、さらには地域の歴史資源を生かした観光振興や商業の活性化を図ることにより、町全体の活性化を目指していく。また、国からの認定により、歴史的風致の残る町として全国での認知度を高め、「たなぐら」の歴史を生かしたまちづくりを一層推進させることを目的とする。



歴史的風致の概念図

2 計画期間

本計画の期間は、令和2年（2020）度～令和11年（2029）度までの10年間とする。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、これまで庁内研修会や歴まち計画庁内検討会議を開き、策定に向けた準備を行ってきた。そして、平成31年（2019）度に庁内組織である「棚倉町歴史まちづくり庁内推進委員会」及び作業部会の「棚倉町歴史まちづくり庁内ワーキンググループ」を組織し、事務局及び庁内組織を中心に、課題の整理や事業検討を行い、素案を作成した。また、歴史まちづくり法第11条に基づく法定協議会である「棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において、協議・検討を行い、計画案を作成した。さらに、計画の作成過程において「棚倉町文化財保護審議会」への報告やパブリックコメント等による町民意見の聴取を実施した。

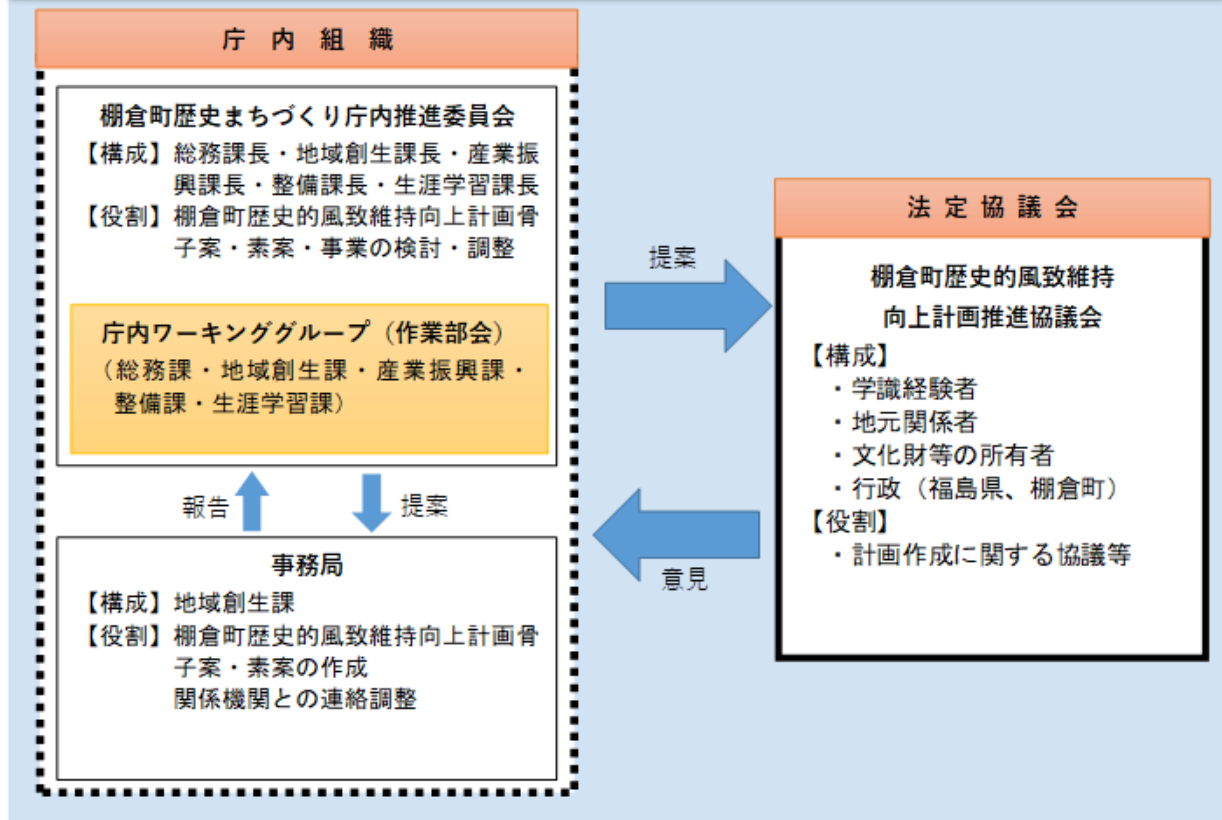


棚倉町歴史まちづくり庁内推進委員会

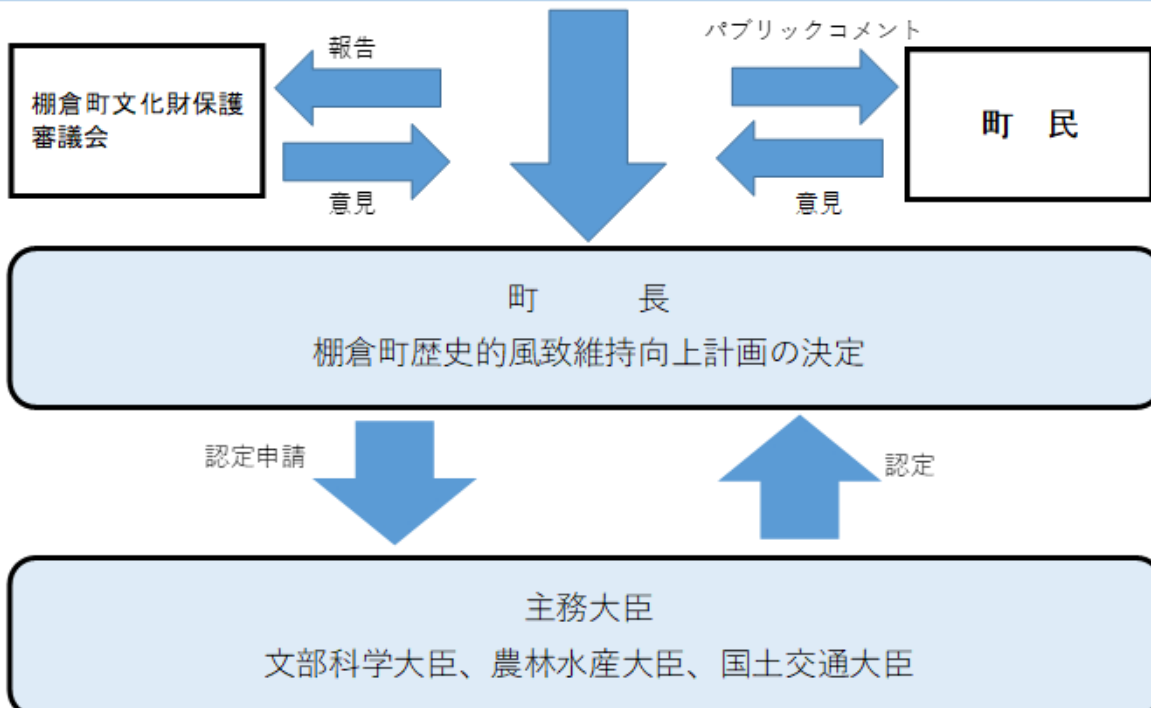


棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会

棚倉町歴史的風致維持向上計画策定体制



棚倉町歴史的風致維持向上計画案の作成



【棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会構成】

種別	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	都留文科大学非常勤講師	菊池 健策	◎会長
	東京藝術大学大学院非常勤講師	小林 直弘	
	東北芸術工科大学教授	北野 博司	
	国土館大学講師	西村 亮彦	
	東京工業大学非常勤講師	伊藤 登	
町内関係団体等	棚倉町文化財保護審議会会長	菅原 海淳	○副会長
	棚倉町商工会長	立石 誠	
	棚倉町行政区長連合会長	永山 陽一	
	初雁温知会棚倉支部長	山田 芳則	
	馬場都々古別神社宮司	角田 和弘	
	八槻都々古別神社禰宜	八槻 浩子	
	蓮家寺住職	福井 宏道	
行政関係	福島県土木部まちづくり推進課長		
	福島県教育庁文化財課長		
	福島県県南建設事務所長		
	棚倉町副町長		

※オブザーバーとして国土交通省東北地方整備局建政部都市調整官が参加

【棚倉町歴史まちづくり庁内推進委員会構成】

区分	役職	区分	役職
庁内推進委員会	◎地域創生課長	庁内ワーキンググループ	地域創生課企画調整係長
	総務課長		地域創生課歴史観光係長
	産業振興課長		総務課財政係長
	整備課長		産業振興課商工係長
	○生涯学習課長		産業振興課農林係長
	上記ほか関係課室局		整備課都市計画係長
	整備課整備維持係長		
	生涯学習課生涯学習係長		
	上記ほか関係係		

◎…委員長、○…副委員長

4 計画策定の経緯

平成 29 年 12 月 1 日	第 1 回庁内研修会
平成 30 年 5 月 8 日	歴まち計画庁内検討会議
平成 30 年 6 月 18 日	歴まち計画庁内検討会議
平成 30 年 7 月 20 日	歴まち計画庁内検討会議
平成 30 年 11 月 20 日	第 2 回庁内研修会
令和元年 6 月 26 日	第 1 回棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会
令和元年 11 月 7 日	第 2 回棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会
令和 2 年 1 月 28 日	第 3 回棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会
令和 2 年 2 月 19 日～ 3 月 19 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 28 日	棚倉町議会説明
令和 2 年 3 月 3 日	棚倉町文化財保護審議会へ報告
令和 2 年 3 月 23 日	庁議
令和 2 年 3 月 31 日	認定申請
令和 2 年 6 月 24 日	認定

※棚倉町歴史まちづくり庁内推進委員会は平成 31 年 4 月に設置し、令和元年 5 月 24 日に第 1 回を開催以降、全 6 回開催。

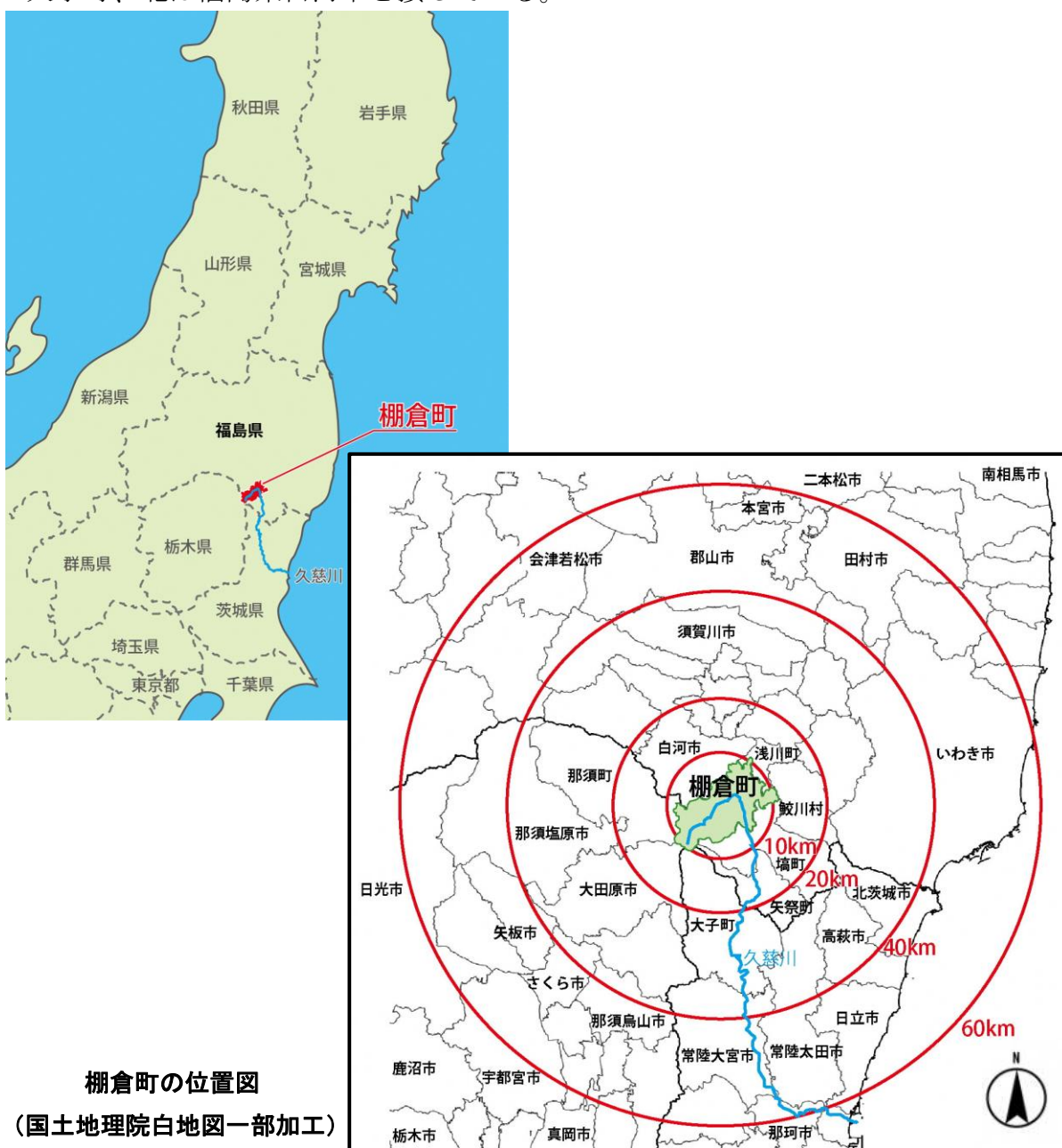
※棚倉町歴史まちづくり庁内ワーキンググループは令和元年 7 月 11 日に第 1 回を開催以降、全 2 回開催。

第1章 歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

棚倉町は、福島県中通りの南部、北緯 37 度 01 分、東経 140 度 22 分に位置し、県庁所在地である福島市から南へ約 94 km、東京からは約 200 km の距離にある。町域は東西 19.6 km、南北 17.4 km、総面積は 159.93 km² であり、東は福島県さめがわ 鮫川村・浅川町、西は栃木県那須町・大田原市、南は福島県 塙町、矢祭町、茨城県むら あさかわまち 大子町、北は福島県な すまち おおたわらし 白河市と接している。



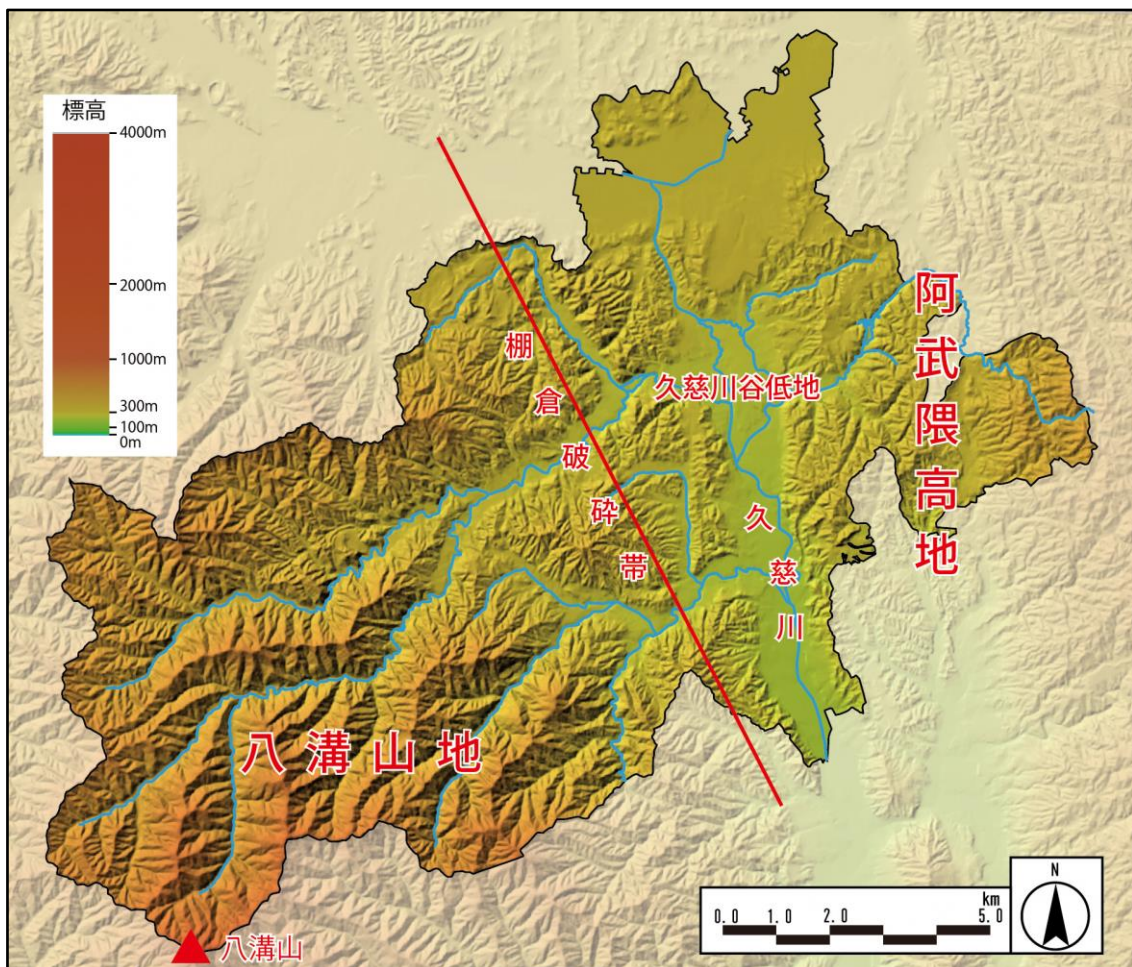
棚倉町の位置図
(国土地理院白地図一部加工)

(2) 地形・地質

棚倉町の東部は阿武隈高地に連なり、西部は八溝山地に囲まれ、中央に久慈川が流れ、市街地は久慈川谷低地（八溝地溝帯）に形成されている。また、本町には、東北、西南日本の地質を二分する破砕帯があり、この破砕帯を「棚倉破砕帯（棚倉断層）」といい、東北最大の構造線に一致するとされている。

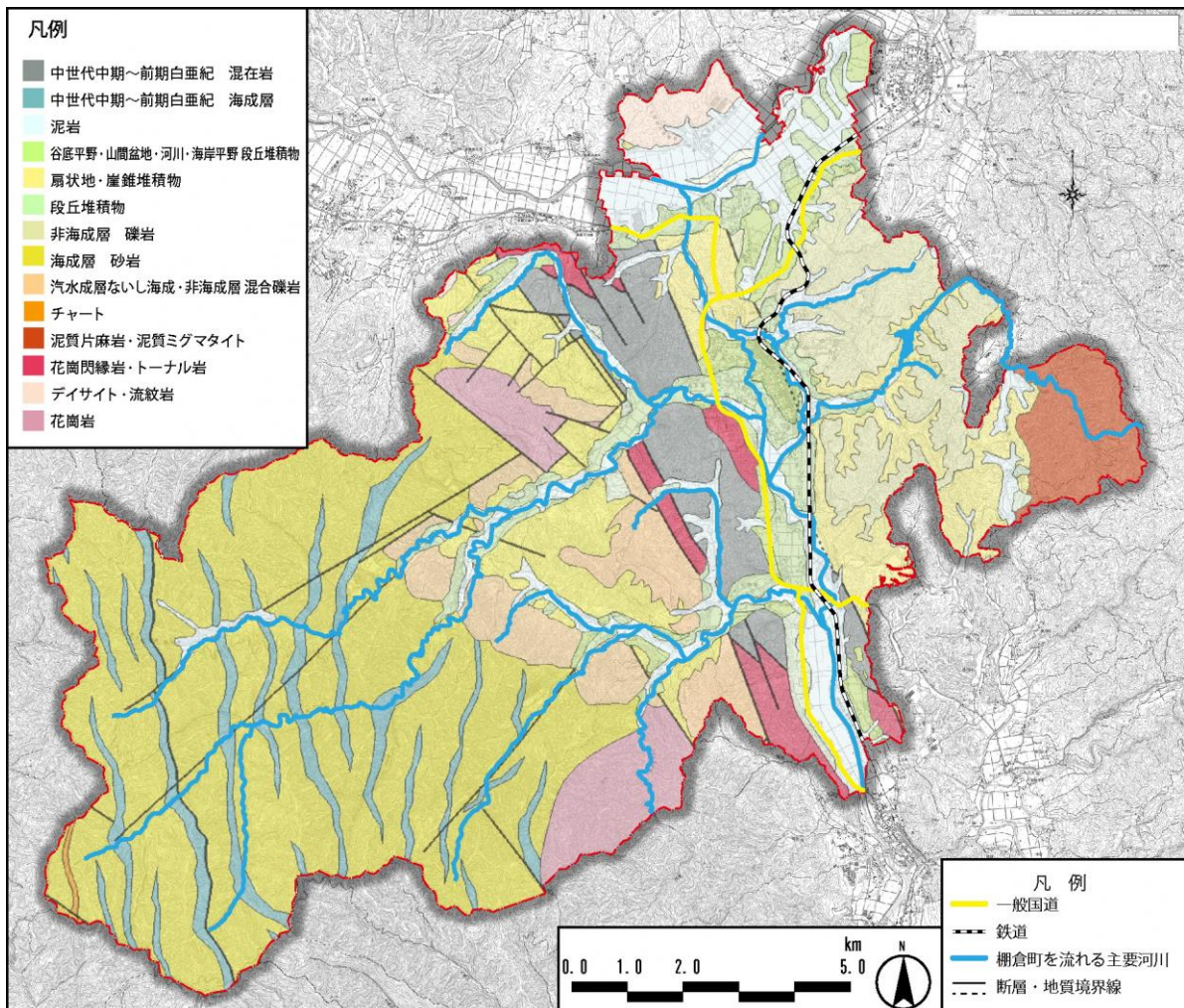
なお、本町の特徴として、福島県中通りとしては珍しく、阿武隈水系ではなく久慈川水系に含まれており、地域的なまとまりとしては茨城県に近い様相を呈する。

次に、本町の地質をみると、市街地がある久慈川谷低地の西側にある八溝山地は、古生層（砂岩、礫岩等）をはじめ、花崗岩や結晶片岩などから成り、東側は阿武隈山地から供給された花崗岩類や変成岩類に由来する砕屑物質で構成されている。これらに挟まれて、新第三紀層からなる丘陵地と第四紀の沖積層に覆われた谷底平野が広がっている。



棚倉町の地形図

(国土地理院地理院タイル（標高タイル）一部加工)



棚倉町の地質図

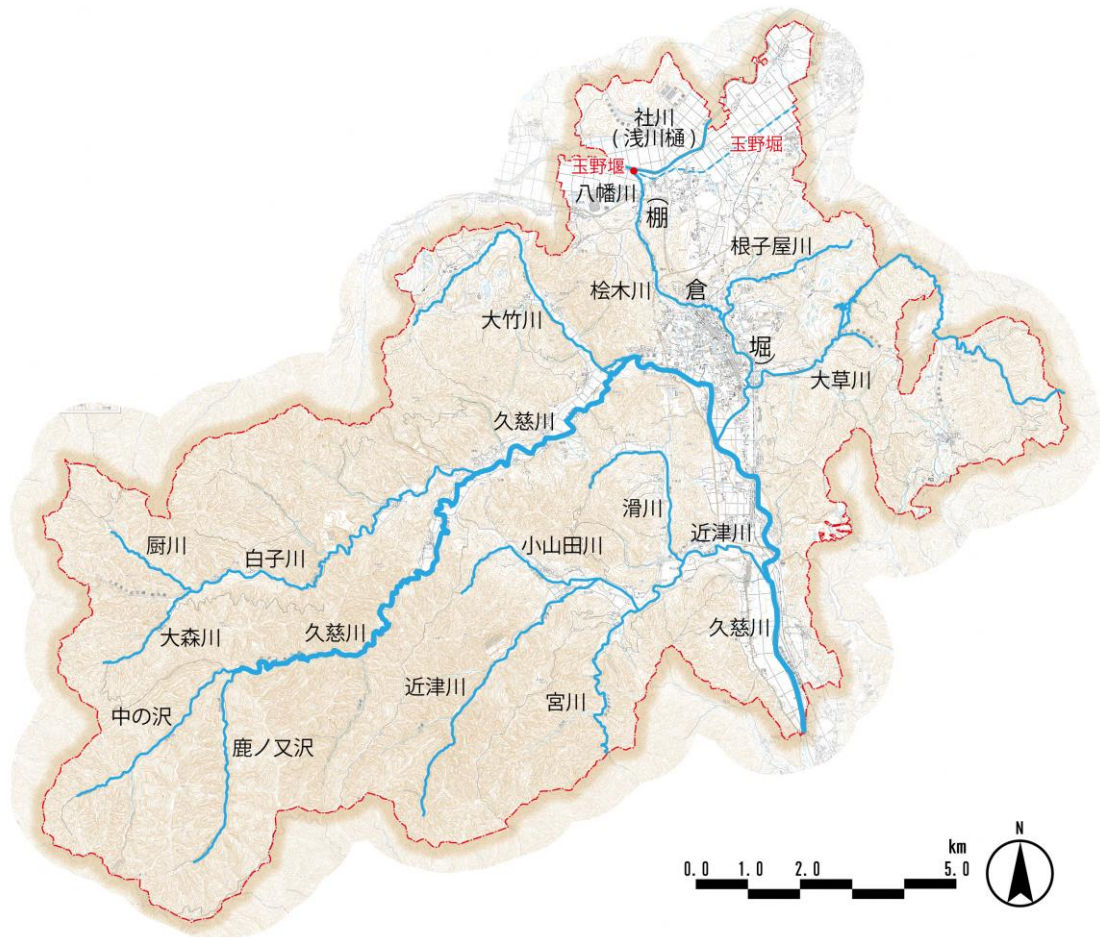
(20万分の1日本シームレス地質図(産総研地質調査総合センター
(<https://www.gsj.jp/HomePageJP.html>)) 一部加工)

(3) 河川

棚倉町を流れる主要河川には一級河川の久慈川及び一級河川の阿武隈川水系社川がある。久慈川は町の西部に位置する八溝山を源流とし、久慈川が町内を西から南へ流れたあとに、さらに南流し茨城県に入り、大子町や常陸大宮市を経て太平洋に注いでいる。また、社川は本町の北部を西から東に横断し、浅川町、石川町を経て阿武隈川に合流している。なお、社川には玉野堰という堰が設けられており、社川の水は玉野堰東側の福井地区、玉野地区、一色地区に引く「玉野堀」、棚倉城跡に引く「棚倉堀(現在の八幡川～桜木川～根子屋川)」、社川下流の浅川町に引く「浅川樋(現在の社川本川)」の三方に分かれている(三方分水)。三方分水は、分水嶺をまたいで引水する全国的にも珍しい構造をとっており、社

川の水は八幡川、桧木川、根子屋川、大草川^{おおくさがわ}を経て、久慈川に流れている。

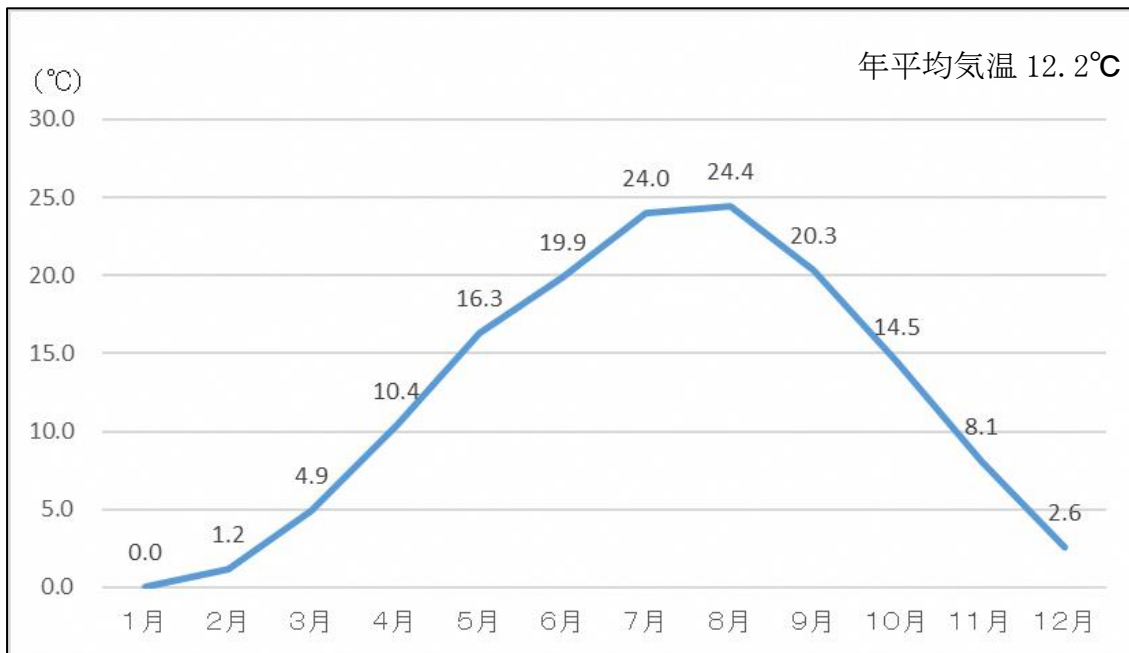
町内には他に大竹川、近津川^{おおたけがわ}などの河川が流れ、町の農業をはじめとした産業の発展や動植物の生育環境の保全などに寄与している。



棚倉町の主な河川図

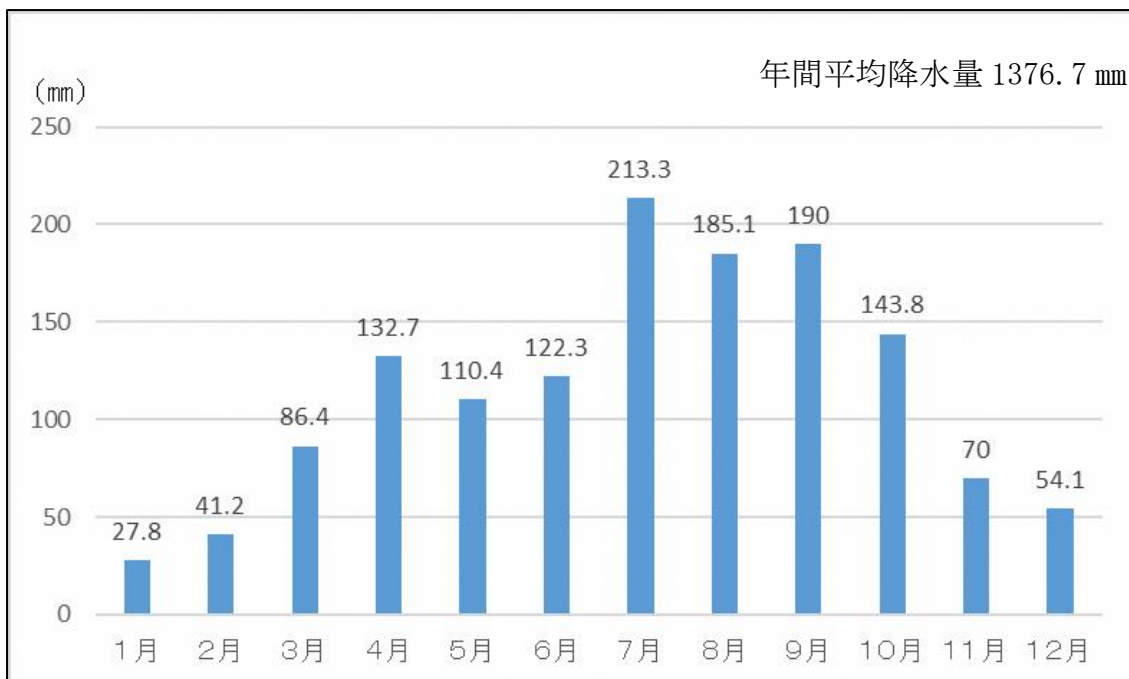
(4) 気象

棚倉町の属する福島県東白川地方^{ひがししらかわ}の気候は、おおむね太平洋型気候であり、過去10年間（平成21年～平成30年（2009～2018））の年平均気温は約12℃、年間平均降水量は約1,377mmである。気象は、北関東地域に類似し、積雪量も極めて少なく、四季を通じて比較的温暖である。また、台風の被害もほとんどみられず、山間地にありながら生活・生産環境としては恵まれた気象条件のもとにある。



10年間の月別平均気温（平成21年～平成30年（2009～2018））

（資料：気象庁データ）



10年間の月別平均降水量（平成21年～平成30年（2009～2018））

（資料：気象庁データ）

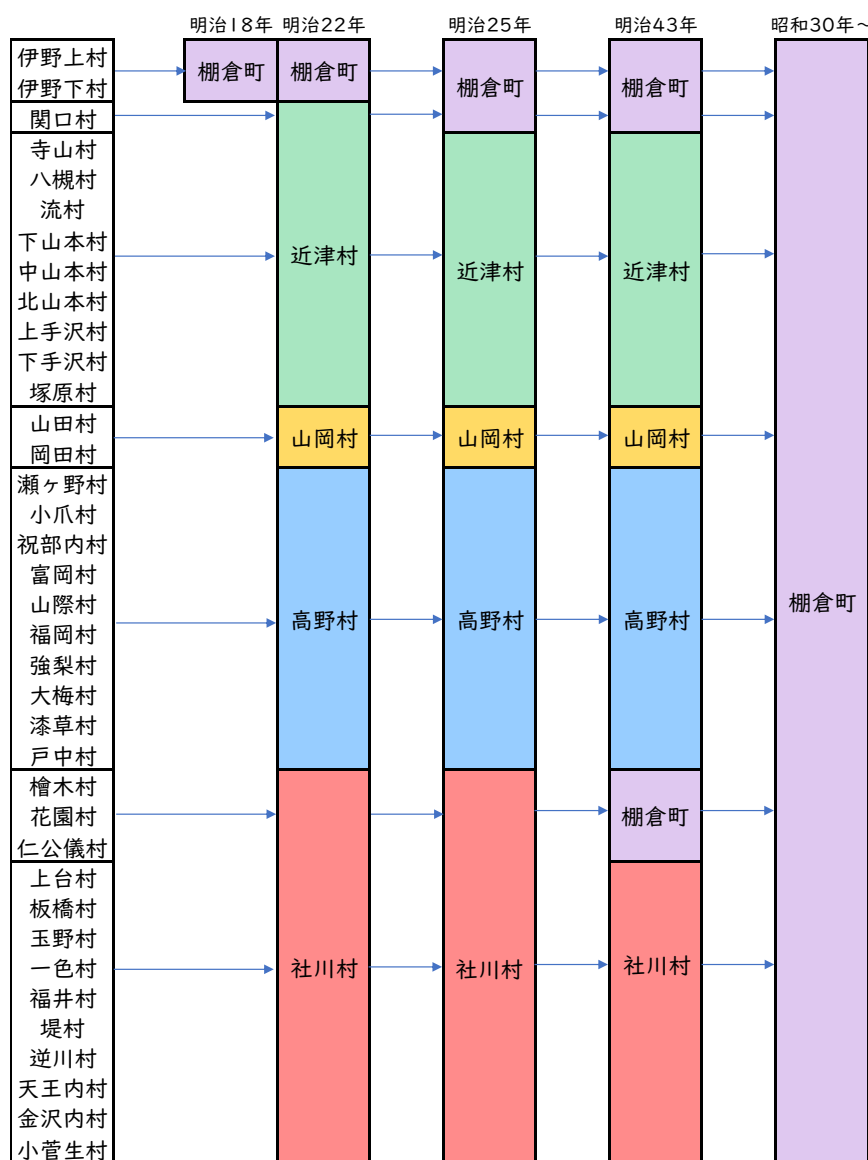
2 社会的環境

(1) 町の沿革

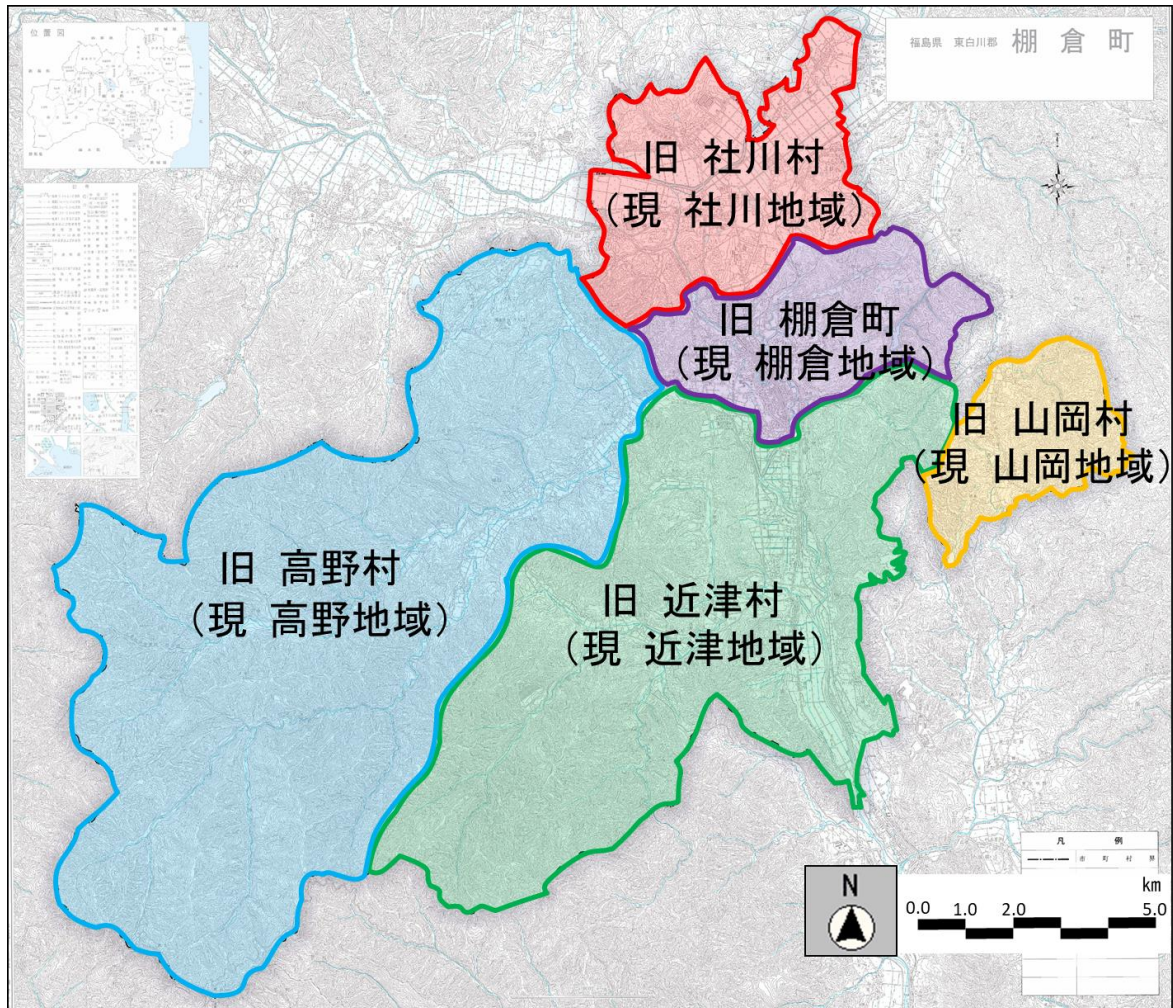
棚倉町は、明治11年(1878)に「ぐんく ちょうそんへんせいほう郡区町村編制法」が制定されてから7年後の明治18年(1885)2月に、伊野上村・伊野下村の2か村が合併して誕生した。

その後、現在の棚倉町域では、明治21年(1888)の「市制・町村制」公布により、明治22年(1889)4月1日に35か村がちかつむら やまおかむら たかのむら やしろがわむら近津村、山岡村、高野村、社川村の4か村に新設合併され、1町、4か村で町政や村政が開始された。

昭和期に入ると、昭和28年(1953)に施行された「ちょうそんがっぺいそくしんほう町村合併促進法」に基づき、昭和30年(1955)1月1日に1町、4か村が合併し、現在まで続く新制「棚倉町」が発足した。



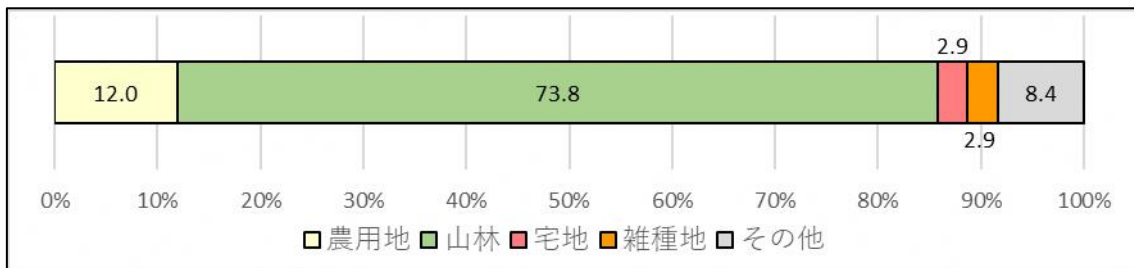
編入・合併の経過



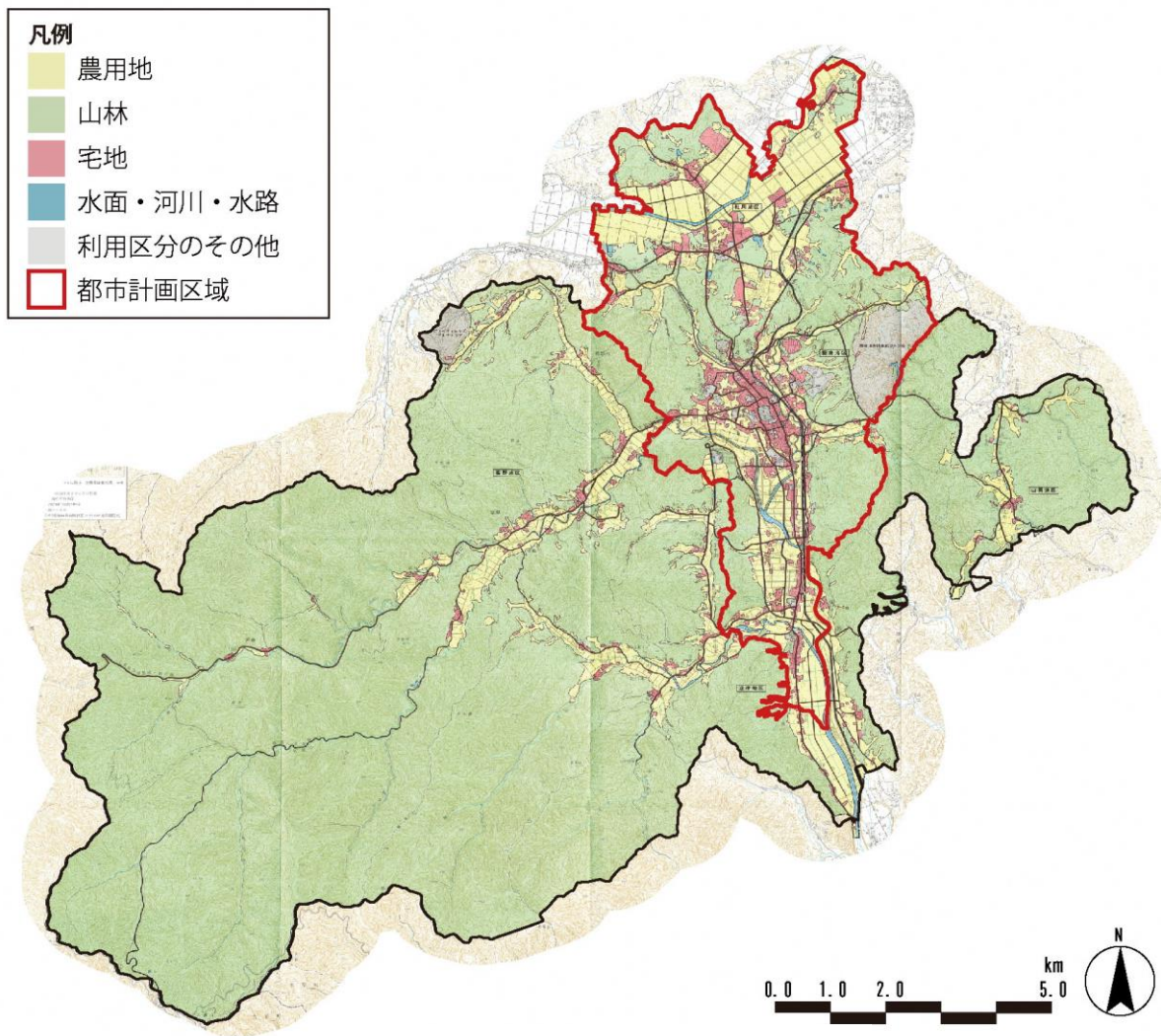
明治43年（1910）の旧町村範囲図

(2) 土地利用

棚倉町における平成31年（2019）1月1日時点の土地利用状況は、町域の総面積15,993.00ha（159.93km²）に対して、田が1,249.23ha、畑が677.83ha、山林が11,807.46ha、宅地が457.23ha、雑種地が455.96haなどとなっており、総面積の約12%が農用地であり、約74%を山林が占めている。また、町の中央部を中心に3,602.00haが都市計画区域に指定されている。



土地利用状況の割合

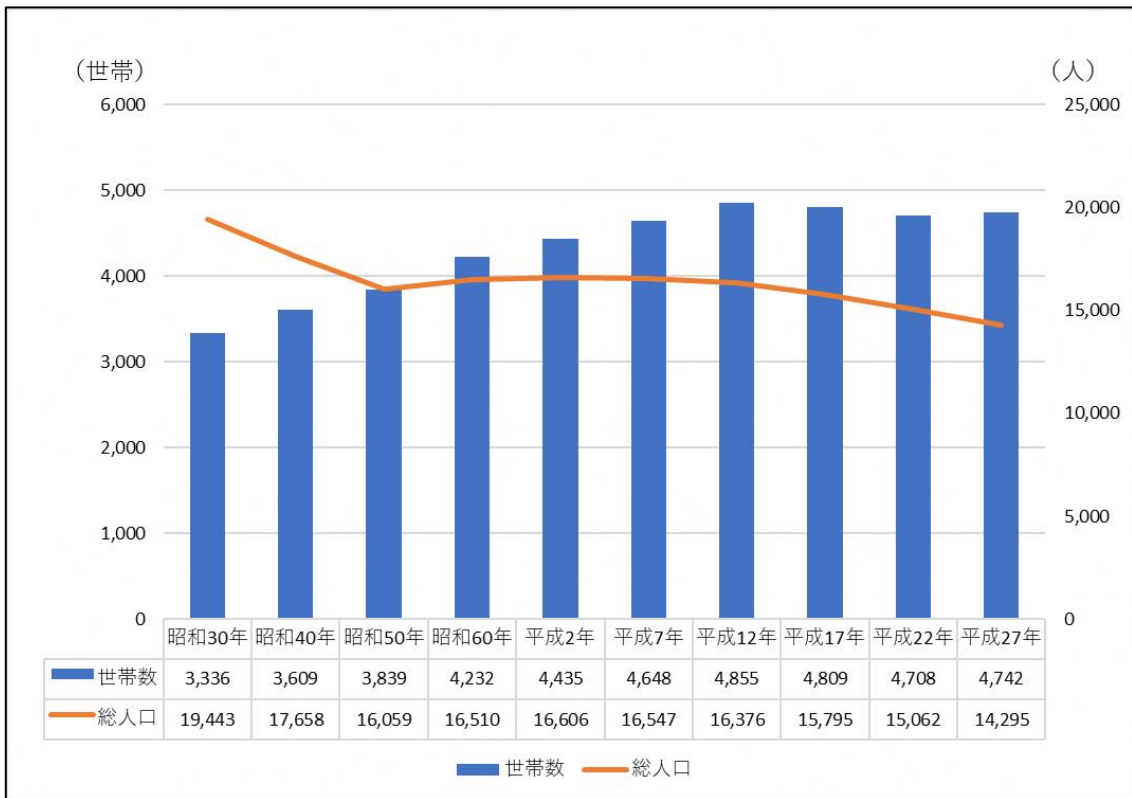


棚倉町の土地利用状況図

(3) 人口

棚倉町の人口は、昭和30年（1955）の町村合併時には19,443人であったが、その後年々減少し、昭和50年（1975）には、16,059人へと減少した。その後は、企業誘致等の影響により平成2年（1990）には16,606人に一時増加傾向となったが、平成7年（1995）以降減少の一途をたどっており、平成27年（2015）には14,295人まで減少している。

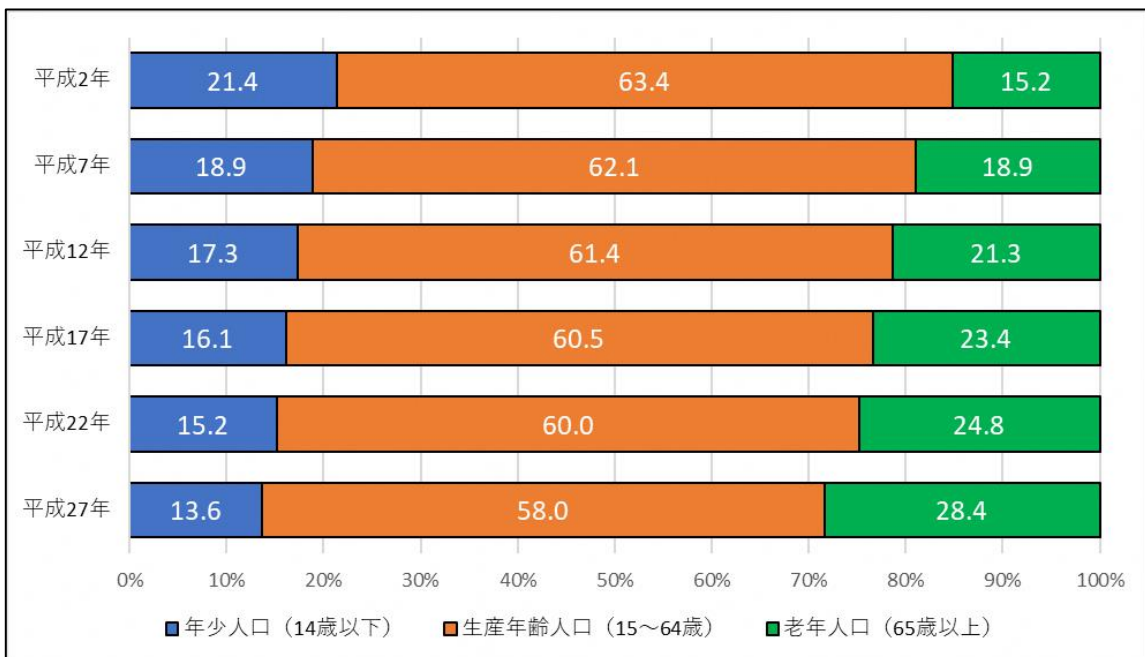
一方で、世帯数の推移をみると、平成12年（2000）をピークに減少傾向にあり、平成22年（2010）では4,708世帯であった。しかし平成27年（2015）には4,742世帯と増加に転じた。



総人口と世帯数の推移

(資料：国勢調査)

また、総人口の年齢3区分の傾向は、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるが、老年人口（65歳以上）については増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえる。



年齢3区分人口比率

(資料：国勢調査)

(4) 交通

① 道路網

棚倉町は古くから東北への玄関口としての役割を持つ土地であり、交通の要衝として栄えてきた。現在の本町の基幹道路としては、茨城県水戸市を起点に本町を南北に通る、福島県会津若松市^{あいづわかまつ}を終点とする国道 118 号と、新潟県新潟市を起点に本町を北西から南東に抜け、福島県いわき市を終点とする国道 289 号がある。この 2 つの国道が他地域から本町の中心までを繋ぎ、町民の生活に欠かせない重要な道路となっている。また、平成 21 年（2009）には棚倉バイパスが全線開通し、バイパスを中心に大型の店舗が建ち、交通量は増大した。

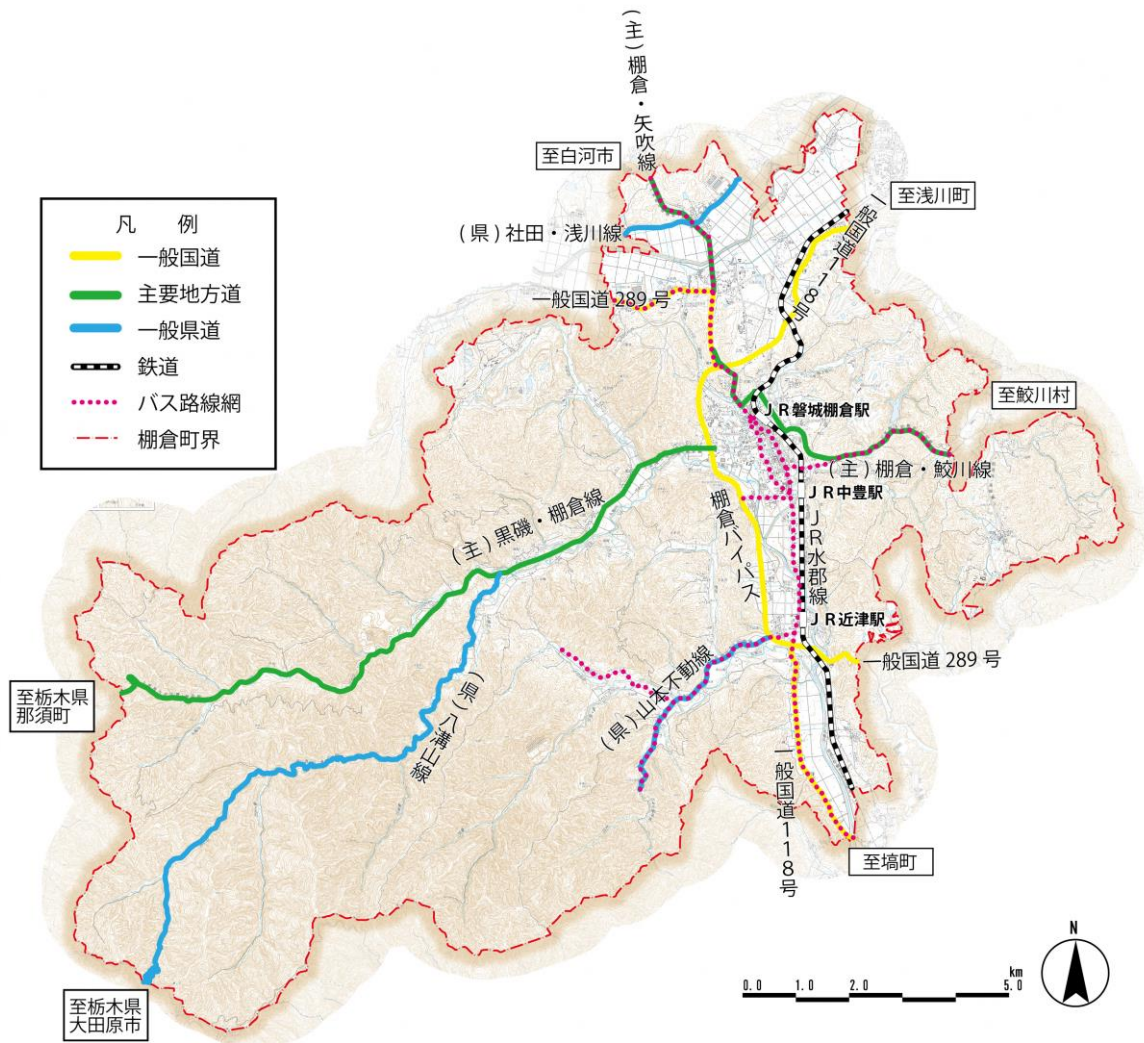
その他にも主要地方道である黒磯・棚倉線や棚倉・矢吹線などが通っており、県内外の土地と本町を結んでいる。

② 公共交通網

現在の棚倉町の公共交通は、鉄道と路線バスが運行している。鉄道においては、JR 水戸駅と JR 郡山駅を結ぶ JR 水郡線^{すいぐん}が町を南北に縦断しており、町内には北側から「磐城棚倉駅」^{いわきたなくら}、「中豊駅」^{なかとよ}、「近津駅」^{ちかつ}の 3 駅が存在する。水郡線は、現在では主に本町から福島県郡山市^{こおりやまし}や石川町^{いしかわまち}に通う学生をはじめ、東白川郡内の学生の通学に利用されている。

また、路線バスでは、白河市と棚倉町を結ぶ重要なバス路線として町民に利用されている、JR バス関東白棚線^{はくほう}が運行している。白棚線は昭和 19 年（1944）までは鉄道として運行されていたが、太平洋戦争に伴う金属供出でレールが撤去されたあと、バス路線として整備され、JR バス関東白棚線となり今日に至っている。白棚線の主な利用者は水郡線と同様に学生であり、本町だけでなく東白川郡内の学生の通学の足として重宝されている路線である。

町内には他に、東白川郡内の町村と本町及び白河市を結ぶ福島交通バス路線が 4 路線と、鮫川村営バスが 1 路線運行しており、東白川地方の交通の要衝となっている。



棚倉町の交通網図

(5) 産業

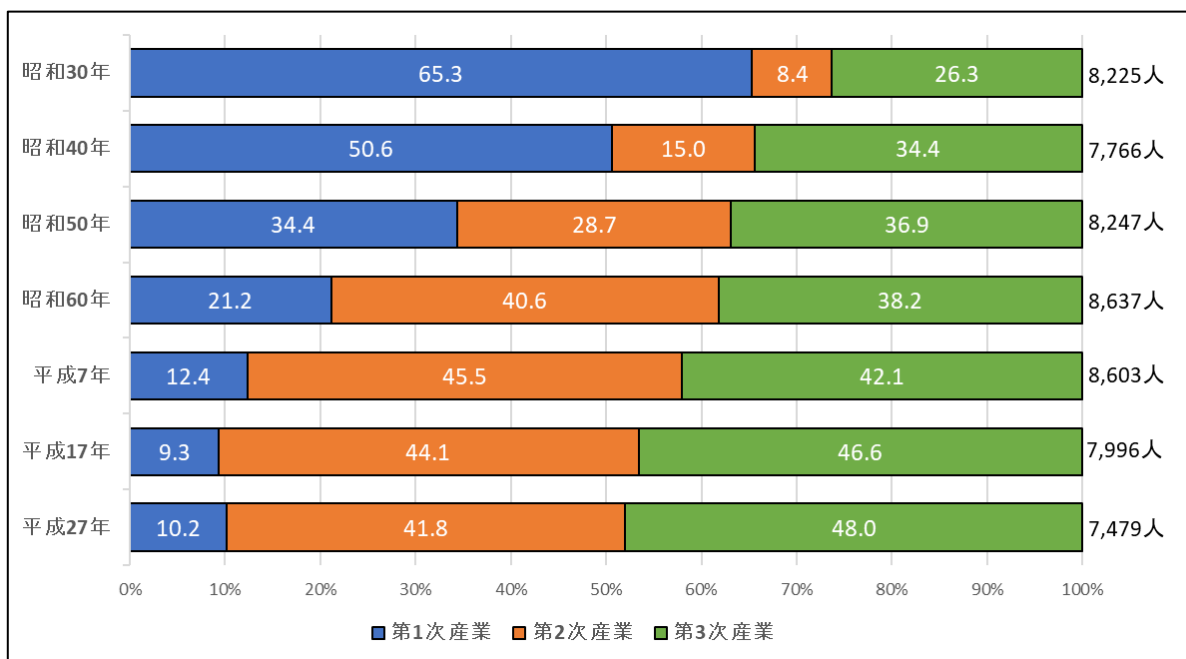
① 産業別就業人口

棚倉町における就業者人口は、昭和30年（1955）には8,225人であったが、平成27年（2015）には7,479人となり、60年間で746人、率にして9.1%減少している。

昭和30年（1955）に65.3%を占めていた第1次産業の就業人口は、総就業人口の減少率を上回る状況で減少し、平成27年（2015）は10.2%となった。また、平成7年（1995）以降の第2次産業就業人口比率が減少傾向にある一方で、第3次産業の就業人口比率は増加しており、第1次産業や第2次産業から第3次産

業へシフトしていることが見受けられる。

しかし、平成 27 年（2015）の福島県の第 1 次産業就業人口比率は 6.8%であり、同じく第 2 次産業就業人口比率が 30.6%であることと比べると、依然として第 1 次産業、第 2 次産業就業者が多いという点が本町の特徴である。これは、古くから本町の主要な産業である稲作を中心とした農業従事者が多いことや、紙加工関連工場をはじめとした大規模工場が複数立地していることから製造業従事者が多いことをあらわしている。



産業別就業人口比率の推移

(資料：国勢調査)

② 農業

棚倉町の農業は水稲が主な商品作物であり、平成 27 年（2015）経営耕地面積（1,218ha）の 81.3%が水田耕作面積となっている。水稲のほかには、施設栽培ではいちごやトマト、露地栽培では、きゅうりやこんにゃくの作付けが多い。

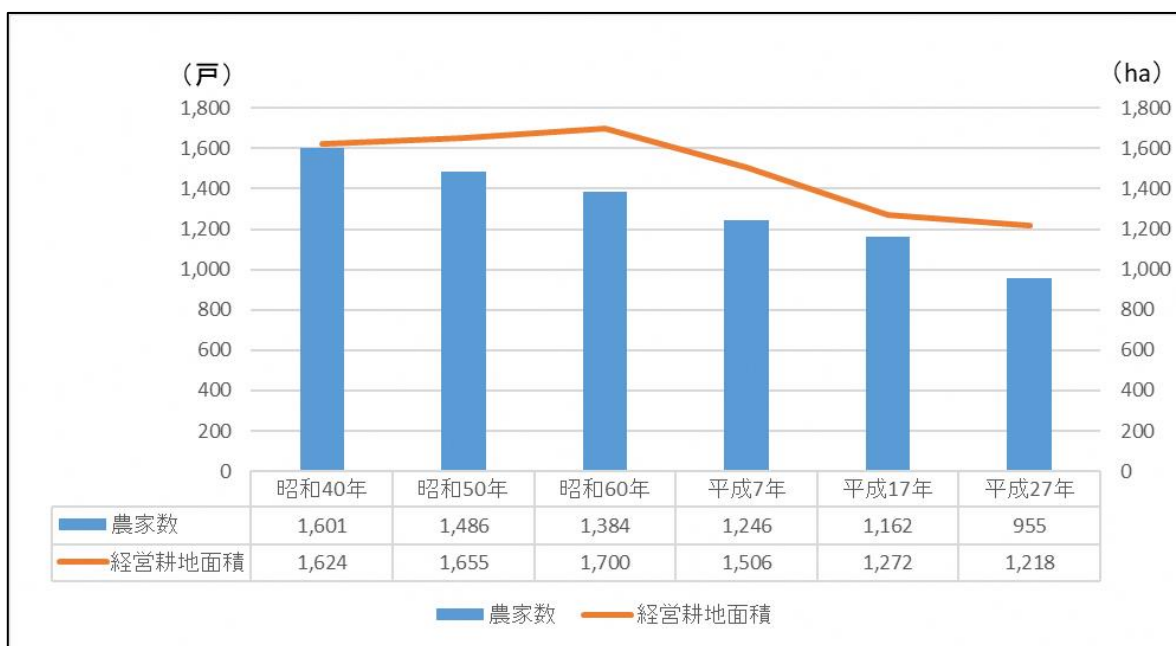
農家数については、昭和 40 年（1965）の 1,601 戸から平成 27 年（2015）には 955 戸まで減少して



町内のいちご栽培の様子

いるとともに、経営耕地面積についても昭和40年（1965）の1,624haから平成27年（2015）には1,218haとなっており、農家数、経営耕地面積ともに減少している。

このような状況のなかで、平成15年（2003）にブルーベリーを作付けし、自ら加工をする団体が結成され、収穫から商品の開発及び製造、販売といった農産物の6次化に積極的に取り組んでいる。なお、このブルーベリーの加工品は、棚倉町のブランド認証製品の第1号に認証されており、棚倉ブランドとして県内外に情報発信されている。



農家数と経営耕地面積の推移

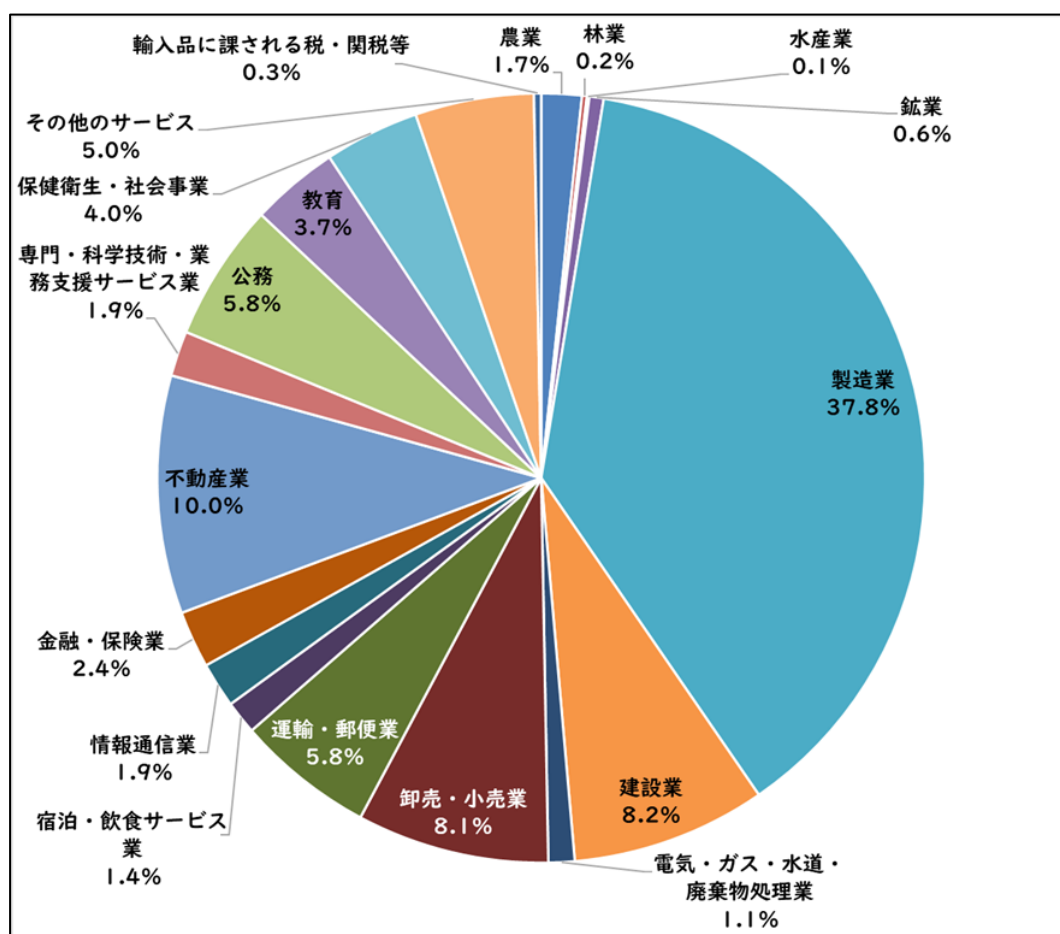
（資料：農林業センサス）



ブルーベリーの加工品

③ 商工業

棚倉町は東北地方の南端に位置し、首都圏から 200 km圏内であるという立地の良さから、紙加工関連や自動車関連の大規模な工場が進出している。ほかにも、様々な分野の工場が立地しており、製造業が本町の商工業をけん引している。福島県がまとめた平成 28 年（2016）度福島県市町村民経済計算によると、本町の市町村内総生産 60,174 百万円のうち、22,734 百万円、約 37.8%を製造業が占めている。

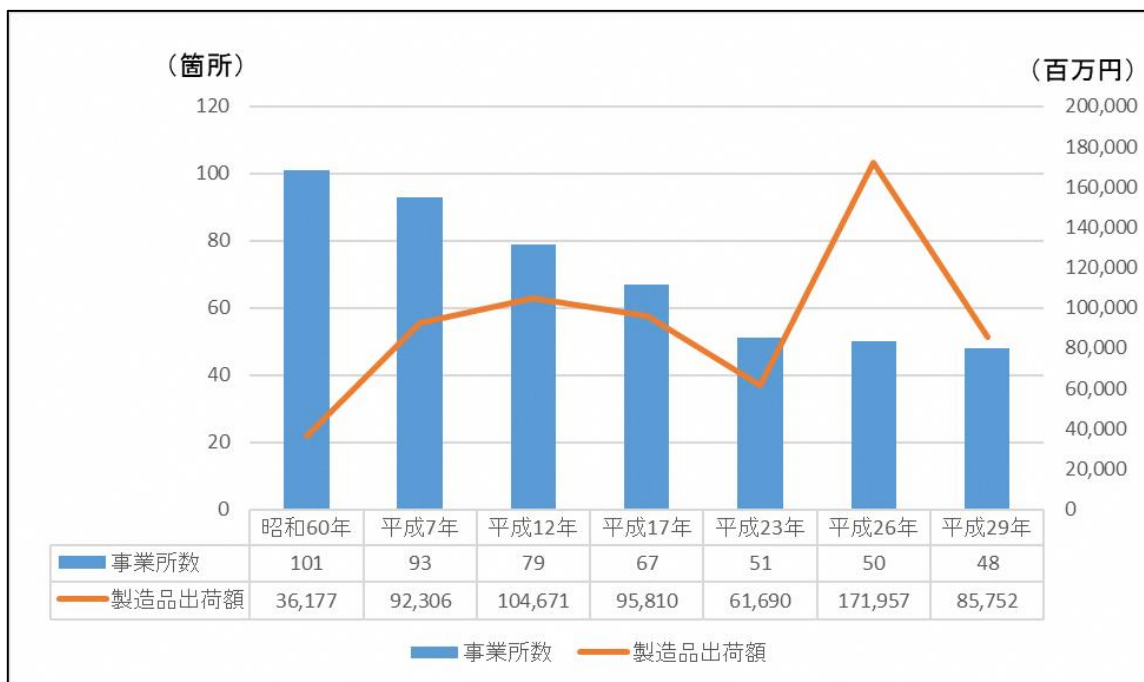


棚倉町内総生産の業種別割合

(資料：福島県市町村民経済計算)

棚倉町の製造業は、昭和 60 年（1985）には、101 事業所、製造品出荷額 36,177 百万円であったが、平成 29 年（2017）は 48 事業所、製造品出荷額 85,752 百万円となっており、約 30 年のあいだに事業所数は半減しているが、製造品出荷額は 2 倍以上増加している。本町では、昭和 60 年（1985）以降、自動車関連事業所の工場増設や紙加工関連工場の進出により製造品出荷額が堅調に伸びてきた

が、東日本大震災の影響により平成 23 年（2011）には製造品出荷額が 61,690 百万円まで落ち込んだ。しかし、窯業・土石製品製造業の出荷額が伸びており、平成 26 年（2014）には 171,957 百万円となった。その後、情報通信機械器具製造業の工場の撤退などがあり、前述の平成 29 年（2017）の製造品出荷額となった。

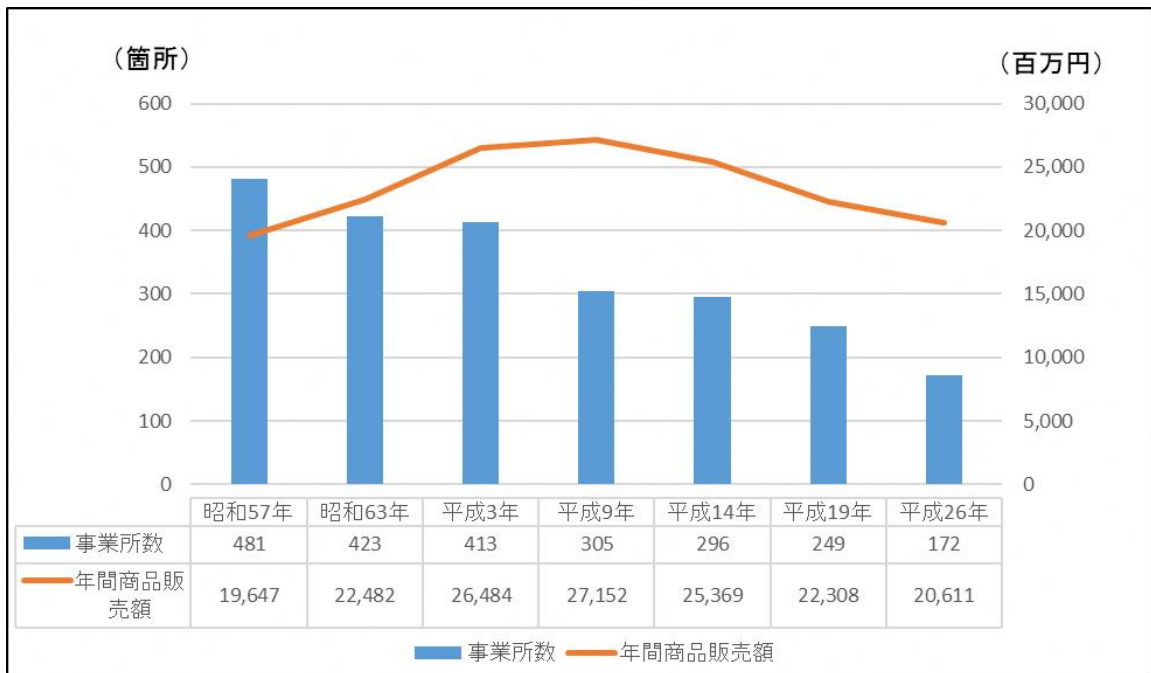


製造業の事業所数と製造品出荷額の推移

（資料：工業統計調査）

また、棚倉町の卸売業及び小売業を営む事業所数は、昭和 57 年（1982）には、481 事業所、年間商品販売額が 19,647 百万円であったが、平成 9 年（1997）には、305 事業所、年間商品販売額が 27,152 百万円と年間商品販売額が増加した。

しかし、それ以降事業所数、年間商品販売額が年々減少し、平成 26 年（2014）には、172 事業所、年間商品販売額が 20,611 百万円となっている。平成 21 年（2009）に町内を通る国道 118 号及び 289 号の棚倉バイパスが全線開通して以降、町内への大型店舗の出店や近隣市町村における大型ショッピングセンター開業が増加したことに加え、自営業者の高齢化や後継者不足などにより中心市街地の空洞化が進んでいる状況にある。



卸売業及び小売業の事業所数と年間商品販売額の推移

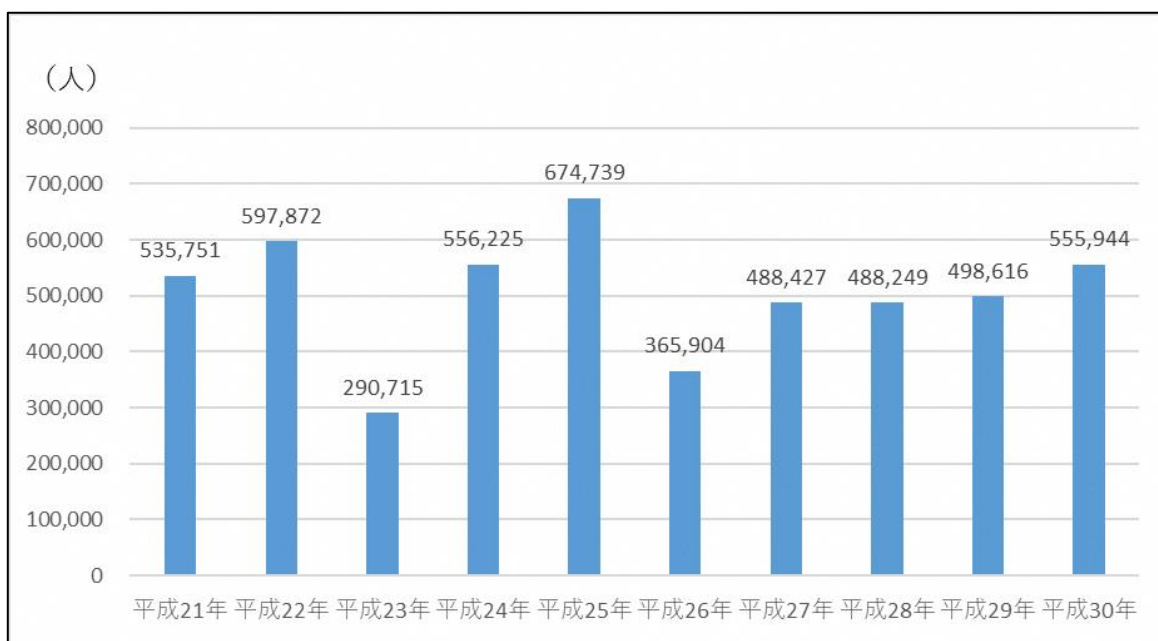
(資料：商業統計調査、経済センサス)

④ 観光

棚倉町の観光スポットとしては、^{たなぐらじょうあと}棚倉城跡をはじめ、^{ばばつつこわけじんじゃ やつき}馬場都々古別神社や八槻
^{つつこわけじんじゃ やまもとふどうせん}都々古別神社、山本不動尊など豊かな自然と古くからの歴史が織りなす観光地
 が多い。さらに、春には^{かめがじょうこうえん あかだてこうえん はなぞの}亀ヶ城公園や赤館公園、花園のしだれ桜など多くの人が
 花見を行う桜の名所もあり、秋には^{やみぞさん}山本不動尊や八溝山、馬場都々古別神社など
 紅葉を楽しむ名所も多い。

他にも本町には、平成2年(1990)に開業した第3セクター方式のリゾート型多目的宿泊施設ルネサンス棚倉があり、総面積24haの土地に14面のテニスコートや屋内プール、ジム設備、乗馬施設などのスポーツ設備のほか、クアハウス、会議室、宴会場などを備え、開業以降、学生合宿や事業所の研修など団体客を中心に多くの人に利用されている。

なお、福島県がまとめた観光客入込状況調査によると、棚倉町の観光入込客数は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害等により、平成22年(2010)の597,872人に対し、平成23年(2011)には290,715人で対前年比307,157人、率にして51.4%減少した。その後は、風評払拭のイベント等の実施や農産物直売所の開業、リゾート型多目的宿泊施設ルネサンス棚倉の施設改修等により、平成30年(2018)には555,944人となり、ほぼ東日本大震災前の水準まで戻りつつある。



棚倉町の観光入込客数の推移

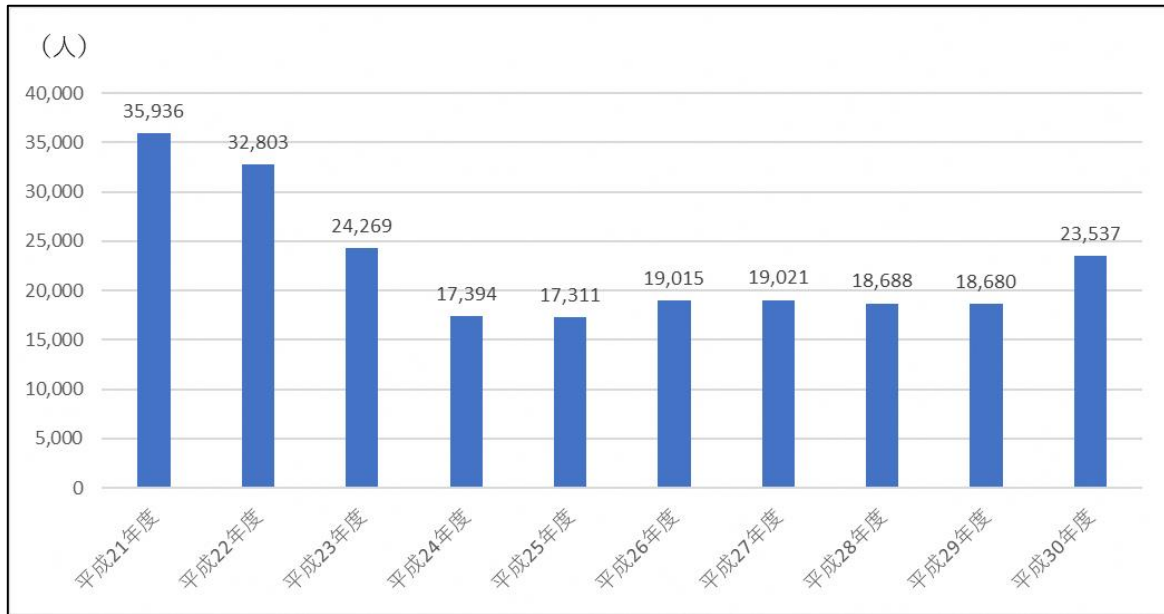
(資料：福島県観光客入込状況調査)

調査集計地点			
みりよく満点物語 ※農産物直売所	山本不動尊	ルネサンス棚倉	十万石棚倉城まつり
256,067人	145,500人	139,377人	15,000人

平成30年(2018)における主要施設、行事の観光客数

(資料：福島県観光客入込状況調査)

また、本町の主要な宿泊施設であるルネサンス棚倉の宿泊者数は、平成21年(2009)度には35,936人であったが、観光入込客数と同じく、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害等により、主に教育旅行による宿泊者が減少し、平成25年(2013)度には17,311人となった。しかし、その後は徐々に宿泊者が増加し、平成30年(2018)度には23,537人まで回復している。



ルネサンス棚倉宿泊者数の推移

3 歴史的環境

(1) 歴史

① 年表

和暦	西暦	東白川・棚倉の歴史
		<small>たかはた</small> 高渡遺跡（縄文時代中期～後期の集落跡） <small>まつなみだい</small> 崖ノ上遺跡（縄文時代後期～弥生時代中期の遺跡） <small>まつなみだい</small> 松並平遺跡（縄文時代～平安時代の集落跡） <small>ごまざわ</small> 胡麻沢古墳（古墳時代後期の古墳）
6世紀前半		
養老2年	718	<small>むつ</small> <small>つ</small> <small>のくに</small> <small>いわ</small> <small>きのくに</small> 陸奥国より石城国が分置
神亀年間	724～729	<small>うが</small> 宇迦神社創建
天平9年	737	<small>じょうりゅうじ</small> 常隆寺建立
大同2年	807	馬場都々古別神社創建、山本不動尊開山
弘仁2年	811	東山道と東海道を結ぶ連絡路として官道が開通し、長有・高野に駅が設置される
	9～10世紀	流麿寺建立
文治5年	1189	<small>すずき</small> <small>さぶろう</small> <small>しげいえ</small> <small>きしゅうくま</small> <small>のはなぞ</small> <small>のだいごんげん</small> 源義経重臣鈴木三郎重家、「紀州熊野花園大権現」の石仏を彦六に与える
元亀年間	1570～1573	<small>ゆうき</small> <small>ふかや</small> <small>いず</small> <small>のかみ</small> <small>まだら</small> <small>め</small> <small>の</small> <small>と</small> <small>のかみ</small> 白河結城家家臣深谷伊豆守、斑目能登守、寺山城（寺山館）城代を務める
天正3年	1575	佐竹氏、白河結城氏と戦い赤館を領有
天正18年	1590	豊臣秀吉の奥州仕置により赤館以南、佐竹領となる
慶長8年	1603	<small>れんげじ</small> 蓮家寺開山
慶長11年	1606	<small>たちばなむねしげ</small> 立花宗茂入封
元和8年	1622	<small>に</small> <small>わ</small> <small>ながしげ</small> 丹羽長重入封
寛永2年	1625	丹羽長重、棚倉城の築城に取り掛かる
寛永4年	1627	<small>ないとうのぶてる</small> 内藤信照、近江国（滋賀県）より棚倉城主となる
寛文5年	1665	<small>ないとうのぶよし</small> 内藤信良、棚倉城主となる
寛文12年	1672	大火で448戸が焼ける
延宝2年	1674	<small>ないとうかずのぶ</small> 内藤式信が棚倉城主となる
宝永2年	1705	<small>お</small> <small>お</small> <small>た</small> <small>すけはる</small> 太田資晴、駿河国田中（静岡県）より棚倉城主となる
宝永4年	1707	<small>ちようきゆうじ</small> 太田資晴、長久寺建立
享保13年	1728	<small>まつ</small> <small>だい</small> <small>いら</small> <small>たけちか</small> 松平武元、上野国館林（群馬県）より棚倉城主となる

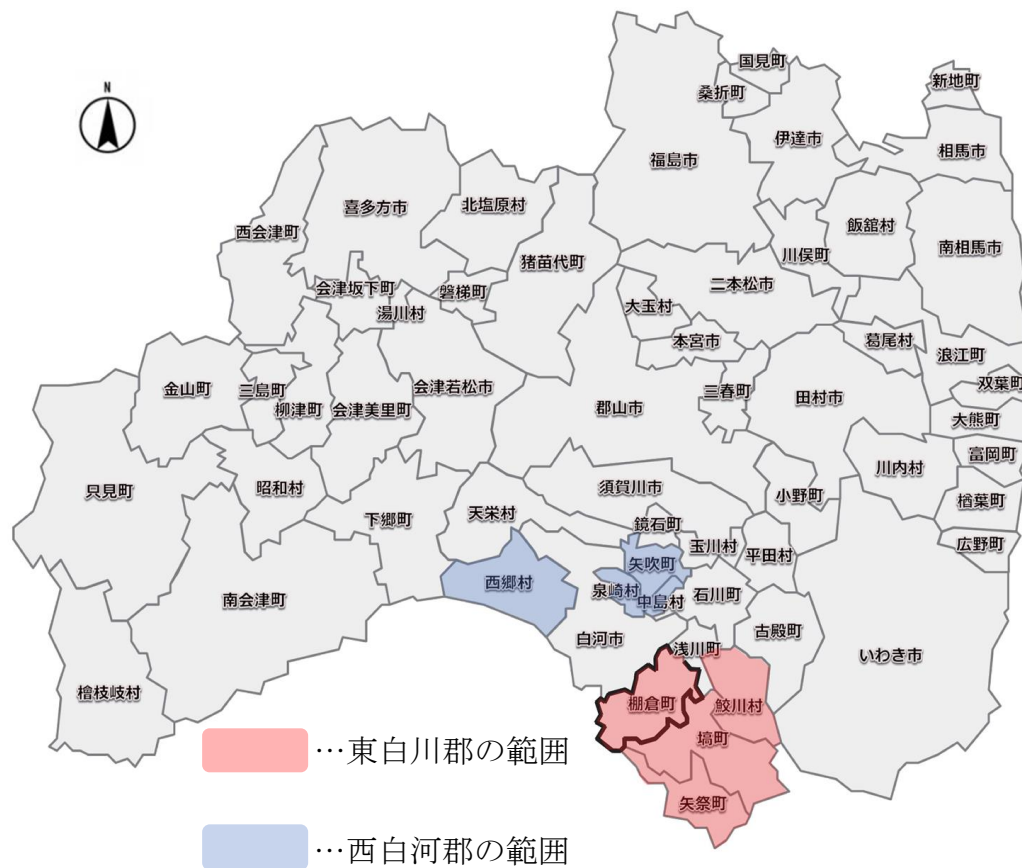
和暦	西暦	東白川・棚倉の歴史
延享3年	1746	<small>おがさわらながゆき</small> 小笠原長恭、遠江国掛川（静岡県）より棚倉城主となる
寛延2年	1749	戸塚騒動がおこり、棚倉より出兵
安永4年	1776	<small>おがさわらながたか</small> 小笠原長堯、棚倉城主となる
寛政10年	1798	浅川騒動がおこり、棚倉より出兵
文化9年	1812	<small>おがさわらながまさ</small> 小笠原長昌、棚倉城主となる
文化14年	1817	<small>いのうえまさもと</small> 井上正甫、遠江国浜松（静岡県）より棚倉城主となる
文政3年	1820	<small>いのうえまさはる</small> 井上正春、棚倉城主となる
文政7年	1824	<small>ひたちおおつはま</small> 常陸大津浜に英国船が上陸、棚倉藩は陣屋を設け警備を行う
天保7年	1836	<small>まつだいらやすたか</small> 松平康爵、石見国浜田（島根県）より棚倉城主となる
嘉永7年	1854	<small>まつだいらやすかど</small> 松平康圭、棚倉城主となる
文久2年	1862	<small>まつだいらやすひろ</small> 松平康泰、棚倉城主となる
元治元年	1864	天狗党鎮圧のため、棚倉藩の江戸屋敷より派兵 <small>まつだいらやすひで</small> 松平康英、棚倉城主となる
慶応2年	1866	<small>あべまさきよ</small> 阿部正静、棚倉城主となる
慶応4年	1868	<small>おうう えつれい ばんどうめい</small> 棚倉藩、奥羽越列藩同盟に加わり戊辰戦争に参加 新政府軍の攻撃に遭い、棚倉城落城
明治2年	1869	<small>あべまさこと</small> 阿部正功が藩知事となり、藩校 <small>しゅうどうかん</small> 修道館を設置
明治4年	1871	棚倉県ができる（後に <small>たいらけん</small> 平県に編入）
明治6年	1873	棚倉小学校開校
明治9年	1876	福島県に編入される
明治12年	1879	磐城国白川郡が東白川郡となる
明治18年	1885	伊野上村、伊野下村が合併し初めて「棚倉町」の名称が生まれる
明治22年	1889	町村制施行（棚倉町・社川村・高野村・近津村・山岡村の1町4か村）
明治23年	1890	東白川郡庁舎が棚倉城跡に移転
明治33年	1900	<small>とうほくびやくごうがくいん</small> 東北白毫学院が設立される
大正2年	1913	白棚鉄道敷設
大正10年	1921	棚倉町に電話が開通する

和暦	西暦	東白川・棚倉の歴史
昭和9年	1934	水郡線全線開通
昭和20年	1945	堀川愛生園 <small>ほりかわあいせいえん</small> が創設される（戦災孤児救済活動の一環）
昭和30年	1955	棚倉町・社川村・高野村・近津村・山岡村が合併、新制「棚倉町」となる
昭和32年	1957	国鉄バス白棚高速線開通
昭和43年	1968	上水道の給水開始
昭和47年	1972	埼玉県川越市と友好都市盟約を締結
昭和58年	1983	町史編纂 <small>さん</small> 事業が完了
昭和61年	1986	ギリシャ・スパルタ市と国際友好都市議定書調印
平成2年	1990	ルネサンス棚倉オープン
平成3年	1991	スパルタ市民公式訪問
平成6年	1994	オーストラリア・レイクマコーリー市と国際友好都市議定書調印
平成7年	1995	町文化センター <small>くらびかん</small> 倉美館オープン
平成14年	2002	レイクマコーリー市と国際姉妹都市議定書調印
平成16年	2004	八槻都々古別神社 <small>つつこわけじんじや おたうえ</small> 「都々古別神社の御田植」国の重要無形民俗文化財に指定
平成18年	2006	「阿部正備茶室 <small>あべまさかた</small> 」町指定有形文化財に指定
平成20年	2008	「八槻都々古別神社大般若経 <small>だいほんにゃきょう</small> 」県指定重要文化財に指定
平成23年	2011	東日本大震災が発生 スパルタ市へ招待訪問
平成24年	2012	神奈川県横浜市鶴見区と友好交流協定締結
平成25年	2013	「八槻家住宅 <small>やつきけじゅうたく</small> 」県指定重要文化財に指定
平成26年	2014	「流麿寺跡」国の史跡に指定 馬場都々古別神社「都々古別神社本殿」国の重要文化財に指定
平成30年	2018	棚倉町歴史的建造物八槻家住宅公開
平成31年	2019	「棚倉城跡」国の史跡に指定
令和元年	2019	「八槻都々古別神社本殿・隨身門」県指定重要文化財に指定

＜コラム＞ 東「白川」と西「白河」

棚倉町は^{やまつりまち}矢祭町、^{はなわまち}埴町、^{さめがわむら}鮫川村とともに4町村で東「白川」郡を形成しているが、福島県内にはもう一つの「しらかわ」郡が存在する。それは、本町の北側に位置する^{やぶきまち}矢吹町、^{いずみざきむら}泉崎村、^{なかじまむら}中島村と、本町の北西に位置する^{にしごむら}西郷村の4町村で形成される西「白河」郡である。

2つの「しらかわ」の形成は承平年間（931～938）に陸奥国白河郡（現在の白河市、東白川郡、西白河郡）から高野郡（現在の東白川郡）が分立したことに由来する。その後、寛文年間（1661～1673）に高野郡を廃し、白河郡に戻されたが、元禄年間（1688～1704）に旧高野郡域を「白河」と区別するために「白川」郡とされた。そして、明治12年（1879）1月に郡区町村編制法が福島県で施行され、「白川」郡を東白川郡、「白河」郡が西白河郡となった。



現在の東白川郡と西白河郡の範囲図

② 古代

棚倉町を西から南へ流れる久慈川は、奥久慈の最高峰である八溝山（標高1,022m）を源流とし、その流れは遠く常陸（茨城県）を通り、太平洋へと至る。

この久慈川沿いを中心として、本町には原始・古代より多くの遺跡が確認でき、古くから人々が生活していたことがうかがえる。縄文時代の遺跡には中期から後期の遺物が数多く出土した高渡遺跡などいくつかの遺跡があり、弥生時代の遺跡では標式土器の「棚倉式土器」が出土した崖ノ上遺跡が有名である。また、古墳時代については石棺から人骨や骨鏃が出土した胡麻沢古墳のほか、塚原古墳群、堤古墳群などがある。

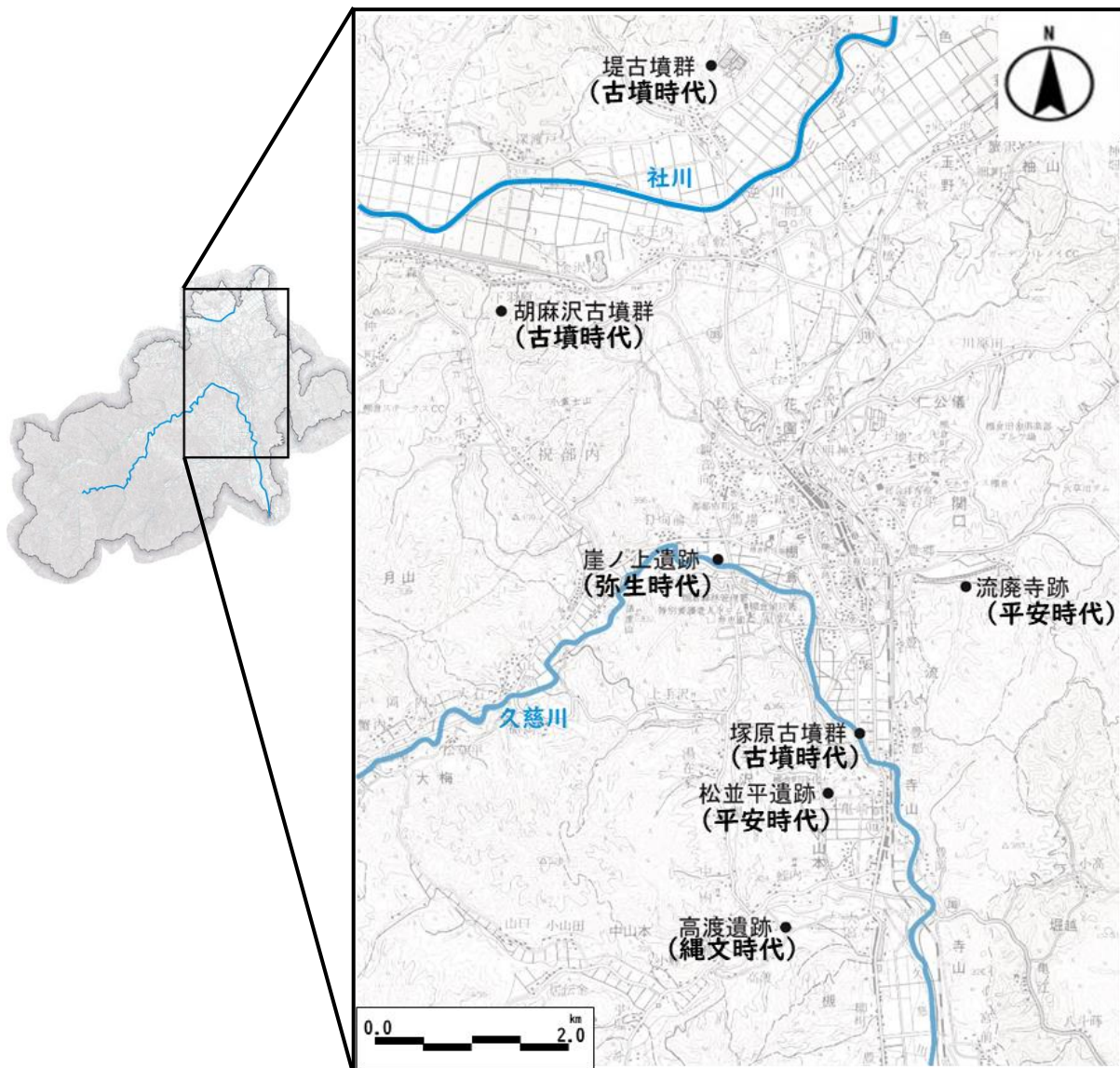
奈良・平安時代になると、遺跡のほかにも古文書や古記録によって人々の生活を知ることができる。この時期の代表的な遺跡には、大規模な集落跡である松並平遺跡や、東北における古代仏教の一拠点である流廃寺跡が挙げられる。また、弘仁2年（811）に本町を含む東白川郡に長有・高野の2駅が設置され、常陸国から陸奥国に至る官道が設けられる。これにより、既に存在していた久慈川の水上交通に加えて陸上交通が整備され、交通量の増大がもたらされた。

平安時代の中期に編纂された辞典である『倭名類聚抄』によれば、当時は本町を含む東白川郡一帯が

「高野郡」という行政区分と呼ばれていたことが分かる。また、この時代に本町は「入野（伊野とも）」と呼ばれていた。さらに歴史書である『続日本後紀』や古代における法典集の『延喜式』を紐解くと、このころに都々古別神社（現在の馬場・八槻都々古別神社）が成立したとされ、当時は、非常に高い格式を有し、その勢力は大変大きく、神事などの費用にあてるための神領として、鎌倉時代まで高野郡全域を直接支配するほどであった。



棚倉式土器



古代の遺跡等の分布図

③ 中世

中世になると、山林を中心に修行を重ねる修験者による独特な宗教文化（修験道）が形成される。修験道は、山林に入り修行を積むことで呪力を体得することを目的とした神仏習合の民間宗教で、馬場・八槻都々古別神社などが中心となり、東北における一大宗教拠点となっていっていった。一方で政治の面では、白河結城氏が高野郡の地を治めるようになる。白河結城氏は平安時代末期の奥州合戦の功績から白河郡を恩賞として賜って以後、鎌倉幕府との関係を密にしながら支配体制を固めていた有力氏族である。その支配は長きに及び、戦国時代になると常陸国より侵攻してきた佐竹氏などの有力氏族との激しい戦闘が繰り広げられた。

このようななかで、本町の山々では地域支配や軍事・生活の拠点として、赤館城や寺山城（寺山館）といった山城や館が次々と築かれた。

④ 近世

江戸幕府の成立後の慶長 11 年（1606）に、立花宗茂が赤館城主として初代藩主となり当地を治めることとなる。宗茂は、馬場・八槻都々古別神社の朱印状取得に尽力している。

元和 8 年（1622）に、新たに藩主となった丹羽長重は寛永 2 年（1625）に棚倉城を築城した。長重は、周囲の地形より高い久慈川の河岸段丘か がん だん きゅうに立地していた馬場都々古別神社の境内に着目し、神社を西側の現在の社地に遷宮して新たに城



棚倉城跡

を築いた。この理由として、天然の要塞のような地形が城を造るにあたり絶好の場所であったことに加え、古代から続く都々古別神社が宗教権威として民衆にまで大きな影響力を持っていたことを利用したとも考えられている。

また、内藤家の藩主時代（1627～1705）には、城下町の整備も進み、水戸市から本町を通り矢吹町やぶきまち おうしゅう（奥州街道の矢吹宿）まで結び、江戸から水戸、奥羽を繋ぐ脇街道として機能した水戸街道や、水戸街道から分岐し棚倉城下と棚倉藩の飛び地である平潟ひらかた（茨城県北茨城市）を結び、物資の運搬等に大きな役割を果たした平潟街道をはじめ、岩城街道、伊王野道等が通る交通の要衝としての地位を確立した。寛永 6 年（1629）に紫衣事件（天皇が高僧へ与えた紫衣（紫色の法服）着用ちよつきよの勅許を江戸幕府が無効とし、これに抗議した僧侶を処罰した事件）が発生すると、京都大徳寺だいたくじの住職を務めた玉室宗珀ぎょくしつそうはくは流罪となり、棚倉藩預かりの身となった。当時の第 3 代藩主内藤信照は赤館城跡の南麓にあった光徳寺境内いおりに庵を設け、手厚く世話をを行い、親睦を深めたとされている。

以後、棚倉藩の統治は内藤家、太田家、越智松平家おちまつだいら、小笠原家おがさわら、井上家、松井松平家と続き、最後は阿部家であった。歴代藩主は、領内の神社仏閣を手厚く庇護ひごしており、内藤信照は光徳寺を建立、太田資晴は長久寺へ棚倉城の南門を寄進、松平康爵は山本不動尊へ石灯籠を寄進している。



棚倉町の街道図

⑤ 近代

(ア) 戊辰戦争と明治維新

慶応2年(1866)、白河藩主の阿部正静が第17代棚倉藩主となる。慶応4年(1868)、棚倉藩は奥羽越列藩同盟の一員として戊辰戦争に参加する。白河城の攻防戦において、棚倉藩は阿部内膳あべないぜんが率いる「十六ささげ隊」などが活躍するも白河城は落城する。

白河城が落城すると新政府軍は攻撃目標を棚倉城に定め、板垣退助が率いる薩摩藩・長州藩・土佐藩おし おおがき・忍藩おし・大垣藩らの兵約800人が棚倉城へと進軍した。一方、城には前白河藩主阿部正外あべまさとが率いるわずかな手勢がいるのみであり、仙台藩・三春藩等に支援要請を行ったが援兵を得ることはできなかった。そして、新政府軍が城下を包囲し、落城必至と考えた藩兵は、新政府軍の拠点になることのないよう、城に火を放ち逃亡し、総指揮にあたった正外も自己の所領へ退いた(棚倉城の本丸御殿を含む城内の建物は、このときにほとんど燃え落ちてしまったといわれている)。その後、新政府軍は城下に進駐し、板垣は蓮家寺を本拠

として民政にあたった。

明治時代に入り、戦乱後の当地域は少しずつ復興を遂げる。明治2年(1869)、版籍奉還が行われると阿部正功が藩知事となり、明治4年(1871)、廃藩置県が行われると棚倉藩は廃止され棚倉県として新たに行政機構が整えられた。その後は、明治4年(1871)平^{たいら}県(後に磐^{いわさき}前県に改称)に編入、明治9年(1876)には福島県、磐^{いわさき}前県、若^{わかまつ}松県が合併し、現在の福島県が成立、明治22年(1889)町政開始と行政機構が整理され、東白川郡域の中心として機能していくこととなった。

明治2年(1869)9月2日、当時の棚倉藩知事であった阿部正功は、戊辰戦争後に藩士等の子弟を教育することを目的として、旧白河藩校と同名の藩校修道館を設置した。修道館は分校(郷校)が5箇所あり、生徒の概数は寄宿生20名、通学者200名、分校150名であった。教科書と諸規則は白河藩校時代と同じであると伝わる。毎月一度、試験を行い、学力により一等から四等まで級別に区分していた。明治4年(1871)10月、平県の管轄となったときに廃校となるが、その後、明治5年(1872)の学制発布と同時に、修道館の講堂跡を校舎として修道小学校が開校し、明治6年(1873)に棚倉小学校と改称し、現在に至っている。

(イ) 棚倉町の近代化

東白川郡の中心となった棚倉町は、郡役所が置かれたほか、水戸方面と白河、会津、二本松方面を結ぶ交通の要衝であったことから、近隣町村に比べて近代化が進んだ地域と言える。産業面では、明治21年(1888)に棚倉製糸会社、明治34年(1901)には上台^{うわだい}葡萄酒^{ぶどうしゅ}醸造^{じょうぞう}株式会社が発足したが、赤字経営



磐城棚倉駅

が続き大正年間(1912~1926)には廃業している。また、瀬ヶ野^{せがの}地区と小爪^{こづめ}地区の炭鉱において石炭の採掘が行われており、第2次世界大戦直後まで採掘がなされていた。金融面では、明治12年(1879)に棚倉協同株式会社、明治23年(1890)に棚倉銀行が創立されており、前者は現在の東邦銀行につながるものである。

交通の面では、大正5年(1916)に、白河駅(福島県白河市)と磐城棚倉駅を結ぶ、私鉄白棚軽便鉄道(後のJRバス関東白棚線)が営業を開始した。しかし、昭和7年(1932)に国鉄水郡南線(後の水郡線)が水戸駅(茨城県水戸市)から磐城棚倉駅まで敷設され、貨物輸送に水郡南線が利用されることが増えると、白棚線の貨物収入は減収し、白棚線の経営は悪化の一途をたどった。そして、昭和13年(1938)に政府借上げ、昭和19年(1944)には太平洋戦争の戦況悪化に伴う日本軍への金属供出によってレール撤去となった。現在、白棚線の軌道跡はJRバス関東白棚線の一部専用道路となっている。

⑥ 現代

満州事変以後、町内でも戦時体制が強化され物資統制などが進むなか、昭和15年(1940)の大火により、町内の約200戸が焼失した。また、戦後は進駐軍による農地改革により、経済界の再編成が行われ、昭和20年代は棚倉簡易裁判所、東白川地方事務所、棚倉税務署などの行政機能を整えていく。

昭和30年(1955)1月には、棚倉町、社川村、高野村、近津村、山岡村を合併し新制「棚倉町」が発足した。

昭和40年代になると上水道の給水が開始されるとともに、小中学校の新改築、中央公民館の新設、学校給食センターの完成などインフラや教育施設の整備が進められていった。さらに、昭和50年(1975)、中学校跡地を運動場として整備し、町総合体育館が完成する。また、昭和58年(1983)に町史編纂事業が完了した。平成2年(1990)には、リゾート型多目的宿泊施設であるルネサンス棚倉がオープンし、平成7年(1995)に町文化センター倉美館が開館している。

また、平成26年(2014)に平安時代の山林寺院である流廃寺跡が国の史跡に指定されるとともに、中世の建造物である馬場都々古別神社の本殿が国の重要文化財に指定されたことを契機に、歴史と文化を生かしたまちづくりを推進している。このようななかで、「町まるごとミュージアム」事業の展開、「新棚倉藩物語宣言」などを通して、歴史や地域の遺産を保存・継承・再生し、文化の向上、郷土愛の醸成、地域の活性化を図る取り組みを積極的に行っている。



ルネサンス棚倉



町文化センター倉美館

(2) 関わりのある人物

① たちばなむねしげ 立花宗茂 (1569~1642)

豊臣秀吉の九州攻めで手柄をたて、筑後国柳川藩（福岡県）の藩主となった。関ヶ原の戦いでは豊臣方についてたことで、徳川家康の処分により領地や地位を失うが、慶長9年（1604）に処分が解かれ、2年後に棚倉藩の初めての藩主となった。宗茂は赤館城主かつ棚倉藩の藩主として、馬場・八槻都々古別神社の朱印状取得に尽力した。そして、元和6年（1620）に柳川藩へ20年ぶりに返り咲くこととなる。



立花宗茂

（福岡県柳川市福巖寺所蔵・柳川古文書館提供）

② さたけよしのぶ 佐竹義宣 (1570~1633)

当主になり早々、小田原攻めに参加した功により、豊臣秀吉から常陸国や下野国しもつけのくにの正式な支配権を認められた。天正19年（1591）には本拠であった太田城から水戸城に移り、常陸における支配をより堅固なものにする。棚倉では、文禄3年（1594）に秀吉の命によって馬場都々古別神社の本殿を建立した。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いにより領地を没収され、2年後に出羽国秋田（秋田県）へと転封となった。



佐竹義宣

（秋田県秋田市天徳寺所蔵・秋田市立佐竹史料館提供）

③ ^{にわながしげ}丹羽長重 (1571~1637)

丹羽家は有力な戦国大名であり、長重は織田信長の家臣であった丹羽長秀^{ながひで}の長子として元亀 2 年 (1571) に生まれた。関ヶ原の戦いでは豊臣方に属したため領地を取り上げられたが、慶長 8 年 (1603) 常陸国古渡^{ふつと} (茨城県) で 1 万石の大名に復活、その後常陸国江戸崎^{えどさき} (茨城県) で 2 万石、元和 8 年 (1622) には 5 万石で棚倉藩主となる。幕府の命により、近津明神を現在の馬場に移し、その旧境内地に寛永 2 年 (1625) に棚倉城の築城を開始した。しかし、棚倉城の完成を見ずして隣地白河へ転封となり、棚倉城の造営は内藤家に引き継がれることとなる。



丹羽長重
(福島県二本松市大隣寺所蔵・
二本松市教育委員会提供)

④ ^{たかはしもとたね}高橋元種 (1571~1614)

高橋元種は日向国延岡^{ひゅうがのくにのべおか} (宮崎県) の戦国武将で豊臣秀吉の九州攻めの際に降伏して付き従い、後に朝鮮出兵などで活躍した。関ヶ原の戦いでは徳川家康が率いる東軍に味方し、江戸時代に入ってから引き続き延岡を支配した。

しかし、慶長 18 年 (1613) に罪人として幕府から追われていた水間勘兵衛^{みずまかんべえ}を匿ったことを理由に幕府から藩主を辞めさせられ、領地も没収されてしまう。そして、棚倉藩預かりとなった元種は、長男の左京^{さきょう}と共に延岡を離れ、遠く離れた棚倉の地にやってきた。棚倉において最後を過ごした元種の墓は本町の流^{ながれ}地区の墓地に佇んでいる。



高橋元種の墓

⑤ ^{ないとうのぶてる}内藤信照 (1592~1665)

丹羽長重にかわり、寛永 4 年 (1627) 近江国 (滋賀県) より 5 万石で第 3 代棚倉藩主となる。内藤家は戦国時代から徳川家に仕えてきた譜代大名であり、内藤家は 3 代にわたり棚倉を統治した。寛永 6 年 (1629)、京都大徳寺の高僧である玉室宗珀和尚が紫衣事件に関わり棚倉藩預かりの身となった際に、信照は赤館南麓^{いおり}にあった光徳寺内に庵を建て丁重に和尚の世話をしている。

また、信照は城下町の整備に力を入れた。城下町には商品の問屋や荷物を運ぶ馬の駅が開設され、棚倉藩は東白川郡域における経済の中心地として発展していく。他にも神社仏閣の保護にも尽力し、蓮家寺へ銅鐘の寄進をしている。

慶安3年(1650)から承応元年(1652)まで大坂城代にも就くが、寛文5年(1665)江戸にて、74歳で死去した。



内藤信照が寄進した銅鐘（蓮家寺）

⑥ まつだいらやすひで 松平康英 (1830~1904)

外国奉行や神奈川奉行、遣欧使節団の副使を経て、元治元年(1864)に第16代棚倉藩主となる。慶応元年(1865)には老中職を勤める。慶応2年(1866)天狗党の乱で常陸国に兵を出した功績から2万石加増で8万400余石となり、天狗党員の処刑も行う。また、同年6月には白河城主になるよう命令があったが、同年10月中止となり、武蔵国川越(埼玉県)城主となる。このとき禄高8万443石となる。

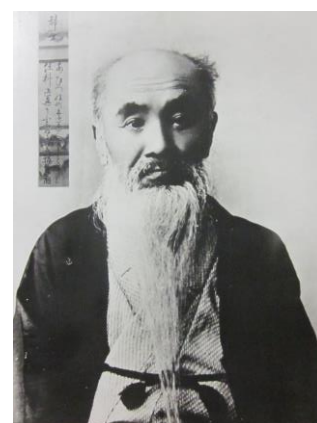


松平康英

(棚倉町教育委員会提供)

⑦ さいごうたのも 西郷頼母 (1830~1903)

会津藩主松平容保まつだいらかたもりのもとで家臣の最高職である家老を務める。文久2年(1862)容保が京都の治安維持にあたる京都守護職に推されると、頼母は容保が尊王攘夷派といった幕府に反抗する勢力との矢面に立たされる危険性があると考えて、必死に反対したと言われ、家臣のなかで一貫して会津藩を守ろうと奮闘した人物である。しかしながら会津は朝敵として新政府軍の目の敵となり、戊辰戦争によって会津は大きな被害を受ける。明治維新後、頼母は保科近ほしなちかのり恵と改名し東北や関東の神社の神職を歴任する。その1つが本町の馬場都々古別神社である。明治8



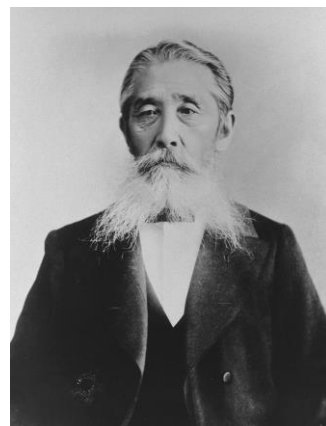
西郷頼母

(会津武家屋敷提供)

年（1875）から数年間にわたり宮司を務め、在職中に近恵は『縁起備考』という本を記している。

⑧ 板垣退助（1837～1919）

板垣退助は土佐藩出身の政治家で、日本初の政党である自由党を結成した。また、民撰議院設立建白書を提出し、国会開設を訴えた自由民権運動を展開するなど、日本における数々の政治の礎を築いた。幕末期には板垣退助は新政府軍の主要メンバーとして戊辰戦争に参加した。東北での戦いでは、慶応4年（1868）6月に白河を拠点とした新政府軍を率いて棚倉城を攻めた。棚倉城落城後、新政府軍は城下に進駐し、板垣は新町地区の蓮家寺を陣としてしばらく民政にあたった。



板垣退助
（国立国会図書館
ウェブサイトより）

⑨ 稲垣千穎（1847～1913）

稲垣千穎は、唱歌「蛍の光」の作詞者として知られる。千穎は棚倉藩を第13代棚倉藩主松平康爵が治めていた弘化4年（1847）、家臣稲垣半太夫の次男として棚倉に生まれる。松平家が城下を開いた青藍塾で漢学等を学び、慶応2年（1866）松平家の川越転封に伴い川越藩校長善館の教師として赴任した。その後も国学者の平田篤胤が開いた気吹舎の塾頭を務めるなど頭角を現し、明治16年（1883）には東京師範学校（現在の筑波大学）の教諭となる。また、『和文読本』、『本朝文範』といった和文や国学の教科書編集にも尽力した。



稲垣千穎
（『「蛍の光」と稲垣千穎
—国民的唱歌と作詞者の
数奇な運命—』より）

「蛍の光」の原曲は英米で年越しの際に歌われるスコットランド民謡であるが、維新後の西洋音楽教育の導入にあたり、当初から卒業式で歌われるものを目指して歌詞を書き上げた。明治16年（1883）に初めて演奏されて以後、「蛍の光」は日本の卒業式にとって欠かすことのできない唱歌である。

⑩ ^{あべまさきよ}阿部正静 (1850~1878)

4代にわたり棚倉を治めた松平家に代わり、白河から移ってきた阿部正静が慶応2年(1866)6月19日、10万石で第17代棚倉藩主となる。慶応4年(1868)、棚倉藩は戊辰戦争で奥羽越列藩同盟に参加し白河城を中心に新政府軍と戦う。

このとき、活躍したのが十六ささげ隊である。藩士阿部内膳を総指揮とする16人の少数精鋭部隊で、夜闇に乗じて敵を襲う戦法を得意とし「仙台烏に十六ささげ なけりや官軍高枕」と謡われるほど新政府軍(官軍)から恐れられた。部隊の名前の由来には諸説あり、1つは白河地方で古くから栽培されていた「十六ささげ」という豆からとったと言われている。また彼らが「十六ささげ」の実やさやと同じ色(実が赤茶色、さやが薄緑色)の鎧兜と旗印に弓や槍をかまえ、勇猛果敢に戦い「身を捧げる」ことから名づけられたという説もある。最後まで正静は東北諸藩に援軍を求めべく各地を奔走するが、彼が棚倉を離れていた同年6月に棚倉城は落城し、244年にわたる棚倉城の歴史は終わりを告げる。



阿部正静
(国立国会図書館ウェブ
サイトより)

⑪ ^{たやまかたい}田山花袋 (1871~1930)

田山花袋は『蒲団』、『田舎教師』などで知られる、明治~昭和期に活躍した小説家である。花袋がまだ貧しい文学書生だった明治23年(1890)、当時の棚倉や周辺地域行政の長である東白川郡長を務めていた義兄から縁談をすすめられ、棚倉を訪れた。縁談は実らなかったものの、棚倉滞在中に花袋は棚倉の様々な場所に足を運び、その間に見聞きした名称や旧跡等を和歌に詠んだ『棚倉百勝詠歌集』^{たなぐらひやくしょうえい かしゅう}という作品を残している。



田山花袋
(棚倉町教育委員会提供)

⑫ ^{かつたしよきん} 勝田蕉琴 (1879~1963)

勝田蕉琴は本町出身の日本画家である。蕉琴は明治32年(1899)に東京美術学校(現在の東京藝術大学)にて日本画を教えていた橋本雅邦^{はしもとがほう}に師事し、画家としての技量を高めていった。美術学校卒業後は、インドに渡って見聞を深め、帰国後はさらに自身の絵画を確立させ、日本画家としての確固とした地位を確立していった。また、福島県で活動する画家たちを集め^{ふくようび}福陽美術会^{じゆつかい}を結成して東京や福島県内で展覧会を行うなど、福島県における美術界の発展に尽力した。

蕉琴の作品は、滑らかな色使いや絵の細部まで実にこと細やかに描かれることが特徴で、特に花鳥画など生き物を描くことを得意としていた。出身地である棚倉でも、宇迦神社の絵馬や山本不動尊鐘楼の天井画などを手掛けており、作品を目にすることができる。



勝田蕉琴
(棚倉町教育委員会提供)

4 文化財等の分布状況

棚倉町には、令和2年（2020）3月現在、合計36件の指定等文化財がある。その内訳は、国指定の文化財が8件、国認定の重要美術品が2件、県指定の文化財が17件、町指定の文化財が9件となっている。このほかに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（以下、「記録選択」という。）に、「都々古別神社の御田植」と「お枡廻しの習俗」の2件が選択されている。なお、記録選択のうち、「都々古別神社の御田植」は国の重要無形民俗文化財にも指定されている。

また、「お枡廻しの習俗」は旧陸奥国高野郡が現在の茨城県の北部まで含んでいるため、福島県と茨城県の県境を越えた地域で選択されている。

棚倉町指定等文化財件数一覧

文化財の種類		国指定等	県指定	町指定	計
有形文化財	建造物	1	2	2	5
	彫刻	1(1)		4	5
	工芸品	5(1)	5		10
	書跡・典籍		3		3
	古文書		1		1
	考古資料		1		1
民俗文化財	有形の民俗文化財		1		1
	無形の民俗文化財	1	2	1	4
記念物	遺跡	2			2
	動物・植物・地質 鉱物		2	2	4
計		10	17	9	36

※国指定等のうち、() 内数字は「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」によって認定された重要美術品の件数

棚倉町の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財一覧

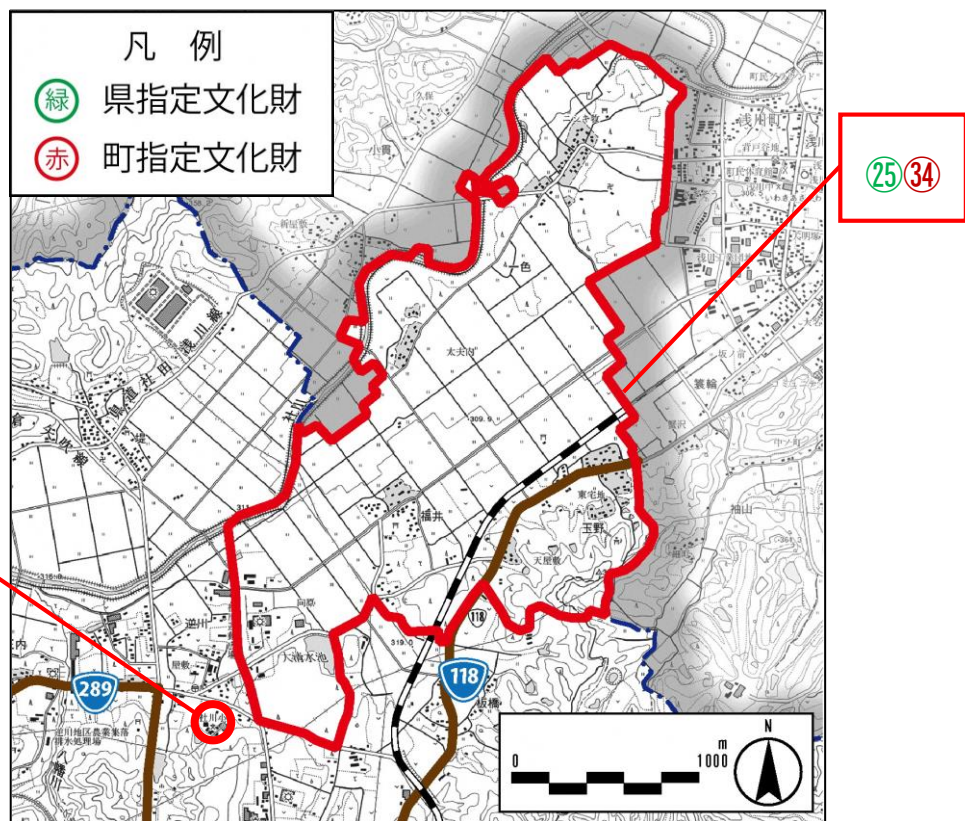
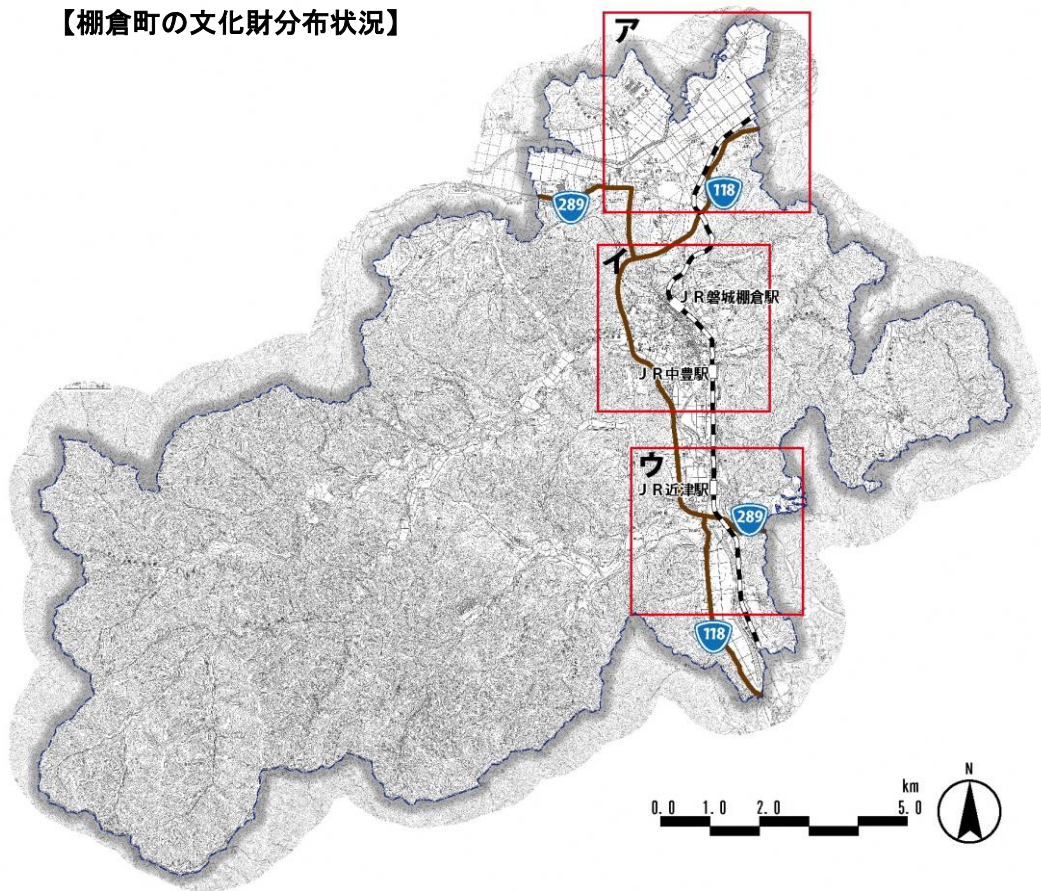
区分	種別	名称
国	民俗芸能	都々古別神社の御田植
	風俗慣習	お枡廻しの習俗

棚倉町の指定等文化財一覧

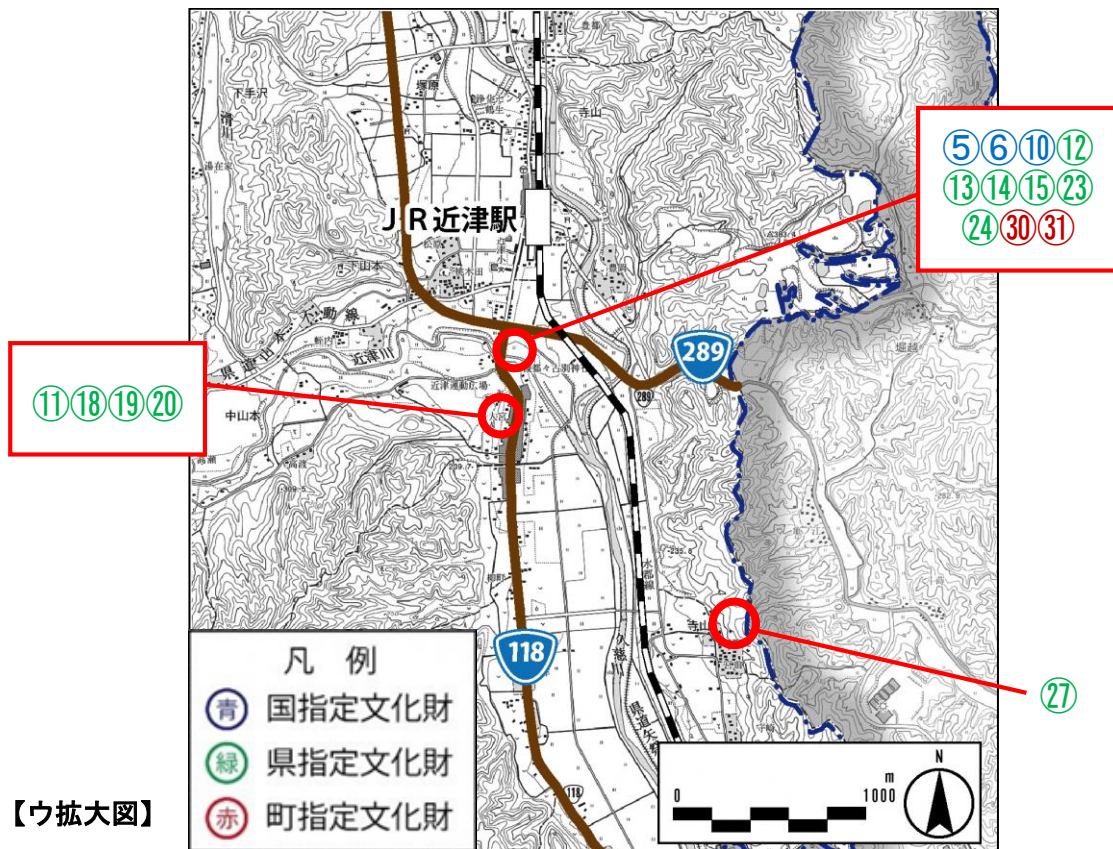
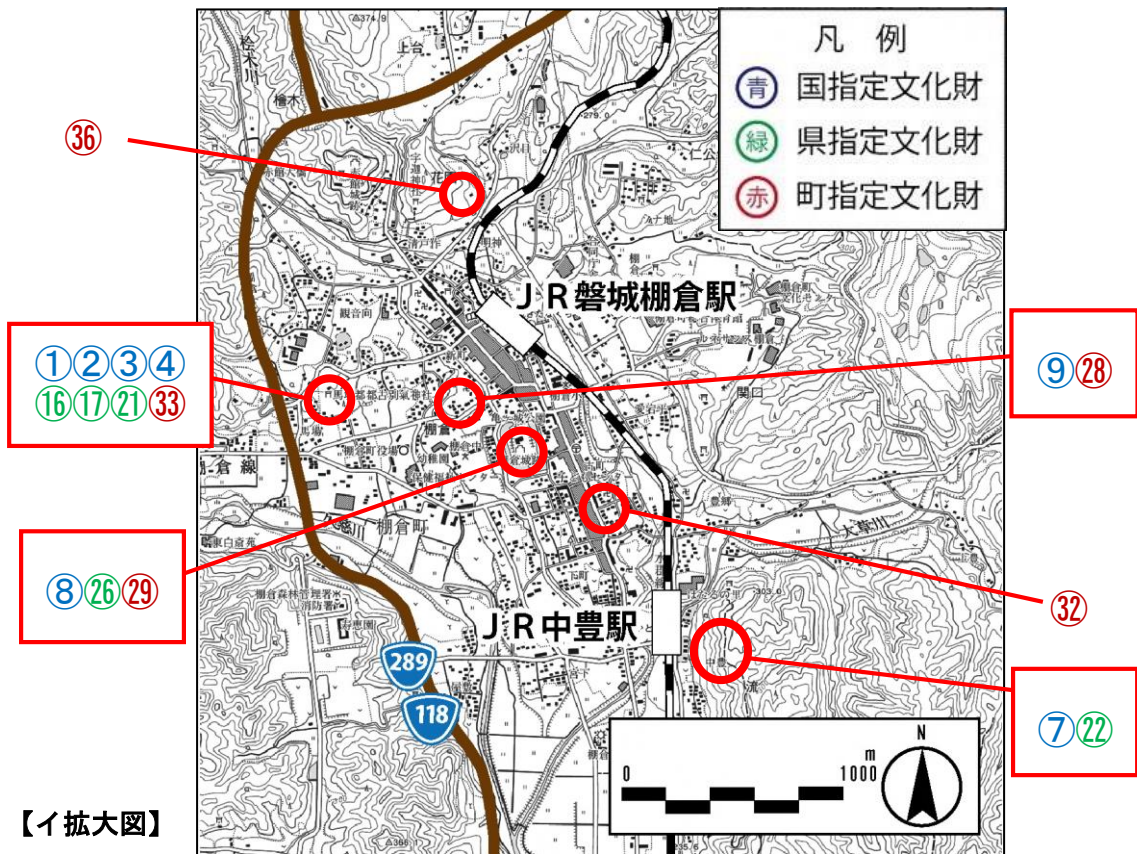
No.	区分	指定等類型	名 称	所在地
1	国	重要文化財(建造物)	都々古別神社本殿	棚倉地域 馬場
2	国	重要文化財(工芸品)	<small>ながふくりんたち なかみむめい</small> 長覆輪太刀 中身無銘 1口	棚倉地域 馬場
3	国	重要文化財(工芸品)	長覆輪太刀 中身無銘 1口	棚倉地域 馬場
4	国	重要文化財(工芸品)	<small>あかいとおどしよろいざんけつ つけたり</small> 赤絲威鎧残闕 附 二 <small>じゅうごけんしほうじろのほしかぶとばち</small> 十五間四方白星兜鉢 1括	棚倉地域 馬場
5	国	重要文化財(工芸品)	銅鉢 4口	近津地域 八槻
6	国	重要無形 民俗文化財	都々古別神社の御田植	近津地域 八槻
7	国	史跡	流麿寺跡	近津地域 流
8	国	史跡	棚倉城跡	棚倉地域 城跡
9	国	重要美術品(工芸品)	銅鐘 1口	棚倉地域 新町
10	国	重要美術品(彫刻)	木造十一面観音立像 1軀	近津地域 八槻
11	県	重要文化財(建造物)	八槻家住宅 旧主屋及び書院 棟・表門・脇門 4棟	近津地域 八槻
12	県	重要文化財(建造物)	八槻都々古別神社本殿・隨身 門	近津地域 八槻
13	県	重要文化財(工芸品)	銅製釣燈籠 2箇	近津地域 八槻
14	県	重要文化財(工芸品)	<small>みしょうたい</small> 八槻都々古別神社御正体 3面	近津地域 八槻
15	県	重要文化財(工芸品)	銅鉢 1口	近津地域 八槻
16	県	重要文化財(工芸品)	馬場都々古別神社御正体 4面	棚倉地域 馬場
17	県	重要文化財(工芸品)	銚形祭具 3本	棚倉地域 馬場
18	県	重要文化財(書跡)	<small>しょうごいんどうこうひつたんざく</small> 聖護院道興筆短冊 1幅	近津地域 八槻
19	県	重要文化財(書跡)	八槻文書 242点	近津地域 八槻
20	県	重要文化財(典籍)	<small>だいほんにやきょう きょうびつ つけたり</small> 大般若経 経櫃 附 <small>きょうぼこ</small> 経箱 60帖 3合 60口	近津地域 八槻

No.	区分	指定等類型	名 称	所在地
21	県	重要文化財(古文書)	馬場都々古別神社文書等 22 点	棚倉地域 馬場
22	県	重要文化財 (考古資料)	流麿寺跡出土金銀象嵌鉄剣 1 口	近津地域 流
23	県	重要有形 民俗文化財	八槻都々古別神社の古面 17 口	近津地域 八槻
24	県	重要無形 民俗文化財	八槻都々古別神社の神楽	近津地域 八槻
25	県	重要無形 民俗文化財	お枡明神の枡送り行事	社川地域(福井、 玉野、一色)、浅 川町 <small>みのわ</small> 箕輪
26	県	天然記念物	棚倉城跡の大ケヤキ	棚倉地域 城跡
27	県	天然記念物	<small>ふたはしら</small> 二柱神社のスギ	近津地域 寺山
28	町	有形文化財(建造物)	蓮家寺山門	棚倉地域 新町
29	町	有形文化財(建造物)	阿部正備茶室	棚倉地域 城跡
30	町	有形文化財(彫刻)	銅造十一面観音菩薩坐像	近津地域 八槻
31	町	有形文化財(彫刻)	銅造観音菩薩立像	近津地域 八槻
32	町	有形文化財(彫刻)	銅造地藏菩薩立像	棚倉地域 古町
33	町	有形文化財(彫刻)	木造大黒天立像	棚倉地域 馬場
34	町	無形民俗文化財	お枡明神遷座の行事	社川地域(福井、 玉野、一色)、浅 川町 <small>みのわ</small> 箕輪
35	町	天然記念物	希望の桜	社川地域 逆川
36	町	天然記念物	花園の <small>こうやまき</small> 高野槇	棚倉地域 花園

【棚倉町の文化財分布状況】



【ア拡大図】



(1) 主な国指定文化財

※各文化財の名称は国による指定の名称

① 都々古別神社本殿つづこわけじんじやほんでん（重要文化財）

馬場都々古別神社は隨身門の扁額に残されているように陸奥一宮として崇敬されてきた古社で、およそ 1900 年前、日本武尊やまとたけるのみことが東北地方鎮撫のおりに、農業神あじすきたかひこねのみことの味耜高彦根命を地主神として、建錡山たてほこやま（白河市表郷）に錡を祀ったことが始まりとされる。大同 2 年（807）に坂上田村麻呂さかのうえのたむらまろが現在の棚倉城跡に奉遷して社殿を造り、併せて日本武尊を祀ったとも伝えている。



馬場都々古別神社本殿

本殿は、文禄 3 年（1594）に当時の領主であった佐竹義宣が豊臣秀吉の命で造営したものと見られ、寛永 2 年（1625）に第 2 代棚倉藩主の丹羽長重が、幕命により棚倉城を築城するに際して、現在の地に遷宮した。細部や技法には中世的な要素が残っており、中世から近世への転換期における様式や技法を知るうえで、貴重な存在であるとして国の重要文化財に指定されている。

② 長覆輪太刀ながふくりんたち 中身無銘なかみむめい（重要文化財）

馬場都々古別神社に伝わる、鎌倉時代に作られたとされる太刀である。長さが 95.5 cm と非常に長いのが特徴で、実用品としてではなく、奉納用に作られたものと考えられる。

長覆輪とは、鞘全体さやに覆輪と呼ばれる縁取りを加えたものを指す。また取手の部分にあたる柄つかには萩や雀が彫られるとともに、側板には鳩と枝葉が彫られている。



長覆輪太刀

③ ^{あかいとおどし}赤絲威 ^{よろいざんけつ}鎧残關 ^{つけたり}附 ^{にじゅうごけん}二十五間 ^{しほうじろのほしかぶとばち}四方白星兜鉢 (重要文化財)

馬場都々古別神社に伝わる、鎌倉時代の作とされる大鎧の一部である。大鎧は馬上で弓を射るために作られた非常に重厚な鎧のことで、兜を含めると重さ 25 kg 以上にもなる。鎧は札と^{さね}呼ばれる、革や鉄で作られた小さな板を横につないだ^{さねいた}札板を作り、それをさらに上下につないだもので構成されている。それぞれの札板を繋ぐことを威^{おどし}といい、赤絲威^{あかいとおどし}とは赤い緒を使っ^てて札板をつないでいることを表している。



赤絲威鎧残關

この鎧の特徴は、数種類の威や、大きさの合わない甲冑部材が使われている点である。これは、大鎧が長期間にわたり、修理や改造を繰り返して使われていたことを示している。

④ ^{つつこわけじんじゃ}都々古別神社の御田植 ^{おたうえ}(重要無形民俗文化財)

都々古別神社の御田植は、棚倉町の南部、八槻地区にある八槻都々古別神社の拝殿で、毎年旧暦正月 6 日に演じられている。豊作を願って、神楽などとともに、稲作の作業過程を、せりふのやりとりと簡単な所作で、模擬的に演じるものである。

御田植当日になると、拝殿正面奥に御田植の道具をのせた机を据え、向かって左側に楽人^{がくじん}と呼ばれる演じ手たちが座り、右手側に宮司や氏子総代^{うじこそうだい}などが座り、中央で御田植が演じられる。



御田植の様子

⑤ ^{たなぐらじょうあと} 棚倉城跡（史跡）

江戸時代前期に築城された城であり、八溝山を源流とする久慈川が作りだした河岸段丘上の平坦地に所在する。元和8年（1622）に第2代棚倉藩主となった丹羽長重が、寛永2年（1625）より築城を開始したものであるが、長重が寛永4年（1627）白河へ移封となり、代わって棚倉藩主となった内藤信照によって、城の造営や城下町の整備が進められた。その後、城主は徳川譜代・親藩の家柄が入れ替わり、幕末の戊辰戦争では新政府軍と戦い落城した。

本丸土塁上には^{にじゅうすみやぐら}二重隅櫓4棟、^{いちじゅうやぐら}一重櫓1棟が建てられ、各櫓間を連結する^{たもんやぐら}多門櫓は東北地方の城郭では随一の規模であった。

棚倉城の本丸御殿を含む城内の建物は落城の際に焼失してしまったため現在は見るできないが、棚倉町教育委員会が実施した発掘調査により、多門櫓の礎石や、戊辰戦争時と思われる焼土や被熱した土壁材が出土している。江戸時代前期における江戸幕府の奥羽政策と、寛永期の築城形態の有り様を理解するうえで貴重な近世城郭遺構である。



棚倉城の復元模型



多門櫓の礎石

⑥ ^{ながれはいじあと} 流麿寺跡（史跡）

丘陵上に立地する山林寺院跡である。9世紀後半に創建され、10世紀中ごろに広範囲に及ぶ火災により廃絶したと考えられている。平成4年（1992）から実施された発掘調査の結果、ほぼ一本の尾根筋に沿って並列する13箇所的人工的な平坦地と9棟の^{そせき}礎石建物跡等が極めて良好な状態で検出された。

検出された建物には、伽藍がらんの中心を構成すると考えられる大規模な建物と、小規模な建物があるが、いずれもそれぞれ独立した平坦地や緩斜面に建てられている。これらの平坦地を結ぶ通路や階段が検出されたことにより、伽藍内の導線を復元することができ、平安時代における仏教を考えるうえで全国的に貴重な遺跡である。



流麿寺跡

(2) 主な県指定文化財

※各文化財の名称は県による指定の名称

① 八槻家住宅 旧主屋及び書院棟・表門・脇門（福島県指定重要文化財）

八槻家住宅は、代々八槻都々古別神社の宮司を務める八槻家の住宅である。周囲に土塁や堀を設けた中世の館の跡が残り、古くから八槻家がこの場所を拠点としていたことがわかる。建築年代は旧主屋が18世紀中ごろ、書院棟が19世紀初頭の普請と推定されている。屋敷は北・東境に堀跡を残すほか、南前方にも土塁や板塀を残し、表門・脇門を開くなど、古式をよく留めている。



書院棟内部



主屋と書院棟

② 八槻都々古別神社本殿・隨身門（福島県指定重要文化財）

八槻都々古別神社は、隨身門の扁額に残されているように奥州一宮の近津明神として敬われてきた古社である。祭神は馬場都々古別神社と同じく、農業の神である味耜高彦根命あじすたかひこねのみことと日本武尊であり、武神としての性格も併せ持っていたとされている。本殿は『近津明神別当大善院由緒書』から享保年間（1716～1736）

に造営されたと考えられ、形式は
さんげんしゃながれづくり
 三間社流造を基調としながらも、奥行きを通常より長くとる独創性も見られ、県内の神社建築のなかでも江戸時代中期を代表する貴重な建造物である。隨身門も本殿と同様、享保年間（1716～1736）の建築と考えられ、組物の周辺に華やかな彫刻が施されていることが特徴である。



八槻都々古別神社隨身門

③ しょうごいんどうこうひつたんざく
 聖護院道興筆短冊（福島県指定重要文化財）

室町時代以降、日本における修験道は本山派と当山派に分かれ対立していた。こうしたなかで八槻都々古別神社が属した修験道本山派の総本山である京都聖護院の住職を務める道興は、自ら率いる本山派の組織強化のため、東国の本山派寺院等を巡る旅に出発する。その過程を記した『廻国かいこく雑記ざっき』では、白河を訪れた道興が八槻別当を訪ね、歌を詠んだことがわかる。この歌

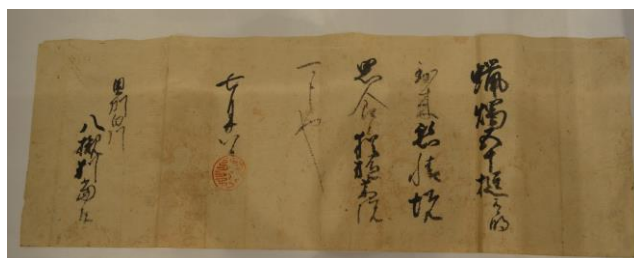


聖護院道興筆短冊

（あずさゆみ 梓弓）を記したものが八槻都々古別神社に伝わる短冊である。

④ やつきもんじょ
 八槻文書（福島県指定重要文化財）

八槻都々古別神社の運営などに関する古文書群「八槻文書」は室町から江戸時代に至る年代の242点が県指定重要文化財となっている。指定文書には天正18年（1590）に豊臣秀吉から八槻別当に宛てられた朱印状や、徳川光圀による八槻別当と贈答のやりとりの礼状といった権力者に関わる古文書も所蔵している。



八槻文書

⑤ ^{ばばつつこわけじんじゅもんじょとう} 馬場都々古別神社文書等 (福島県指定重要文化財)

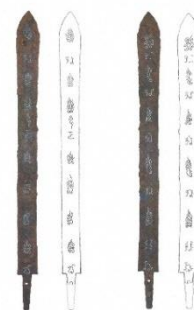
馬場都々古別神社文書等は、馬場都々古別神社に伝わる中世末期から江戸時代末にわたって書かれた古文書 22 点を指す。元龜 2 年 (1571) に書き改められた神社の由来についての縁起や、文禄 3 年 (1594) の佐竹義宣による社殿の造営に関する文書、寛永元年 (1624) に棚倉城主丹羽長重が自身の領地を神社に寄進したといった内容の文書がある。



馬場都々古別神社文書等

⑥ ^{ながれはいじあとしゅつどきんぎんぞうがんでっけん} 流廃寺跡出土金銀象嵌鉄剣 (福島県指定重要文化財)

調査で発見された刀身に梵字と炎状の文様を交互に配する金銀象嵌鉄剣は、不動明王像所持の剣か、僧や修験者が所持した剣と考えられ、明治時代に採集された銅製三鈷杵とともに、流廃寺が密教的な性格を有していたことを示す遺物として注目される。



金銀象嵌鉄剣

⑦ ^{おますみょうじんますおくぎょうじ} お枡明神の枡送り行事 (福島県指定重要無形民俗文化財)

お枡明神の枡送り行事は、棚倉町社川地域の福井・玉野・一色地区及び浅川町^{みのわ} 箕輪地区の 4 地区において行われる祭りである。3 年ごとに当番の地区を定め、御神体とされる枡を前回の当番であった地区から遷すもので、御神体の枡は遷されるつど、地区内の神社に御仮屋^{おかりや}とよばれる高床式の建物を設けて納められる。農作物の豊作を祈願して行われるもので、古い農耕儀礼の形を残していると言われている。



御仮屋



枡送りの様子

(3) 主な町指定文化財

※各文化財の名称は町による指定の名称

① 蓮家寺山門（有形文化財）

慶長8年（1603）、蓮池主人、糟屋弥兵衛が阿弥陀寺を建立し、後に両人の名をとり蓮家寺と名づけられた（名前をとる際に糟屋弥兵衛の屋は家に変化した）。第3代棚倉藩主内藤信照からの手厚い庇護もあり、慶安元年（1648）には江戸幕府第3代将軍徳川家光より御朱印状を拝受するなど城下を代表する寺院



蓮家寺山門

として繁栄した。寛文12年（1672）の棚倉大火で全焼したが、将軍の命により、優れた靈験を数多くなした伝説的な僧として知られる祐天上人が復興に尽力し、元禄年間（1688～1704）に本堂が、安永6年（1777）に山門が完成。山門は彫刻が美しい2層の姿を有していることなどから、町指定文化財となっている。

② 阿部正備茶室（有形文化財）

阿部正備は肥前国大村藩（長崎県）2万7,900石余の城主大村豊前守純昌の次男として文政6年（1823）に生まれ、天保9年（1838）5月に白河藩主阿部正瞭の養子となり、同年6月には白河藩主となった。嘉永6年（1848）に藩主を退いてからは「養浩」と称し、慶応2年（1866）に阿部家が棚倉に転封した際に、第17代棚倉藩主阿部正静に従い棚倉に転居した。



阿部正備茶室

当茶室は、阿部正備が愛用したもので、明治維新後に町内の商家が譲り受け、自宅の離れとして使用してきたものを平成22年（2010）に町へ寄贈され、棚倉城跡の東側に移築しており、棚倉藩主ゆかりの建造物として大変貴重な文化財である。

(4) 主な未指定文化財

① あかだてじょうあと 赤館城跡

赤館城は、棚倉地域の北部、赤館山の山頂に築かれた山城である。城が築かれた正確な時期は不明であるが、建武年中（1334～1338）に赤館氏が居したと伝わっている。康暦元年（1379）から文明11年（1479）の歴史を記した『鎌倉大草紙』（成立年不詳）によれば応永年間（1394～1428）には白河結城氏庶流の居城であったとされている。永禄3年（1560）には北進政策をとる佐竹氏に対するため白河結城氏による普請が行われ、赤館氏に代わり上遠野盛秀が城代として置かれたが、天正3年（1575）に佐竹氏によって攻略された。以降は佐竹氏による南郷支配の拠点、また陸奥侵攻の前線基地として機能した。佐竹氏が秋田へ移封したあとは立花宗茂が城主となる。その後、棚倉城が築城され政治の拠点が平野部に移ると、赤館城はその役目を終え、廃城となった。



赤館城跡遠景

② てらやまじょうあと 寺山城跡（てらやまだてあと 寺山館跡）

ながれ 流字豊山地区に所在する山城跡で、別名蛇頭館とも呼称されている。山の中腹に数多くの平坦面（くるわ 曲輪）や大規模な堀、土塁の跡が良く残っている山城跡である。詳細な築城時期は不明であるが、白河結城氏によって築かれたものと言われており、元亀年間（1570～1573）



寺山城跡遠景

には白河結城氏の家臣深谷伊豆守と斑目能登守の両将がこの城を預かり、以後約10年間治めていたとある。城の西側下には南北に久慈川が流れ、天然の要害を形成しており、佐竹氏が城を奪取して以降は、赤館城攻略の前線基地としての役割を果たしていた。その後、天正18年（1590）に豊臣秀吉の命により破却された。

③ なかまるだてあと 中丸館跡

中丸館は平地に築かれた室町時代の館跡である。築かれた年代は不明であるが『白河古事考』によれば文亀年間（1501～1504）ごろに仲丸左京太夫なかまる さきょう たゆうや白河結城氏家臣の上遠野盛秀かとおの もりひでの居城であったとされている。館内には北側の一番平、南側の二番平と呼ばれる曲輪があり、それを囲むように長大な空堀・土塁がめぐらされている。土塁の一部は幅広で、櫓台の役割を果たしたと考えられる。



中丸館跡

④ ちようきゆうじ 長久寺

宝永4年（1707）、第6代棚倉藩主太田資晴が母の本成院の菩提供養と、当地域に法華の道場を開く為、身延山久遠寺みのぶさんくおんじ33世遠沾日亨えんていにちこうを開山に迎え建立した。山門は建立と同年に棚倉城の南門を移築したもので、現在、棚倉城の建築物として唯一残る遺構である。本堂内に安置されている十一面観音像は神仏習合時代に馬場都々古別神社の観音堂に安置されていたものと伝わっている。山門の両側の仁王像、向拝の臥竜、獅子、獾の彫刻と共に、明治期の廃仏毀釈のおり、打ち捨てられていたものを町民が哀れに思い、当寺に持ち込んだという、町民の優しさが垣間見えるエピソードが残っている。



長久寺の山門

境内には小笠原騒動に関わった小笠原栄七郎の墓（墓石では英七郎と刻まれている）や、明治から昭和期に活躍した小説家である田山花袋の歌碑があり、「長久寺暁鐘」と題して、「ほのぼのとあけゆく山に音すなり 麓の寺のあかつきの鐘」と棚倉の朝焼けを詠んでいる。

⑤ いっしまやくしどう 一色薬師堂

一色薬師堂は一色地区の集落に近い田園地帯のなか、鬱蒼とした林に囲まれながら建っている。お堂の造りは鎌倉時代に中国からもたらされた禅宗様という建築様式を基調としており、組物廻りに装飾要素を効果的に配している。建物の規模は正面、側面ともに約5.7mの方三間堂であり、堂内には小造りの薬師如来像が3体安置されている。



一色薬師堂

薬師堂の建築年は不明であるが、平成25年(2013)度を実施した「棚倉町の歴史的建造物の調査研究」において、建築細部に18世紀後期の特徴がみられるほか、寛政5年(1793)に寄進された石製の宝珠が残されていることから、このころに建てられたものと考えられており、古くから地区の信仰を集めていたことがわかる。規模や形式がよく整っており、細部も充実した造りで江戸時代後期の貴重な仏堂である。

(5) 棚倉町の食文化

棚倉町は東北への玄関口として古代から多くの人ともものを受け入れてきた。本町の名前の由来の一つに、「伊野(古代の当地方の名称)に倉を設け穀を蓄え、春、開きわかつ。土民之を伊野の種倉(たねぐら)という」という伝説がある。

この伝説は、本町の地名が穀物の種を納める倉があったことに由来していることを伝えるものであり、阿武隈川水系の社川と久慈川を利用した稲作が早期に始められ、その恵みによって地域が成り立っていたことが想像できる。稲作が盛んに行われていたことは、民俗芸能の「都々古別神社の御田植」や「お柘明神の柘送り行事」が伝承されていることから裏付けられる。

江戸時代においても温暖な気候と豊かな水を利用した稲作栽培が中心であり、藩の産業として高麗人参や梨などの栽培も奨励されたが、定着していない。それは、藩主が頻繁に交代するという特殊性に由来しているとも考えられる。

また、昔から集落の冠婚葬祭や年中行事で作られてきた郷土料理は、女性が中心となり、その由来や技術が伝承されてきた。しかし現在では、生活様式の変化、

過疎化、高齢化により、その伝承が途絶えつつある。

一方では、特色ある食文化を地域活性化に繋げようとする動きも見られる。それは、江戸時代の古文書に記載された食膳を復元した取り組みである。安永7年（1773）8月22日夕方の献立であるが、本膳が白米、刺し身、坪（あわび、まつたけ、すりしょうが）、焼き魚等で、二の膳が汁、天ぷら等。これらの膳の内容から藩の中級以上の武家、または豪商といわれるような商人が食していた膳と推測され、来客用の特別料理とみられている。復元を担当した食文化研究家の永山久夫氏は、「食に対する関心の高さ、財政的な豊かさを感じる」と評している。当時、藩領には平潟港（茨城県北茨城市）があり、海産物も容易に手に入ったようである。

また、江戸時代の武家の「事始め・針供養」に食されていた郷土食に「おこと汁」がある。

① おこと汁

江戸時代から「事始め・針供養」の日である2月8日と12月8日の日に、食材が多く入ったおこと汁が作られている。おこと汁は、現代では食されることは少なくなったが、棚倉城の城下町であった地区を中心に一部の町民に食されており、棚倉町独自の郷土食である。（下記の材料・調味料は町内の半田家で食されている調理例）

《材料》

小豆、するめ、干しいたけ、凍み豆腐、かんぴょう、こんにゃく、人参、ごぼう、里芋

《調味料》

花かつおだし汁、味噌、酒、砂糖

半田家の調理例



おこと汁

② こんにゃく

棚倉町の主な産業は農業であり、社川や久慈川の沿岸を中枢として川の沿岸に発達してきた。本町の主な産物には、水稲・いちごなどと共にこんにゃくがある。なお、町内の耕種農業産出額においては、米が最も多く9億6,000万円、次いでいちごが8,000万円、こんにゃくはトマト、きゅうりに次いで5番目

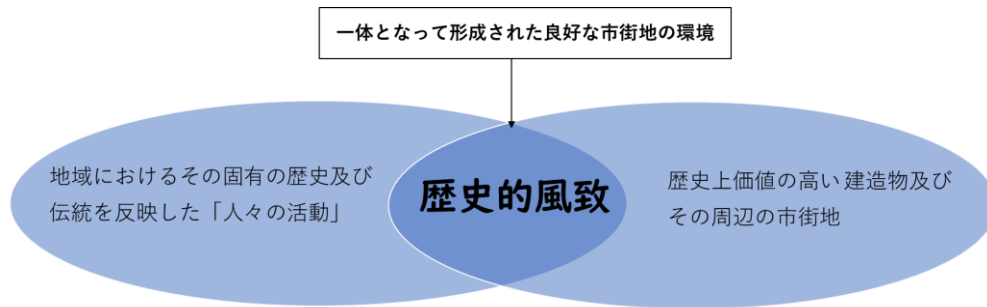


町内のこんにゃく生産の様子

に多い2,000万円となっている（農林水産省大臣官房統計部の平成29年市町村別農業産出額（推計）より）。元々、本町を含む東白川郡地方は自然条件に恵まれておらず、多くの方が産業の育成・振興に励んできた。江戸時代の安政期（1855～1860）に第14代棚倉藩主となった松平康圭は、本町の殖産興業に努めた。また、明治30年（1897）に発行された『東白川郡沿革私考』にも、こんにゃくが「本郡 ほんぐんますますさんしゅつえんきん 益産出遠近に輸出し国産の随一となる。」とあり、古くから盛んに生産されていたことがわかっている。

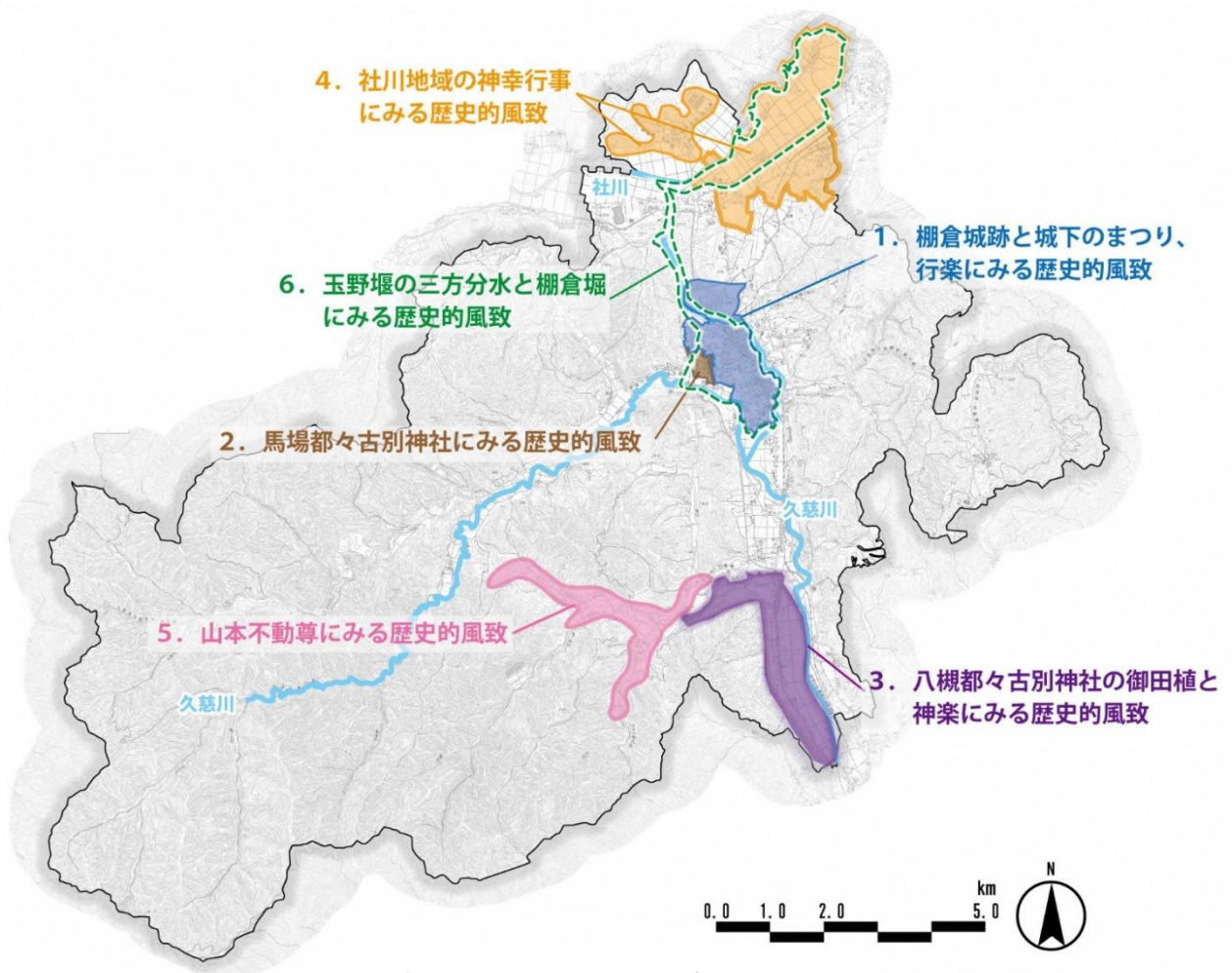
第2章 棚倉町の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。



歴史的風致の概念図

棚倉町における歴史的風致は次のとおりである。

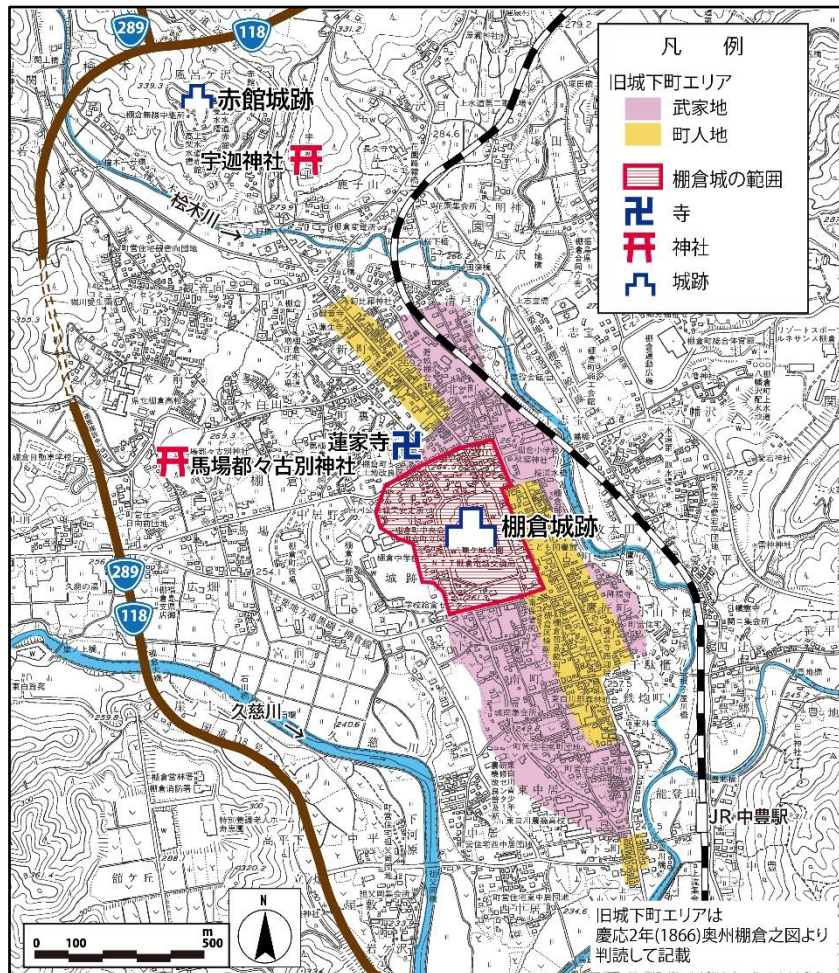


各歴史的風致の位置及び範囲図

1 棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致

(1) はじめに

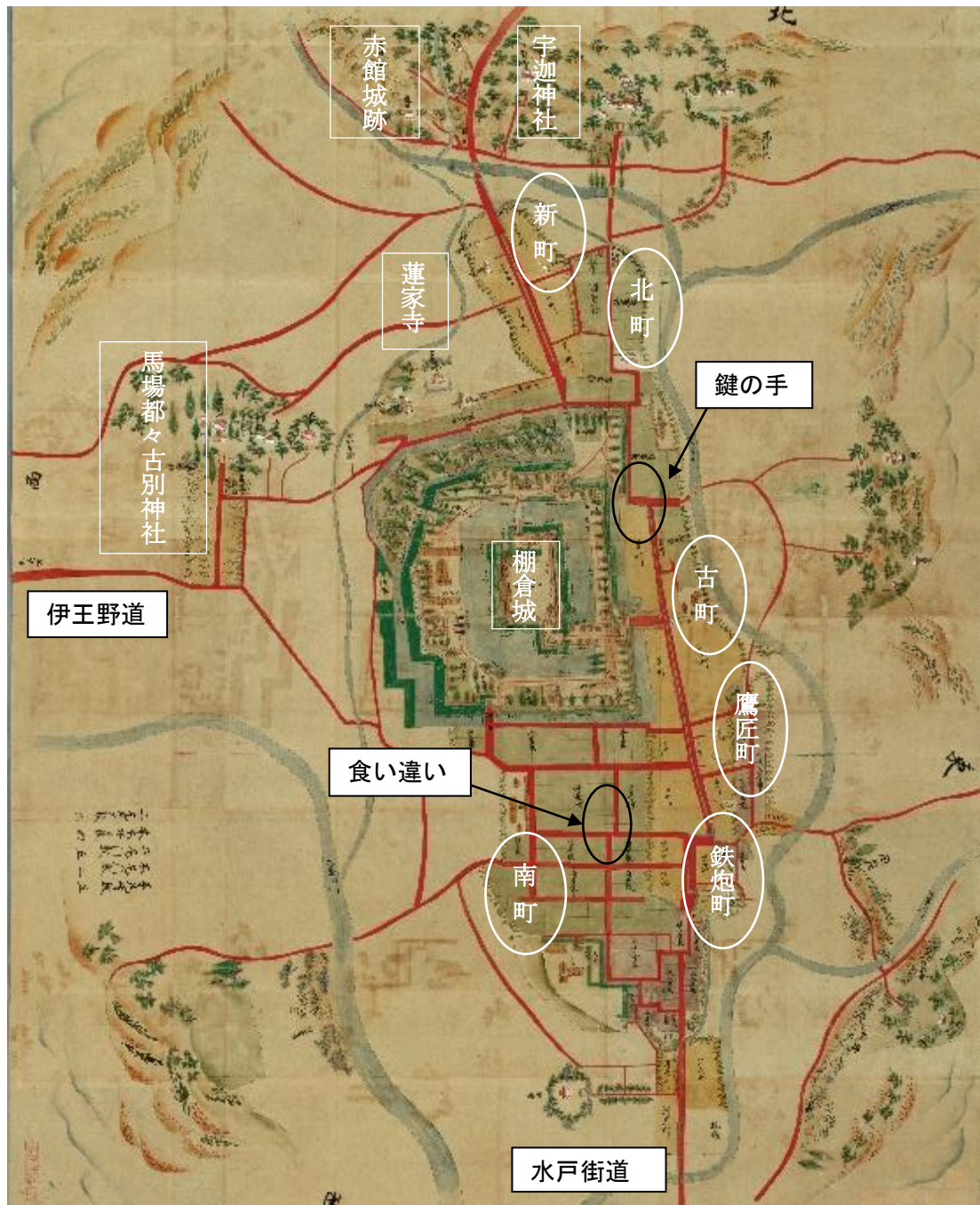
東北の南端に位置し、関東地方と接する本町は、古くから交通の要衝であり、重要な拠点であった。奈良時代には常陸国ひたちのくにから陸奥国むつのくにに至る官道が久慈川沿いに設けられ、平安時代中期に編纂された『和名類聚抄』では、東白川郡あしなが高野郡と呼ばれていた。中世になると白河結城氏しらかわゆうきが高野郡を治めるようになり、戦国時代には、白河結城氏や伊達



棚倉城跡周辺の見取図

氏、佐竹氏、蘆名氏が領地を巡り、激しい争いを繰り広げた。この時期に町内では、赤館城などの山城が築かれた。江戸時代には、丹羽長重にわながしげが現在の棚倉城を築城し、山城は役目を終え、棚倉城を中心とした城下町が形成された。棚倉城には約240年のあいだに8家16代の城主が居城したが、幕末の戊辰戦争で棚倉城は落城し、本丸御殿を含む城内の建物の多くが焼失した。明治期には棚倉城跡に東白川郡立農蚕学校のうさんが建造され、昭和期には、運動場や公園になり、町民の憩いの場として、現在も利用されている。

棚倉城の城下町は、内藤家が藩主の時代に整備が進められたのち、寛文12年(1672)などいく度かの大火があり、町内の多くの建物が消失しているが、大規模な地形改変がなかったため、現在も江戸時代の町割りを変わずに見ること



奥州棚倉城図（日本古城絵図）一部加工

ができる。江戸時代の絵図では、現在の北町・南町を武家地（上記絵図の緑色部分）とし、古町・新町・鉄炮町・鷹匠町を町人地（上記絵図のオレンジ色部分）と記載しており、武家地には、侍屋敷と足軽町の2種類があった。城外（外堀の外側）の侍屋敷は、石垣で固めている城の西側を除いて、城の北部と北東部、そして城の南部と東部に配置され、足軽町は、城南の侍屋敷の南側に設けられていた。町人地のうち古町は、棚倉城の築城以前は近津明神（現在の馬場

都々古別神社)の社地であり、その門前に町が展開したものと考えられる。一方、新町は、戦国期に佐竹氏が地域支配の拠点とした赤館城の城下だったと伝えられ、古町・新町ともに中世からの町場が引き続き形成されている。また、絵図からは、水戸街道、伊王野道等が通る交通の要衝であったことが読み取れる。この街道の形状や町割りの形状が現在も残っており、「鍵の手(クランク状の道路)」「食い違い(わざとずらして交差させた道路交差点)」といった城下町の特徴的な構造を見ることができる。城下町の町割りでは、間口が狭く、奥行きがある土地の形状が残されている。また、城下の寺社についても、絵図には、現在も残る蓮家寺や宇迦神社などが現在と同じ場所に記されており、江戸時代から寺社の場所が変わっていないことがうかがえる。

このように、城下町には、江戸時代から続く神社仏閣や街道沿いの町割りが現在も残り、城下町の市街地環境を形成している。そのうちの一つである宇迦神社で行われる例大祭は、棚倉秋まつりと呼ばれており、毎年10月に開催され、屋台が城下町を練り歩き、お囃子はやしと屋台を曳く引手の掛け声で城下町は活気にあふれる。

(2) 赤館城と棚倉城の歴史

① 赤館城の歴史

赤館城は、棚倉城下町北側の赤館山にある山城で、棚倉城から北に約1.3kmに位置する。

赤館城が築城された時期については、明確にはなっていないが、建武年間(1334~1338)には、すでに赤館城が築かれていたと伝わる。文明年間(1469~1487)には、赤館源七郎あかだてげんしちろうが在城しており、このころから地域における有力な拠点であった。

戦国時代には、伊達氏や白河結城氏、蘆名氏、佐竹氏による領地争いにより領主が目まぐるしく変わった。天正17年(1589)より翌天正18年(1590)には、会津領を攻撃し、さらに南下を目指した伊達氏と、南奥に拠点をもち、赤館で伊達氏を食い止めようとした佐竹氏が対峙し、両軍の攻防戦が行われた。慶長7年(1602)、佐竹義宣が秋田に移ると、同11年(1606)に立



赤館城跡から棚倉城下の眺め
(棚倉町観光協会提供)

花宗茂が入封し、赤館城に居城して棚倉藩の初代藩主となった。元和 8 年(1622)に立花宗茂が柳川藩(現在の福岡県柳川市)に返り咲くことになり、丹羽長重が入封した。その後、棚倉城の築城に伴い赤館城は廃城となり、役目を終えた。

また、赤館城跡の南麓には、寛永 6 年(1629)に紫衣事件で流罪となった玉室宗珀しつそうはくが居住した庵いおりがあったとされ、流罪を解かれて京都に戻る寛永 9 年(1632)まで住んだといわれている。

② 赤館城から棚倉城へ

赤館城の変遷をみると 2 つの役割を果たしてきたことがわかる。第 1 には関東と東北の境界、久慈川沿いの交通路上に位置することから軍事的な拠点としての役割、第 2 には高野郡を中心とする政治・経済の拠点としての役割である。中世の高野郡では、卓越した在地領主が登場せず、寺社や修験などの宗教勢力を基盤とした地域権力が成長した。中世後期、佐竹氏の時代には、赤館城の南麓に後世の新町につながる町場が形成された。経済や流通を担う町場が赤館城の城下として形成されはじめ、その後町場の展開は維持継承され、棚倉城の城下町の形成に続いていったことがうかがえる。

③ 棚倉城の歴史

立花宗茂の移封のあと、丹羽長重が、元和 8 年(1622)に入封し、寛永元年(1624)に赤館城の普請を幕府に願い出るが、山城の赤館城は立地条件が悪く、幕府からもっと適切な場所がないか確認し上申せよと指示され、現在の棚倉城跡、当時は近津明神(現在の馬場都々古別神社)の社地であった場所が選定された。それは、平城を築城するにふさわしい面積が得られ、同時に「神霊の鎮まる場所」であって、さらに、城の西側が急な崖になっていて、敵の攻撃から城を守りやすい土地であったということもあり、現在の地が選ばれたと考えられる。

翌寛永 2 年(1625)から棚倉城の築城に取りかかった丹羽長重であったが、築城途中の寛永 4 年(1627)に会津藩蒲生氏がもうの改易に伴い、そのうち十万石を領地として、白河藩への移封を命じられる。丹羽長重に代わって棚倉藩へ近江国より内藤信照が入封し、内藤家により引き続き棚倉城の造営や城下町の整備が行われた。

内藤家ののち宝永 2 年(1705)には太田家、その後も享保 13 年(1728)に越智松平家ちまつだいら、延享 3 年(1746)に小笠原家おがさわら、文化 14 年(1817)に井上家、天保 7

年（1836）に松井松平家、慶応2年（1866）に阿部家と6家12代の城主が目まぐるしく移り替わった。幕末の慶応4年（1868）5月に棚倉藩は奥羽越列藩同盟に加わり、新政府軍に落とされた白河城奪還のために出兵するも敗れ、棚倉城も6月24日の新政府軍の攻撃により落城し、落城の際に藩兵によって火が放たれ、城はほとんど燃え落ちてしまったといわれている。落城後、棚倉城は一旦黒羽藩の預かりとなるが、同年阿部家が新政府に恭順の意を表し、阿部正功が藩主となり、翌年城跡には、鎮護神社や藩校修道館が設置された。

明治4年（1871）の廃藩置県を迎え、棚倉藩は幕を閉じる。その後、明治20年（1887）には、追手門の場所に東白川郡会議事堂が建造され、同40年（1907）には、本丸内に東白川郡立農蚕学校が建設されるが、農蚕学校は大正8年（1919）に全焼し、現在の県立修明高校の地に移転した。

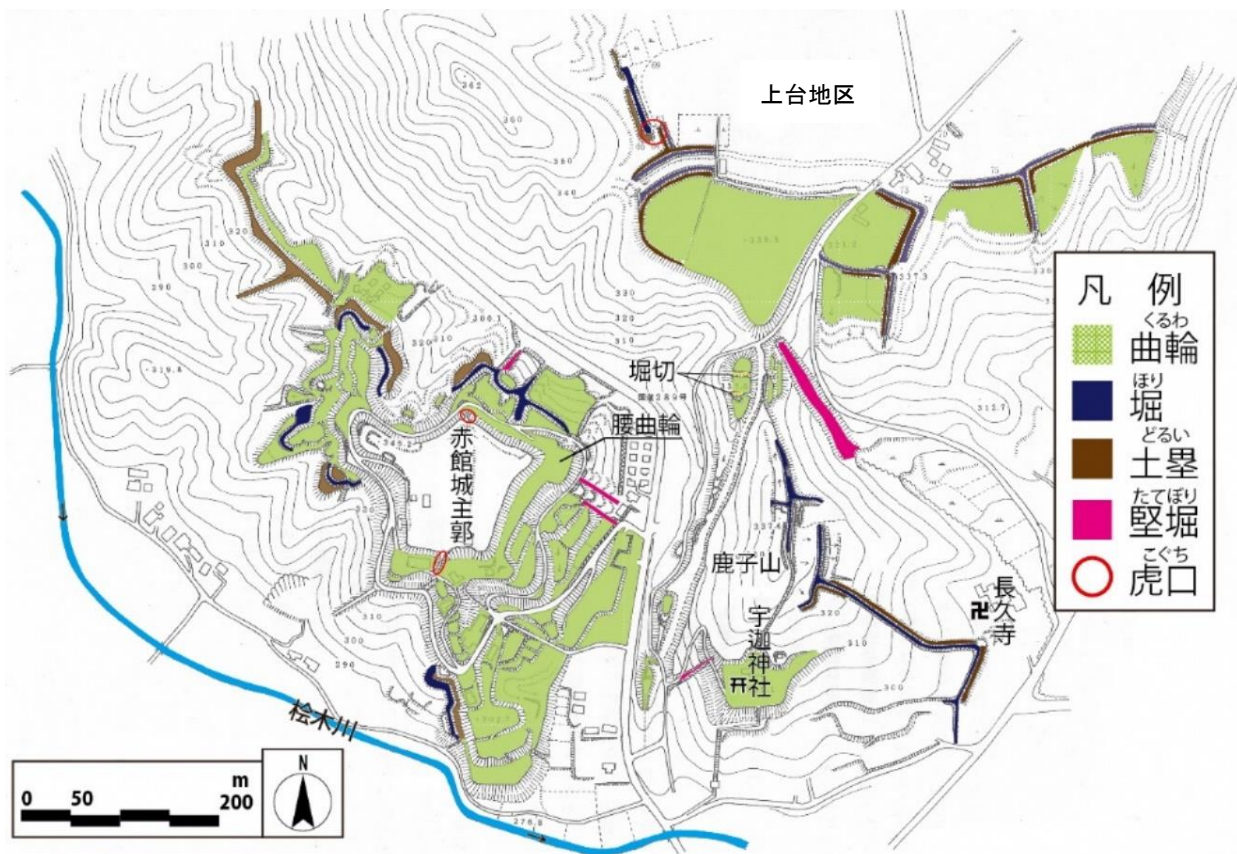
昭和期に入ると、本丸跡は運動場などに利用されるようになり、本丸跡で競輪や相撲が行われていた。また、昭和45年（1970）に本丸跡に、町中央公民館、昭和53年（1978）に町立図書館が相次いで建設されたものの、老朽化や東日本大震災の影響により平成25年（2013）に解体され、現在は平地となっている。

平成23年（2011）から平成28年（2016）まで棚倉町教育委員会による調査が行われ、平成31年（2019）2月26日に国の史跡に指定された。

(3) 建造物

① 赤館城の構造と建造物

赤館城は、東北と関東を分ける分水嶺にあり、南側斜面への雨は久慈川となり、関東平野を潤し、北斜面への雨は、阿武隈川となり仙台へ注ぐ。山麓の西から南にかけて、桧木川が流れ、外堀の役割を果たし、城を守る。赤館山山頂部には主郭があり、現在赤館公園として利用されている。主郭の周辺には、曲輪群や空堀があり、山城としての防御構造が見受けられる。主郭部の東側約300mの位置にかのこやまがあり、山頂部付近の堀や現在宇迦神社が建つ曲輪などが存在する。鹿子山北側の上台地区には外郭部があり、二重の堀や土塁、曲輪群が構築されている。



赤館城縄張図

(ア) 赤館城本城部の主郭と曲輪

標高 345m の山頂部には、主郭（一番平）があり、東西約 120m、南北約 130m の面積を有し、その形態は五角形で、北西側の突出部は全体的に一段高く、周辺部に明確に土塁が存在することから、櫓台であったことが想定される。虎口は南北の 2 箇所が考えられる。土塁については、突出部から北側及び西側の縁辺部に痕跡が認められ、本来は一周していたことが想定される。主郭（一番平）東側の数m低いところには、南北に腰曲輪こしぐるわが存在し、腰曲輪の各コーナーには、明確な折れ曲がりよこやがが設けられ、横矢掛り（側面攻撃するための構造）となっている。



赤館城跡の主郭と腰曲輪

主郭部の北側に位置する曲輪群は地形を巧みに利用したもので、佐竹氏時代に改修された可能性の高い、軍事的色彩の濃い曲輪群であると考えられる。一方、主郭の西側や南側にある曲輪群は位置及びスペースから居住を目的とした曲輪群であると考えられる。



赤館城跡の堀の一部

また、北側の曲輪群の直下には、長さ約 150m、幅約 20mの堀があり、堀の途中に土橋が存在する。北西方向には、尾根上に約 250mにわたり高さ 2~3mの切岸状の遺構きりぎしがあり、白河方面に対する防御意識の現われによるものと考えられる。

(イ) 鹿子山の曲輪と外郭部

主郭のある山の東側には、谷を挟んで標高 337mの鹿子山がある。鹿子山の南麓には曲輪があり、現在は宇迦神社が建立されている。山頂部には、土塁を伴う長さ約 100mの堀があり、そこから宇迦神社の社殿裏まで浅い溝状の堀が続いている。また、東側の斜面には同様の堀があり、東側の長久寺付近まで続いている。

主郭の北東部約 250m、鹿子山北側の上台地区には外郭部があり、二重の堀や土塁、曲輪群が構築されている。二重の堀は幅約 11m、深さ約 6mの規模で谷際から台地を横断しており、途中埋められた部分を含んで東側崖線の豎堀状遺構まで約 550mある巨大な外郭線が構築されている。その内側にも堀が並行して走り、途中南側に折れ曲がり、南方の斜面に延びている。

② 棚倉城跡（国指定の史跡）

棚倉城は、輪郭式の平城である。本丸は大規模な土塁と堀に囲まれ、それを取り巻くように南北に長方形の二ノ丸が展開し、その北西に三ノ丸（林曲輪）が設けられていた。本丸の土塁上には、二重隅櫓が4棟、一重櫓が1棟築かれ、各櫓間は多門櫓により隙間なく連結し、その総延長は東北随一であった。

本丸の出入口は2箇所あり、南東側に玄関前櫓門、追手枡形門、北側に北櫓門と北二門が設置されていた。絵図等では、二ノ丸・三ノ丸の北西に樹木が確認されており、この樹木林は、防風林であるとともに、防御効果も合わせ持つと考えられる。二ノ丸出入口は南門、北に北門、東に追手門が配され、それぞれL字形の^{しとみどろい} 土塁が築かれていた。



現在の航空写真に棚倉城の縄張を示した図



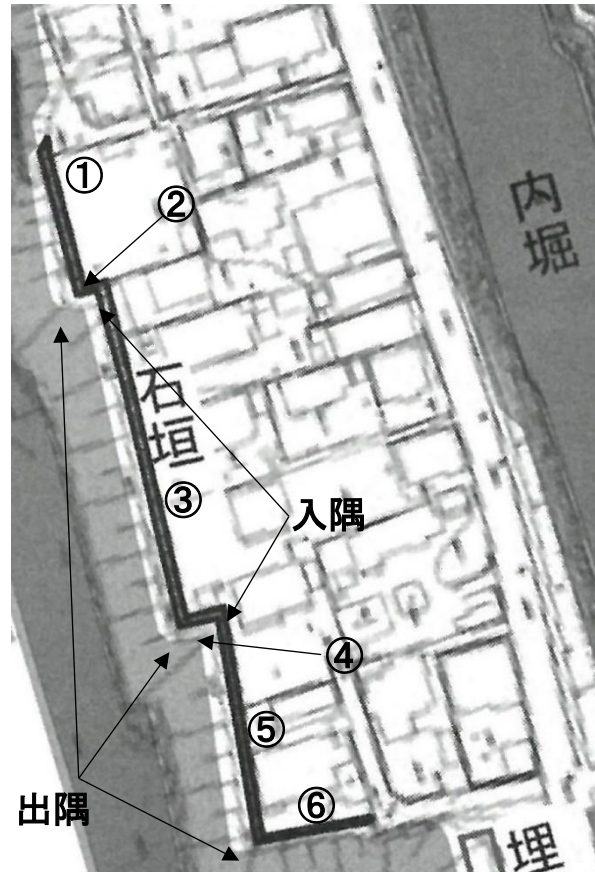
奥州棚倉城之図（正保城絵図）一部加工

(ア) 石垣

石垣は、二ノ丸西側の崖部に南北約 160mにわたりに築かれている。堀の縁の斜面上部から高さ約 3mの石垣を立ち上げる。石垣基底部の標高は北端が 260.0m、南端が 258.5mと 1.5mほどの差しかなく、ほぼ水平となる。折れ曲がりの角が 5箇所（出隅 3箇所、入隅 2箇所）あり、石垣面は 6面からなる。自然石（円礫）を布積み崩しに積んだ石垣であり、基本的に横目地が通るように積んでいるが、石材のサイズ、形状はばらつきがあり、所々に大型石材を挟むことから横目地の通りは一直線とはならない。3箇所ある出隅はいずれも算木積み（直方体に近い長石を用いて、さらに長辺と短辺を交互に積み上げていく積み方で角石は控え長が 0.9～1.2m程度で角脇石はない。2箇所の入角は必ずしも規則的でないが、左右が入り組み関係にあり各面は一体施工とみられている。積みでは平均的なサイズの築石の 2倍程度の大きさの巨石を散在させる特徴的な意匠が認められる。傾斜は 73～77度を測る。積み石は 8～9段からなり、天端には笠石状の扁平な石材が並べられており、2,400個余りの石材が使用されている。

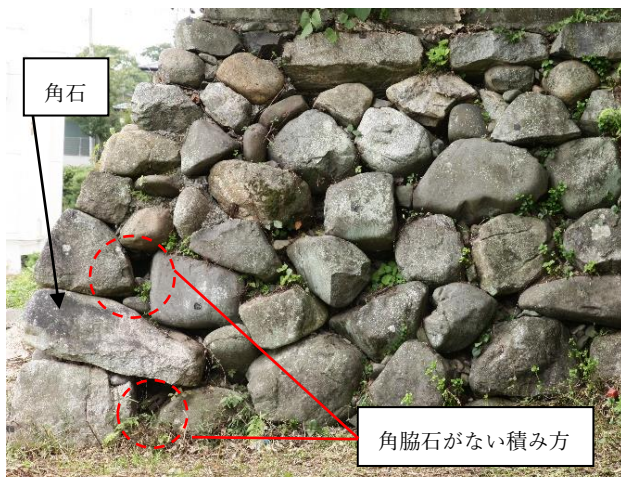


棚倉城跡の石垣

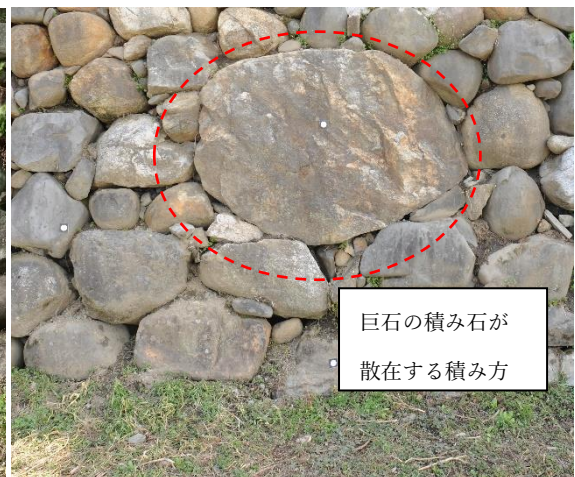


棚倉城石垣平面図

石垣の建造年が明確に記された記録は残っていないが、幕府が正保元年（1644）に諸藩に命じて作成させた城下町の地図である『正保城絵図』に石垣が記載されていることから、正保元年（1644）以前に建造されたことがうかがえる。



石垣の出隅部分



石垣に散在する巨石

(イ) 土塁と堀

本丸土塁は本丸曲輪面くるわから高さ約 6m、幅は土塁上部で約 7m（土塁の底部で約 30m）を測り、隅櫓があった位置には約 12m 四方程度の平場が形成されている。二ノ丸も土塁で囲まれていたと考えられるが、現在は北辺の 50m のみが残存し、それ以外は消滅している。

土塁とあわせて本丸を守るための要である堀は、内堀と外堀があり、内堀は二つに分かれている。北門の土橋から東側を回り東側の土橋までが上堀、北側から西側を回り東側の土橋までが下堀うわぼりとなっている。堀幅約 36m、本丸曲輪面から水面までの高さが約 7.3m、堀の水深は約 3.8m ある。江戸時代の絵図と現在の地図とを比較すると内堀の形状がほぼ変わっていないことがわかる。また、外堀は、二ノ丸や三ノ丸を囲むように設けられていたが、現在は埋められている。



棚倉城跡の内堀



棚倉城跡の土塁

③ 棚倉城下の建造物

(ア) 蓮家寺

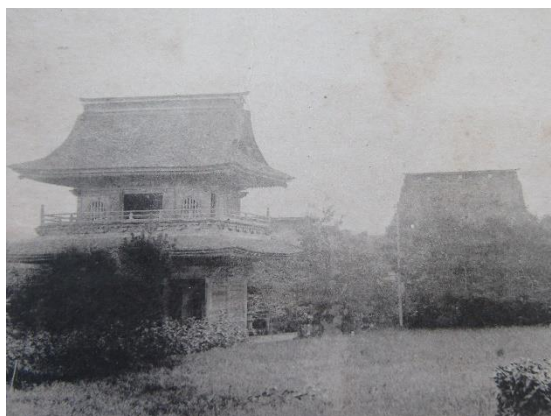
棚倉城の北西、約 170m に位置する浄土宗の寺院である蓮家寺は、慶長 8 年 (1603) に幕府の代官としてこの地の支配を任された彦坂小刑部元正の家臣の蓮池主水と糟屋弥兵衛が阿弥陀寺を建立し、まもなく開創の施主両名の名をとり蓮家寺とした。(糟屋弥兵衛は「屋」であるが、蓮家寺は「家」となる。)のちに第 3 代棚倉藩主の内藤信照による手厚い保護もあり、慶安元年 (1648) には徳川幕府 3 代将軍徳川家光より御朱印状を拝受するなど、城下を代表する寺院として繁栄した。

寛文 12 年 (1672) の棚倉大火で全焼したが、優れた靈験を数多く成した伝説的な僧として知られる祐天上人が幕府の命で派遣され、復興に尽力した。元禄年間 (1688～1704) に本堂が、安永 6 年 (1777) に冠木門、黒門、山門が完成し、現在は山門が残る。

また、蓮家寺の銅鐘は、正保 4 年 (1647) に第 3 代棚倉藩主の内藤信照が寄進したもので、国認定の重要美術品となっている。銅鐘は毎日巳の刻 (午前 11 時) に念仏を唱える勤行を終える合図として鳴らされており、城下の人々に時を知らせ、生活の一部となっている。



蓮家寺本堂と鐘楼



蓮家寺の山門と本堂 (大正時代)

(i) 山門（町指定の有形文化財）

山門は、楼門形式で、屋根は入母屋造、東面して建つ。建築は棟札の写しにより、安永4年(1775)ということが判明している。下層が正面3間、側面2間で、扉は設けない。



蓮家寺山門

(イ) 宇迦神社

宇迦神社は、棚倉城跡の北、約1.0kmに位置し、赤館城跡の東側の山麓（通称を鹿子山という。）に鎮座する。伝説によるとその昔、白河国造しらかわのくにのみやつこである塩しほ伊乃己自直命いのこじあたのみことがこの地を拓くにあたり、穀物の神である倉う稻魂命かのみたまのみことを祀ったことが起源とされている。社殿の創建は神亀年間(724～729)、旧飯野村いひのむら（現在の上台、玉野、福井地区）



宇迦神社本殿（左側）と拝殿（右側）（大正時代）

に宇迦明神を祀ったものが最初と伝えられており、のちに初代藩主の立花宗茂が慶長年間(1596～1615)に現在の地に遷宮した。以来、城下の総鎮守として親しまれている。

(i) 本殿

本殿は、棟札等より元禄14年(1701)の建築であり、第5代棚倉藩主の内藤式信かずのぶの時代に造営されたものと確認されている。建築形式は、三間社流造、瓦棒銅板葺で、四面にはねこうらん勿高欄付の



宇迦神社本殿

切目縁をまわすが、脇障子は立てない。身舎の内部は前1間を外陣、背面1間を内陣になっており、正面の向拝には木階を取り付ける。細部には、若葉付きの渦文を施しており、塗装色彩は控えめながら、より細やかな造りとなっている。後世の改変については、棟札により大正13年(1924)にこけら葺から銅板葺への改変があったことがわかっている。

(ii) 拝殿

本殿の南約10mに南面して建つ拝殿は、通常の神事の空間であるとともに、伝統的な神事の場となっている。形式は正面が5間、側面3間で、正面と両側面に刎高欄付の切目縁をまわし、正面中央には1間の向拝と木階を設け、唐破風をつける。内部は間仕切りのない広い1室で、拭板敷、棹縁天井である。



宇迦神社拝殿

後世の改変は、屋根の銅板葺、柱間装置の変更、脇障子の撤去、向拝、入母屋造の妻飾が改変されており、棟札から大正15年(1926)と判明している。

建立年代を示す棟札や墨書はないが、平成25年(2013)に行われた「棚倉町の歴史的建造物の調査研究」では、江戸後期の建築と報告されている。

(iii) 隨身門

隨身門は、境内の麓に南面して建ち入母屋造の八脚門で、地盤面より僅かに高い基壇をつくる。隨身像は南側に、仁王像は北側に安置されている。隨身像には、寄進札があり、昭和15年(1940)に寄進されたものと判明している。



宇迦神社隨身門

平成 25 年（2013）に行われた「棚倉町の歴史的建造物の調査研究」では、江戸末期の建造物であり、当初はこけら葺きであったが昭和 15 年（1940）の改修で銅板葺の屋根となったと報告されている。

（ウ） 旧上田家住宅（もみじ亭）

棚倉城跡の東側に位置し、水戸街道に面して建造されている。敷地は、間口は 20m、奥行きが 58.5m と細長く、敷地北側に主屋、附属屋、座敷蔵、土蔵、水屋、表門があり、座敷蔵と土蔵の間に庭を設ける。平成 26 年（2014）に行われた「棚倉町の歴史的建造物の調査研究」で、大正期の建造物であることが判明している。



旧上田家住宅（もみじ亭）

主屋は、桁行 4 間、梁間 2 間の規模で、正面に 1 間幅の下屋を設け、外観は下見板張りである。附属屋は桁行 6 間、梁間 3 間の規模で、南側に 1 間幅の下屋を設ける。室内は土間と 2 室の床上部で構成され、床上部の座敷は床飾りを設け、長押や幅広の天井板など上質の檜を用い、天井隅には、入八双いりはっそうの装飾を付けるなど細部にまで作りこまれた建築である。

（エ） 阿部正備茶室（町指定の有形文化財）

元白河藩主で、第 17 代棚倉藩主の阿部正静あべまさきよと共に棚倉城に住んだと言われる阿部正備が愛用した茶室であり、明治維新後は、町内の商家が譲り受けて自宅の屋敷の離れとして使用してきたものである。建築年代を示す棟札は残されていないが、明治 30 年（1897）に発行された『東白川郡沿革私考』には「林藤左衛門別室」として掲載されており、その当時存在していたことがうかがえる。



阿部正備茶室

平成 23 年（2011）に再び棚倉城跡の東側に移築されている。寄棟造り木羽葺

きの建造物であり、桁行1間半(2.96m)、梁間1間(3.03m)、総面積4畳半(8.97㎡)の一隅に水屋を配した4畳席の茶室で周囲には豎羽目の板壁を採用している類例のない建造物である。

(4) 活動

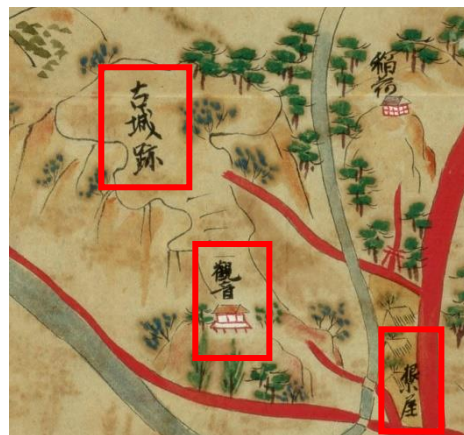
① 赤館城跡での歴史の継承活動と行楽

江戸時代の絵図には、赤館城が古城や古城跡として記され、廃城となっていたことがうかがえる。このほか、赤館城跡の南麓には観音や根小屋と記され、赤館城跡周辺に観音堂や村が設けられていったことがわかる。また、赤館城跡周辺には、第3代棚倉藩主の内藤信照が建立した光徳寺があったとされており、紫衣事件で流罪となった玉室宗珀を受け入れた庵があったといわれている。

明治期になると、石沢寛助いしざわかんすけらにより明治3年(1870)に生益組せいえきぐみが組織され、赤館城跡全体の払い下げを受け、観光や歴史の継承等教養の向上を目的とした桜の植林や赤館城跡の公園化など、赤館城跡の保存活動が行われた。

昭和5年(1930)には、玉室宗珀が赤館の地に流罪となって300年経過したことを契機にその歴史を後世に継承していくため、小川芋銭おがわうせんや片山麟一やまりんいち、石沢寛一いしざわかんいちらにより「玉室宗珀謫居之跡」の石碑が建てられている。このなかの石沢寛一は、大正8年(1919)に発行された『東白川郡史』の編纂にも携わり、本町の郷土史を後世に伝える活動を行っており、石碑の建立もこのような活動の一環であったと考えられる。

昭和33年(1958)に赤館城跡の土地と城跡の保存活動を新町組が引き継ぎ、昭和35年(1960)には、赤館城跡の主郭部(一番平)に赤館



赤館城跡(奥州棚倉城図(日本古城絵図)一部加工)



「玉室宗珀謫居之跡」の石碑建立(昭和5年(1930))

城の歴史を伝える石碑を建立している。このほかに新町組では、戦前から桜の植林や草刈り等の保存活動を行っており、現在もこのような活動は続けられている。

このような保存活動が行われた結果、赤館城跡は花見の名所となった。これを裏付けるように昭和 28 年(1953)には、赤館城跡の主郭部で花見が行われており、赤館城跡が人々に親しまれる遺跡となっていたことがうかがえる。また、昭和 52 年(1977)から平成 9 年(1997)まで新町組が観桜会を開催していた。その後、平成 10 年(1998)から新町組と棚倉町観光協会赤館支部が、花見の時期に雪洞ほんぼりを設置しており、夜桜と雪洞により幻想的な雰囲気が出されている。

江戸期に棚倉城が建造されたため、古城跡となっていた赤館城跡であるが、明治期以降、先人たちの活動により遺跡が整備された結果、現在赤館城跡は花見の名所として多くの町民に親しまれる遺跡となっている。

② 棚倉城跡での行楽

(ア) 棚倉城跡での行楽の歴史

棚倉城跡には、落城後の明治 2 年(1869)に鎮護神社と藩校修道館が設置されるが、廃藩置県により明治 4 年(1871)には、棚倉藩は棚倉県となり、同年 10 月に平県に編入されたため、藩校修道館は廃止となる。明治 20 年代には、追手門跡に東白川郡会議



赤館城跡の花見 (昭和 28 年(1953))



赤館城跡での花見



棚倉城跡の土塁と桜の風景

事堂が建てられ、明治30年代には地元の青年たちにより桜の植樹が行われている。これは、日露戦争の戦勝記念としてソメイヨシノが植えられたものとも伝えられている。このソメイヨシノを含め、棚倉城跡の土塁上や堀の外側には、約500本の桜が植えられており、4月上旬から中旬にかけて、満開を迎える。満開の時期には、多くの花見客が棚倉城跡を訪れ土塁上の通路や本丸御殿跡で花見を楽しむほか、桜が散る時期には、散った花びらが内堀の水面に浮かび模様を作り出す「花いかだ」といった美しい風景が作り出され、花見客の目を楽しませている。また、昭和初期の現存する写真などから桜の名所として、多くの町民が訪れ、花見を楽しんでいることがうかがえる。

昭和30年(1955)の町村合併の際には、町主催の合併祝賀町民観桜会が開催されている。また、昭和38年(1963)の町広報紙「広報たなぐら」には、観桜行事(桜まつり)が花祭りとして紹介されているほか、棚倉六万石大名行列の写真が掲載されており、現在毎年4月に行われている十万石棚倉城まつりと同様の観桜行事(桜祭り)が行われてきたことがわかる。



棚倉城跡での花見(昭和5年(1930))



棚倉城跡での観桜行事や棚倉六万石大名行列風景(広報たなぐら(昭和38年(1963)))



棚倉城跡での棚倉競輪(昭和28年(1953))

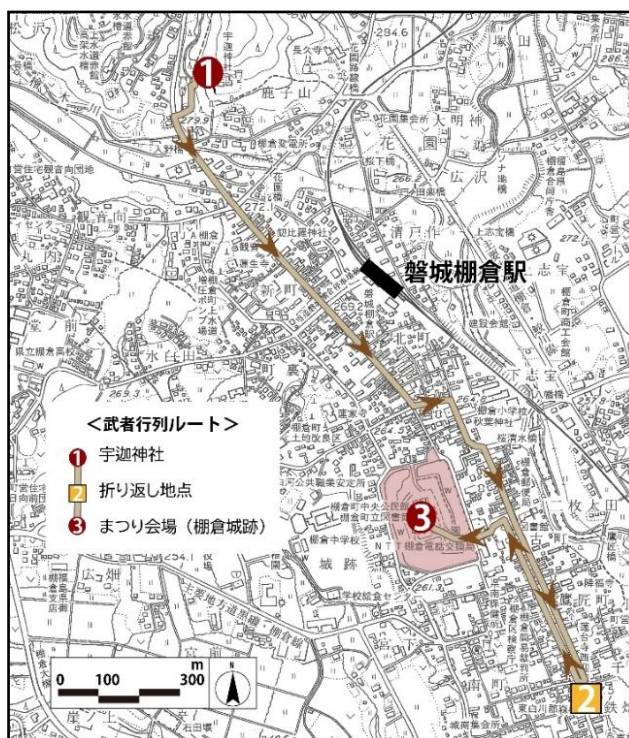
また、観桜行事（桜祭り）のなかでは、大正9年(1920)から昭和44年(1969)まで、棚倉町商工会や、その前身である棚倉町振興会等によって棚倉城跡を会場に棚倉競輪が行われており、多くの見物客を集めていた。その後「棚倉花まつり」や「亀ヶ城まつり」という名称で観桜行事（桜祭り）が行われてきた。平成12年(2000)から現在の「十万石棚倉城まつり」となり、棚倉城跡での観桜行事が続けられている。

(イ) 十万石棚倉城まつり

現在、棚倉町商工会や町などで組織される棚倉まつり実行委員会により、棚倉城跡の観桜行事の一環として4月中旬の土曜日と日曜日の2日間にわたって十万石棚倉城まつりが開催されている。祭りのなかでは、宇迦神社から棚倉城跡まで武者行列が旧水戸街道を練り歩き、追手門方面から棚倉城跡に入城する。この武者行列には、友好都市の川越市武者行列保存会が参加し、棚倉城内では、第16代棚倉藩主の松平周防守御里帰りイベントとして祭りのステージで迎えらる。また、棚倉城跡内では、火縄銃砲術演武や駕籠競争が行われ、桜が咲きほころぶなか多く来場者が訪れ、棚倉城の歴史を感じることもできる行事となっている。



十万石棚倉城まつりでの武者行列



十万石棚倉城まつりの範囲図

③ 棚倉秋まつり

(ア) 起源・歴史

棚倉秋まつりは、宇迦神社の例大祭であり、五穀豊穰を祈願し、毎年10月に棚倉城下町で開催される。新町組とい組から5台の屋台が出され、氏子の掛け声とともに町内を練り歩く。起源は定かではないが、明暦2年(1656)の『沙汰治帳』(井上氏文書)には、宇迦神社祭礼の記述があり、江戸初期から秋まつりが行われていることがうかがえる。また、明治30年(1897)に発行された『東白川郡沿革私考』にも、「祭典に付き神幸渡祭と屋台を出すことは両町(新町・古町)各番に執行し来りしか明治八年両町ともに大に改革して出米を出銭になせしか」との記述があり、屋台を出し、渡祭をしていたことがわかる。さらに、明治28年(1895)の秋まつりの屋台の様子を示した写真からは当時も現在と同様の祭りが行われていたことをうかがい知ることができる。



棚倉秋まつり (明治28年(1895))

(イ) 準備

秋まつりは、現在10月第2週の土・日曜日に開催されており、棚倉城跡から北側の地区の氏子で構成される新町組と棚倉城跡から南側の地区の氏子で構成されるい組によって保存・継承されている。両町(新町組・い組)では祭りの準備を約1か月前から始める。祭りを盛り上げるお囃子や浦安の舞の練習は、2週間前から各地区の神社などで毎晩行われ、大人から子供へ伝統の継承が図られている。祭りで使用する屋台は祭りの7日前に屋台倉庫から出され準備される。



お囃子の練習の様子

また、屋台の運行ルートでは、3日前から各住宅の軒先にしめ縄が張られるとともに、地域の神社、祠ほこらの前などの旗場には旗が立てられ、祭りに向けた雰囲気が高まっていく。



しめ縄が張られた旧上田家住宅



秋まつりの旗場

(ウ) 当日（宵祭り、本祭り）

秋まつりは、宇迦神社での神事から始まる。宵祭りの日の午前10時から行われる宇迦神社の神事には、両町の役員が出席し、地区の子供たちによる浦安の舞や日本舞踊が奉納される。

神事終了後、宵祭りが始まり、新町組は2台、い組は3台の屋台を出し、笛や太鼓により奏でられるお囃子や勇ましいかけ声とともに、棚倉城周辺の氏子のいる地域を回る。また、屋台は途中、浦安の舞を奉納しながら勇壮かつ賑やかに運行される。屋台の運行ルートは主に棚倉城下の旧水戸街道が使用され、石垣や堀など棚倉城跡の建造物と、旧上田家住宅や蓮家寺の山門をはじめとした運行ルート沿いに残る歴史的建造物が相まって醸し出す城下町の風情のなか屋台が運行される。棚倉城跡北側の時の鐘のある交差点で新町組とい組の運行ルートが分かれ、棚倉城



秋まつりの屋台と蓮家寺山門



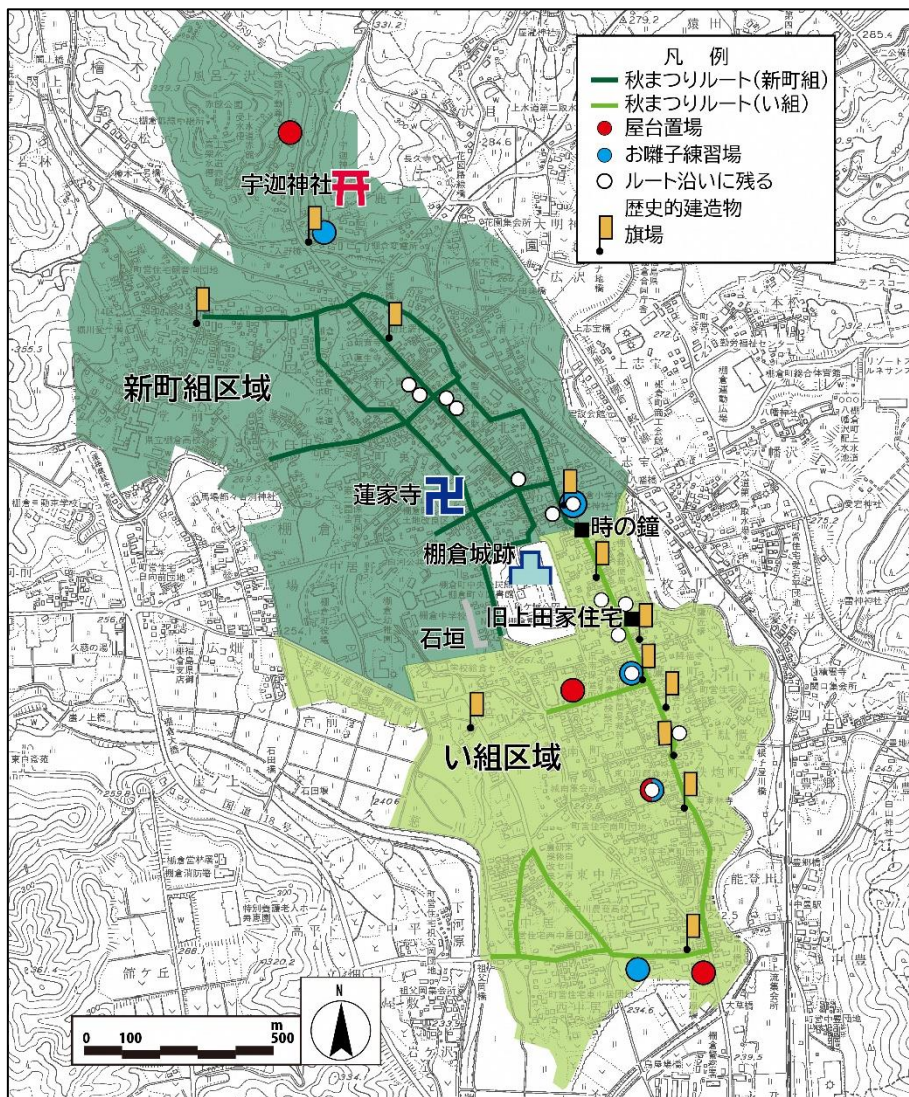
秋まつりの曳違い（新町組）

跡から北側を新町組が、南側をい組が屋台を運行する。宵祭りは、午後3時から午後9時まで行われる。各屋台がすれ違う際の曳違いでは、祭りが一段と盛り上がる。

本祭りは翌日午前10時から行われ、宵祭りと同じルートで屋台を運行しながら、各所でお囃子が披露され、日本舞踊や民謡等が上演される。祭りの最後を飾る千秋楽興行や最終日の屋台の共演には多くの観衆が集まり、祭りは最高潮を迎える。



秋まつりの屋台の共演（い組）



秋まつりの範囲図

④ 城下での茶道文化

町内には、町指定有形文化財である阿部正備茶室をはじめとして、棚倉城下に複数の茶室があり、茶道が盛んに行われている。これは江戸時代にさかのぼり、棚倉藩主小笠原家では、茶道宗徧流の流祖である山田宗徧が茶頭をしており、第8代藩主小笠原長恭が入封した際には、三世山田宗円が棚倉に在住し、のちに江戸の小笠原家下屋敷近くに茶室を構えて茶道の研鑽に励んだと伝えられている。

また、長岡藩主の牧野忠精が享和3年(1803)に藩士2人に命じて白河藩、三春藩、棚倉藩の様子を調べさせ、調査結果を記した『陸奥の編笠』という日記があり、このなかで「者頭高須金右衛門といふ人あり代々茶を翫ぶ家にて数寄人遠路より尋ね来れハ他所人なり共茶を振る廻ひ楽しミとすといふ」(者頭の高須金右衛門という人がいて、代々茶道をたしなむ家の人で、数寄者が遠くから訪ねてくれば、他の地域の人でも一緒に茶を飲むことを楽しみとしている。)と記載されており、城下町でもお茶が楽しまれていたことがうかがえる。

江戸後期に第17代棚倉藩主阿部正静とともに棚倉城に住んだといわれる阿部正備(隠居により養浩と称す。)が愛用した茶室は、明治期に町内の商家が譲り受け、自宅の屋敷の離れとして移築し、利用されてきた。

町内には、棚倉藩主小笠原家の茶頭を務めた山田宗也(宗円の子)書付の茶道具が城下の茶家に代々伝えられているほか、明治期に使用された茶器が残されており、当時から茶道が行われ、現在まで伝えられていることがわかる。また、昭和20年代に茶道を行っている写真も残されており、昭和期においても、町内で茶道がたしなまられていたことがわかる。



城下町での茶道風景



昭和20年代の茶道風景

現在、棚倉城跡にある阿部正備茶室では、毎年4月の十万石棚倉城まつりの時期に野点が行われており、棚倉城跡と茶室、茶道が一体となって市街地環境を形成している。このほか、町内では、毎年秋に阿部正備茶室や城下の蓮家寺や長久寺などの寺社を茶席とした大茶会が開催され、茶室や寺社内での野点でお茶が振る舞われており、城下に息づく茶道文化と歴史的な建造物が融合し、城下の歴史的な風景を作り出している。

このような茶道文化を継承していくため、町内の茶道愛好家で組織する棚倉茶道会では、町内の幼稚園や小学校で、園児、児童を対象とした茶道教室を開催しており、町民が茶道文化に触れあうことのできる環境を設けている。

また、棚倉城の城下町では、茶道に欠かせない和菓子も古くから作られてきた。そのうちの一つの「久楯屋入のどや野堂」には、明治18年(1885)に東白川郡役所から交付された菓子製造営業免許が残り、明治期から続く和菓子店であることがうかがえる。また、別の和菓子店である「甘盛堂」には、昭和30年(1955)に撮影された店舗の写真があり、そのころには茶道に使用する和菓子を作っていたことがわかる。このような店では、四季折々の生菓子や干菓子が作られ、茶道の菓子として供されている。店先には季節を感じさせる菓子名が張り出され、城下町の人々はその商品や飾付けなどによ



棚倉城跡での野点

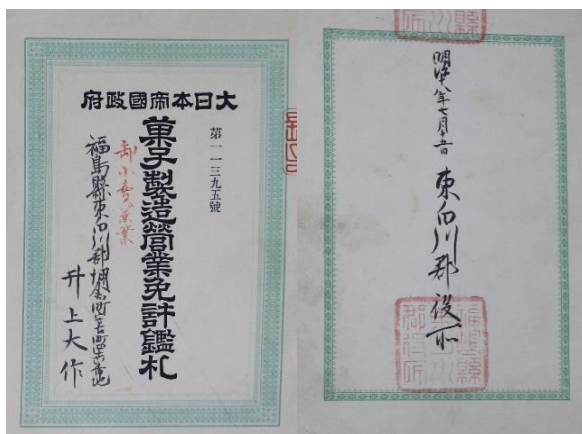


長久寺での大茶会



町内の茶室を利用した小学校の茶道教室

り四季を感じることができ、和菓子が城下の茶道文化の一部を構成している。



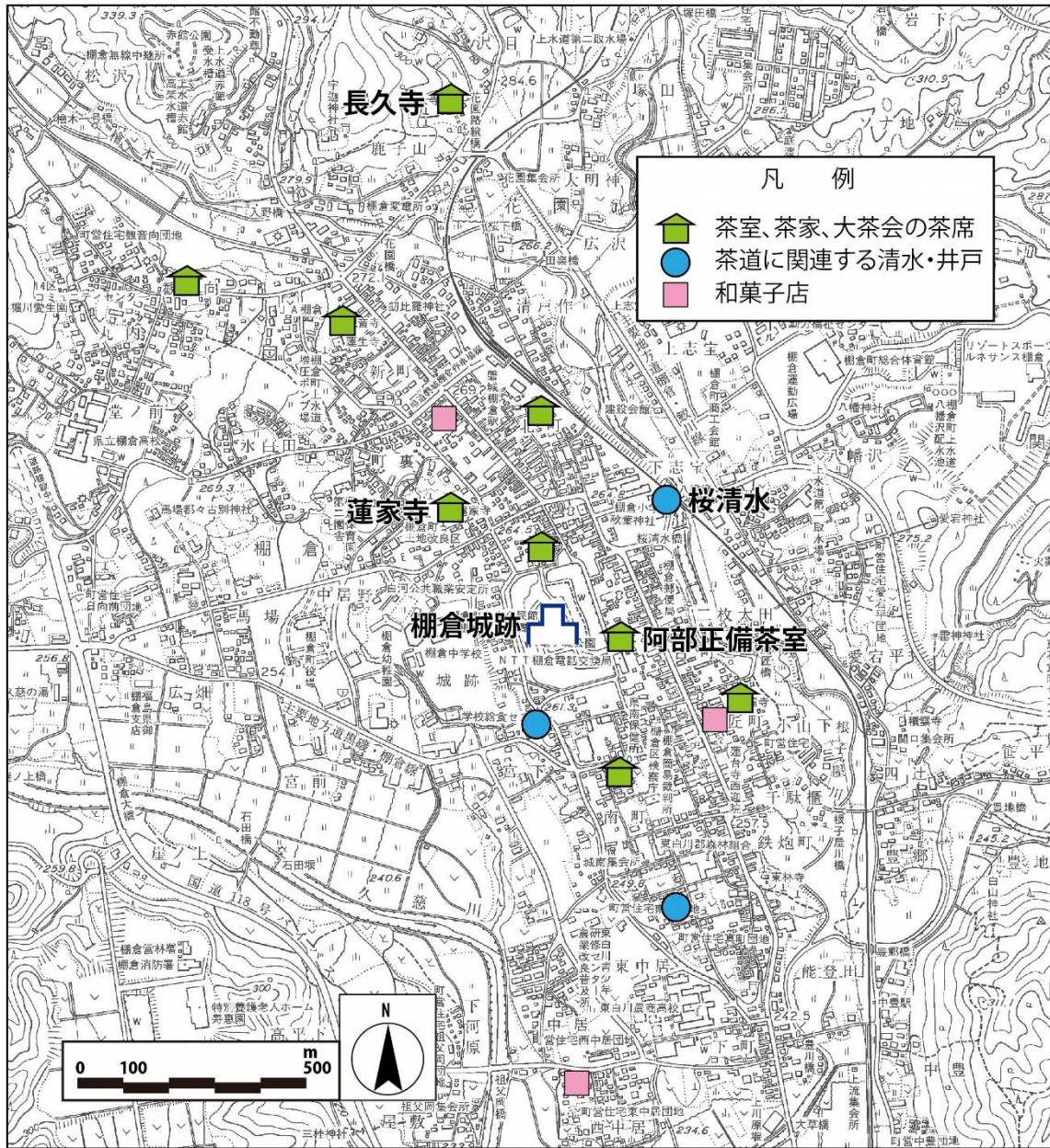
菓子製造免許鑑札(明治18年(1885))



昭和30年代の町内の和菓子店



町内の和菓子店で作られる四季折々の和菓子(左:春の和菓子、右:秋の和菓子)



城下での茶道文化の範囲図

＜コラム＞ 立花宗茂と桜清水^{さくらしみず}

茶道に関連する清水として、古くは立花宗茂が茶をたてるのに使用したと言われている桜清水が現存する。この桜清水は、現在の棚倉小学校の東側に位置している。慶長 14 年(1609)に赤館城主であった立花宗茂が現在の棚倉小学校敷地に居宅を構え、そこを大長屋と称し、多数の桜を植えた。その桜の根元より湧き出た清水を桜清水と名づけ愛用したと伝えられる。桜清水は、棚倉小学校の校歌にも盛り込まれ、町民や棚倉小学校の児童により守り続けられている。



桜清水



桜清水の清掃風景

校歌

作詞 井上 光一
作曲 渡辺 貞雄

一 学びの庭の傍なる
桜清水の水鏡
曇らぬ知恵をいやましに
磨き行くこそ要なれ

二 智はいかばかり深くとも
その行いに赤館の
赤き心の珠なくば
無智の人にも劣るなり

三 知徳は全く備わるも
その身磐城の岩の如
堅からざれば剣太刀
名をも功も立て難し

(明治三十七年十月一日制定)

棚倉小学校校歌

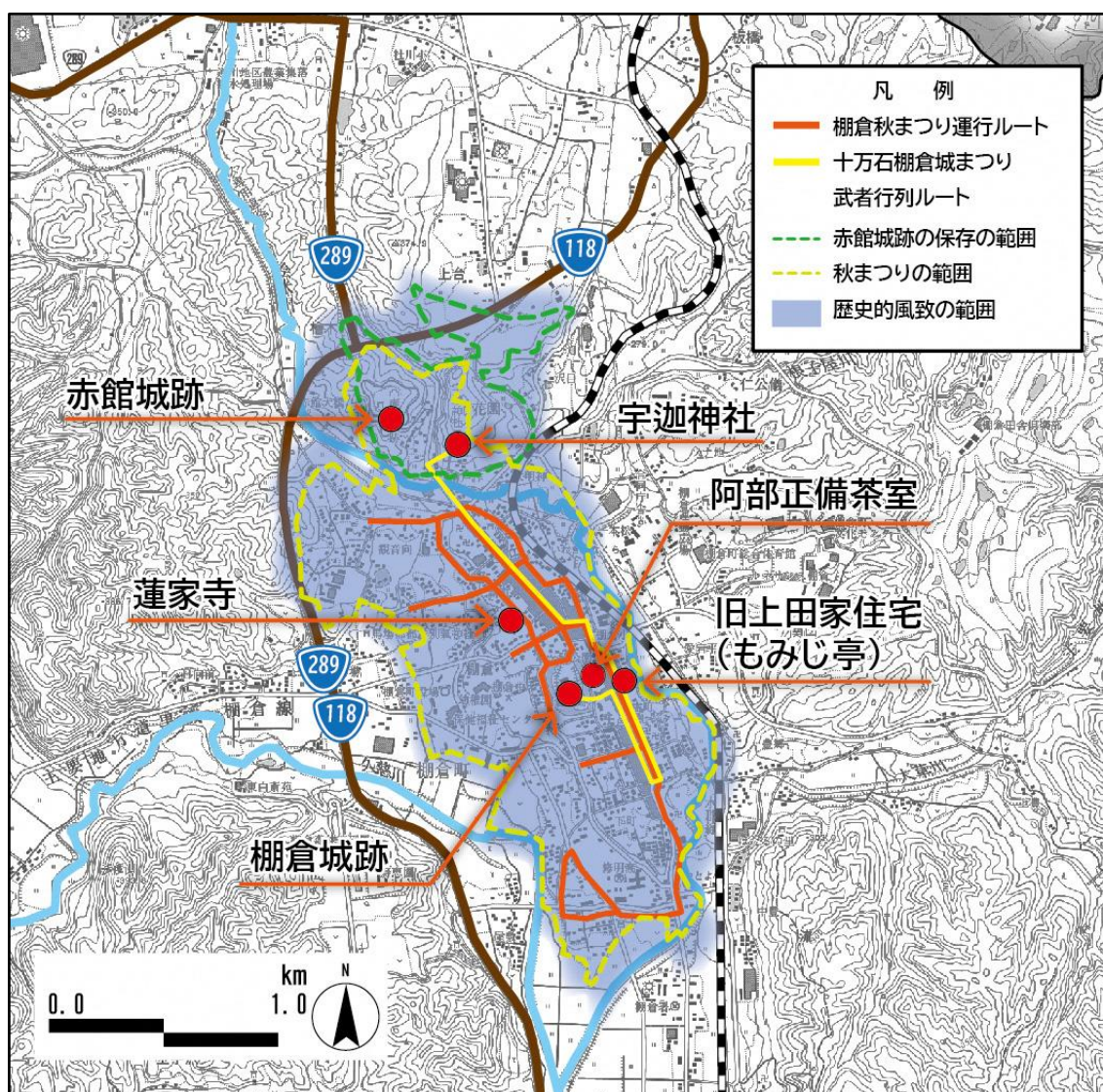
(5) おわりに

江戸時代以前に当地域を治めた拠点であった赤館城と、江戸時代に築城され、戊辰戦争により落城した棚倉城は、両城ともに歴史の流れにより廃城となったが、廃城後に地域の住民により守られ、本丸や主郭の形状が残されている。さらに、棚倉城跡には、水堀や土塁、赤館城跡には土塁や空堀が残され、悠久の歴史

に浸ることのできる場所となっている。また、現在は両城ともに城の役割とは別に公園として整備され、憩いの場となっており、春の花見を中心に行楽が行われている。

棚倉城を中心とした城下町では、江戸時代の街道筋が残り、その街道筋を棚倉秋まつりでは屋台が巡行し、街道筋に残る歴史的な建造物と一体となって歴史的な風情を醸し出している。

これからも、町民の憩いの場として、また町民の誇りとして棚倉城跡や赤館城跡、歴史的な建造物を守り続けるとともに、そこで行われている棚倉秋まつりや花見等の行楽、茶道といった城下の文化や活動を今後も続け、継承していくことが重要である。

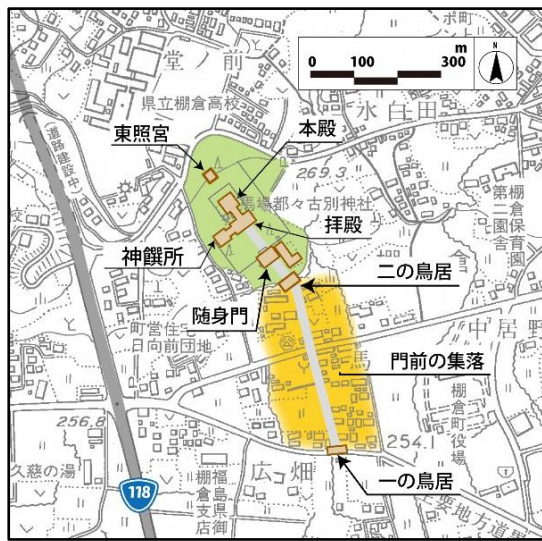


棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致の範囲図

2 馬場都々古別神社にみる歴史的風致

(1) はじめに

馬場都々古別神社は、棚倉城跡の西側約 800m の馬場地区にあり、約 2.6ha の鎮守の杜が広がっている。神社の南側には、門前の馬場の集落があり、その周囲には田園が広がる。馬場都々古別神社の創建は古く、平安時代の『延喜式神名帳』には白河郡の大社「都々古和氣神社」として記載されており、古くから陸奥一宮として崇敬されてきた神社である。



馬場都々古別神社周辺図



馬場都々古別神社の一の鳥居から馬場都々古別神社の社叢を望む

(2) 馬場都々古別神社の起源と歴史

馬場都々古別神社は、日本武尊がかつて東夷の大將をしずめた際に、本町の北に隣接する白河市表郷の建鉾山に鉾を祀り、祈ったことが始まりとされており、のちに大同 2 年(807)坂上田村麻呂が現在の棚倉城跡の地に社地を遷して社殿を造営したとされている。

古代から中世に至る沿革は明らかではないが、鎌倉時代に作られたと伝えられている長覆輪太刀や赤絲威鎧残闕が伝来しており、武家の崇敬が厚かったことがうかがえる。

室町時代前期には、足利義満の命により大がかりな社殿の造営があったとされ、「奥州高野



馬場都々古別神社の明治期の境内図 (福島県神社庁文書 古社寺調)

殿の前には歴代藩主が寄進した石灯籠が3組合計6基残されている。それぞれの石灯籠には、享保20年(1735)、天保7年(1836)、嘉永7年(1854)の刻印がされており、歴史を感じさせる。拝殿の南側には隨身門があり、隨身像が残る。

隨身門の南東側には昭和初期に造営された社務所があるほか、境内の南端には二の鳥居があり、その二の鳥居の南側250mの集落の入り口に昭和15年(1940)に建造された一の鳥居がある。このように、門前の集落から神社の境内にかけて関連した建造物群が形成されている。

① 本殿(国指定の重要文化財)

本殿は、旧社地の棚倉城から寛永2年(1625)に移築されたものである。この移築については、棟札の写しが残されており、旧社地のものを解体し、再び組み立てたということが明らかになっている。移築前の造営年代については、平成24年(2012)度の『馬場都々古別神社建造物調査報告書』では、文禄3年(1594)に造営された可能性が高いとされている。

本殿の建築形式は、^{さんげんしやながれづくり}三間社流造で、^{もや}身舎の平面は、桁行3間、梁間2間で、正面には3間の^{こうはい}向拝を延ばし、3間幅の^{きざはし}7級木階を設けている。切妻造の屋根は銅板葺で箱棟を上げ、両端に^{ちぎ}千木、中央に^{かつおぎ}堅魚木5本を載せる。



馬場都々古別神社本殿

② 拝殿

拝殿は、本殿の南、約10mの場所に建ち、本殿と拝殿を繋ぐ渡廊下や西側の^{しん}神饌所に^{せんしよ}接続をしている。

建築年代を示す棟札は確認できないが、馬場都々古別神社に所蔵されている『^{こしょうもんうつし}古證文写 ^{かけいめいさいろく}家系明細録』には、^{あんえい}安永6年(1777)に「御宮拝殿并長床末社堂再建成就也」とあり、平成24年(2012)度の



馬場都々古別神社拝殿

『馬場都々古別神社建造物調査報告書』においても江戸後期の安永6年(1777)の建築として報告されている。

形式は、正面が3間、側面が3間、背面5間、正面と両側の側面に^{はりこうらん} 芻高欄付の切目縁を廻し、後方両端に脇障子を付ける。正面には^{から は ふ} 唐破風造の一間向拝を設ける。内部は仕切りのない広い一室で、^{ぬぐいたじき} 拭板敷、棹縁天井となっている。屋根は昭和期に銅板葺に替えられたが、昭和初期の写真ではこけら葺であったことがうかがえる。



馬場都々古別神社拝殿（手前）と
本殿（奥）（昭和初期）

全体的に改造は少なくないが、主要部材をよく残しており、当初の規模や形式が維持されている建造物となっている。

③ 隨身門

隨身門は、境内中央の平坦地の南端に南面して建つ。^{きりつまづくり} 切妻造の^{はつきやくもん} 八脚門形式の門で、現在は隨身像だけが安置されている。江戸時代に安置されていた仁王像は明治時代になってからの^{しんぶつ} 神仏^{ぶんり} 分離によって、町内にある^{ちようきゆうじ} 長久寺へ棟札とともに移動されている。この棟札には、^{げんじ} 元治元年（1864）に着手、慶応元年（1865）に完成した



馬場都々古別神社隨身門

とある。このときには隨身像もつくられており、仁王像と同じく慶応3年（1867）に完成したことが、神社に保管されている^{めいさつ} 銘札から判明している。

構造は、中央間を通路とし、両脇間は前後を板壁で区画し、前側に隨身像を安置している。両脇間の腰には金剛柵を設ける。通路となる中央の天井は鏡天井で、雲竜の墨絵が描かれている。^{こうりょう} 虹梁や^{かしらぬききばな} 頭貫木鼻の^{えようくりがた} 絵様繰り型は^{かもん} 渦紋を^{くもん} 雲紋であしらった鮮やかなもので、江戸末期らしい形と彫り方になっている。主要な部材は

ほとんどがケヤキ材で、彩色のない素木である。後世の改造はほとんどないが、銅板葺の屋根は昭和 35 年(1960)の改修のものであり、建築当初は本殿と同じくこけら葺であった。

④ 東照宮

東照宮は、本殿の北側、境内の最深部に南側を正面に建ち、境内全体を見渡す場所に位置する。構造は、一間社流造の形式で、正面と両側面の三方に刎高欄付きの切目縁を廻す。正面には、1 間の向拝を延ばし、5 級の木階と浜縁が設けられ、切妻造りの屋根は、鉄板葺となっている。

建築年代を示す棟札は確認できないが、『古證文写 家系明細録』には、棚倉藩第 7 代藩主の松平武元まつだいらたけちかが元文 3 年(1738)年に、東照宮を造替したとあり、平成 24 年(2012)度の『馬場都々古別神社建造物調査報告書』においても、この時期の建造と報告されている。

後世の改変は、鉄板葺の屋根程度で、部分的な破損や腐朽があるものの、全体状態は良好で、江戸中期の技法や特性を現在に伝える建造物である。



馬場都々古別神社東照宮

(4) 馬場都々古別神社の神楽

① 由来

馬場都々古別神社には、神楽が伝えられている。この神楽の伝来については明らかではないが、明治 30 年(1897)に発行された『東白川郡沿革私考』には、「例祭には拝殿にて古神楽及太々神楽を奏す」と記されており、当時から神楽が行われていたことがわかる。また、平成 6 年(1994)に出版された『日本の伝統芸能』には、



馬場都々古別神社の社伝旧御神楽(神招き)

「社伝旧御神楽」が明治期に一度休止されていたが、昭和27年(1952)に記録をもとに再開したと記載されている。

② 内容

馬場都々古別神社の神楽には、「社伝旧御神楽」と「太々神楽」が伝わっている。

「社伝旧御神楽」は、古い神楽の系統を引くもので、江戸時代には、馬場都々古別神社の神幸祭の際に各地区に設置された御旅所おたびしょで奉奏ほうそうされていたと言われている。

明治維新後、馬場都々古別神社の神幸祭が行われなくなり、「社伝旧御神楽」も一時休止されたが、昭和27年(1952)に記録をもとに再開されている。その休止期間中に「太々神楽」が県内の三春方面みはるから伝わったと言われている。

「太々神楽」は、主に五穀豊穰を願い、太々神楽講祭で舞われる神楽で、馬場地区の「社家しゃけ（代々神社に仕える家）」と呼ばれる人々によって受け継がれ、舞われている。(浦安舞は地元の少女たちによって舞われる。) 神楽には、それぞれ次の演目がある。

社伝旧御神楽の演目

演目	舞方数	採物
五人神楽	6名	白扇
<small>かみまね</small> 神招き	2名	幣・鈴
<small>みこ</small> 巫女舞	1名	幣・鈴
舞の手	1名	扇・鈴
<small>いちにんたち</small> 一人太刀	1名	太刀・鈴
<small>ににんたち</small> 二人太刀	2名	太刀・鈴
<small>さんにんたち</small> 三人太刀	3名	太刀・鈴
<small>いわとまい</small> 岩戸舞	1名	幣・鈴
弓	2名	弓・矢・鈴
<small>しらつえ</small> 白杖	2名	杖・鈴
しゃご舞	2名	三方散米・鈴

演目	舞方数	採物
舞のしもん	2名	扇・鈴

このなかの五人神楽は、太郎、二郎、三郎、四郎の各王子と五郎姫に、博士の6人で行い、各王子は烏帽子、面、それぞれの色（太郎：青、二郎：赤、三郎：白、四郎：黒）の狩衣と袴、太刀を差し、それぞれの色の布旗を付けた篠竹を背に付ける。五郎姫は天冠、姫面、千早、緋袴、白扇を持つ。博士は烏帽子、面、狩衣、太刀を差し、白扇を持つ。各王子が東西南北に、中央に五郎姫が立ち掛け合いで進めていく。



馬場都々古別神社五人神楽

太々神楽の演目

演目	舞方数	採物
ごへいまい 御幣舞(御神囃)	1名	幣・鈴
しほうがた 四方固め	1名	鋤
うがまい 宇賀舞	1名	三宝
よつ	1名	扇
えびすまい 夷子舞	1名	釣ざお・はけご
大黒舞	1名	宝珠・鈴
うらやすのまい 浦安舞	4名	扇・鈴



馬場都々古別神社の太々神楽(御神囃)



馬場都々古別神社の太々神楽(四方固め)



馬場都々古別神社の太々神楽(浦安舞)

③ 上演日

馬場都々古別神社の神楽のうち「社伝旧御神楽」と「太々神楽」の数座が毎年選ばれ、9月の例大祭の祭式中に拝殿で舞われている。

また、5月1日を「太々神楽の日」あるいは「太々講^{だいだいこう}」とも称し、神社の拝殿において太々神楽を奉納している。「太々神楽の日」については、昭和43年(1968)4月29日の『夕刊たなぐら』には「太々神楽奉奏」として開催案内が掲載されており、その当時から行われていたことがうかがえる。

(5) 馬場都々古別神社の例大祭

馬場都々古別神社では、家内の健康安全や諸事開運、五穀豊穰を祈願し、9月に例大祭を開催している。以前は9月12日に執り行われていたが、現在は9月12日または直前の日曜日に行われている。

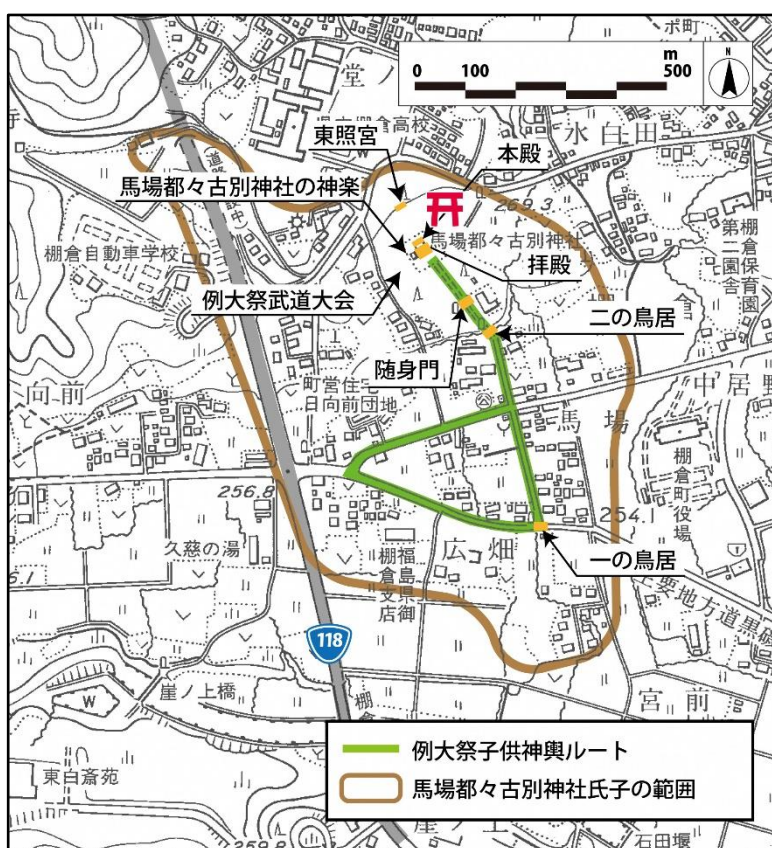
例大祭では、拝殿内で神事が行われ、神楽が奉納される。神事後には、氏子の
 子供たちが子供神輿を奉納する。その後、子供神輿は境内から出て、馬場集落内
 を練り歩き、子供たちの掛け声が、集落内に響き渡る。子供神輿のルートは、境
 内から一の鳥居まで南下し、その後、馬場地区だけでなく、ひろはた 広畑地区やひなたまえ 日向前地
 区を神輿は巡り、神社に戻る。



馬場都々古別神社例大祭子供神輿奉納の様子



馬場都々古別神社例大祭子供神輿の様子



馬場都々古別神社例大祭の範囲図

また、例大祭では奉納行事として武道大会が開催されており、境内で剣道大会や弓道大会が行われている。これは馬場都々古別神社が武神の日本武尊を祀っていることに由来する。昭和40年(1965)『夕刊たなぐら』には、剣道大会のほか柔道大会についても掲載されており、以前は柔道大会も開催されていたことがうかがえる。柔道大会は、現在は行われていないが、剣道大会は継続されており、平成15年(2003)からは、弓道が再興され、現在は剣道と弓道の大会が行われている。



馬場都々古別神社例大祭弓道大会

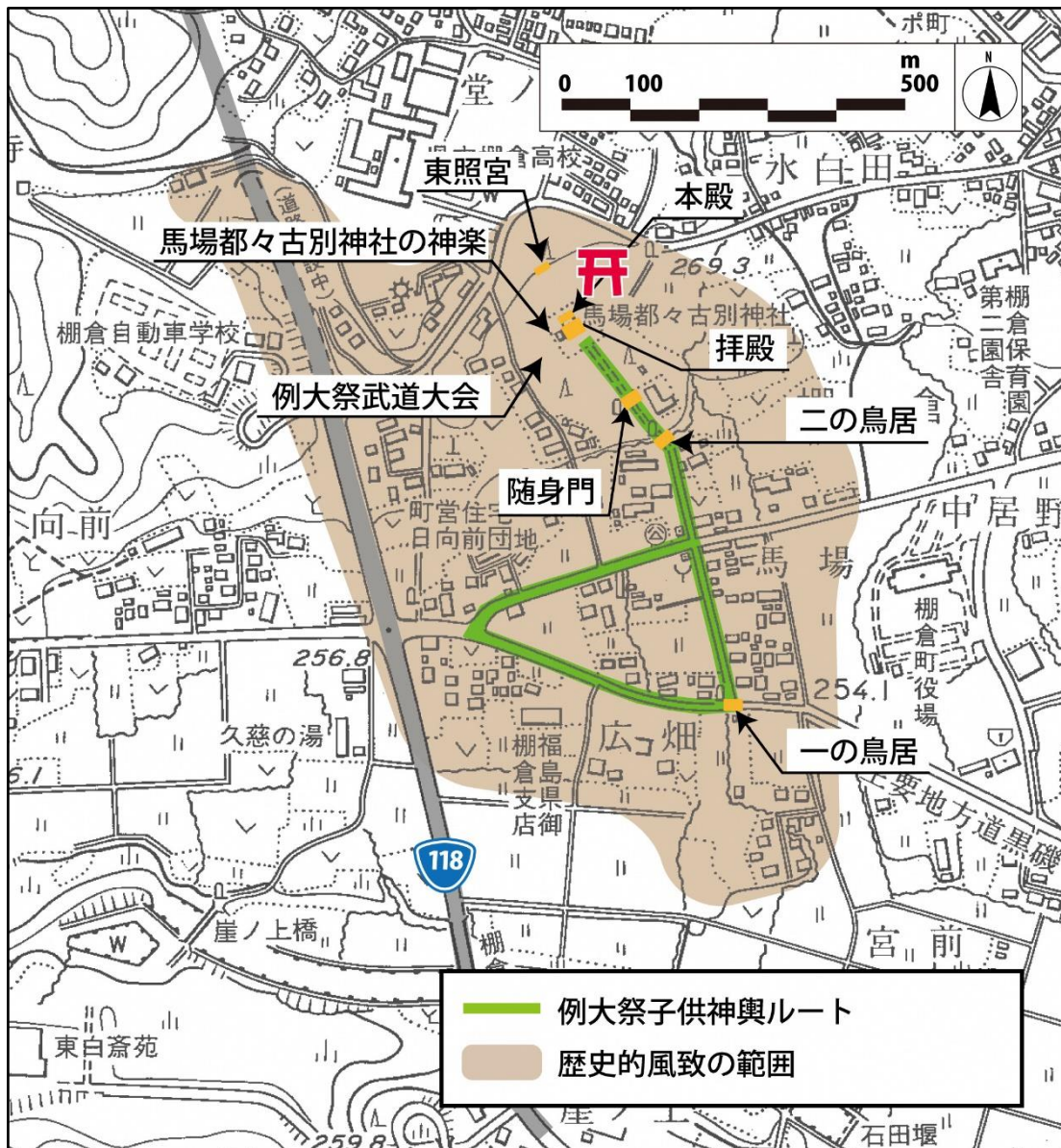


馬場都々古別神社例大祭剣道大会

(6) おわりに

荘厳な杜に囲まれる馬場都々古別神社は、棚倉城の築城に伴い、社殿を遷し現在の地で400年近く鎮座する由緒ある神社である。馬場都々古別神社には、2種類の神楽が伝わり、地区の氏子により代々伝えられているとともに、毎年9月には例大祭が行われ、家内の健康安全や諸事開運、五穀豊穰を祈願し、地区の氏子の子供たちが子供神輿を担ぎ、地区内を練り歩く。また、境内で開催される奉納武道大会には多くの町民が参加している。

馬場都々古別神社や神社の門前に形成されている馬場集落にある歴史的建造物、例大祭で行われる神楽や子供神輿等の人々の活動、それらを支える地区住民が一体となって、陸奥一宮の歴史的風致を形成しており、これら歴史的風致を後世に残していくことが重要である。



馬場都々古別神社にみる歴史的風致の範囲図

3 やつきつ つこわけ おたうえ かぐら 八槻都々古別神社の御田植と神楽にみる歴史的風致

(1) はじめに

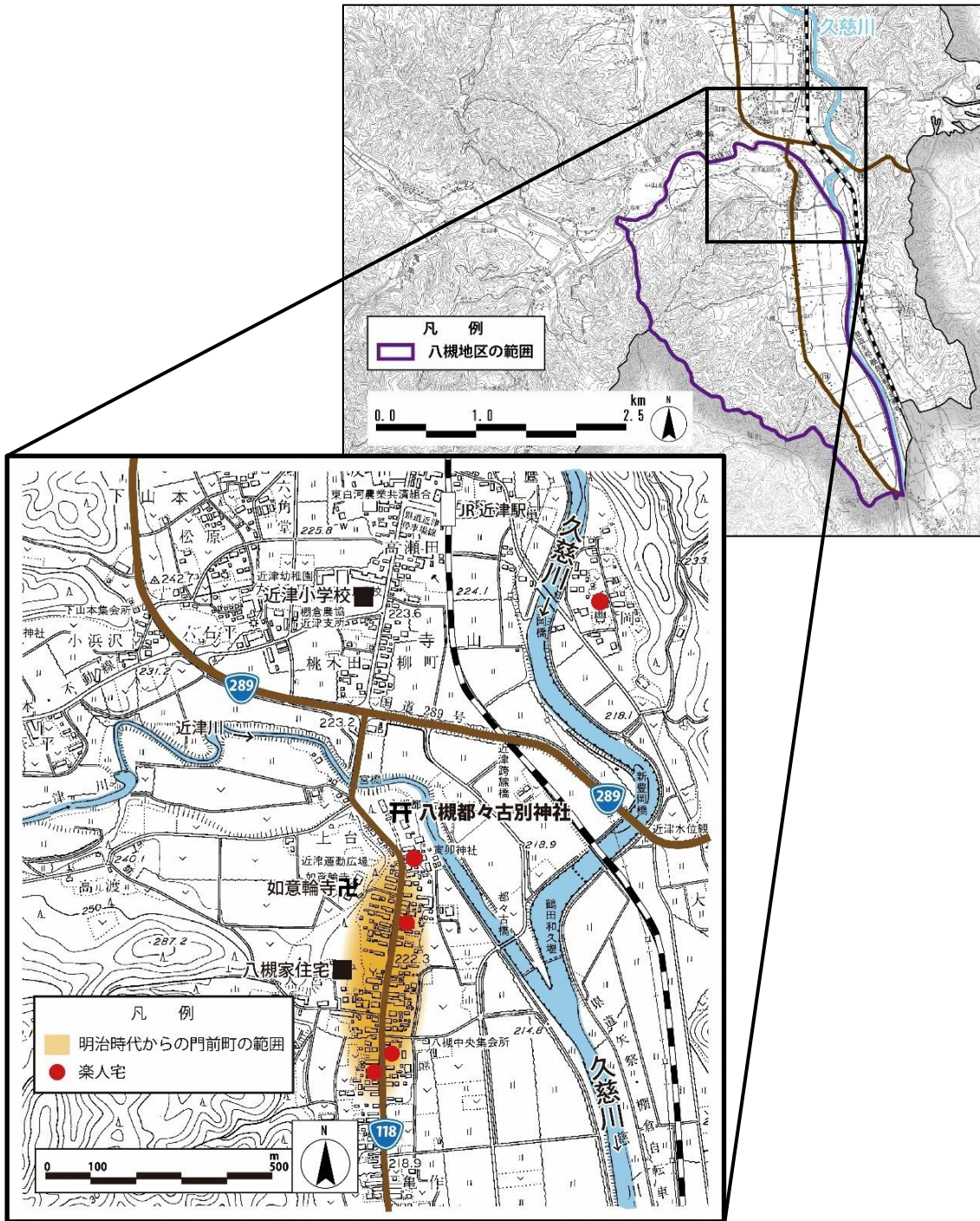
八槻地区は、本町の最南端に位置し、地区の東側には久慈川が流れ、西側には八溝山系の山裾が続く地区である。地区中心を棚倉藩と水戸藩を結んだ旧水戸街道の国道118号が通り、国道沿いに集落が形成されている。また、久慈川沿いには、田園が広がり、稲作が盛んに行われている。



八槻都々古別神社と門前集落の町割

地区の北側には、八槻都々古別神社が鎮座し、境内は全体が鬱蒼とした社叢で包まれている。神社の北側を西方から東方に近津川が流れ、八槻都々古別神社の東南で久慈川と合流している。八槻都々古別神社の南側には門前の集落が形成されており、神社の社家や氏子の住宅が並ぶ。住宅は、街道に対し東西に並び、主屋、納屋、土蔵などで構成される。間口は10間(約18m)程度、奥行きは20間(約36m)程度である。主屋は、街道に接して敷地の北側に建ち、多くが入母屋屋根、寄棟屋根で、東西方向に横長に建てられている。主屋の前面(南側)は庭となり、土蔵や納屋は街道に対して敷地内の奥に建てられていることが多い。また、門前の集落には、八槻都々古別神社の宮司の住まいであった八槻家住宅があり、神社と門前の集落が一体となって市街地環境を形成している。この八槻都々古別神社と門前の集落、八槻家住宅は、江戸時代に描かれた八槻都々古別神社の境内絵図にも記載されており、江戸時代から町割りが変わっていないことがうかがえる。

八槻都々古別神社では、古くから五穀豊穰を願い、旧暦の正月6日に、楽人(御田植や神楽の演じ手)による民俗芸能の「御田植」が行われているほか、「七座の神楽」や「太々神楽」といった神楽が舞われている。この神楽は、12月に神社と門前で開催される霜月例大祭で舞われており、神社と門前集落の住民が一体となり、民俗芸能や祭りを守っている。



八槻地区見取図

(2) 八槻都々古別神社の起源と歴史

八槻都々古別神社は、日本武尊が八溝山で東国の大将を討った際、守護神としていた3人の神々が表郷の建鉾山より箭（矢）を放ち、その箭が着いた場所を箭津幾（八槻）として、神社を創建したのがはじまりと伝えられている。

祭神は農業の神である味耜高彥根^{あじすきたかひこねのみこと}命と日本武尊で、中世には後者による武神としての性格を強くしていったとされている。

八槻都々古別神社が初めて歴史書にみることができるのは、承和7年(840)に成立した『日本後紀』^{にほんこうき}で、延長5年(927)に、全国の神社の格を定めた『延喜式神名帳』^{えんぎしきじんみょうちょう}にも記載されている。

中世における八槻都々古別神社は、修験道^{しゅげんどう}と呼ばれる山々や霊地で厳しい修行を積むことで靈験^{れいげん}のある不思議な力を身につけることを目的とした宗教者の拠点であった。八槻都々古別神社の宮司であり、同時に修験道のリーダー的存在でもあった別当大善院^{べつとうだいぜんいん}は、聖地^{くまのさんけい}とされた熊野参詣の際に信者を引率する先達^{せんだつ}という役職を務め、その勢力は、依上保^{よりかみほ}(太子町)やいわき市など広範囲に及んでいた。

また、現在国道118号を挟んで西側に位置する如意輪寺^{にょいりんじ}はかつて八槻都々古別神社の別当が管理をしていた神宮寺^{じんぐうじ}と呼ばれる付属寺院であり、江戸時代には神社の東側に存在していたが、明治初期の神仏分離により現在の場所に移転建立されている。

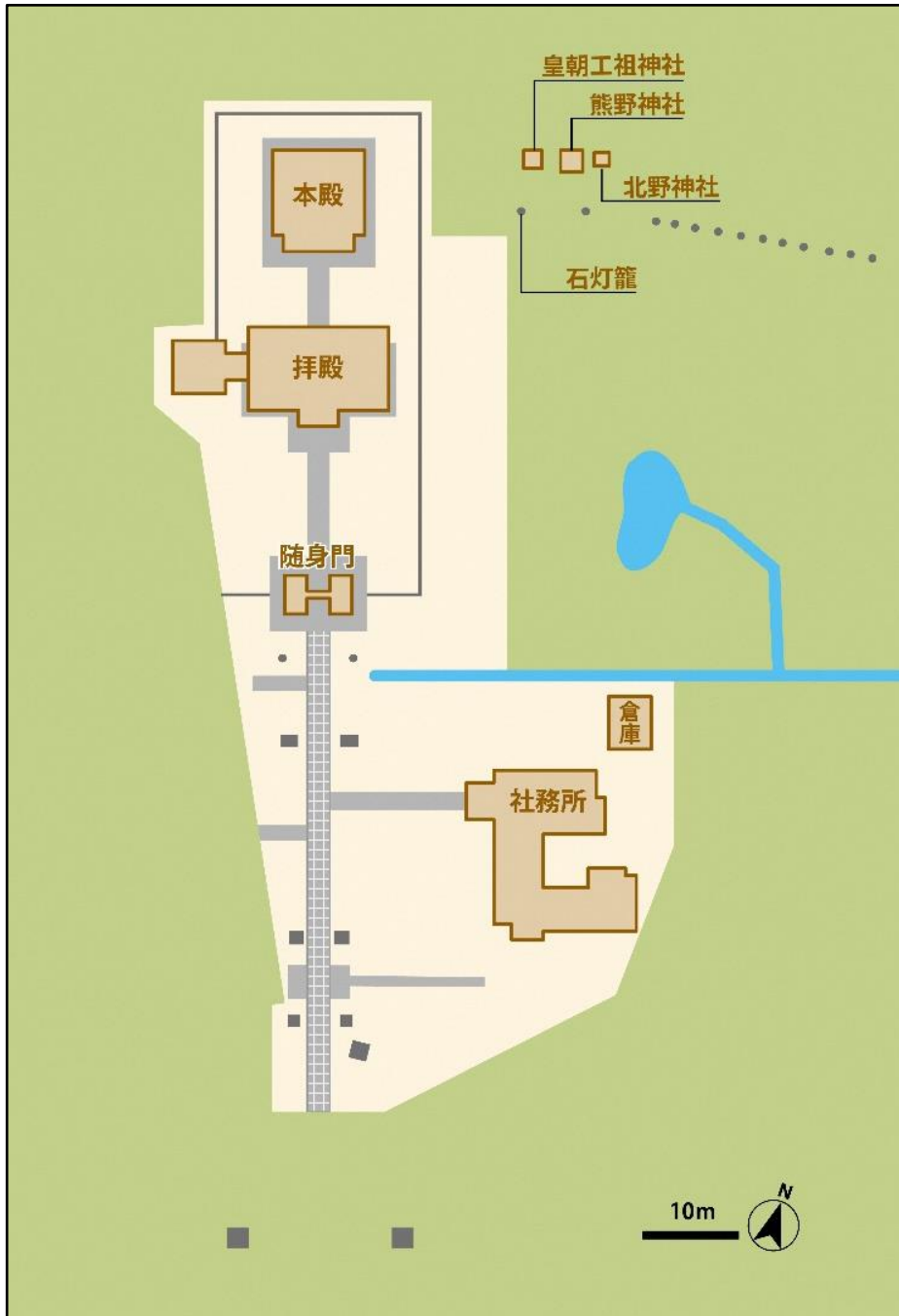
明治6年(1873)創設された近代社格制度では、当初、八槻都々古別神社は郷社^{ごうしゃ}とされたため、国幣中社^{こくへいちゅうしゃ}に列せられるよう嘆願し、同18年(1885)に国幣中社となった。明治28年(1895)に八槻都々古別神社が作成した社寺明細には、本殿及び拝殿、隨身門が現在の同様の配置で、見取図が掲載されており、明治期には現在の神社の形ができていたことがうかがえる。



八槻都々古別神社境内見取図（福島県神社庁文書 古社寺調）

(3) 八槻都々古別神社に関する建造物

八槻都々古別神社には、江戸期に建てられた本殿や隨身門ずいしんもんがあり、県指定の重要文化財に指定されている。また、御田植や神楽が行われる拝殿や霜月例大祭で出店が出る参道があり、地区と密接なかかわりあいのある神社である。このほかに本殿の東側には、小規模な末社である皇朝工祖神社こうちようこうそや熊野神社、石造りの祠ほこらの金毘羅神社こんびらや北野神社きたのがあり、その東には石灯籠が並んでいる。



八槻都々古別神社配置図

① 八槻都々古別神社 本殿（福島県指定重要文化財）

本殿は基本的に三間社流造の形式で、身舎の平面は、桁行3間、梁間3間で、周りに刎高欄付きの切目縁を廻し、両側後方に脇障子を設ける。身舎の奥行を3間（実質的には2間半）としている点が一般的な流造と異なっている。正面は、3間の向拝を延ばし、7級の木階を設けているが、浜縁は設けていない。身舎周りの縁は東立でなく、腰組としているため、正面の向拝の足廻りは独立したかたちでつくられており、海老虹梁で身舎の腰組と繋ぐ独特な構法となっている。本殿の建立年代を示す棟札や墨書はないが、寛政2年(1790)に書かれた『近津明神別当大善院由緒書』に記述があり、少



八槻都々古別神社本殿



八槻都々古別神社本殿腰組

なくとも寛政期には建立されていたことがうかがえる。また、外陣にある棟札は昭和8年(1933)の修理のもので、屋根葺替と塗装塗替えと記されていることから、この時期に銅板葺きになったことがわかる。

② 八槻都々古別神社 拝殿

拝殿は、桁行5間、梁間3間の入母屋造で四方に刎高欄付きの切目縁を廻し、後方両隅に脇障子をつけ、正面には唐破風造の一間向拝を設ける。屋根は昭和期に銅板葺に替えられたが大



八槻都々古別神社拝殿

正 13 年(1924)の古写真から元はこけら葺であったことがわかっている。建立年代を示す棟札や墨書はないが、平成 23 年(2011)度の『八槻都々古別神社・八槻家住宅調査報告書』には、古写真が掲載されており、大正期以前の建築物であり、明治期中期に再建されたものだということを有力としている。



都々古別神社拝殿・神饌所(南東より)大正13年5月25日撮影

大正 13 年(1924)の八槻都々古別神社拝殿
『八槻都々古別神社・八槻家住宅調査報告書』より

③ 八槻都々古別神社 隨身門(福島県指定重要文化財)

隨身門は、^{きりつまづくり}切妻造の^{はつきやくもん}八脚門で、中央間、両脇間、梁間を3対2対2ともっとも美しいとされる分割にしており、細部を見ると、^{かしらぬき}頭貫木鼻、^{きはな}髯股の^{かえるまた}桁隠の彫刻、六花卉を基本にした地紋彫りの工作があるほか、竜、鳳凰、鶴、鯉と仙人を天井板に墨絵で描かれている。建立年代を示す棟札や墨書はないが、平成 23 年(2011)度の『八槻都々古別神社・八槻家住宅調査報告書』では、本殿と比較するとほぼ同様の様式細部を有していながらも、本殿よりやや技巧的に進んでいる感があることから、本殿に引き続き江戸中期(享保年間(1716~36))に造営されたと考えられている。



八槻都々古別神社隨身門

④ 八槻家住宅(福島県指定重要文化財)

八槻都々古別神社の宮司の住まいであった八槻家住宅は、八槻地区の中心にあり、南北に 120m、東西に 75mの広大な屋敷地が土塁と堀に囲まれ、中世の面影をとどめている。南側は、^{いたべい}板塀と^{どるい}土塁で仕切り、薬医門の表門と脇門を持ち、

敷地の中央に、茅葺の主屋棟と書院棟が現存する。

主屋棟は桁行4間、梁間4間の規模で、日常生活に使用されていた。主屋棟には、数寄屋建築の要素が見られ、面皮仕上げの柱、長押、竿縁は田の字に配置された4室すべてに用いられており、民家の建築としては、非常に手の込んだ造りとなっている。



八槻家住宅主屋棟と書院棟

一方、書院棟は、桁行7間、梁間4間で、南側には1間幅の広縁、南面西側に入母屋破風を冠した玄関があり式台がつく。内部は東西に1列に3室が並んでおり、一ノ間、二ノ間、玄関ノ間と続く。書院棟は、柱、長押、天井竿縁まで面皮仕上げとし、欄間の意匠も多彩で、玄関まわりも実に手の込んだ作りとなっている。

建築年代については、年代を示す棟札や墨書はないが、平成23年(2011)の『八槻都々古別神社・八槻家住宅調査報告書』では、書院棟の様式は、八槻都々古別神社の本殿や隨身門に類似した装飾細部があり本殿や隨身門に比べると少し発達したものと判断されるため、18世紀中期の建築と考えられている。

(4) 八槻都々古別神社御田植

① 由来

御田植は、旧暦の正月6日に、八槻都々古別神社において、豊作を祈願し田植えの作業過程をせりふのやり取りや所作で演じられる民俗芸能である。御田植の伝来については、伝承はないが、狂言風の詞章と所作からみれば、鎌倉時代以降それほど経たない時期に伝えられたと考えられる。

明治18年(1885)に八槻都々古別神社が国幣中社になる際に提出した『御列格書類』に、御田植の様子が描写された「御田植祭之圖」が記載されていることを考えると、明治中期においても御田植が行われていたことがうかがえる。



八槻都々古別神社御田植
(水口祭りでの天狐の舞)

② 御田植保存会

御田植保存会は、昭和 46 年(1971)4 月に県の重要無形民俗文化財に指定されたのを契機に結成され、御田植の運営に携わっている団体である。御田植保存会の会員は、八槻地区の住民であり、2 年に一度役員を決定し、7 名の役員を中心に御田植の際の様々な役割を担っている。活動としては、年間を通して八槻都々古別神社境内の清掃を行うほか、御田植で舞う楽人の練習の支援、御田植の招待者への招待状の発送や御田植後に行われる直会の準備を行っている。また、御田植の周知のためにチラシやポスターを作成し、町内や近隣市町村で配布や掲示を行っている。

③ 準備

御田植に用いる「餅^{もちぐわ}鍬」や「中^{ちゅうはん}飯」と言われる餅は、戦前までは八槻都々古別神社北側にあった神田から収穫した米を用いていたが、戦後は農地改革により神田が解放され、現在は、氏子から寄進された米を用いている。

御田植の前日に、楽長(楽人の長)の自宅に楽人が集まり、餅つきを行い、準備をする。なお、餅鍬の柄に使うにわたこの枝については、八槻都々古別神社の宮司宅である八槻家住宅にあるにわたこの木の枝を切り、使用している。また、「松舞」や「あしおとめ」などに使用する松の枝については、楽人宅の庭や八槻地区の山間部に植生しているものを切って準備をしている。前日についた餅を当日の朝に切ってそれぞれの形にするが、餅鍬は 40 cm 前後に平たく丸めた餅を四つに切って扇形にし、長さ 30 cm から 40 cm のにわたこの枝を差し、完成させる。これと同形で大きさが半分ぐらいの小さい餅鍬も 30 本程度作成される。



御田植に使用される中飯、餅鍬

また、舞の練習は、御田植の約1か月前から八槻都々古別神社の社務所で行われる。楽人の練習のほかに、御田植に参加する近津小学校郷土史クラブへの伝承活動が行われており、郷土史クラブの児童は御田植に参加している。



社務所での練習風景



近津小学校郷土史クラブの練習風景

④ 御田植当日

御田植は、当日の午前10時から八槻都々古別神社の拜殿を舞殿として行われる。舞殿には、向かって右側に宮司と氏子総代、それに参列者が、左側に楽人が座る。正面には、白木の案(玉串や神饌を置く台)を置き、餅鋏、松の枝、幣束、鈴などの採物をのせる。

神楽に続き、せき検分から中飯までの田遊びが行われるが、田遊びは、宮司の指示によって、舞手が稲作の過程を順を追って模擬的に演じる。舞手は「神子舞」を除いてすべて楽人であり、烏帽子、狩衣、白足袋を着用し、座っているときは、笏を

持ち、舞う場合のみそれぞれの採物を手に舞う。「神子舞」は近津小学校郷土史クラブの女子二人で行われ、前天冠に千早、緋袴、白足袋姿で舞う。



神子舞

(ア) 神楽

御田植の各演目は、宮司の呼びかけに応じて楽人が立ち上がり演じられる。最初に「奥州の山々に旧冬よりどっしりと積もった雪もいつしか消えて雲雀ひばりの声も声高く聞こえるようになりましたので、当お明神さまにおきましてもおみ田植に取りかかることにいたします」と宮司が呼びかけると「さようございますか」と答えて、神楽まつまい みこ へいまい（松舞、神子舞、幣舞）の三座が順番に舞われる。



松舞

(イ) せき検分

せき検分は、呼びかけに応じて二人の楽人が「去年は、たいした大水もなく、そちもないように思われますが」などと言い餅鍬を担いで拝殿を回りながら堰を確認する様子を演じる。



めばらい

(ウ) めばらい

めばらいは、餅鍬おおぼりを使い大堀を「がり、がり、がり」、小堀こぼりを「ザラ、ザラ、ザラ」などといいながら、堀を手入れする様子を演じる。

(エ) 田たうな耕ぶい触れ

楽長が「これから田うないをする」という意味の呼びかけを行う。

(オ) 田耕い

田耕いでは、中央に大太鼓を持ち出し、太鼓の上面の革の表を田に見立てて、それぞれの餅鍬を手に、太鼓の周囲を回りながら、太鼓を叩いて田を耕す様子を演じる。



田耕い

(カ) くろばおとし

くろばおとしは、畦^{あぜ}を整える様子で、餅鍬を手に「さく、さく、さく」と言いながら、舞う。

(キ) 水取り

水取りは餅鍬で、水路を作るような所作をしながら、「がぶ、がぶ、がぶ・・・」など、作業の音を口で言い、演じる。

(ク) 代かき

代かきは、牛の人形べごが曳きだされ、「べーご、べごべご」と呼びかけながら牛を探し、牛を曳きだすと大拍子^{だいびょうし}などを持って呼びながら、拝殿を回り、演じる。



代かき

(ケ) 畔ぬり

畔^{くろ}ぬりは「がっぷりべたり、どろりべたり」「べった、べった」「スースー」などと言いながら餅鍬で掘り起こして、塗り付ける所作をしながら演じる。

(コ) あしおとめ

あしおとめの意味は不明であるが、松の葉を拝殿にまいて踏む所作が「こがねのやまぶき」「しろこがねのにわとこ」「だいぶ、まんべんなく入ったようでございやすので」などということから、肥料を田に踏み入れている様子と考えられる。



あしおとめ

(サ) お種^{たね}祈^{きとう}禱

お種^{たね}祈^{きとう}禱では、三方の上に粬を入れた一升枡を置き、その上に大きな丸餅を三つ重ね、三本の幣束^{へいそく}を立てたものが使われ、五穀豊穰を願い、種が無事実るように祈りを捧げる。

(シ) ^{たねま}種蒔き

種蒔きでは、楽人が「わせ」「なかくて」「おくて」「もち」と唱えながら、それぞれ種を蒔く所作を繰り返す。さらに参詣人が申し出た稲の品種名を唱えながら蒔く所作を演じる。



種蒔き

(ス) ^{からす}鳥追い

鳥追いは、楽人全員が立ち、大拍子、締^{だいはやし}太鼓、鈴などをめいめいに持ち、音を流しながら、「からーす、からーす」と言って鳥を追い払う所作を演じる。



鳥追い

(セ) ^{たうえぶ}田植触れ

楽長が「これから田植えをする」という意味の呼びかけを行う。

(ソ) 田植

田植えは大太鼓を田に見立てて、楽人に氏子なども加わって太鼓の周囲を回りながら、苗に見立てた松の葉をちぎって「千両、万両・・・」と言いながら太鼓の面に植えるような所作をする。



田植

(夕) ^{みなくち}水口祭り

水口祭りは、水田の用排水の安全と五穀豊穡を願い行われる祭りである。水口祭りには、白い狐の面を着け、肩に鍬を担いだ天狐が登場し、三方を持って餅をまいたりしながら、天狐の舞を舞う。この狐は稲荷の神^{いなり}と考えられている。



水口祭り

(チ) ^{ちゅうはん}中飯

中飯(ここでの中飯とは、農作業の合間の休憩のことをいう。)では、楽人が全員で「中飯、中飯」と言いながら、三方にのせた細長い餅を参詣人に向かって盛大にまく。



中飯

中飯が終わると、社務所で宮司と氏子総代、参列者により直会^{なおらい}が執り行われ、直会の参加者には餅鍬が配られる。この餅鍬は、参加者によって五穀豊穡を祈願して、食される。また、参詣人も撒かれた中飯を持ち帰り、神棚への奉納や五穀豊穡を願い食す。

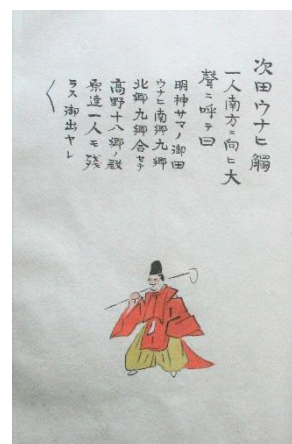
御田植の流れ ^{おんれっかくしよるい}『御列格書類』(明治16年(1883))より



(ア)神楽



(イ)せき検分



(エ)田耕い触れ



(オ) 田耕い



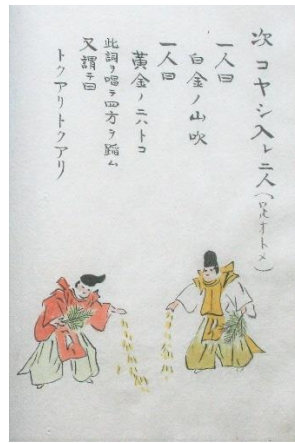
(キ) 水取り



(ク) 代かき



(ケ) 畔ぬり



(コ) あしおとめ



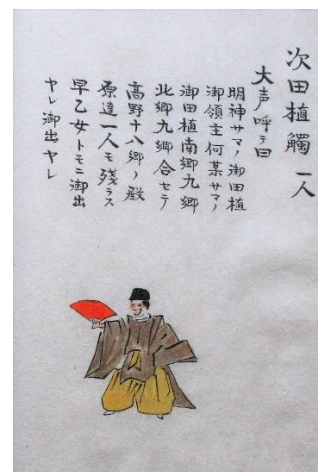
(カ) お種祈禱



(シ) 種蒔き



(ス) 鳥追い



(セ) 田植触れ



(ソ) 田植



(チ) 中飯

(5) 八槻都々古別神社の神楽

① 由来

「八槻都々古別神社の神楽」とは、八槻都々古別神社の祭礼等で演じられる「七座の神楽」と「太々神楽」の二つの神楽の総称である。

この「八槻都々古別神社の神楽」の由来、起源については伝承もなく明らかではないが、古い形式の出雲系の神楽に特有の「七座の神楽」の名称が、東北地方ではここだけに残っていることをみると、この神楽の歴史が古いことを示していると言える。



八槻都々古別神社の神楽

また、「七座の神楽」のなかの「^{つるぎまい}劔舞」は、宮城県以北に多い^{ほういんかぐら}法印神楽によくみられるものである。八槻都々古別神社にも、修験の拠点があったことを考えると修験者が伝えた神楽であることも考えられる。

八槻都々古別神社には、猿楽や舞楽くずしに用いられたと思われる古面が 15 口伝えられており、かなり古い時代から民俗芸能が行われていたことは確かである。また、『明治 2 巳日記 野中準太良』のなかには、「十一月朔日方（より）八槻祭礼有之、此度神道一派ニ相候ニ付、同二日方（より）五日迄社内太々神楽有候得共、十八神道之神楽ニ唯一神道ニ無之」（11月1日より八槻で祭礼があり、このたび、神道一派になったので、11月2日より5日まで神社内で太々神楽が

あるが、十八神道の神楽で、唯一神道の神楽では無い。)と記載されており、明治2年(1869)当時八槻都々古別神社において太々神楽が行われていたことがうかがえる。

② 内容

八槻都々古別神社に伝わる「七座の神楽」と「太々神楽」は、合わせて43座にも及ぶ多演目の民俗芸能であり、「御田植」とあわせて、古くから八槻都々古別神社の「しゃけ社家」と呼ばれる限られた家によって受け継がれてきた。明治期以降もかつての社家の流れをくむ家から楽人を出すことになっており、この限られた人数で多数演目を継承していることは、県内でも類を見ないものである。

このうち、「七座の神楽」は、次に掲げる各演目で構成される。現在の演目は8座あるが、「かみおうぎ神扇」と「さごまい杧舞」を続けて舞って、1座と数えることによってあわせて「七座」と呼んでいる。

七座の神楽の演目

演目	舞方数	採物
<small>みこまい</small> 神子舞	2名	扇、鈴
<small>へいまい</small> 幣舞	2名	幣束、鈴
<small>ゆみまい</small> 弓舞	2名	弓矢、鈴
<small>しらつえ</small> 白杖	2名	白杖、鈴
<small>つるぎまい</small> 釵舞	3名	釵、幣束、鈴
神扇	2名	扇、鈴
杧舞	2名	三宝、鈴
<small>ししまい</small> 神子舞	3名	大幣神子、鈴

※「神子舞」は、演目により「みこまい」、「ししまい」と別の読み方をする。



みこまい
神子舞



幣舞



弓舞



劔舞



紗舞



ししまい
神子舞

一方「太々神楽」は、地元では単に御神楽おかぐらと呼ばれ、次に掲げる各演目で構成されている。このなかでは、「宝鏡舞ほうきまい」と「猿舞さるまい」のように、2座を連続して舞うものもあり、数え方によっては36座とも、37座ともいわれている。囃子は、いずれも笛、大太鼓、大拍子、摺り鉦すかねである。

太々神楽の演目

演目	舞方数	採物
きよはらい 清祓	1名	大麻

演目	舞方数	採物
<small>てんち かいびやく</small> 天地開闢	2名	笏、鉦
<small>たまほごまい</small> 玉矛舞	1名	笏、矛、鈴
<small>しほうかため</small> 四方堅	1名	扇、鈴
<small>へいたてまい</small> 幣立舞	1名	大幣
<small>たままい</small> 玉舞	1名	玉
<small>つりまい</small> 釣舞	1名	釣り竿、扇
ひよつとこ	1名	徳利
<small>どうみょうまい</small> 燈明舞	1名	燈明
<small>きじこまい</small> 雉子舞	1名	雉
<small>にわび</small> 庭火	1名	薪
<small>いわとまい こやね</small> 磐戸舞 (児屋根)	1名	笏
<small>いわとまい おおだま</small> 磐戸舞 (大玉)	1名	笏
<small>いわとまい たちからお</small> 磐戸舞 (手力男)	1名	笏
<small>いわとまい うずめ</small> 磐戸舞 (鈿女)	1名	扇、鈴
<small>しめなわ</small> 尻久女縄	1名	注連縄、鈴
諏訪	1名	鎌
鹿島	1名	劍、鈴
<small>ごこくほうじ</small> 五穀豊時	1名	三方、粃
犠牲	1名	笏
<small>やまたのおろち</small> 八岐蛇	1名	劍
<small>おろち</small> 蛇退治	1名	劍、鈴
<small>こうまい</small> 耕舞	1名	鍬、幣束、鈴
<small>しらつえ</small> 白杖	1名	白杖、鈴
<small>いなりまい</small> 稻荷舞	1名	鎌、稻
<small>ざかさまい</small> 榊舞	1名	榊、鈴
<small>いねかりまい</small> 稻刈舞	1名	鎌、稻
<small>こゆみまい</small> 小弓舞	1名	弓矢、鈴
<small>ほうきまい</small> 宝鏡舞	1名	宝鏡
<small>ざるまい</small> 猿舞	1名	—
<small>もちまい</small> 餅舞	1名	三方、餅
鎮悪舞	1名	矛

演目	舞方数	採物
にほんおうぎ 二本扇	1名	白扇二本
つるぎまい 釧舞	1名	劍、鈴
かみまね 神招き	1名	笏、幣束、鈴
おうぎまい 扇舞	1名	笏、扇
たいへいまい 太平舞	1名	大幣、劍、鈴



清祓



四方堅



釣舞



燈明舞



諏訪・鹿島



八岐蛇



耕舞



白杖



榊舞



稲刈舞



宝鏡舞、猿舞



太平舞

③ 上演日

「八槻都々古別神社の神楽」は、八槻都々古別神社の霜月例大祭（別名「八槻^{やつき}市^{まち}」）において、拝殿で執行される祭典のなかで奉納されており、「七座の神楽」の数座と「太々神楽」の数座が演じられている。また、八槻地区では、地区住民の個人宅において神葬祭（神式の葬儀）が執り行われる際に、「七座の神楽」の幣舞や「太々神楽」の釵舞、扇舞が舞われることもあり、地区に根付いた民俗芸能となっている。

(6) 霜月例大祭

① 由来

「八槻市^{やつきまち}」として親しまれている「霜月例大祭」は、八槻都々古別神社で続く行事である。寛政2年(1790)に書かれた『近津明神別当大善院由緒書』では、「十一月朔日より五日迄祭礼祝市立之参詣群衆仕候」とあり江戸中期には例大祭が行われていたことが記されている。

また、明治30年(1897)に発刊された『東白川郡沿革私考』によると「陰暦十一月朔日より五日まで私祭にて種交附のことあり、近々は勿論他郡より多く来ると云。蓋、本年は種粃を社頭にて頒与し、来年当祭に其の米を齎し来て社頭に納め、新種の分与を受け帰る也。昔より年々斯くの如く頒ち与へしという。俗に、八槻祭と称し頗る群衆すると、蓋、往古国造の種倉より種を分与せし余波の存せしにや」とあり、明治期においては、霜月例大祭において、種粃の交換や頒布も行われていたことが示されている。

また、昭和30年代には、旧水戸街道沿いに多くの出店が立ち並び、大変賑わったと伝えられている。



霜月例大祭の境内の様子

② 内容

霜月例大祭はかつて旧暦11月1日に行われていたが、現在は、12月初旬の土・日曜日の2日間行われている。霜月例大祭では、「御神楽奉奏」として、「七座の神楽」の数座と「太々神楽」の数座が奉納され、五穀豊穰、家内安全等が祈願される。

また、参道や門前の集落の軒先に店が出店が並び、病をよける縁起物として、名物のゆずやしょうがが販売されている。このほかに、霜月例大祭では書道展覧会が開催され



門前の住宅と霜月例大祭の出店

ており、町内の児童生徒の書道作品が八槻都々古別神社の境内に展示される。このような児童生徒の学芸品展示会が八槻都々古別神社では古くから行われてきている。

(7) おわりに

八槻地区に伝えられてきた八槻都々古別神社の御田植や神楽は、楽人や御田植保存会、八槻都々古別神社など地区が一体となって今日まで伝承してきた民俗芸能である。

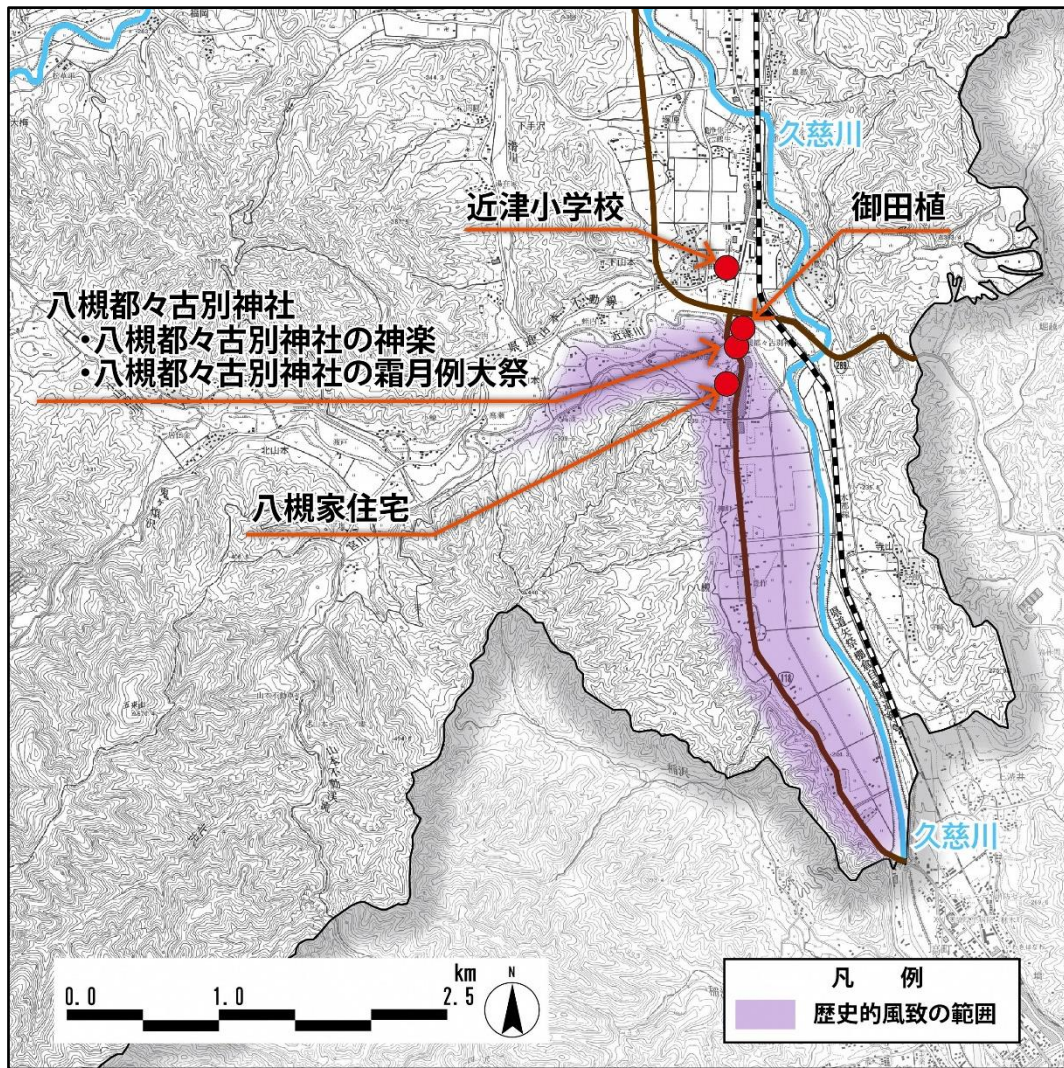
御田植では、運営を担う御田植保存会が八槻地区に居住する各世帯で構成されており、地区の貴重な民俗文化財を一丸となって保存・継承している。さらに、八槻地区内で収穫された米や伐採されたにわたこの木から、中飯や餅鋏といった御田植に使用する祭具が作られ、終了後には、餅鋏や中飯は門前集落をはじめ、地区内の家々に持ち帰られ、五穀豊穰を祈願して食される。また、神楽は八槻都々古別神社だけでなく地区内の住宅で執り行われる神葬祭においても舞われており、地区全体に密着した民俗芸能である。

毎年 12 月に開催される八槻都々古別神社の霜月例大祭は、江戸時代より八槻市と称され、五穀豊穰や家内安全を願う参拝者で賑わい、境内だけでなく、門前の集落の軒先にも出店が出され、名物のゆずやしょうがを販売する八槻地区の初冬の風物詩となっている。

このように、久慈川沿いの水田地帯のなかに、奥州一宮である八槻都々古別神社を中心とした門前集落が形成されている八槻地区においては、五穀豊穰を願う営みと歴史的な建造物が一体となった歴史的風致が作り出されている。



久慈川沿いの水田と八槻地区の門前集落、
八槻都々古別神社の社叢



八槻都々古別神社の御田植と神楽にみる歴史的風致の範囲図

4 社川地域の神幸行事にみる歴史的風致

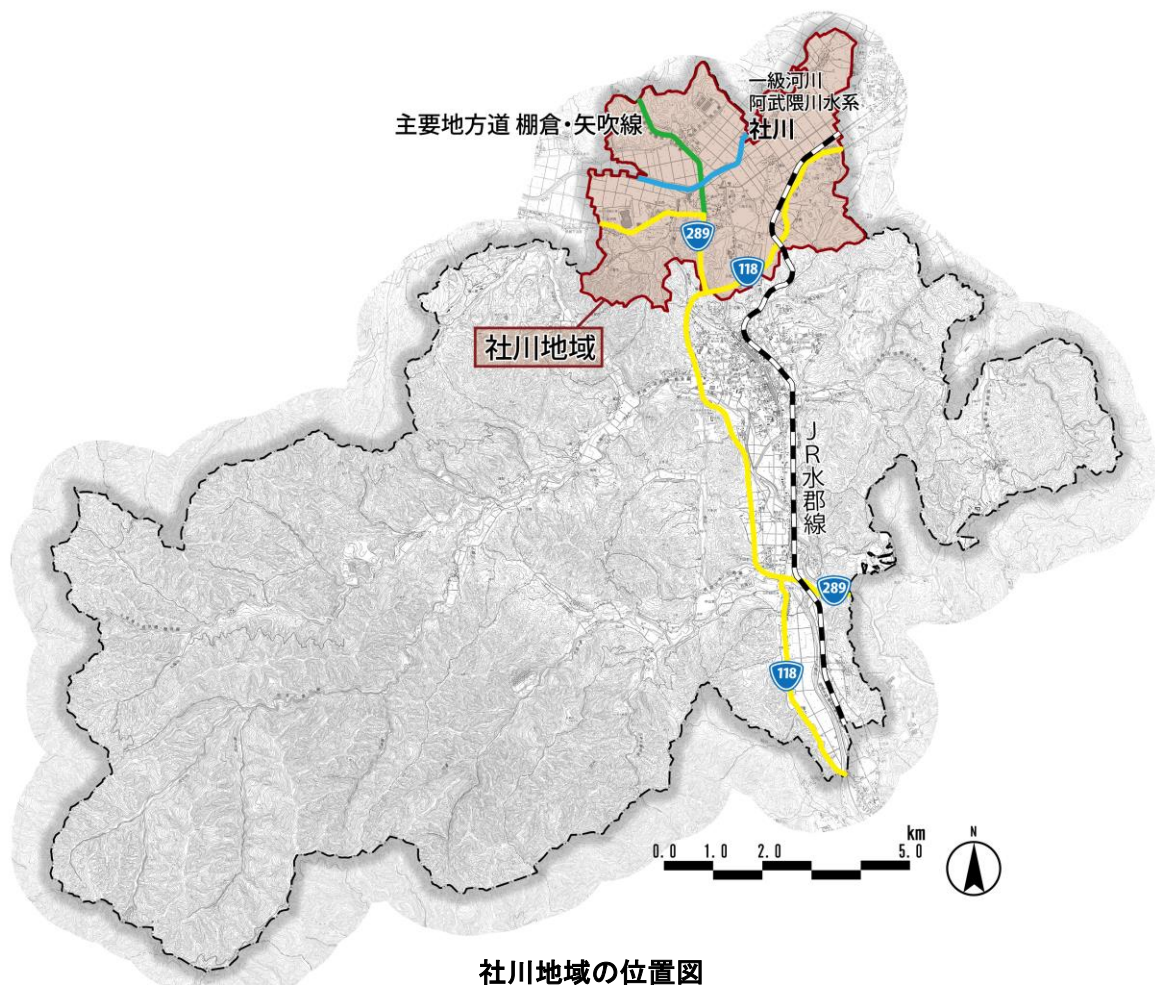
(1) 社川地域について

社川地域は棚倉町の北部に位置し、地域の北と西は白河市、東は浅川町と接している。また、地域内には町の基幹道路である国道 289 号、国道 118 号が通るほか、主要地方道である棚倉・矢吹線も通っており、棚倉町の玄関口として町と近隣市町を結ぶ役割を担っている場所である。こうした交通の便の良さから、工場や事業所が多く立地する地域でもある。

また、社川地域の沿革については、明治 22 年 (1889) に上台、板橋、玉野、一色、福井、堤、逆川、天王内、金沢内、小菅生、檜木、花園、仁公儀の 13 か村 (各村の名称は大字名として現在も残っている) が合併し社川村となり、その後明治 43 年 (1910) に檜木、花園、仁公儀地区が棚倉町へ編入、昭和 30 年 (1955) に棚倉町、近津村、山岡村、高野村と合併し、現在の棚倉町社川地域となった。現在の社川地域の範囲は、明治 43 年 (1910) に 3 地区が棚倉町へ編入された以後の旧社川村の範囲であり、当時と同じ大字 10 地区から成る。

さらに、社川地域には地域名の由来ともなった一級河川の阿武隈川水系社川が地域の東西を横断する形で流れている。そうした水利の良さと平坦な地形を生かした水稻栽培が盛んであり、町でも有数の水田単作地帯を形成している。なお、平成 31 年 (2019) 1 月 1 日時点において町内全域の田面積 1,249.23ha のうち、約 4 割に相当する 496.45ha が社川地域に集積していることから、社川地域の稲作が盛んであることがうかがえる。

以上から、社川地域においては古来より農業に関する祭礼や建造物などが多く存在する。ここでは、町内でも行われることが少なくなった神幸行事に着目し、玉野・福井・一色地区及び隣接している浅川町^{みのわ}箕輪地区の 4 地区で行われている「お枅明神の枅送り^{ますみょうじん}行事」と堤地区で行われている「羽黒神社大例祭神輿渡^{はぐるじんじやたいれいさいみこしと}ぎょ御」に関わる建造物や活動を取り上げる。



社川地域の位置図



阿武隈川水系社川と田園



社川地域の田園風景

(2) 歴史的風致

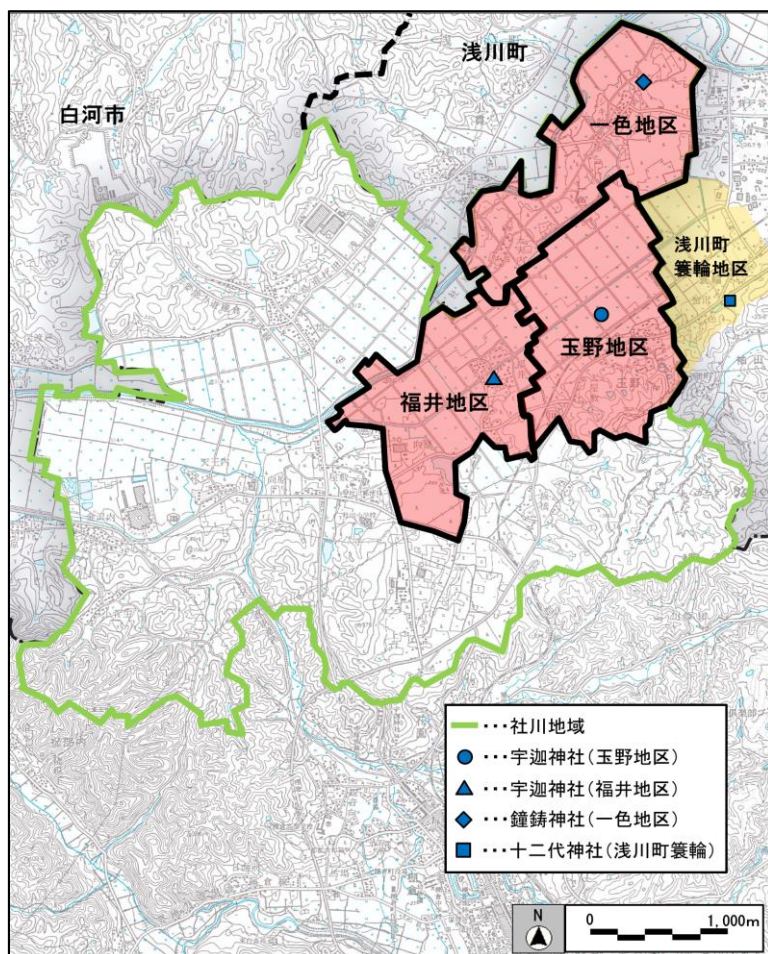
① お枡明神の枡送り行事

(ア) はじめに

「お枡明神の枡送り行事」は、かつては「お枡廻し^{まわ}」と呼ばれていた神事であり、神格化した「枡」を当番となった地区や家が受け取り、「お枡小屋^{おかりや}」（御仮屋）に保管し、一定の期間が過ぎると、儀式を行い次の地区や家に引き渡すという行事である。かつての「お枡廻し」は本町に鎮座する馬場都々古別神社、八槻都々古別神社、茨城県大子町に鎮座する近津神社の近津三社（馬場都々古別神社及び八槻都々古別神社は江戸時代までは近津明神として文書等にあらわれている）の祭礼に併せ、各神社の信仰圏において盛大に行われてきたが、時代とともに移り変わり、現在は棚倉町、浅川町、茨城県大子町の一部の地域でかつての姿を偲ばせるような形で行われている。

本町の社川地域の東部に位置する玉野・福井・一色地区に浅川町箕輪地区を含めた4地区で現在も行われている「お枡明神の枡送り行事」は、いつごろから始

まったのかは不明であるが、弘化2年(1845)に書かれた『神幸記録帳^{しんこうきろく}』において元禄年間(1688～1704)には同様の行事が行われたことが記録されている。また『神幸記録帳』に所載の『北郷馬場近津大明神^{きたごうばちかつだいみょうじん}御枡頭屋廻り次第事^{おますとうやまわしだいのこと}』という文書には、この行事が馬場都々古別神社の信仰圏である高野郡北郷49か村（現在の棚倉町、浅川町、白河市）の範囲で行事が行われていたことが記載されているとともに、現在行



玉野・福井・一色地区の位置図

事が行われている 4 地区は同じ^{ますば}枅場（同じ枅を祭祀した組）であったことがわかる。

「お枅明神の枅送り行事」は 3 年ごとに御神体とされる「枅」を地区から地区に遷すものであり、枅は遷されるたびに、当番となった地区の神社境内に設けられる「御仮屋」と呼ばれる高床式の建物に納められる。この行事は農作物の豊作を願って行われるもので古い農耕儀礼の形を残しているといわれている。

（イ） 「お枅明神の枅送り行事」に関わる建造物

先述したように、枅送り行事において御神体とされる枅は各地区の神社境内に設けられる^{おかりや}御仮屋に納められる。ここでは、遷されたあとの 3 年間、枅を守る各地区の神社について記載する。

（i） ^{うがじんじゃ}宇迦神社（玉野地区）

玉野地区の宇迦神社は集落北側の田園地帯に社叢が広がっており、^{うか}稲倉^{のみたまのみこと}魂命という食物の神を祀る神社である。また、福井地区の宇迦神社とともに、^{あかだてじょうあと}本町の赤館城跡の^{さんろく}東側山麓に鎮座し、^{あかだて}棚倉城下の総鎮守である宇迦神社の分社である。

社殿は^{はいでん}拝殿と^{おおいや}覆屋から成り、覆屋内部に本殿が安置されている。本殿の規模は正面 1.11m、側面 1.71m の^{いつけんしゃ}一間社^{ながれづくり}流造で、屋根がこけら葺き、南面して建つ。なお、建築年代等を示す棟札は見つかっていないが、令和元年（2019）に行った「歴史的風致維持向上計画に関する建造物調査」によると、構造や形状・^{えよう}絵様などの^{いしょう}装飾といった意匠等に近代的な要素が多く見受けられ、^{そんしゃ}拝殿に明治 36 年（1903）に行われた「^{うがじんじゃかいちくきふじんめい}村社宇迦神社改築寄付人名」という寄附帳



玉野地区宇迦神社の社叢



村社宇迦神社改築寄附人名

があることから、このころに建てられたものと推測されている。ただし、社地にある石灯籠には天保期（1830～1844）に造られたものもあり、古くから地区住民の信仰を集めていたことがわかる。



玉野地区宇迦神社本殿

（ii） 宇迦神社（福井地区）

福井地区の宇迦神社は先述した通り、棚倉城下の総鎮守である宇迦神社の分社であり、稲倉魂命を祀っている点で玉野地区の宇迦神社と共通している。社叢は福井集会所などが位置する集落に囲まれながら広がっている。

社殿は拝殿と覆屋から成り、覆屋内部に本殿が安置されている。本殿の構造形式は玉野地区の宇迦神社と似通っており、規模は正面 1.05m、側面 1.71mの一



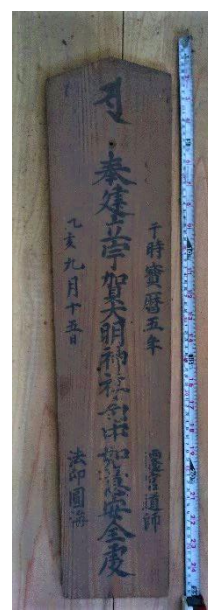
福井地区宇迦神社の拝殿

間社流造で、屋根がとち葺きで西面して建つ。また、本殿の一部には弁柄塗りの彩色が残っており、建築当時は本殿が赤く彩られていたことがうかがえる。

この神社には宝暦5年（1755）の棟札が納められており、令和元年（2019）に行った「歴史的風致維持向上計画に関する建造物調査」によると、本殿の装飾細部等から本殿はこのころに建てられたものと推測されている。ただし、明治期に修理を行ったとされる札も納められており、風食等により軸部については後年に改造が行われていることが同調査からわかっている。そのほか、拝殿や覆屋についても大正12年（1923）に建てられたことを示す棟札が残されている。



福井地区宇迦神社本殿



宝暦5年
(1755)の棟札

(iii) ^{かねいじんじや}鐘鑄神社（一色地区）

一色地区の鐘鑄神社は、集落の北西部、隣町である浅川町との境界に近い場所に位置し、田に囲まれているなかに社殿があり社叢が広がっている。祭神は金山彦^{かなやまひこ}命^{のみこと}を祀っており、古くからこの地区の鎮守として地区住民から信仰されてきた。

先の2社と同じく、社殿は拝殿と覆屋から成り、覆屋内部に本殿



一色地区鐘鑄神社拝殿

が安置されている。本殿の規模は正面 0.9m、側面 1.59mの一間社流造で、屋根はこけら葺き、南面して建つ。

鐘鑄神社には多くの札が納められており、最も古いものは明和 7 年（1770）、最も新しいものは平成 15 年（2003）と幅広い年代の札が残されている。棟札によると、明和 7 年（1770）に創建、文政 12 年（1829）に再造営していることがわかるが、令和元年（2019）に行った「歴史的風致維持向上計画に関する建造物調査」によると、現在の本殿は組物等の構造や彫刻に近代的な特徴がみられることから明治期（1868～1912）に建てられたものと推測される。このことを示すように、明治 33 年（1900）「奉遷宮鐘鑄神社 一字」という遷宮の札が残されている。



一色地区鐘鑄神社本殿

また、神社境内地には明治から昭和の時代にかけて福島県の県南地方を中心に活躍した名石工の小林 和^{こばやしわへい}平が昭和 9 年（1934）に造立した狛犬が鎮座している。この狛犬は「飛^ひ翔^{しょう}獅子」という珍しい構図をとっており、子獅子も彫るなど、独創性に富んでいる点が特徴であるとともに、装飾をはじめ、獅子の表情という細かな部分まで非常に緻密に彫刻されている。



鐘鑄神社の狛犬

(ウ) 「お柁明神の柁送り行事」の活動

(i) 行事の概要

まず、「お柁明神の柁送り行事」の概要について整理する。本行事は棚倉町玉野・福井・一色地区及び浅川町簗輪地区の4地区で行われている行事であり、五穀豊穰・無病息災等を祈願して3年に1度、御神体とされる3つの柁（1升柁、5合柁、2合5勺^{しゃく}柁）を地区から地区へ遷すものである。なお、柁は福井地区、玉野地区、一色地区、浅川町簗輪地区の順に遷され、簗輪地区のあとは再び福井地区に遷される。行事が行われる日にちは旧暦の10月27日前後に行うとされているが、詳細な日にちは行事の約1か月前に開催される行事の役員会で3年ごとに決定される（前回は平成30年（2018）11月10日に福井地区から玉野地区へ柁送りを実施）。

柁送りを行う体制については、柁を渡す地区の代表である行政区長は「送り^{おく}當^{とう}屋」、柁を受ける地区の行政区長は「受け^う當^{とう}屋」となり、両當屋を中心に地区同士で協議を重ねながら、御^お仮^{かり}屋の建造や神幸行列参列者の選出など準備を行っていく。また、4地区から役員を選出し組織する「御^お柁^{ますみ}明^{しょう}神^{じん}保^ぼ存^{ぞん}会^{かい}」が、行事の細部の説明や指導を各地区に行いながら行事を進めていく。この御柁明神保存会は昭和61年（1986）に行事が町の無形民俗文化財に指定されたことに合わせて結成され、伝統ある行事を絶やすことなく継承するという目的のもと、行事の運営に携わっている団体である。

(ii) 御仮屋の位置と構造

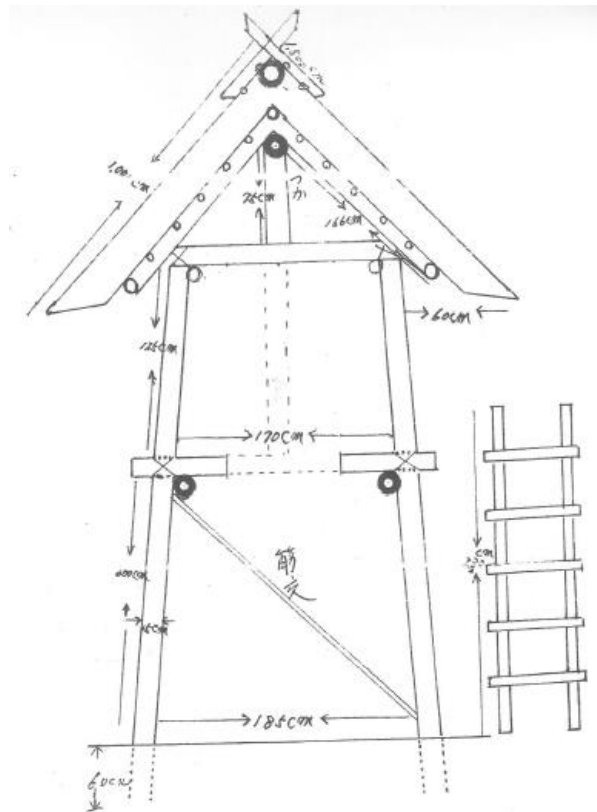
杣送り行事によって遷された杣は次回の杣送りまでの3年間、各地区の神社境内に設けられる高床式の御仮屋に納められる。御杣明神保存会作成の『御杣明神遷座祭要項』によると、御仮屋は杣を受ける地区(受け當屋区)が造営するとされており、同要項には御仮屋の構造等が次のように記されている。各地区の御仮屋はこの要項に定められた構造や規模に基づいて造営されている。



杣を御仮屋へ納める様子

1. 御仮本殿造営敷地は各区の神社境内に造営する事。
 1. 御仮本殿は丸太で組んで建て屋根は茅葺きとする、回りは薦こもを下げる。
 1. 屋根職人は5、6人助手18人見れば良いと思う。
 1. 資材及び図面は下記のとおり
 1. 丸太柱 直径 15 cm×380 cm=4本・木 直径 10 cm×200 cm=8本
つか柱 直径 10 cm×長さ 75 cm=1本
直径 10 cm×長さ 210 cm=1本
 1. 床敷丸太(割って良い) 直径 5 cm×長さ 200 cm=24本
 1. 屋根用丸太 直径 5 cm×長さ 167 cm=4本
棟木直径 10 cm×長さ 200 cm=2本
 1. 筋支 直径 5 cm×長さ 270 cm=4本
梯子 直径 10 cm×長さ 230 cm=2本 子は直径 5 cm×長さ 60 cm=5本
 1. 竹 50本・針金 2 kg・番線 20 kg・玉縄 10ケ・茅 100 cm~70束
薦 長さ 150 cm×巾 100 cm=10枚
- 以上、明記した寸法は場所によって異なる場合がある。受當区にて良く協議の上造営されるがよい。

御仮屋の構造等(御杣明神遷座祭要項より)



瑞樹明神御仮本殿図面 屋根は茅葺き

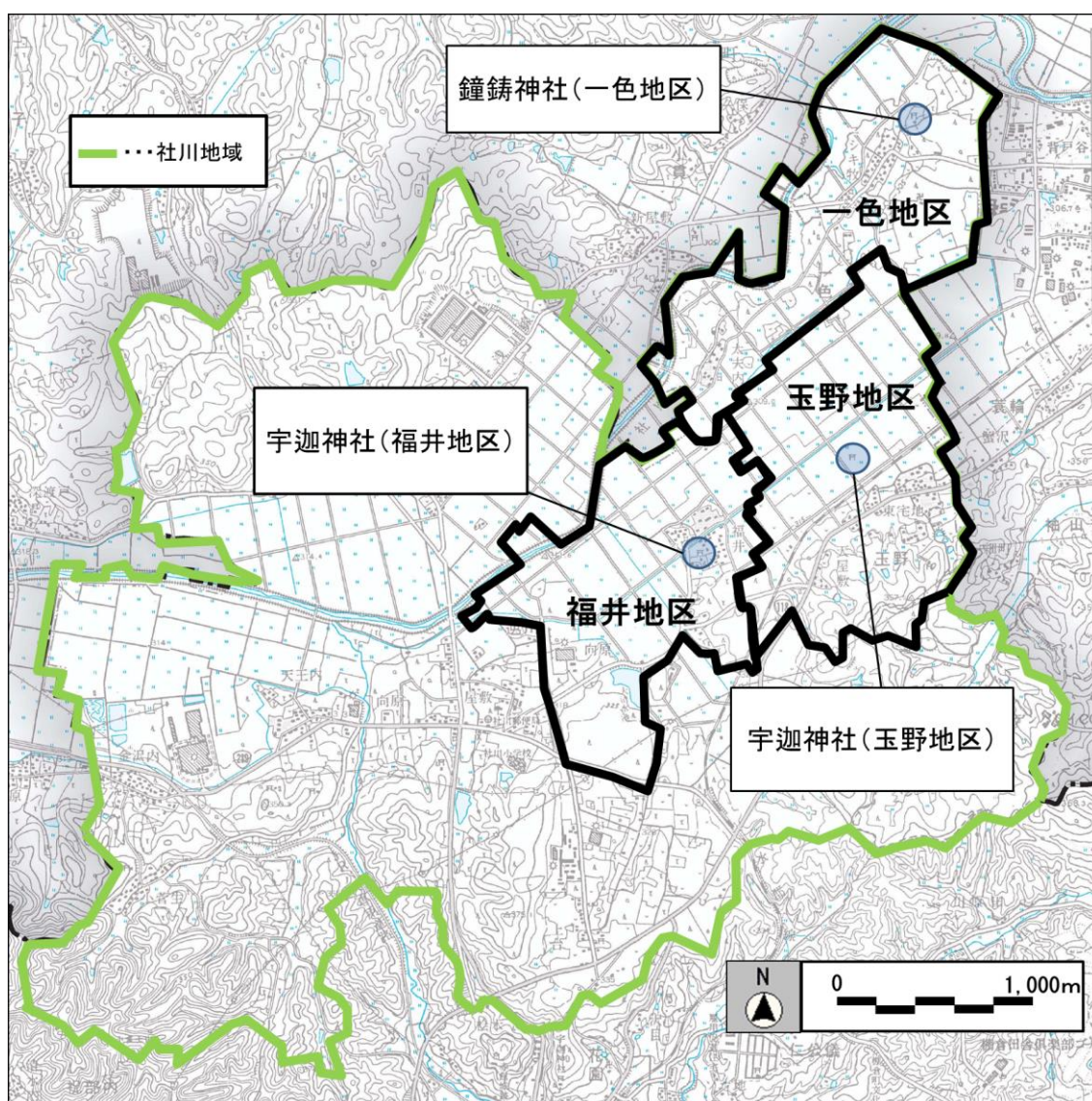
御仮屋の立面図



御仮屋造営の様子

また、各地区の御仮屋は先述した建造物の境内に造営される。受け當屋区は役員会が終わると、区民の協力を得て造営を開始する。平成 27 年（2015）3 月に発行した『都々古別三社「御杣廻し」調査報告書Ⅲ』によると、平成 18 年（2006）に玉野区が造営した御仮屋は、同年 11 月 2 日から造営を開始し、延べ 120 名が 20 日間かけて造営したと記されており、受け當屋区全体で造営をしていることがわかる。

なお、造営された御仮屋は次回造営の参考とし、技術を確実に伝承するために、次に受け當屋区になるまでの 12 年間境内地に残される。そのため、御仮屋の造営は前回造営した御仮屋を解体する作業からはじめられる。



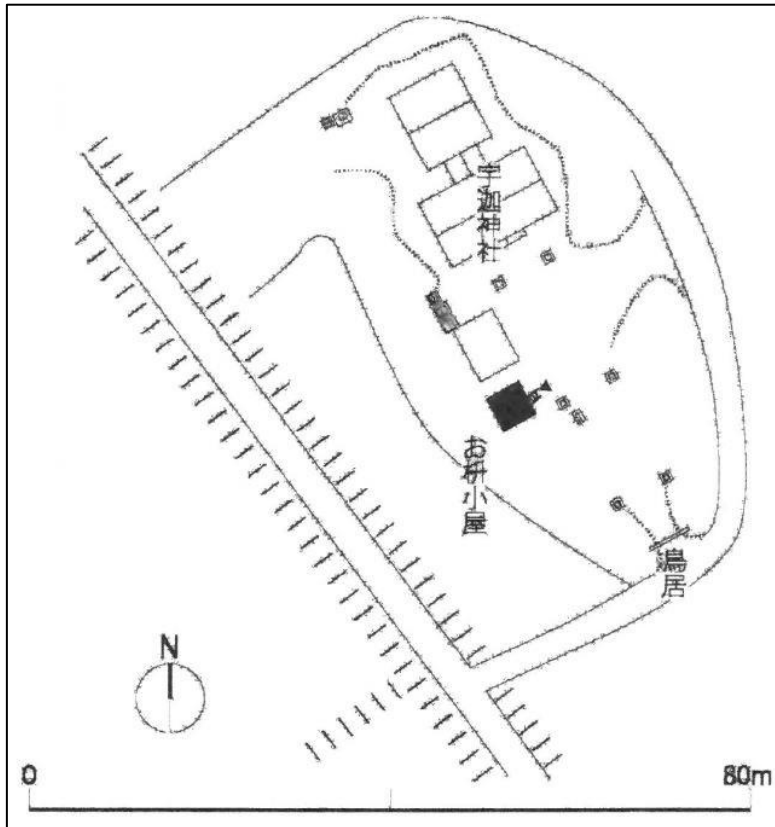
御仮屋が造営される神社の位置図

各地区の御仮屋の位置と写真

※位置図は『都々古別三社「御杵廻し」
調査報告書Ⅲ』より

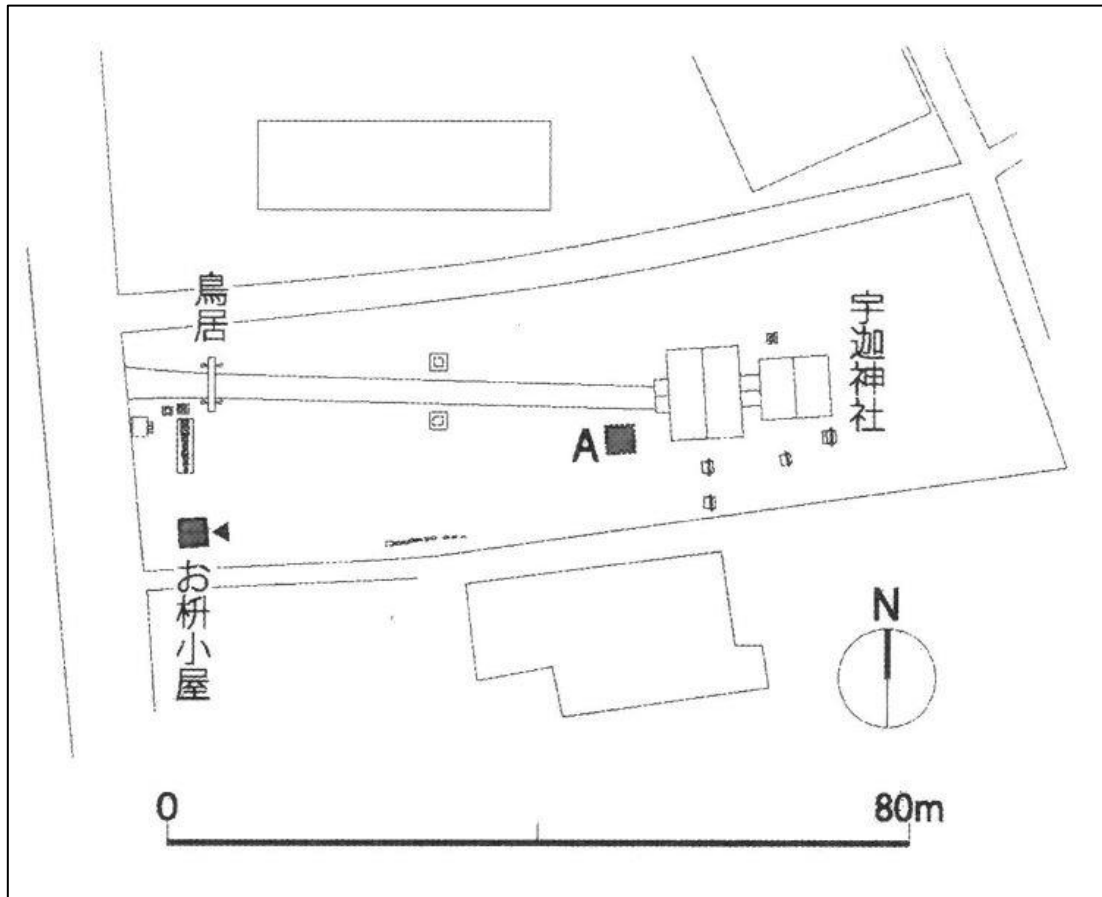
※図中のお杵小屋は御仮屋を指す

【宇迦神社（玉野地区）の御仮屋】 ※写真は令和元年（2019）5月14日撮影



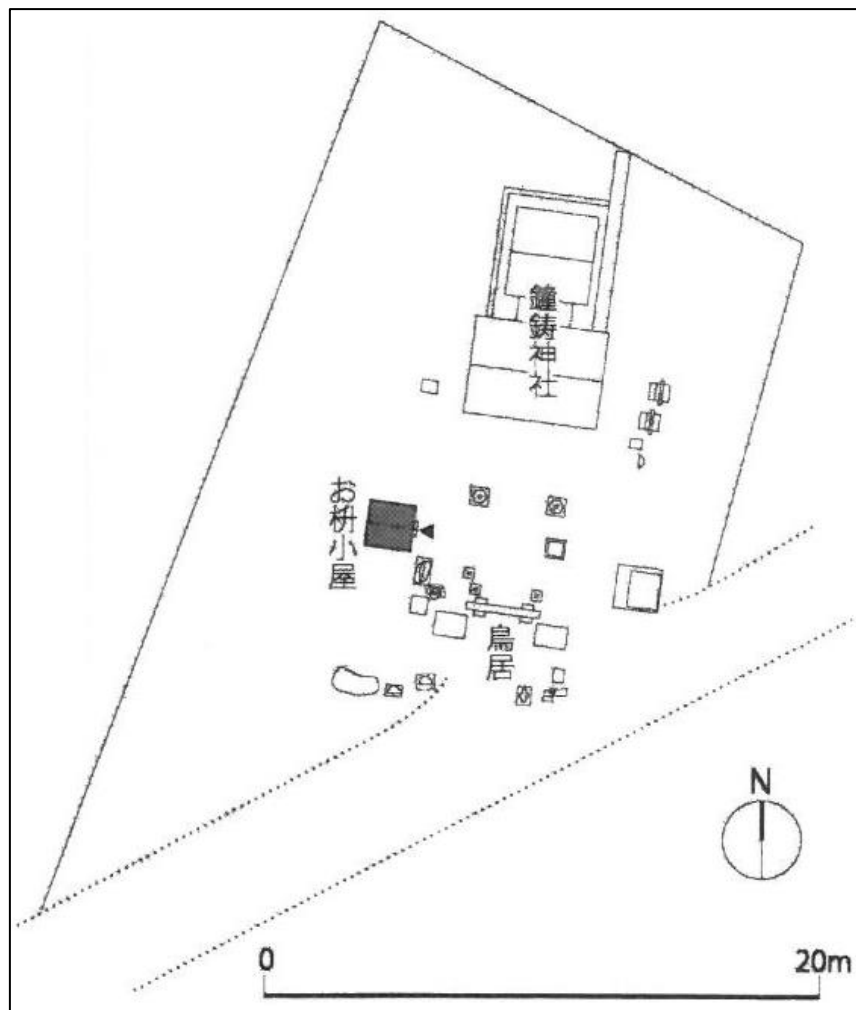
平成 30 年（2018）実施の杵送り行事にて造営

【宇迦神社（福井地区）の御仮屋】



平成 27 年（2015）実施の柁送り行事にて造営

【鐘鑄神社（一色地区）の御仮屋】



平成 21 年（2009）実施の枡送り行事にて造営

(iii) 杣送りの様子

杣送りは送り當屋から受け當屋に杣の引き渡しが行われる前日から始まる。引き渡し前日の午前10時、宮司・禰宜・當屋・御杣明神保存会役員が参加し、送り當屋区の御仮屋より御神体である杣を下げ、本殿前に御供物とともに祀り、宮司・禰宜による修祓の儀等の神事が行われる。神事が終わると、杣を風呂敷に包んで運び、送り當屋宅へ安置、當屋宅にて神事を行ったあと、直会を行う。

杣送り当日は午前9時から、杣が安置されている送り當屋宅にて「神幸祭の儀」が執り行われる。「神幸祭の儀」は宮司・禰宜・當屋・御杣明神保存会役員・招待者が参加し、修祓の儀・祝詞奏上・玉串奉典等が行われ、その後「祝宴の儀」が開かれる。

杣を運ぶ神幸行列は花火を合図に午前10時に送り當屋宅を出立する。このとき、杣は昔からの習わしにより送り當屋が風呂敷に包んで運ぶ。神幸行列は御杣明神保存会の会長を先頭に猿田彦、提灯、神旗、宮司、杣を運ぶ當屋、御神輿等で構成される。行列は地区内を練り歩き、途中、地区の境界に設けられた中継点にて修祓の儀・祝詞奏上・玉串奉典等の「引き渡し祭儀」を行い、杣の担ぎ手を送り當屋から受け當屋に替えて、受け當屋区に設けられた御仮屋前まで杣を運ぶ。御仮屋前まで運ばれた杣は、



杣送りの神幸行列



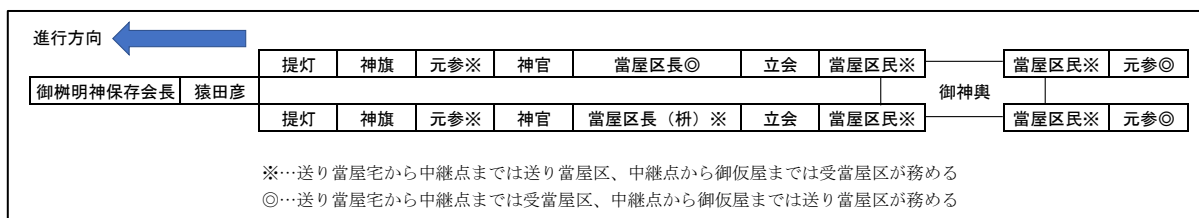
引き渡し祭儀



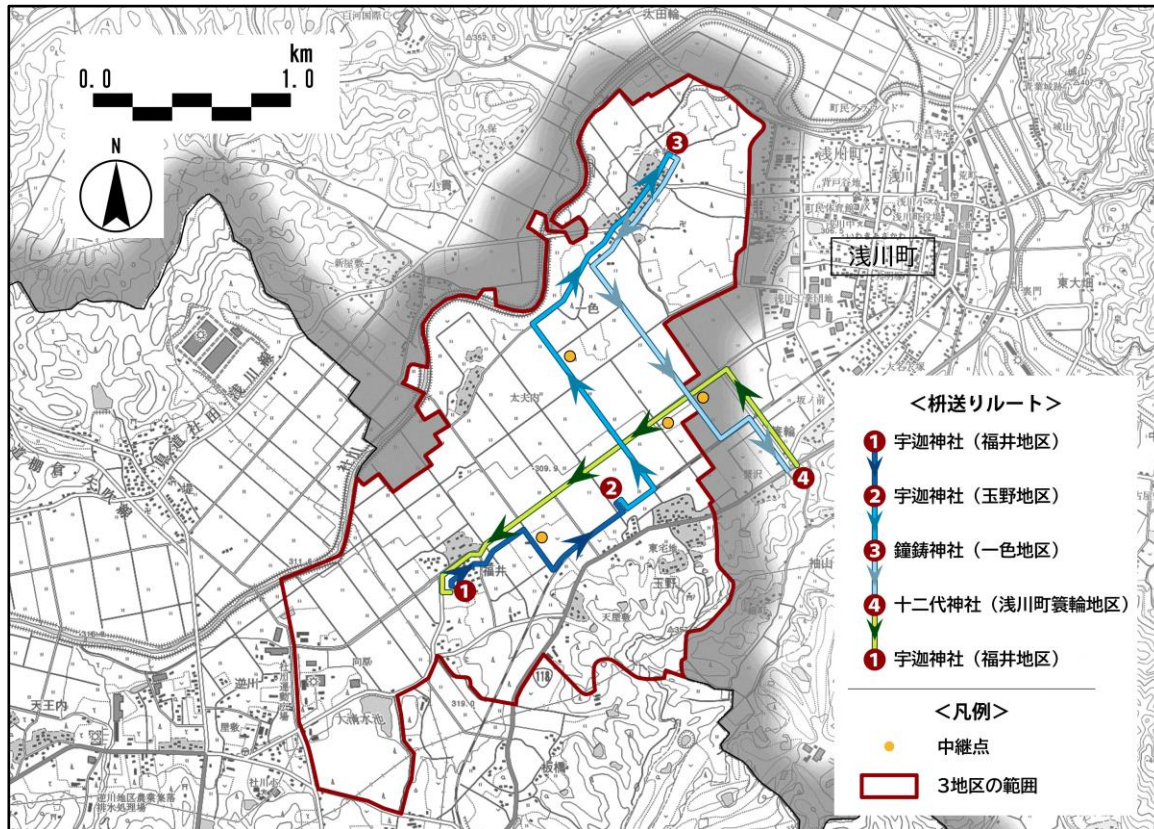
遷座祭の儀

「遷座祭の儀」で修祓の儀・祝詞奏上・玉串奉典等を行うとともに御仮屋に安置される。枡を無事に御仮屋に安置したあとは受け當屋宅にて「祝宴の儀」が開かれ行事は幕を閉じる。

枡送りの神幸行列は宮司・禰宜・猿田彦を除き、紋付・羽織・袴・白足袋・下駄という服装で参列することが決められているほか、御供物の品、祝宴の儀の献立に至るまで定められており、古くからの行事の形が継承されている。また、神幸行列においては私語・雑談も禁止されており、稲作が盛んな土地の美しい田園風景が広がるなかを、地区の五穀豊穰を祈願して厳粛に枡が遷される様子からは、この地区の人々が古くから稲という作物を貴重で神聖な作物ととらえ、豊穰祈願に関わる信仰を深めていったことがうかがえる。



神幸行列の列順

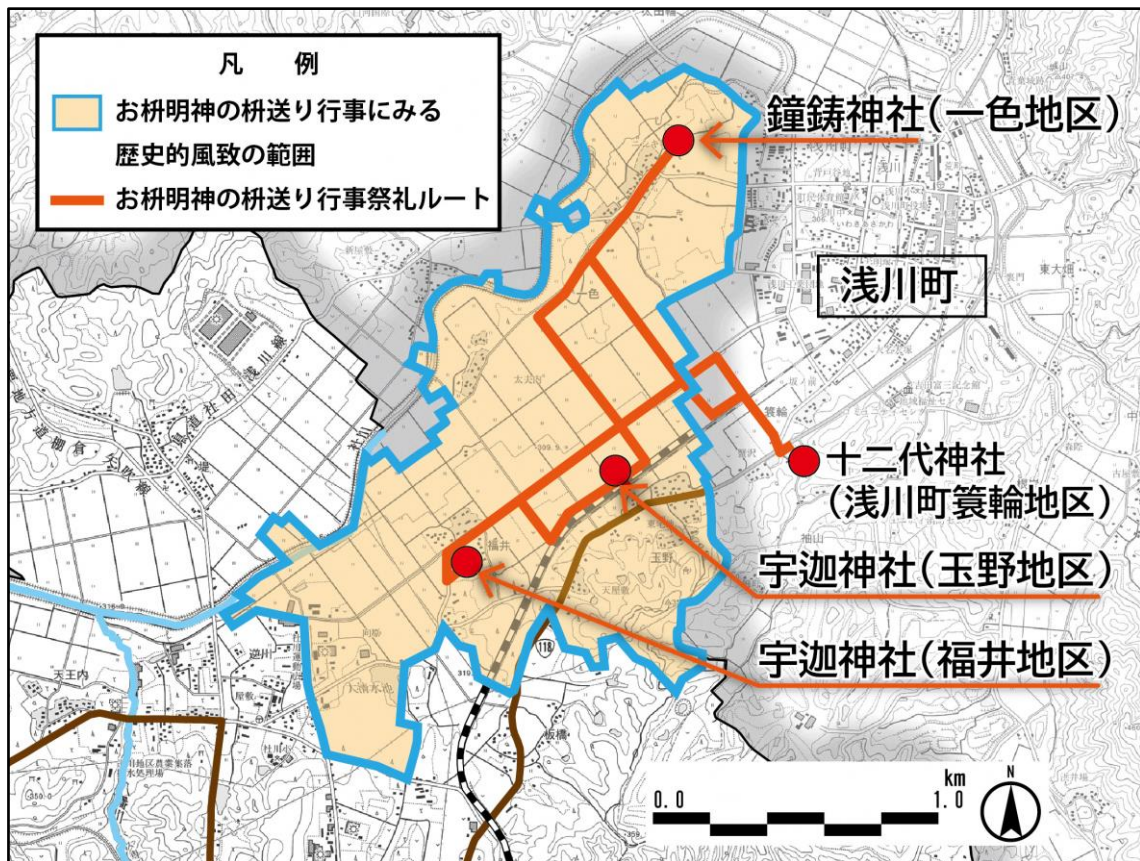


枡送りのルート図

(エ) まとめ

棚倉町玉野・福井・一色地区と浅川町箕輪地区で行われる「お枡明神の枡送り行事」は各地区が村として自治を行っていたころから、村の行事として伝承されてきた。かつては、送られる枡で村の家々から初穂を集めていたといわれており、各家の相互扶助、相互信頼、つまりおもいやりの精神で成り立っている行事である。枡送り行事は、現代においても古くからの行事の形が伝承されており、各地区の代表である當屋を中心に五穀豊穰を祈り、地区が一丸となって執り行う。

このように、枡送りの神幸行列、地区内の歴史的建造物、田園風景が広がるなかにある農家住宅の街並みが地区内のおもいやりによって一体となり、地区全体で歴史的風致が形成されている。



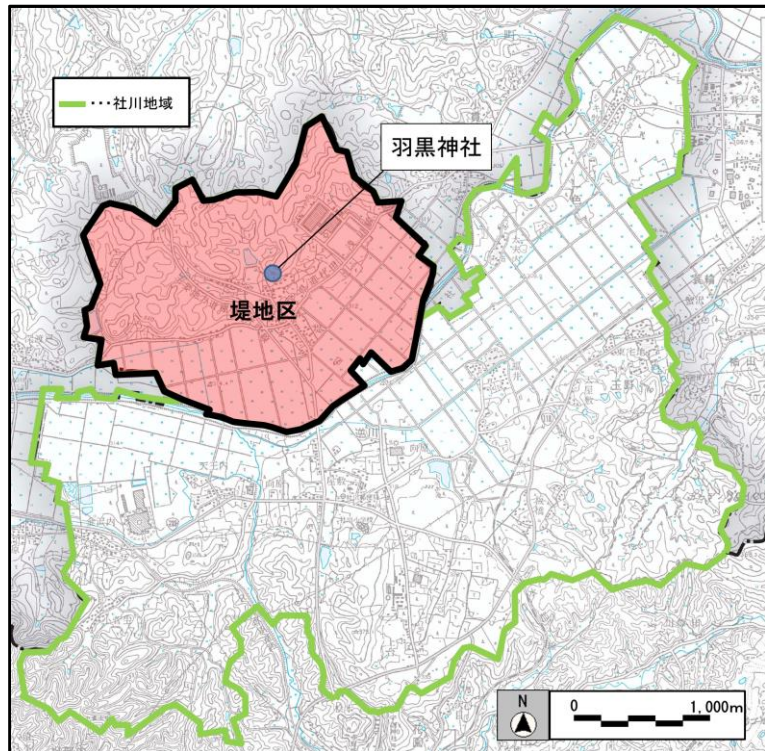
お枡明神の枡送り行事にみる歴史的風致の範囲図

② ^{はぐるじんじやたいれいさいみこしとぎよ}羽黒神社大例祭神輿渡御

(ア) はじめに

「羽黒神社大例祭神輿渡御」は本町の最北端に位置する堤地区の羽黒神社にて4年に1度、10月に行われている五穀豊穰・地区内安全を祈願する祭礼である。この祭礼は地区内の^{とうもと}當本と呼ばれる代表者が取り仕切り、地区内の羽黒神社^{うじこそうだい}氏子総代や行政区長をはじめとした地区役員が参加しての神輿渡御が行われる。神輿渡御を行う神幸行列は^{みはた}参列者が提灯、太鼓、五色の御旗等を手にして、神輿とともに羽黒神社から堤区コミュニティセンターに設けられる「^{おたびしよ}御旅所」までを行き来する。

この祭礼がいつから行われているか定かではないが、昭和37年(1962)の写真が残されており、少なくともこのころには祭礼が行われていたことがわかる。なお、平成26年(2014)11月1日発行の『広報たなぐら』や平成26年(2014)10月14日付の『夕刊たなぐら』には「江戸時代から続けられている」との記事があるほか、明治12年(1879)に旧堤村が作成した『^{しゃじめいさい}社寺明細^{ちょう}調』には羽黒神社の祭日は旧暦の9月19日(現在の10月)と記されており、古くからこの土地で祭礼が行われていたことがうかがえる。



堤地区及び羽黒神社の位置図



昭和37年(1962)の羽黒神社大例祭

(イ) 羽黒神社の建造物

堤地区の羽黒神社は、集落の北側の高台に鎮座している。白河市にまたがる山の裾野に社叢が広がり、社殿は鳥居を潜り数十段の石段を登った先の平場に造られているため、社殿からは堤地区の集落を見渡すことができる。本神社の主祭神は稲倉魂命うかのみたまのみことであり、山形県の出羽三山に鎮座する羽黒神社の御分霊かんじょうを勧請している。また、神社境内地には文政4年(1821)に造られた石造物が残されているほか、明治12年(1879)に旧堤村が作成した『社寺明細調』には、天喜年間(1053～1058)、源義家が奥州征討の際に建立という記述もあり、羽黒神社が古来より地区の鎮守として信仰を集めていたことがわかる。



羽黒神社から見た堤地区の集落

社殿は拝殿と覆屋から成り、覆屋内部に本殿が安置されている。本殿の規模は正面1.62m、側面2.8mの間社流造で、屋根がこけら葺き、南面して建つ。また、神社の向拝柱こうはいばしらの地紋彫りに合わせて竜の彫刻が巻き付けられるなど、装飾が非常に華美な本殿である。

本殿の建築年代等を示す棟札は見つかっていないが、令和元年(2019)に行った「歴史的風致維持向上計画に関する建造物調査」において、近世末から近代初頭と想定されるような華美な装飾があり、拝殿にかけられた扁額へんがくには大正5年(1916)と記されていることから、本殿はこのころに建てられたものと推測されている。



本殿向拝柱



羽黒神社本殿



拝殿の扁額

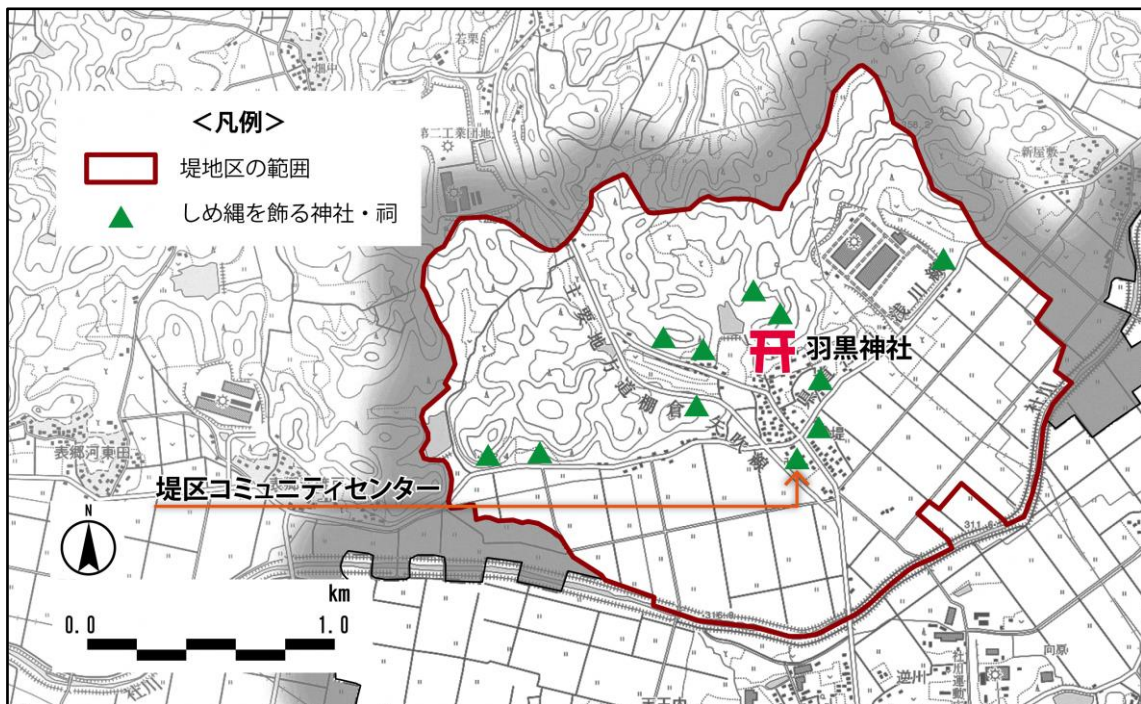
(ウ) 「羽黒神社大例祭神輿渡御」の活動

(i) 準備

祭礼の準備は、祭礼が行われる約1か月半前の8月後半から始まる。地区住民から選出された5人の當本（輪番制で選出され、すべての家が務める）が中心となり、神主との打ち合わせや地区住民への協力要請を行うとともに、祭礼の日程や役割を決定する。その後、9月に入ると祭礼の実行委員会が組織される。実行委員会は當本をはじめ、堤地区内を集落的なつながりで分けた班の代表者（1班から8班まであり、各班から3名程度選出される）、羽黒神社の管理を行っている社寺総代（社寺総代は堤地区内の寺院の管理も行っている）、区役員などで構成される。実行委員会は協議を重ね、祭礼の詳細な日程や祭礼当日の役割分担、手順等を決めるとともに、神幸行列に使用される旗や提灯、神輿といった物品の確認、補修を行う。また、9月中旬になると実行委員会によって約60本のしめ縄づくりが行われる。しめ縄は祭礼の約1週間前に、地区住民の手によって羽黒神社をはじめ、地区内の祠や鳥居等に飾られる。しめ縄に併せて、このころには羽黒神社に祭礼の旗も立てられ、地区住民はしめ縄と祭礼の旗によって祭礼を意識し、地区内において祭礼の気運が高まっていく。



地区内の祠に飾られたしめ縄



しめ縄を飾る神社・祠位置図

(ii) 祭礼当日

羽黒神社大例祭は4年に1度の10月中旬ごろ、2日間に渡って開催される。詳細な日程や時間などは先述した実行委員会で決定されるが、土曜日から日曜日に開催されることが多い（前回は平成30年（2018）10月6日から7日に開催）。

祭礼の1日目は、まず當本が堤区コミュニティセンターに祭りにおいて祭神が留まる場所である御旅所おたびしょを設営することから始まり、供物などに使う餅の準備、直会の準備を行い、神社本殿しんせんぶつへ神饌物けんせんを献饌して神事を待つ。その後、神官による太鼓を合図に神社本殿にて神事である「神幸の儀」が開始する。神幸の儀では修祓・祝詞奏上・玉串奉典、そして、神輿への「御神体移しごしんたいうつ」が行われる。その後、神官・當本・氏子・実行委員・区役員等が参列する神幸行列によって神輿渡御を行う。行列は羽黒神社を出発して地区の目抜き通りを南下し、一度集落の南端まで到達したのちに折り返し、御旅所へ向かう。このとき、地区の鎮守である羽黒神社の御神体と神幸行列を見守り、五穀豊穡や地区内安全を祈願しようと、大勢の地区住民が沿道に詰めかける。

神輿が御旅所に到着すると、修祓・祝詞奏上・玉串奉典等を行ったのちに、直会が開かれ1日目が終了する。



御旅所が設置される堤区コミュニティセンター



御旅所

祭礼の2日目は、御旅所にて神事である「還幸の儀」^{かんこう}が行われ、修祓・祝詞奏上のほかに神樂が奉納（前回は平成30年（2018）に浦安の舞を奉納）される。その後は1日目とは逆の道順で御旅所から羽黒神社までを神幸行列が練り歩き神輿渡御を行う。なお、1日目と同様に大勢の地区住民が沿道に詰めかける。羽黒神社に到着すると祝詞奏上・玉串奉典とともに、神社へ「御神体納め」^{ごしんたいおさめ}を行う。御神体を無事に神社に納めたあとは、直会が開かれ祭礼は終了する。

神輿渡御を行う神幸行列の構成は両日とも、神官が^{おおぬさ}大幣をもちながら先頭に立ち、そのあとを地区住民から選出された猿田彦が続く。以降は、^{たかは}高張り^{ちようちん}提灯、^{おおさかき}大櫛、^{きんき}錦旗、^{ごしきのはた}五色旗、^{おからひつ}御辛櫃（神饌物を入れる）、太鼓、楽人、巫女、^{こんべい}金幣、齋主（神官）、神輿、副齋主（神官）、護衛氏子総代、地区役員、當本、氏子と並び、総勢約50人が参列する（参列者の呼称は祭礼での役名）。

また、神幸行列の神輿奉仕者は^{かみしも}袴・^{せつた}白足袋・雪駄で神輿を担ぎ、神輿奉仕者を除く参列者は羽織・袴・白足袋・鼻緒が白色の下駄という服装で参列することが決められている。羽黒神社大例祭神輿渡御は、このような伝統的な装束に身を包み、厳かに地区内を練り歩くことで、古くから堤地区の住民が鎮守である羽黒神社を大切にするとともに、農業を主要な産業ととらえ、五穀豊穰を祈願していた姿を今に伝える貴重な祭礼である。

進行方向 ←									
先頭		高張り提灯	高張り提灯	大櫛	錦旗	五色旗	御辛櫃	太鼓	金幣
大幣 (神官)	猿田彦							楽人・巫女	
		高張り提灯	高張り提灯	大櫛	錦旗	五色旗	御辛櫃	太鼓	金幣
		神輿奉仕者		神輿				副斎主 (神官)	
斎主 (神官)		神輿奉仕者		神輿奉仕者	神輿奉仕者	神輿奉仕者	神輿奉仕者	護衛氏子総代	区役員
		神輿奉仕者		神輿奉仕者	神輿奉仕者	神輿奉仕者	神輿奉仕者	當本	氏子
									後尾

神幸行列の列順



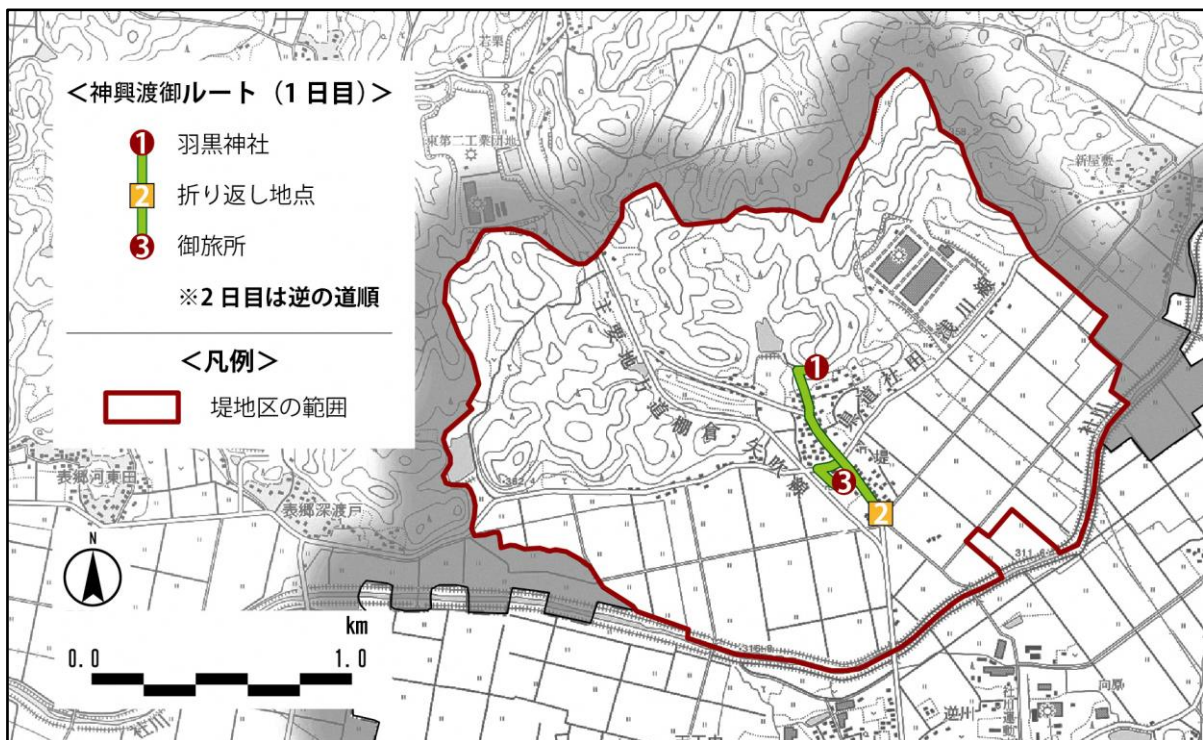
神幸行列の様子

(エ) まとめ

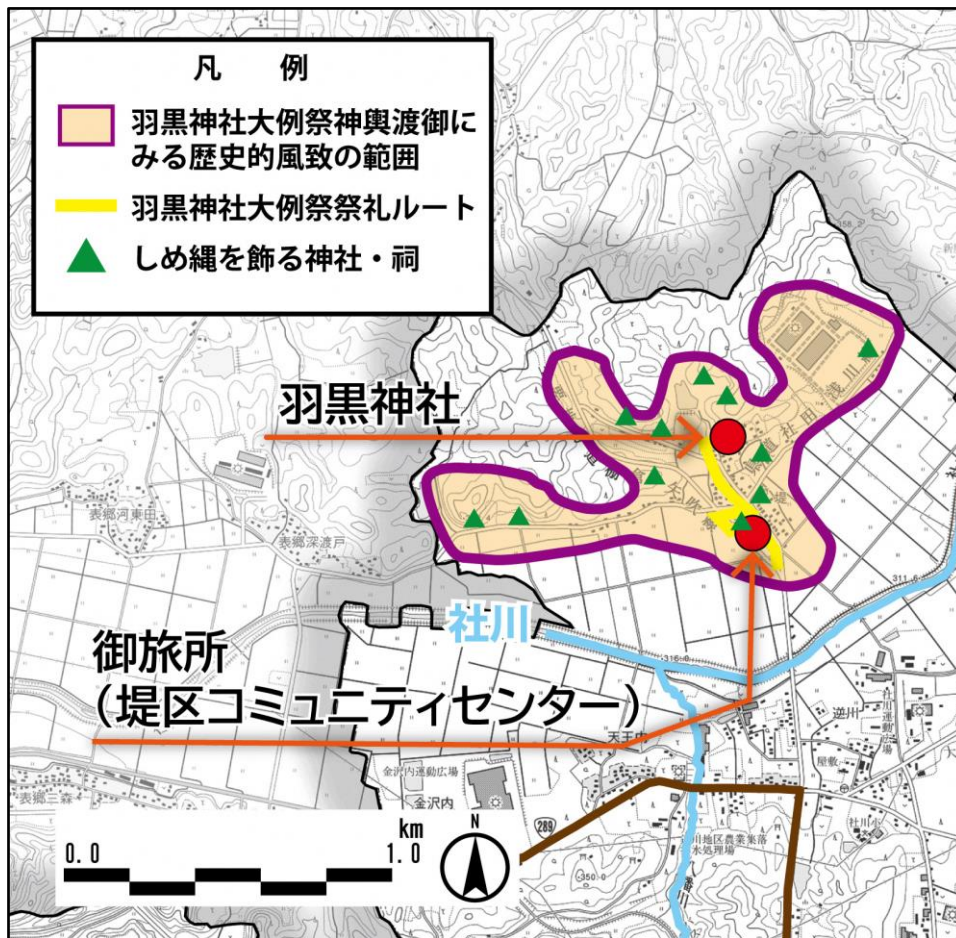
羽黒神社大例祭神輿渡御は、地区の鎮守である羽黒神社の神と地区の住民が親しく交歓する数少ない機会である。祭礼の準備から当日の神輿渡御まで、當本を中心に堤地区の家々が協力をして祭礼を執り行っている。なお、當本は古くから堤地区内の家を輪番制ですべての家が務めることになっており、堤地区の家々は必ず大例祭に関わることになる。

祭礼では、羽黒神社に祭礼の旗を立てられるとともに地区内にしめ縄が飾られ、地区全体が祭礼の雰囲気に含まれる。また、神輿渡御のルートは多くの地区住民が神輿渡御を見守り、鎮守である羽黒神社へ思いを巡らせながら五穀豊穰・地区内安全を祈願できるよう、地区の目抜き通りを往来するルートがとられている。

このように、地区内のすべての家々が協力をして行われる神幸行列と、祭礼の雰囲気を醸し出すしめ縄飾り、目抜き通りを中心に広がる旧宿場町の街並みが一体となって歴史的風致を形成している。



羽黒神社大例祭神輿渡御ルート図



羽黒神社大例祭神輿渡御にみる歴史的風致の範囲図

(3) おわりに

ここまで記述してきたように、今回取り上げた地区をはじめとした社川地域は、古くから農業が盛んな土地であり、五穀豊穡祈願など農業に関する行事が数多く残されている。ここから、社川地域の人々が神々への信仰と農業に強い結びつきを感じ、これらの行事を伝統として大事に継承してきたことがうかがえる。特に、神幸行事は担い手の減少等の理由から、町内でも行われることが少なくなっている貴重な行事である。

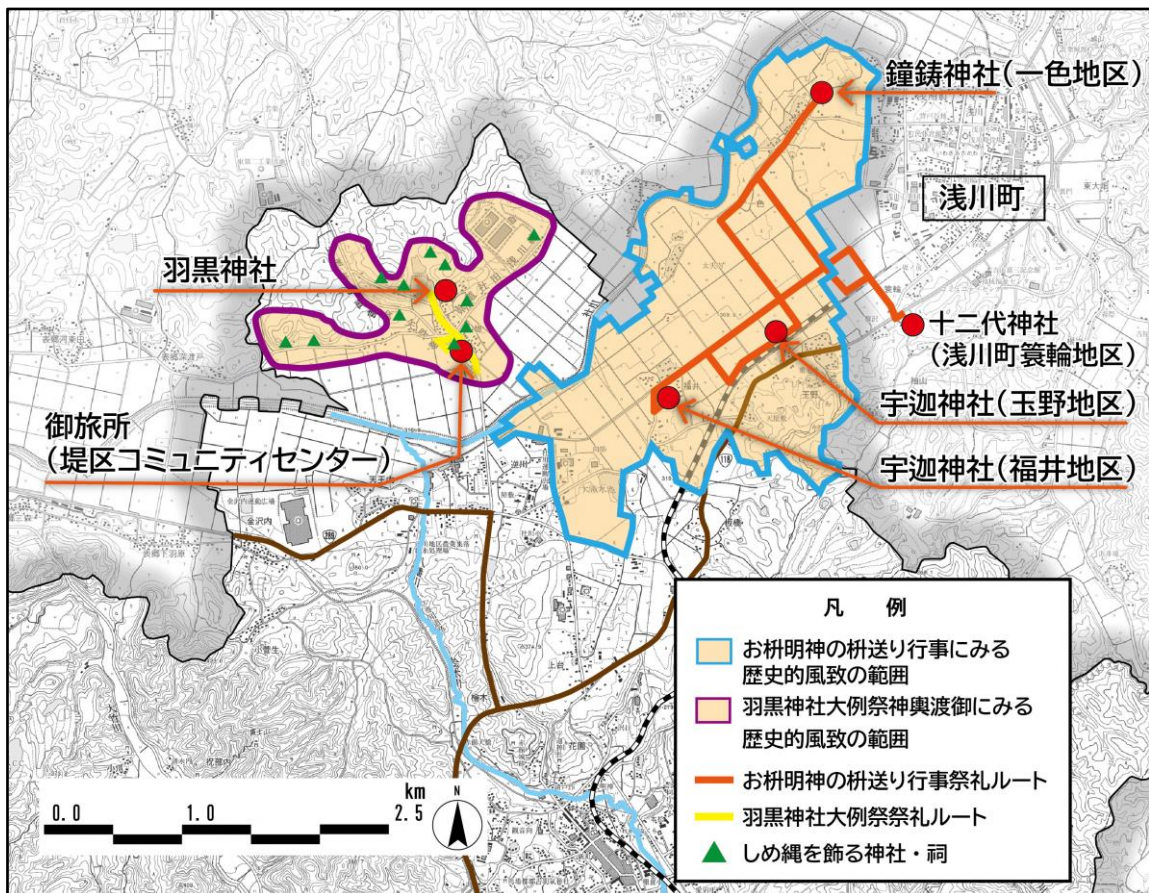
また、社川地域の神社も食物の神や水の神など農業と関わりの深い神々を祀るものが多く、これらの信仰は地域に根付き、伝統的な社殿が各地に残されている。これらの神社を中心に人々の生活と信仰が結びつき、秋になると各地区で五穀豊穡を願う祭礼を知らせる旗が見られる。

このような五穀豊穡を願い行われる行事のなかで、今回取り上げた 2 つの行事は、地区全体への広がりが見られる行事といえる。「お枡明神の枡送り行事」は玉野・福井・一色地区及び浅川町箕輪地区を地区から地区へ、さらには町域を

またいで全体的に練り歩くルートがとられている。また、「羽黒神社大例祭神輿渡御」は、羽黒神社を中心に堤地区の家々の端から端までしめ縄が飾られ、祭礼の雰囲気を醸し出している。

行事の担い手においても地区全体への広がりが見られ、氏子や神社の管理を行っている社寺総代だけでなく、地区住民が総出で行事を継承している。両方の神幸行列の参列者は、その都度、地区住民の代表として選出され、特定の家から選出されるわけではない。加えて、行事の準備、運営も区役員等が中心となり、地区内の家々が一丸となって行うこととなっている。

このように、人々の生活と農業、それにまつわる行事、行事の中心となる神社（建造物）が一体となって当地区の歴史的風致を形成している。



社川地域の神幸行事にみる歴史的風致の範囲図

〈コラム〉 宇迦大明神跡と白蛇伝説

本町の赤館城跡の東側山麓に位置し、棚倉城下の総鎮守である宇迦神社が棚倉藩初代藩主立花宗茂たちばなむねによって現在の社地に遷されるまえ、宇迦大明神は現在の上台・玉野・福井地区付近の旧飯野村しいのに祀られていた。宇迦神社遷宮前の社地とされる場所は現在の福井地区、大清水池おおしみずいけに隣接する林のなかにあり、現在は記念碑が建てられている。



宇迦大明神跡の碑

ところで、宇迦神社の神は白蛇の姿をしていると言われているが、これには白蛇の伝説が関わっている。その昔、旧飯野村の信心深い若者が、神社を巡る西国への旅に出た。その途中、若者の夢枕に白蛇の神霊が立ち、東国まで連れていくようお告げがあり、籠かごを預かる。苦勞の末、お告げに従い現在の記念碑が建てられている付近に到着すると、籠から白蛇があらわれ祠に入り込んだ。付近の人々はその話を聞き、白蛇を祀ると清水が湧き出て大きな池（大清水池）となったという。この池は日照りがこの地を襲ったときも水が湧き続けていたことから、白蛇は村人の信心を集め、この里の守護神になったという伝説が残されている。

5 山本不動尊にみる歴史的風致

(1) はじめに

近津地域は棚倉町の南部に位置し、地域の西部には久慈川の源流を有する八溝山系の急峻な山岳地帯、東部には阿武隈高地に属するなだらかな丘陵地が広がっている。

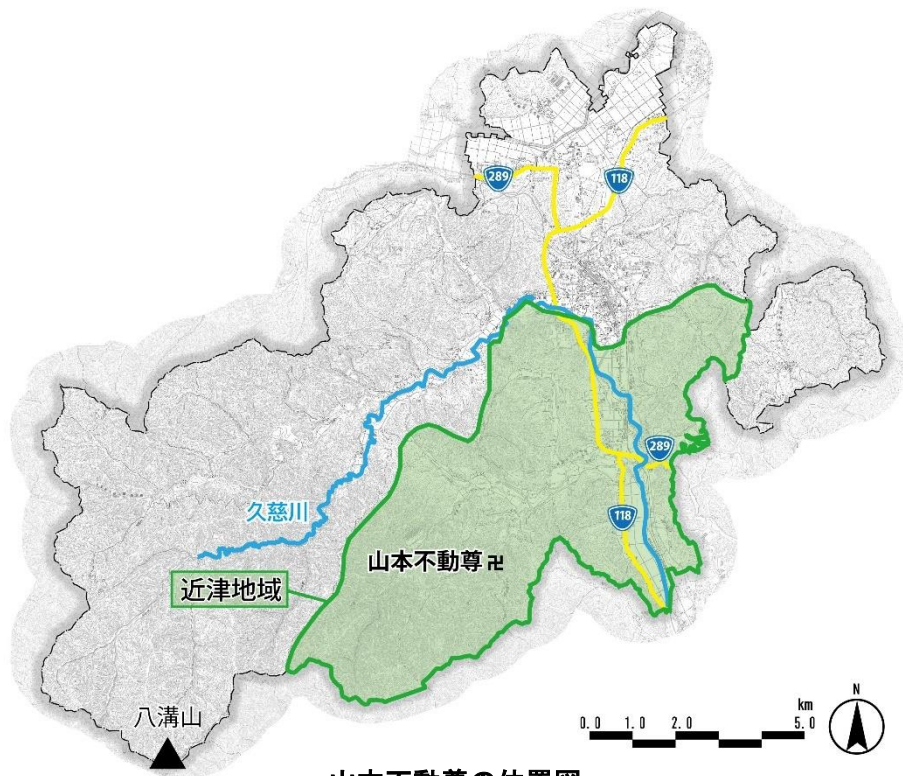
山本不動尊は、この近津地域の南西に位置する北山本字檜沢地内に建立された山林寺院である。

大同2年(807)弘法大師(空海)が東北行脚の途中に、八溝山に住む悪鬼を調伏祈願しようと巨岩に岩窟を掘り護摩壇を築いたのが始まりといわれている。

山本不動尊では、昭和初期ごろから毎年4月28日と8月28日に春季と秋季の例大祭が行われ、秋季例大祭の前夜祭として豊年踊りが奉納されるなど、地区住民を含めた活動が現在も続けられている。

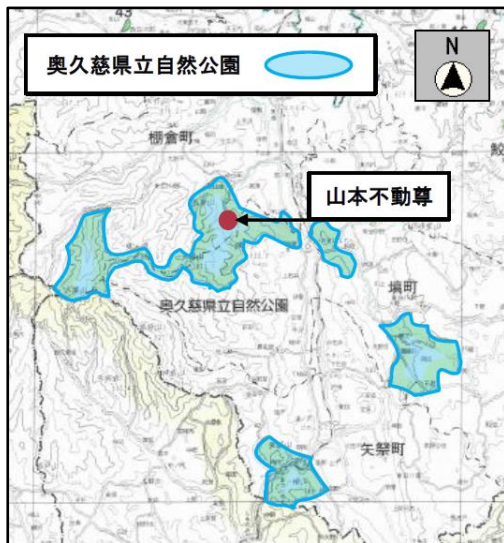


山本不動尊護摩壇と石灯籠



山本不動尊の位置図

山本不動尊周辺は、昭和 23 年 (1948) 奥久慈県立自然公園に指定されており、久慈川支流の宮川みやかわが流れ、春にはシャクナゲや岩つつじなどが咲き、秋には紅葉が見事で、現在も県内外から年間約 14 万人の参拝者が訪れる本町の代表的な観光地となっている。平成 31 年 (2019) 1 月に町商工会が来訪者ニーズを把握するために実施した住民アンケート調査でも、約 6 割の町民が全国に自慢できる棚倉町の神社仏閣として山本不動尊を挙げている。



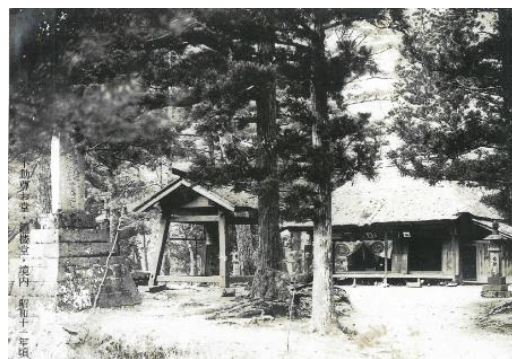
奥久慈県立自然公園内の
山本不動尊の位置



山本不動尊参道の紅葉

(2) 山本不動尊の起源と歴史

大同 2 年 (807) に真言宗の開祖である弘法大師が、湯殿山 (山形県) に新しい寺院を開山すべく、東北行脚の旅に出発した。その途中、八溝山に住む悪鬼を退治するために山本の地において巨岩に岩窟を掘り、護摩壇と呼ばれる儀式の場を築いた。弘法大師の修行や儀式により悪鬼は退散し、人々は平穏な暮らしを得たとされている。山本不動尊は、こうした平和がいつまでも続くようにと願い開山されたといわれている。



昭和 11 年 (1936) ごろの山本不動尊

慶応 2 年 (1866) には出世祈願していた第 16 代棚倉藩主松平康英が業績を認められ、領地を増やされて川越藩に移されたことから、開運出世不動尊ともいわれている。

(3) 山本不動尊の建造物

山本不動尊の境内地には、護摩壇のほか例大祭などが執り行われる護摩殿や鐘楼堂、棚倉藩主が寄進した石灯籠など、数多くの歴史的建造物が今も残されている。



山本不動尊境内図

① 護摩壇

山本不動尊の護摩壇は、大同2年(807)弘法大師が東北行脚の途中に、八溝山に住む悪鬼を調伏祈願しようと巨岩に岩窟を掘り築いたといわれている。昭和初期の護摩壇の写真が残されていることから、護摩壇はこれよりも前に築かれていたと考えられる。

護摩殿を過ぎ、清流に架かる橋を渡り、急な130段の石段を上りつめると護摩壇が現れ、一番奥にある岩窟には、鉄や木で作られた剣が所狭しと立ち並んでいる。これは、仏教において悪鬼を打ち払う不動明王ふどうみょうおうが手にする剣と同じ形のもので、多くの人々がその御利益を願い寄進したものである。



昭和初期の護摩壇



130段の石段の上にある護摩壇



現在の護摩壇

② 鐘楼堂

山本不動尊の鐘楼堂は、当初建築された時期については明らかではないが、昭和13年(1938)に信者より改築要望が出され改築事業を推進したが、戦争の影響により長期に渡って中断された。その後、昭和24年(1949)に改築工事が施工され現在の鐘楼堂が完成した。

昭和 28 年（1953）には、本町出身の日本画家である勝田 蕉 琴^{かつ た しょうきん}が描いた天井^{てんじょう}画「雲竜図」が奉納されている。



昭和 24 年（1949）改築工事完成時の鐘楼堂



鐘楼堂



鐘楼堂の天井画「雲竜図」

③ 石灯籠

山本不動尊は棚倉藩主からも厚い保護を受けている。

護摩殿の南には、第 13 代棚倉藩主松平康爵が開運祈願のために寄進した石灯籠が今も残されている。石灯籠の刻銘を見ると、「従五位下周防守源朝臣康爵 于時嘉永二己酉年三月廿八日」と刻まれており、嘉永 2 年（1849）に寄進されたものであることがわかる。

また、康爵は隠居後も山本不動尊を崇敬しており、元治元年（1864）には護摩仏具を奉納している。



松平康爵が寄進した石灯籠

(4) 山本不動尊の祭礼

毎年7月中旬に山本不動尊の檀家で組織する祭事会が会議を開催し、翌年4月28日までの祭事会主催恒例行事の内容について協議決定している。祭事会主催の恒例行事は、例大祭や豊年踊りのほか、毎年4月8日に行う薬師尊やくしそん例大祭れいだいさいや毎年8月24日に行う大門地蔵尊だいもんじぞうそん例大祭れいだいさいなどがあり、各行事が滞りなく進むよう祭事会の会員が段取りをしている。

山本不動尊は、先述の第13代棚倉藩主松平康爵の開運祈願や、第16代棚倉藩主松平康英の開運出世成就より開運の不動尊ともいわれており、また、交通安全、商売繁盛、大漁満足を祈願するため、毎年4月28日と8月28日に春季と秋季の例大祭を執り行っている。

例大祭には古くから遠方より参拝に訪れる人もあり、昭和23年(1948)に発行された『観光東北』には、1万人以上の参拝者を迎えていたことが記されている。

例大祭の起源は明らかではないが、例大祭に使用している太鼓が昭和4年(1929)に奉納されたものであり、その際の写真も残されていることから、例大祭がこれよりも以前から行われていたと考えられる。



昭和初期の護摩壇への参拝の様子



昭和初期の例大祭の様子



昭和4年(1929)の太鼓奉納

① 山本不動尊春季例大祭

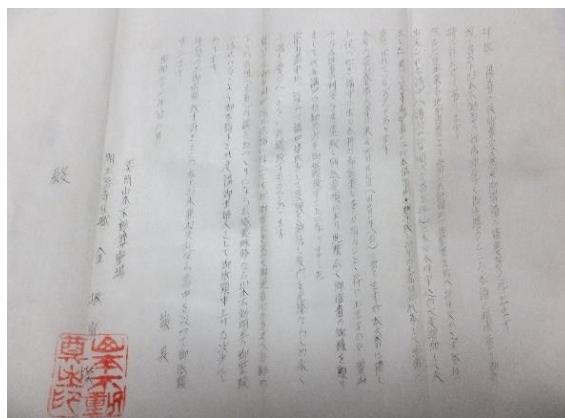
春季例大祭は、事前準備として毎年3月に住職が講中代理参拝者（お札を受けたい人の代理で祈祷を受け、お札を届ける人）に例大祭の開催を通知し、お札を受けたい人の事前申込みを受け付ける。

例大祭前日の4月27日午前11時に護摩殿において開白大護摩供を執り行い、例大祭の開始を御本尊に告げる。

例大祭当日の28日は、祭事会が早朝から配膳や寄席の会場準備などを行い、午前10時30分から本坊で寄席（平成31年（2019）は漫才）を開催し、午前11時から護摩殿において本祭大護摩供が盛大に執り行われる。

本祭大護摩供が終了すると、全国各地から来訪した講中代理参拝者にお札が渡される。正午からは、遠方から来訪した講中代理参拝者の労をねぎらうため接待し、終了後は祭事会が片付けを行う。

最終日の29日午前10時から、本来毎月24日である地藏菩薩の縁日に行う水子供養を、より多くの方々に供養してもらうため、この日に水子地藏尊前で水子霊総供養を執り行い、午前11時に護摩殿において結願大護摩供を執り行い、例大祭のすべてが終了する。



昭和32年（1957）に送付した
講中代理参拝者への例大祭開催通知



本祭大護摩供の様子



春季例大祭の寄席の様子

② 山本不動尊秋季例大祭

(ア) 例大祭

秋季例大祭は、事前準備として毎年 7 月に住職が講中代理参拝者に例大祭の開催を通知し、お札を受けたい人の事前申込みを受け付ける。

例大祭前日の 8 月 27 日午前 11 時に護摩殿において開白大護摩供を執り行い、例大祭の開始を御本尊に告げる。午後 6 時から、地元住民をはじめ多くの人々が境内地に集まり、前夜祭である豊年踊りが開催される。

例大祭当日の 28 日は、祭事会が早朝から配膳などの準備を行い、午前 11 時から護摩殿において本祭大護摩供が盛大に執り行われる。

本祭大護摩供が終了すると、全国各地から来訪した講中代理参拝者にお札が渡される。正午からは、遠方から来訪した講中代理参拝者の労をねぎらうため接待し、終了後は祭事会が片付けを行う。

最終日の 29 日は、午前 11 時に護摩殿において結願大護摩供を執り行い、例大祭のすべてが終了する。



昭和初期の講中代理参拝者への接待の様子

(イ) 豊年踊り

秋季例大祭の前夜祭として毎年 8 月 27 日に豊作を祈願するため、先述の豊年踊りが奉納されている。

豊年踊りは祭事会と、山本不動尊の檀家のうち 18 歳から 40 歳までの青年で組織する明王青年会みょうおうの主催により行われる。毎年 7 月下旬に祭事会と明王青年会が合同会議を開催し、豊年踊りについて打合せを行う。



地域住民による豊年踊り

8 月に入ると祭事会と明王青年会の会員が二人一組となり、数班に分かれて檀家などの家に寄付金の勧募に歩く。寄付をした人は「豊年踊り勧募奉加帳」かんぼうがちょうに記帳され、寄付した人にうちわと手拭てぬぐいを渡して豊年踊りへの参加を呼びかけている。



山本不動尊の檀家分布図



豊年踊り勧募奉加帳



寄付された方に渡すうちわと手拭

このころから山本不動尊の境内地では檀家の女性で組織する不動音頭保存会の踊りの練習や、明王青年会の太鼓の練習が始まり、その音が境内から響き渡ると、山本不動尊が祭りの準備一色の状況となるため、当地区の夏の風物詩といえる。

不動音頭保存会が中心となって踊る「山本不動音頭」は、昭和39年（1964）8月22日



明王青年会の太鼓の練習風景

山本不動音頭

作詩 古市喜八郎	三、ハハア 北に観音 南に八槻 つづく矢祭く 尾根づたい アリヤセ
作曲 竹島翠	四、ハハア ひとみせたや不動の滝は なびく石楠花く 岩つつじ アリヤセ
振付 若柳吉芳治	五、ハハア 岩にせかれる 奥宮川の おどるやまべに 青葉かけ アリヤセ
奥州山本三國一よ	六、ハハア 八溝コースに紅葉も映えて かおる松たけく 里みやげ アリヤセ
招く谷間のく 岩不動	七、ハハア 金明銀明に 初雪溶けて たれを待つやらく 姫小松 アリヤセ
アソーレうそかほんとか来てみらし	
アリヤ アリヤ アリヤセ	
(以下はやし同じ)	
二、ハハア のぼるきざはし もすそがゆれて アリヤセ	
心はずかしく 縁結び	

山本不動音頭

に発行された『東京新聞(茨城版)』によると、昭和22年(1947)に福島民友新聞社主催による県内芸能コンクール募集の際に作られたもので、作詞・作曲・振り付けの全部が住民の手によってなされたところに特色があり、それだけにこの歌に対する地区住民の愛着はひとしおで、子供たちまで気軽に歌っていたと掲載されている。山本不動音頭の曲調は明朗で健康的であり、とくに囃子は方言をたくみに取り入れており、ユーモラスである。歌詞は7番まであり、山本不動溪流後援会(現在の棚倉町観光協会山本支部)が選定している。

また、昭和22年(1947)9月17日に発行された『福島民友新聞』には、同月13日に境内において、地区住民をはじめ多くの来賓を招いて山本不動音頭発表会を開催した

ことが掲載されており、このころから山本不動音頭の歌や踊りを受け継いでいくための保存活動が始まったと考えられる。

例大祭前の日曜日には明王青年会の会員が境内地に集まり、豊年踊りの会場に櫓^{やぐら}を建てる。また、当日の防犯・防火対策のため、事前に地元の防犯協会や消防団に協力を依頼し、毎年安全な豊年踊りが開催できるよう努めている。

豊年踊り当日である例大祭前日の8月27日午後4時には、ワイシャツに法被、スラックス姿の祭事会と晒^{さらし}に法被、白半股引姿で白足袋に雪駄^{しろたび}を履いた明王青年会の会員が自宅などから豊年踊りの会場に集まり、紅白幕や太鼓、提灯の設置など豊年踊りの準備を行う。午後6時になると明王青年会が威勢よく太鼓を叩き始める。太鼓は明王青年会の会員が3班に分かれ、1時間ごとに交代しながら叩き続ける。午後7時ごろには不動音頭保存会の会員が本坊に集まり、本坊内

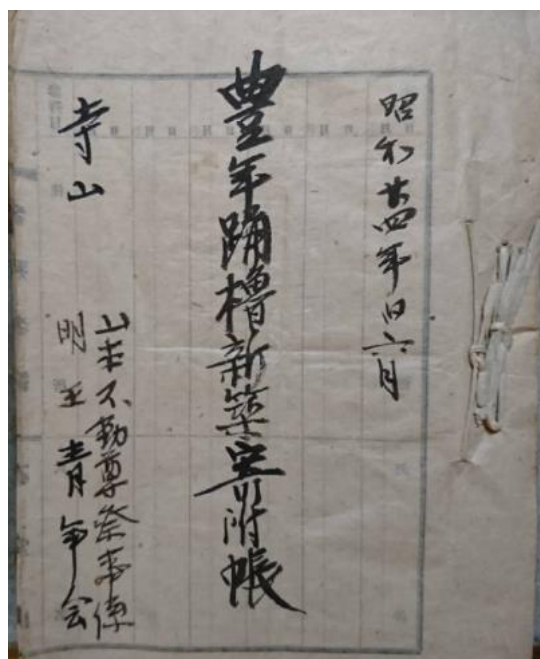
で早乙女^{さおとめ}の衣装に着替える。

早乙女は、紺^{ひとえ}の単^{てっ}に赤いけだしと手^{てっ}甲^{こう}をつけ、片たすきで前かけを締め、白足袋に雪駄を履く。午後 8 時になると、早乙女姿の不動音頭保存会の会員が中心となって「山本不動音頭」を踊り、櫓の周りには地域の人々が集まり、時が経つにつれ踊りの輪が大きくなっていく。豊年踊りは午後 9 時ごろまで盛大に行われ、終了後には祭事会と明王青年会が合同で片付け作業を行う。

この豊年踊りの起源は明らかではないが、昭和 24 年（1949）の「豊年踊^{ほうねんおどり}櫓新築寄附帳^{やぐらしんちくきふちょう}」が残されていること、また、櫓の紅白幕が昭和 30 年（1955）に奉納されたものであることから、豊年踊りはこれよりも以前から行われていたと考えられる。



早乙女姿で豊年踊りを踊る
不動音頭保存会の会員



豊年踊櫓新築寄附帳

(5) おわりに

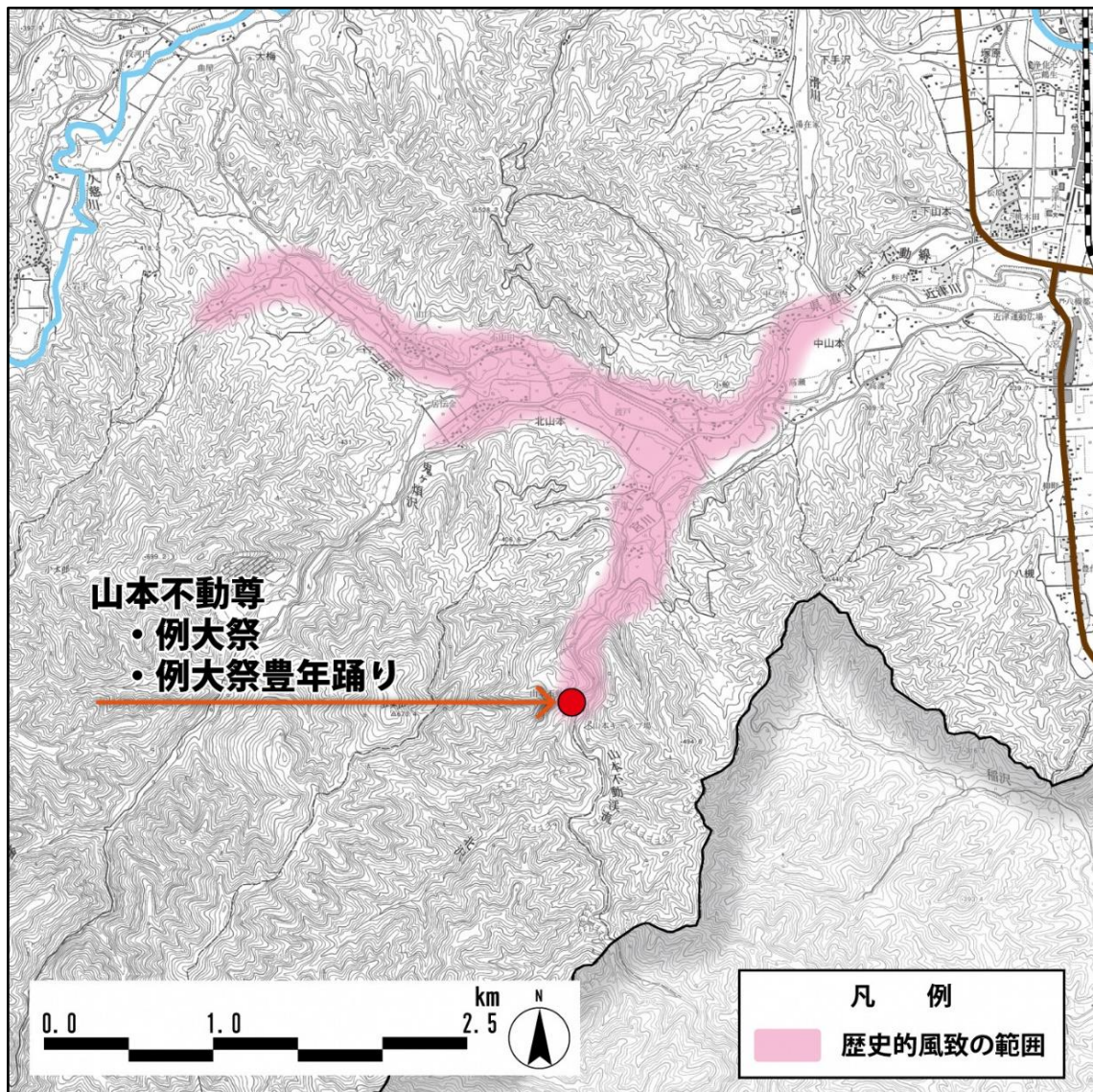
このように、山本不動尊とその周辺地域で行われている祭礼は、古くから地域の行事として地域住民が大切に引き継いできた祭礼であり、それが今も受け継がれている。

秋季例大祭豊年踊りの奉納にあたっては、毎年祭事会と明王青年会の会員が檀家などの家に寄付金の勧募を行うことや不動音頭保存会が「山本不動音頭」を踊ることにより、豊年踊りを続けていくために必要な活動がこの地域の人々によってしっかりと受け継がれており、これらの活動と山本不動尊に存在する歴史的建造物が一体となった情景が、この地域の宝として地域住民の記憶に刻み

込まれていることで、本地域の歴史的風致を形づくっている。

この祭礼は、地域の人々が山本不動尊という地域のシンボルとしての宝を守るものであり、この地域の住民とは切り離せないものである。これらの祭礼と山本不動尊を守り、そして未来に伝えていくということは、地域の宝を大切に守り続けていくということでもある。

山本不動尊とその周辺地域で行われている祭礼は、その景観と共に残していきたい歴史的風致である。



山本不動尊にみる歴史的風致の範囲図

〈コラム〉 山本不動尊の護摩殿

春季・秋季例大祭が執り行われている護摩殿は、慶長年間（1596～1615）に災厄に見舞われ境内の伽藍や徳善院とともに焼失したが、享保 21 年（1736）に棚倉藩の家中や檀家などの寄進により、現在の場所に再建された。

昭和 13 年（1938）には信者より護摩殿や鐘楼堂などの改築要望が出され改築事業を推進したが、戦争の影響により長期に渡って中断された。

昭和 40 年代に入り、多くの信者の支援協力により中断していた改築事業の推進が図られ改築工事に着手し、昭和 50 年（1975）に現在の護摩殿が再建された。この改築工事施工中、元治元年（1864）に第 13 代棚倉藩主松平康爵が奉納した護摩仏具が縁の下や土中から発見された。

護摩殿では、春季・秋季の例大祭のほか、毎年 2 月の節分に護摩殿で厄除けをした還暦の男女や近津幼稚園の園児が撒き手となり、袴姿で豆を撒く節分会なども行われている。



山本不動尊護摩殿

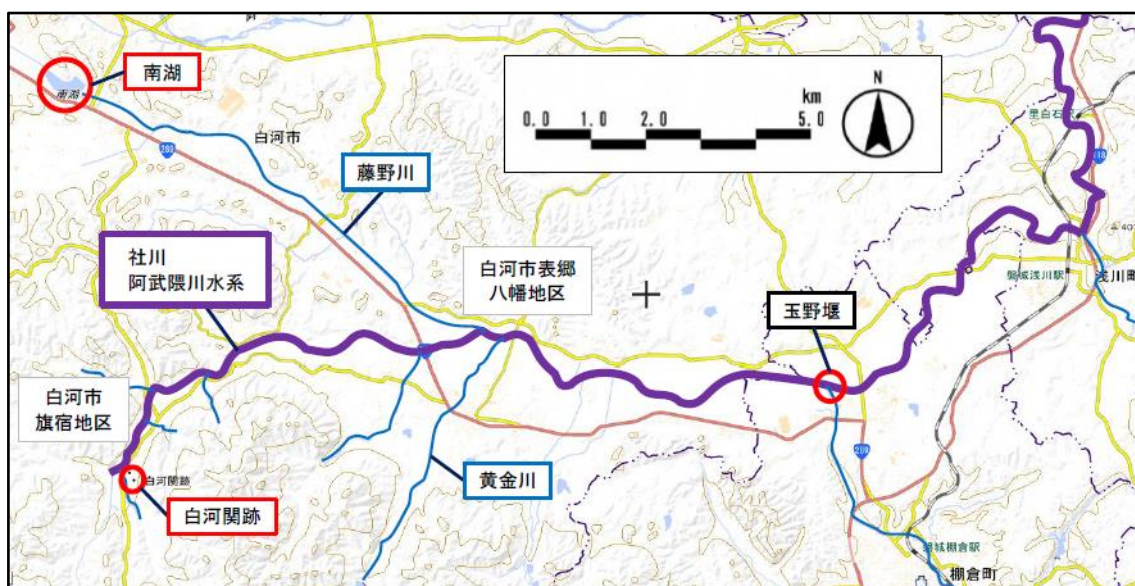
6 玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致

(1) はじめに

棚倉町北部に位置する社川地域を流れる社川は、一級河川阿武隈川の支流であり、白河市旗宿地区を源流とし、「白河関跡」の下流で数本の河川と合流したあと、白河市表郷八幡地区で白河市の南湖を水源の一部とする藤野川と合流し、さらに下流で黄金川を迎え入れ、当地域の重要な河川となる。

社川上流で多くの堰から取水された用水は、白河市の表郷地域の田畑を潤しつつ蛇行し、社川地域の玉野堰によって久慈川水系へ分水され、本流は社川地域から北東に流れをとり、浅川町、石川町を経て阿武隈川に合流する。

棚倉町や浅川町では、古くからこの玉野堰から水を引き入れ、農業用水や生活用水などに利用してきた。



社川の流路図（地理院地図一部加工）

棚倉町は古くから米づくりが盛んな町であり、社川地域は平坦な地形を生かした、町でも有数の水田地帯であるため、現在も広大な田園風景を見ることができる。

この社川地域の田園を潤し、米づくりの根幹をなしているのが玉野堰から取水した玉野堀と浅川樋である。



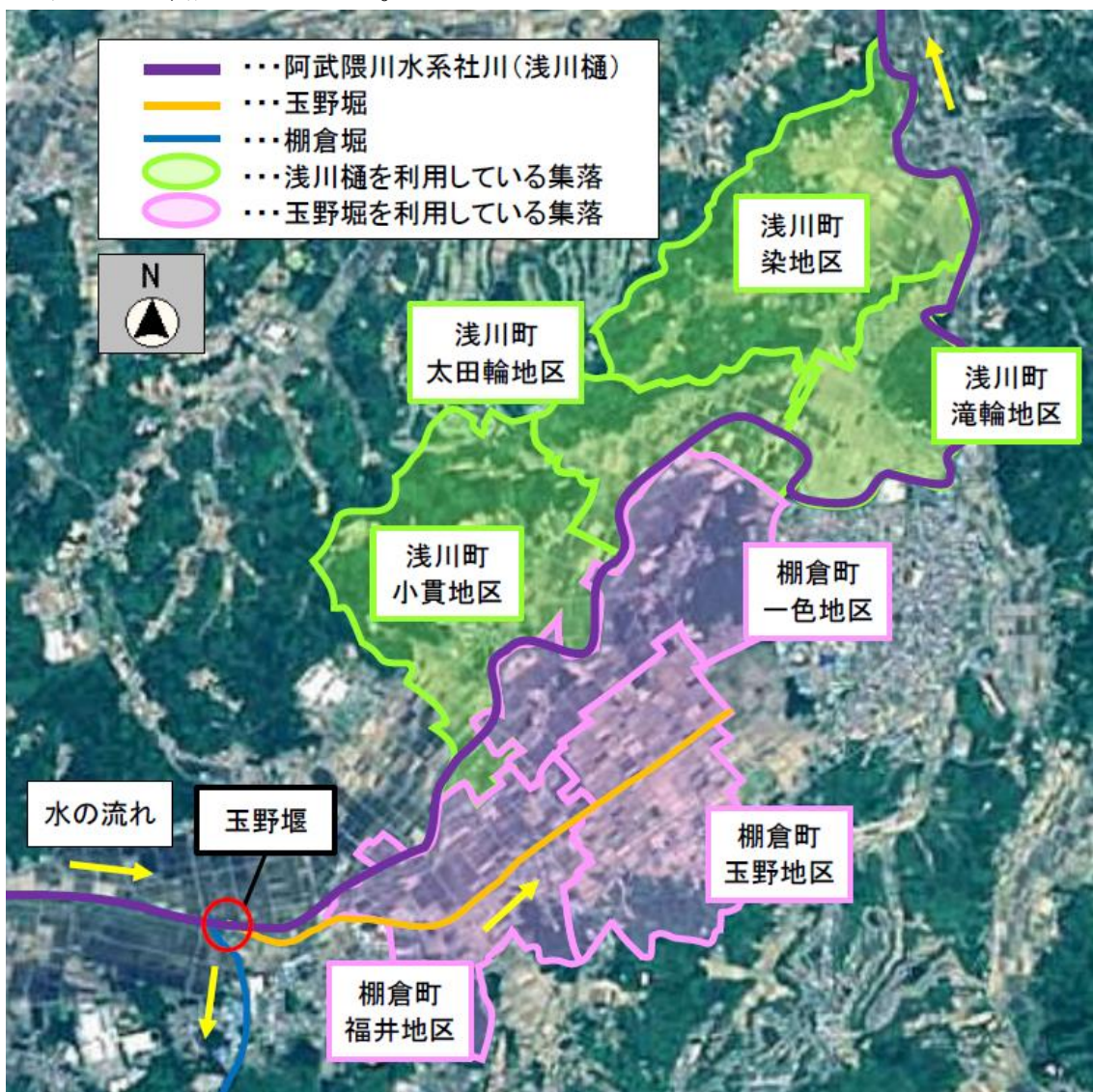
社川地域の田園風景（棚倉町観光協会提供）

(2) 建造物

① 三方分水の構造

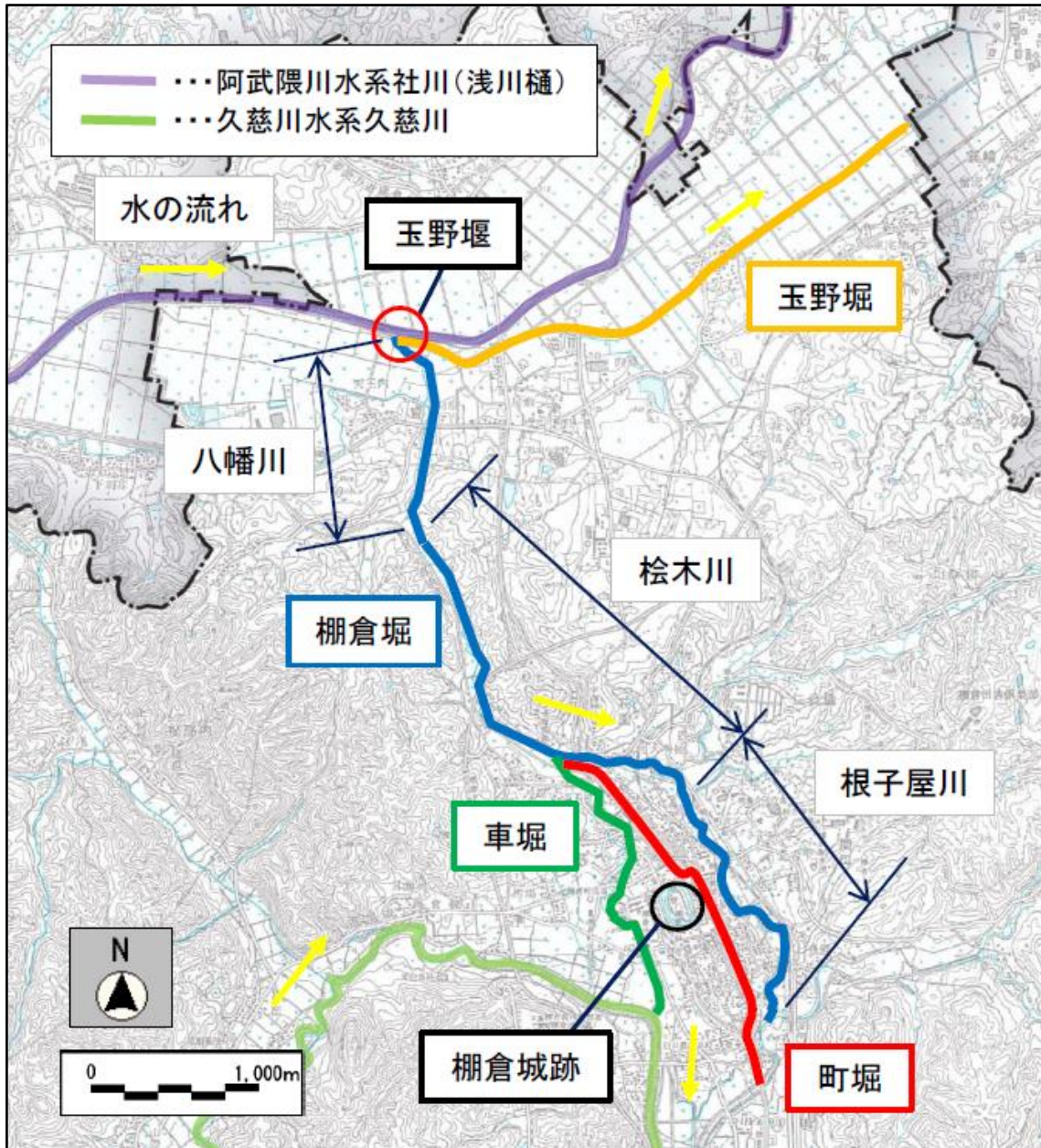
玉野堰の三方分水とは、社川の水を社川三区（福井・玉野・一色地区）に引く「玉野堀」、棚倉城跡周辺に引く「棚倉堀（現在の八幡川～^{はちまのがわ ひのき がわ ね こ や が わ} 根子屋川で、かつては「^{さかさ が わ ぼり} 逆川堀」と呼ばれていた）」、玉野堰下流の浅川町小貫・太田輪・染・滝輪地区の4集落に引く「浅川樋（現在の社川本川）」の三方に分けたことからその名がついた。

また、棚倉堀から取水している^{くるまぼり まちぼり}車堀と町堀は、玉野堰の三方分水と同様に歴史も古く、現在も農業用水のほか、市街地の生活用水や防火用水、棚倉城跡の堀の水などに利用されている。

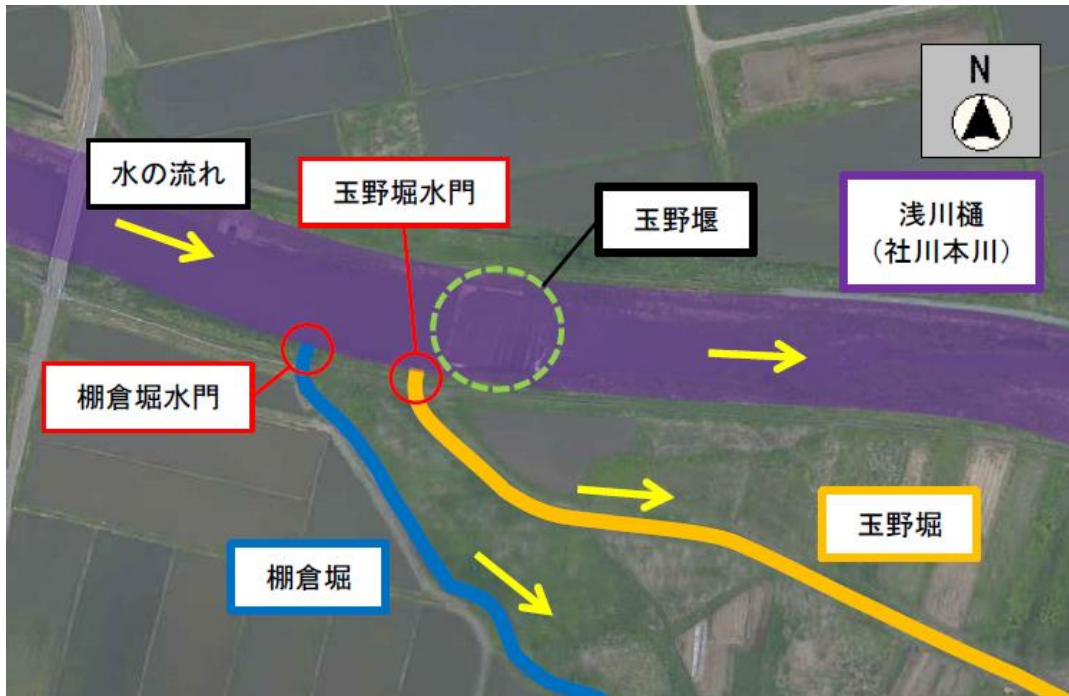


玉野堰と浅川樋を利用する集落図（地理院地図一部加工）

これらの堀が作られた時期は明らかではないが、宝永2年(1705)小林家文書『奥州白川郡棚倉領一色村指出帳』に玉野堰について「御城下両町・玉野村・福井村・一色村以上五ヶ村にて寄合」との記述があり、このころにはすでに玉野堰を利用する集落で堰の管理について話し合いを行っていることから、これよりも以前に堀が整備されていたことが推測される。



玉野堰の三方分水の水路図



玉野堰と棚倉堀・玉野堀の水門の位置（地理院地図一部加工）



現在の玉野堰



現在の棚倉堀



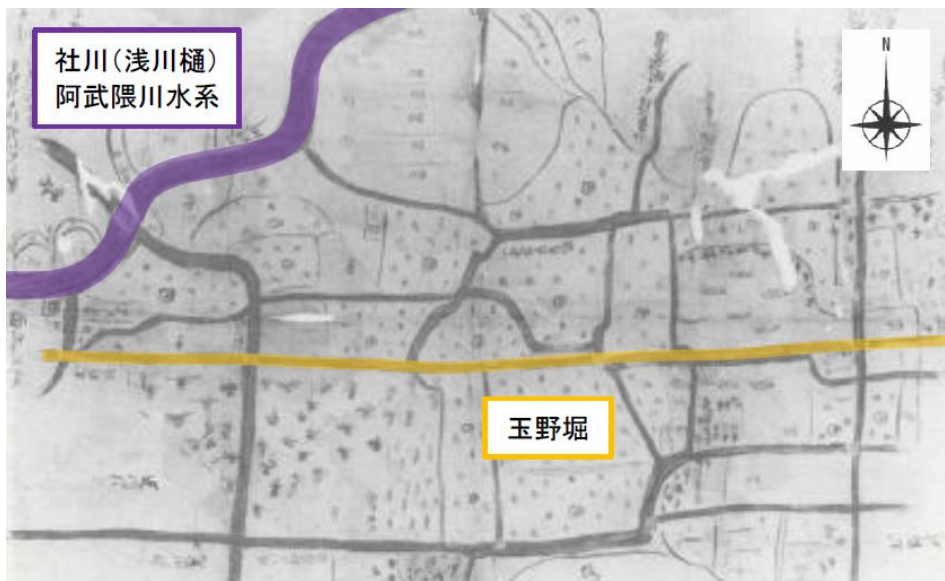
現在の浅川樋（玉野堰下流の社川本川）



現在の玉野堀

また、玉野堰から取水する玉野堀の水についても、古くから社川三区の農業用水として利用されていた。このことは、文化15年（1818）に作成された「福井村絵図」に玉野堀が記されており、このころにはすでに玉野堀が設けられ農業用水として利用されていたことがわかる。

玉野堰からの水路網は、幕末の領内絵図^{りょうないえず}を見ると古くから水系が異なる社川（阿武隈川水系）と久慈川（久慈川水系）が棚倉堀と車堀により繋がっていることが記されており、これは人工的に分水嶺^{ぶんすいれい}を開削して別水系の河川に流れ込む、全国的にも珍しい水路である。

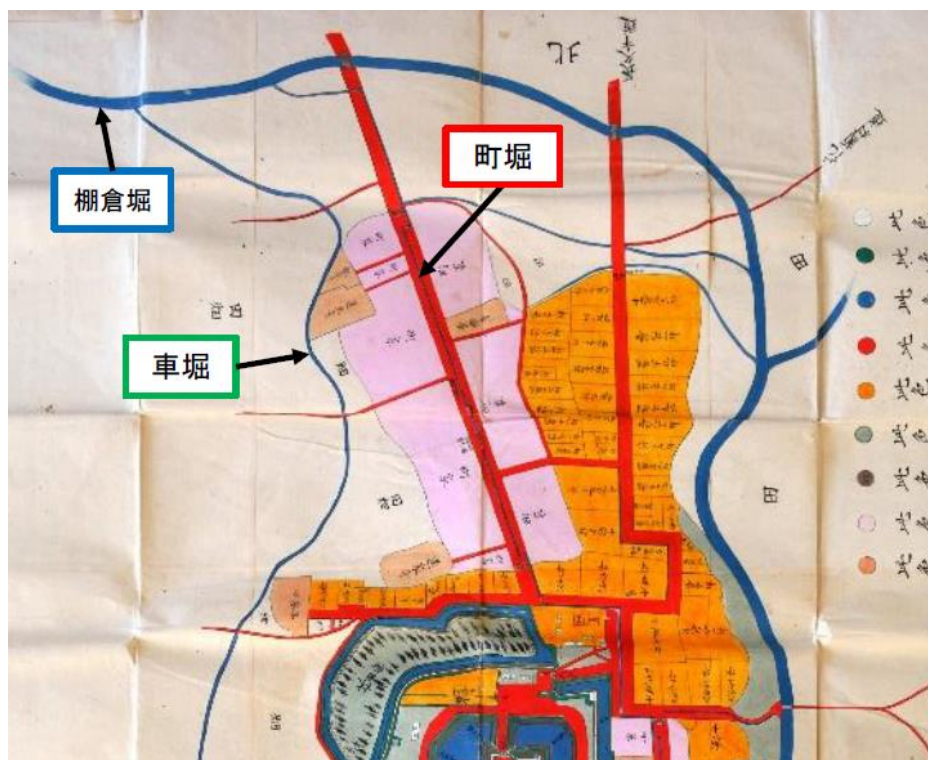


福井村絵図一部加工



幕末の領内絵図一部加工

また、棚倉堀の水は町堀・車堀を通じて棚倉城下に引かれ利用されていた。このことは、慶応2年（1866）に作成された「奥州棚倉之図」に記されており、このころにはすでに城下の道路の中央には町堀が、田畑には車堀が設けられ利用されていたことがわかる。現在の町堀は、明治17年（1884）の町中の道路改修の際に道路中央の堀を埋めて道路両側の軒下^{のきした}に分けられ、さらにその後の道路改修により道路は舗装されたが、道路両側の歩道下を今も流れ続けている。



奥州棚倉之図一部加工

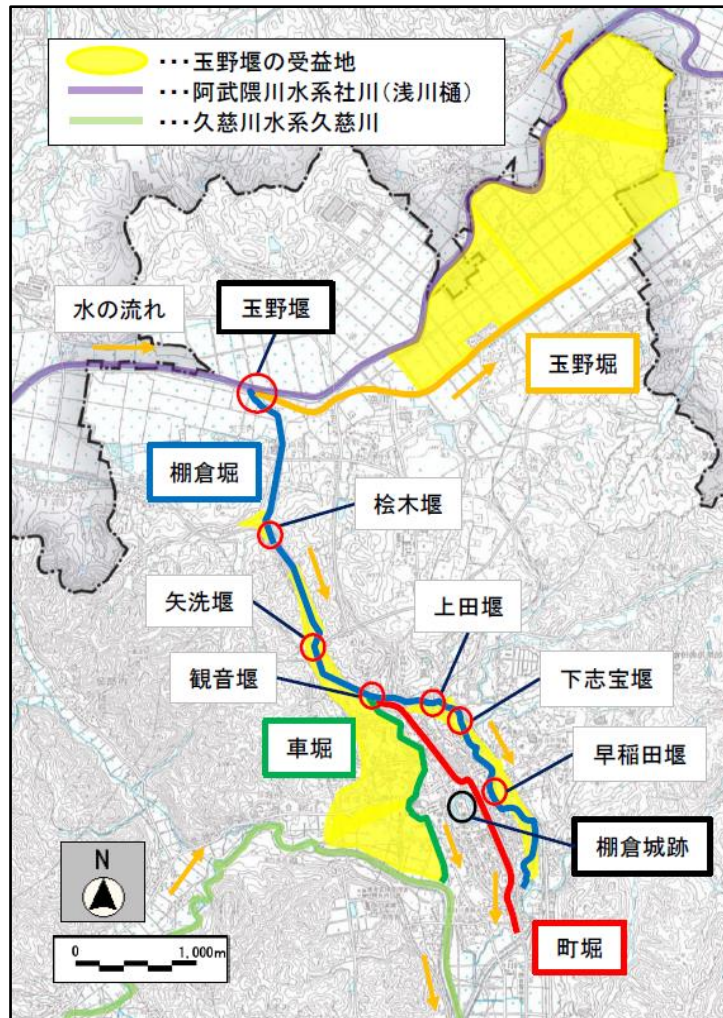


現在の古町地区の町堀



現在の町裏地区の車堀

現在も棚倉堀には、町堀・車堀に取水するための^{かんの水}観音堰をはじめ多くの堰が設けられており、それぞれの堰から堀や用水路に取水し、棚倉地域の農業用水などに利用され、棚倉堀は約 64ha、玉野堀は約 180ha の田畑を潤し続けている。



玉野堰の受益地図



町堀・車堀に取水している現在の観音堰

② 玉野堰と三方分水の歴史

天正年間（1573～92）、常陸国ひたちのくにの戦国大名佐竹義重さたけよししげが赤館城あかだてじょうを奪った際に、これを聞いた会津の蘆名盛氏あしなもりうじが社川に玉野堰を設け、赤館の南にも堰を築き、玉野堰より一挙に水を引き入れ赤館を水攻めにしようと掘ったのが棚倉堀であったが、「会津に事こと起り中止となった」との言い伝えがある。

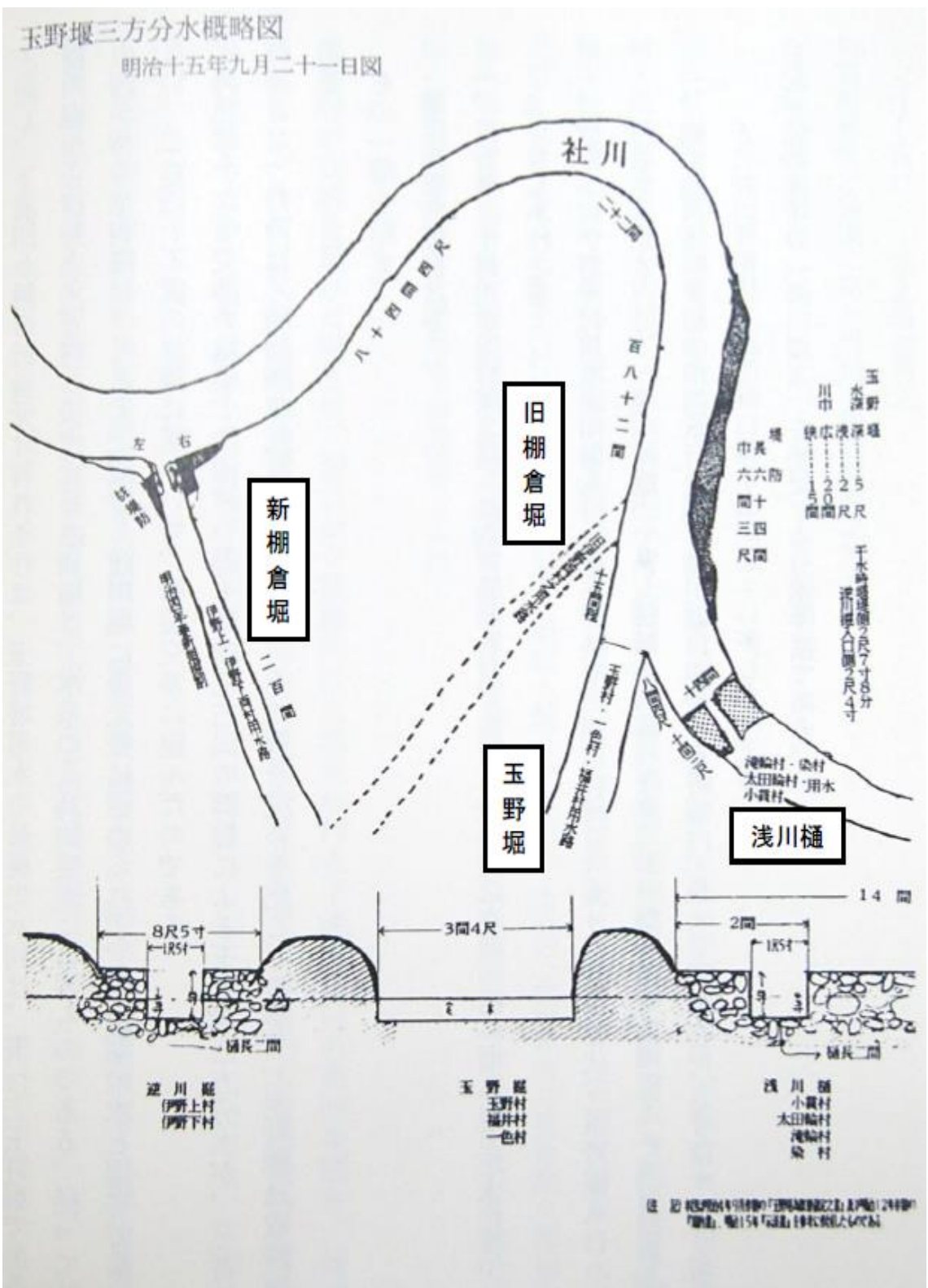
このころに掘られた棚倉堀を利用して引いた水は、棚倉町の前身である旧伊野上・旧伊野下の両村を潤すかけがえのない水であった。棚倉城の堀にもこの水を引き入れており、水不足の際には、堀の水が下方の水田地帯に放水されていた。また、城下の道路の中央に水路（町堀）が設けられたことで、その水を上水として日常生活に利用することが可能となり、城下の人々の生活向上に寄与した。しかし、この棚倉堀の開削が、後世の水争いの発端となるのである。

江戸末期になると、玉野堰上流で棚倉堀の水が棚倉城の堀の水や城下の農業・生活用水、旧伊野上・旧伊野下両村の水車稼ぎの用水として、さらには玉野堀の水が社川三区の農業用水として分水されるようになり、玉野堰下流域の水量が減少していたため、下流域に住み、浅川樋の水を利用する人々の不安は日に日に大きくなっていった。

そのような状況のなか、嘉永6年（1853）は史上まれに見る日照り続きの年で、玉野堰の下流4集落（旧小貫村・旧太田輪村・旧染村・旧滝輪村）の田畑は損害を受け農民は困難を伴った。これは、玉野堰の上流5集落（旧伊野上村・旧伊野下村・旧福井村・旧玉野村・旧一色村）が堰に芝を植えて崩れないようにする芝垣工事を行い、併せて堰の水を棚倉堀に分水したことにより、渇水が続くと浅川樋には一切水が流れなくなることが原因であった。我慢の限界を超えた下流4集落は、玉野堰の水利をめぐって玉野堰の上流5集落を相手取り、塙代官所浅川陣屋じんやに訴状を提出し、下流4集落と上流5集落の交渉がはじまった。

交渉を開始してから10年の歳月を迎えようとする文久2年（1862）、下流4集落は用水不足のため分水の件について旧太田輪村・旧染村・旧滝輪村を支配する浅川陣屋と旧小貫村を支配する越後高田藩分領釜子陣屋かまのこ（現在の白河市東釜子）に提訴した。

さらに翌年の文久3年（1863）も年頭から晴天が続き、下流4集落の農民は困難を伴ったため、江戸評定所ひょうじょうしょへ提訴するとの動きに対し、浅川陣屋より棚倉藩へその旨掛け合った。しかし、城に引く水であることから棚倉藩の理解を得ることができなかった。



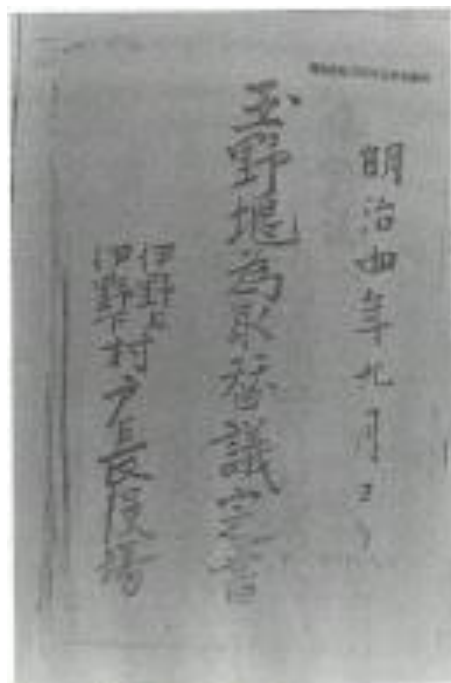
玉野堰三方分水概略図一部加工

その後、分水については元治元年（1864）に文書の取り交わしにより争いも一応の解決をみたが、慶応3年（1867）の洪水で玉野堰堤防が大破したことにより新たな火種が生まれることになる。政情混乱と重なり、大破した玉野堰は放置されたままであったが、明治4年（1871）2月、棚倉藩知事阿部正功が玉野堰の修復工事を施工した。この修復工事の計画と施工は同時進行的に進められたが、下流4集落に対して事前の説明や了解を得るための話し合いがなされないまま進んでいた。また、この工事と併せて、玉野堰堤防が大破したことにより取水が困難となった棚倉堀の代わりに、玉野堰上流に新棚倉堀（旧伊野上・旧伊野下両村用水路）を掘削した。棚倉藩による同工事は、慣行水利権を一方的に打ち出したもので、元治元年（1864）に取り交わした分水協定違反の要素をもちながら明治4年（1871）春に完成した。

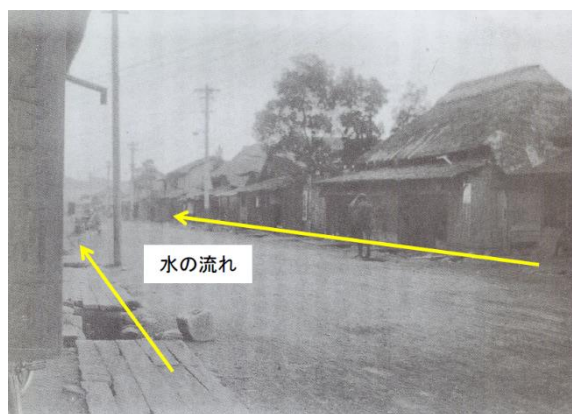
同年3月、新棚倉堀の掘削を知った下流4集落が新棚倉堀の埋め立てをするという不穏な動向を察知した棚倉藩郡務局は、仲裁役として近隣の村の有力者であった寺山村の野中のなか左右民さうたみと堤村つつみの角田つのだ佐一郎さいちろうの両名を呼び、新棚倉堀の認知と和解の道を講ずるように命じた。棚倉藩郡務局の要請を受けた両名は、翌日から積極的に玉野堰の上流5集落と下流4集落の意向を聞き、両者の和解の仲介に乗り出した。再三にわたる交渉の結果、玉野堰三方分水が両者納得のうえ手打ちとなっ

たのは、同年9月のことであり、その具体的な取り決めに記したのが『玉野たまの堰ぜき為取替のため議定書のとりかえぎていしょ』である。

その後、明治17年（1884）の町中の道路改修の際に町堀を道路両側の軒下のきしたに分け、道路中央の堀を埋めて運輸や生活用水としての便宜べんぎを図った。また、昭和38年（1963）には社川の大規模な河川改修が行われ、従来の蛇



玉野堰為取替議定書



大正初期の古町地区の町堀

行した河川が直線化され、堰は木製からコンクリート製となり、棚倉堀と玉野堀の取水口も堰の上流に付け替えられた。

時代とともに三方分水を取り巻く環境は変わったが、明治4年(1871)に交わされた議定書による取水量は、現在に至るまで守られている。

玉野堰の三方分水は、社川から水を引く3地域にとって先祖が我々に与えてくれた貴重な遺産であり、この遺産を3地域が有効に活用し、その歴史を後世に語り継いでいかなければならない。



玉野堰の改修工事の様子

(3) 活動

① 玉野堰の水量管理

文久3年(1863)から続いた玉野堰三方分水に関する紛争は、明治4年(1871)に『玉野堰為取替議定書』により取水協定がなされたが、この三方分水の取水量を決めるために、棚倉藩郡務局に仲裁役を命じられた堤村の角田佐一郎は毎日玉野堰に行き水の流れを測定



現在の玉野堰と棚倉堀・玉野堀の水門

していた。毎日測定を行うこの作業は決して容易ではなかったと推測されるが、現在でも当時と変わらない配分方法で取水していることを考えると当時の作業の正確性がうかがえる。

その後は大きな水争いもなく、現在も同様の配分方法により分水しており、棚倉堀を利用している受益者と社川三区の受益者が、農繁期にはすべての田に水が行き届くようにそれぞれの堀の水門により用水の水量を調整し、また、大雨が降る場合には水門を閉じるなど水量管理を行っている。



現在の棚倉堀水門



現在の玉野堀水門

② 棚倉堀・玉野堀の活用

江戸時代、棚倉城下には町堀・車堀が引かれ、20基程度の水車が回り、米・麦・そば・ひえ・粟^{あわ}などを挽くとともに、棚倉城の堀の水や上水道、防火用水など生活用水に使用されていた。また、社川地区においても玉野堀から玉野堀を通して水を引き、広大な田畑を潤していた。

現在も町堀や車堀は棚倉城跡の堀の水や民家の庭水などの生活用水や農業用水に使用されているほか、堀の水については火災時に防火用水としての機能を持っており、火災時の重要な水源となっている。

また、社川小学校では子供たちに、町の歴史上重要な三方分水の理解を深めるとともに、町の基幹産業である水稲栽培を学び郷土愛を育むため、毎年授業の一環で田植えを行っている。



江戸時代以降、棚倉城下の堀には水車が設置され生活用水に利用されていた



町堀の水は民家の庭に引くなど生活用水としても利用されている



棚倉城跡の堀から取水し
消火訓練を行う消防団員



社川小学校の田植え授業

③ 玉野堰・棚倉堀・玉野堀の保全活動

玉野堰の管理については、寛文元年（1661）井上家文書『沙汰治帳』の「寛文元年七月 玉野堰普請人足賃支払」という記述から、藩が堰の管理に対して人足賃として米を支払ったこと、また、明和6年（1769）井上家文書『御用番日記』の「明和六年九月玉野堰破損のため湯水につき町内火の元嚴重注意の申渡」という記述から、堰が破損したため藩が町内へ火元注意の申渡しを行ったことが分かっており、住民だけでなく藩も一体となって堰の維持管理を行ってきたことがわかる。

現在も毎年7月ごろ、棚倉堀を利用しての受益者と玉野堀を利用している社川三区の受益者が、玉野堰や棚倉堀、玉野堀の見回りや清掃等の維持管理を行っている。

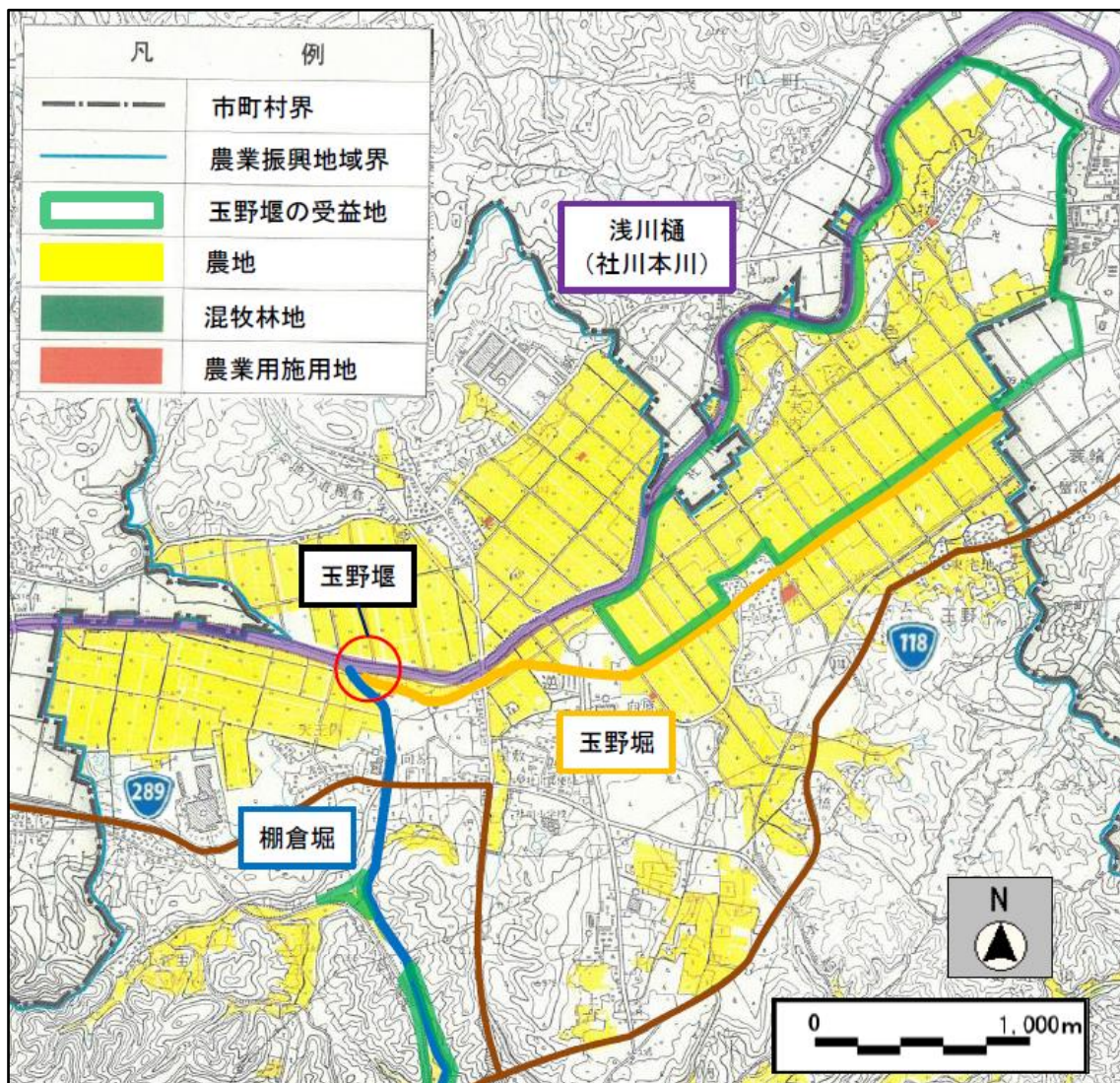


棚倉堀の清掃作業



玉野堀の清掃作業

また、社川地域は平坦な地形の水田地帯であり、そのほとんどが農業振興地域に指定されているため、堀の下流の各地域では受益者を中心とした保全団体が組織され、玉野堰の受益地のほか、社川地域内の農用地、水路、農道等の地域資源の保全活動にも取り組んでいる。



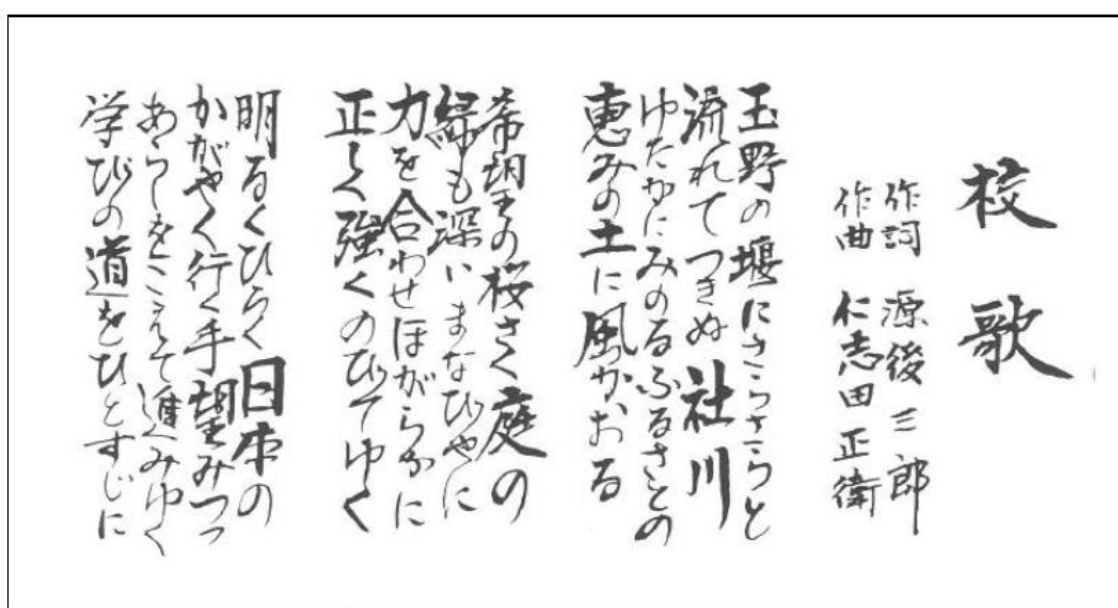
社川地域の農業振興地域土地利用図
 (棚倉農業振興地域土地利用図一部加工)

(4) おわりに

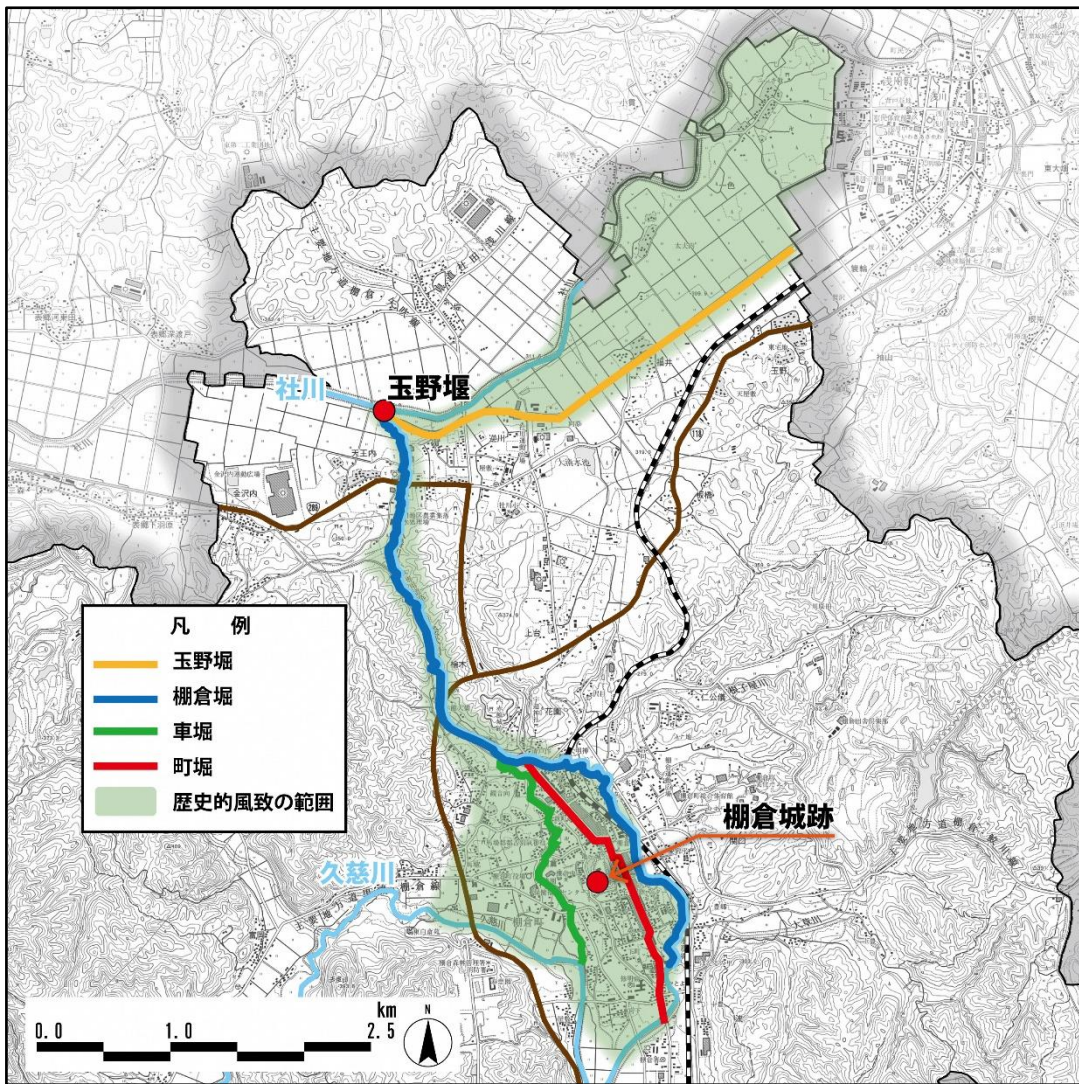
これまで記述してきたように、玉野堰から取水した水は現在も棚倉町や浅川町の農業用水としてだけでなく、市街地の防火用水や庭水など地域の生活用水としても利用され続けている。保全活動についても、藩政時代の人々の精神を受け継ぎ、現在も堰や堀の維持管理が続けられている。

また、社川小学校校歌では、玉野堰と社川についての一節がある。昭和 43 年（1968）に明治 100 年記念として制定された校歌は、これまで多くの児童や教師、地域の人々に歌われており、玉野堰の歴史を共有し、社川地域の景観に親しんできたことをあらわしている。

玉野堰の三方分水及び水路網は、現在の棚倉町の形成に大きく寄与した建造物であり、この歴史を後世に語り継ぎ、取水した水の活用や清掃等の保全活動等の適切な管理を今後も引き続き行いつつ、残していかなければならない歴史的風致である。



社川小学校校歌



玉野堰の三方分水と棚倉堰にみる歴史的風致の範囲図

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・整備に関する課題

本町には、棚倉城跡や馬場都々古別神社本殿、八槻都々古別神社本殿など、文化財の指定を受けている歴史的建造物があるが、それ以外にも指定を受けていない歴史的建造物が数多く残されている。

これまで、歴史的建造物の一部に対しては、文化財保護法や福島県文化財保護条例、棚倉町文化財保護条例に基づき文化財の指定を行うなど、保存や活用のための必要な措置を講じてきた。

未指定の文化財については、その価値についての調査・研究が不十分であり、建造物が有する歴史的、文化的な価値が共有されていない。そのため、保存や活用、適切な維持管理が行われ^{ひん}ないまま、滅失や改変の危機に瀕しているものもある。この未指定の歴史的建造物の維持管理は所有者に委ねられているため、多くが十分な保護措置が図られていないだけでなく、耐震上の問題などを抱えており、修繕等が必要な状況にある。一方で大規模な修繕等がなされようとした場合に、建築基準法などの法令への適用によって、その保存すべき特徴や意匠が損なわれる可能性も生じる。

しかし、これらの歴史的建造物を伝統工法で修理することは多額の費用がかかることから、民間所有の歴史的建造物の修理は所有者の負担のみでは非常に困難である。

また、所有者や管理者の高齢化に伴う後継者不足などにより、歴史的建造物が空き家となっているものもあり、今後取り壊しや建て替えが進むことが予想される。



今後建て替えなどが予想される
棚倉城下町



保存・活用するための計画が必要となる
棚倉城跡

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物だけでなく、その周辺の市街地を含め、周辺環境と一体となって形成されるものである。

しかし、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の整備が進んでいないため、城下町らしい歴史的景観が感じられにくくなっている。

棚倉城跡周辺や棚倉城下町地区の道路環境は、維持管理を行っているものの、歴史的建造物や周辺の景観と調和しておらず、良好な美観が損なわれており、城下町としての雰囲気や散策環境も十分に整っていない。

また、人口減少等に伴う空き家数も増加傾向にあるなかで、歴史的風致を損なうような建造物などへの対策が進んでおらず、歴史的風致に配慮されていない建造物や樹木、街灯、サイン、案内板などによって一体的な景観が阻害されている。



現在の棚倉城跡周辺道路

(3) 歴史や文化を反映した人々の活動の承継に関する課題

本町の歴史的風致を構成する人々の活動として、町内で行われている祭りや神社仏閣で行われている祭礼によるものが多く承継されている。例えば、国の重要無形民俗文化財に指定されている「都々古別神社の御田植」をはじめとした民俗芸能等は、それぞれの行事に取り組んでいる団体や保存会により承継されている。これらの団体や保存会は、少子高齢化や人口減少



都々古別神社の御田植練習風景

などにより担い手や後継者が減少していることから、活動自体が困難となりつつある。これは、伝統技術等を承継する職人や担い手などにおいても同様である。

将来における指導者の確保や後継者の育成、祭りや民俗芸能等の承継に取り組む団体や保存会に対して十分に支援ができていない状況にある。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興に関する課題

本町には、来訪者の受け入れ環境の整備や、歴史的風致や町内に点在する歴史・文化遺産などを紹介し誘導するための情報発信が不足している。

棚倉城跡周辺には駐車場は整備されているものの、城下町の周遊の拠点となる観光案内施設がない状況である。街並みを一望できる赤館城跡にも展望施設などは整備されておらず、国指定の重要文化財を有する馬場都々古別神社周辺においても、駐車場などの来訪者用施設がない状況であり、来訪者の受け入れ環境が不十分である。



多言語化されていない説明板

既存の案内標識や観光案内板などについてもデザインが統一されておらず、老朽化により案内が見えにくい標識や多言語化されていない説明板などもあり、来訪者、特に外国人観光客への配慮が不足している。

また、来訪者を迎えるための環境づくりが進んでおらず、町内の歴史的建造物や文化財などを効率的に周遊できるルートが構築されていない状況である。

このほか、これまで来訪者に対する「おもてなしの心」を醸成し、本町の歴史や文化、自然などについて紹介することができる人材の育成を図ってきたが、十分な成果に結びついていない。

(5) 歴史的風致の認識向上に関する課題

本町には、歴史的に価値の高い建造物や文化財などが数多く存在するが、その価値や魅力が広く認識されていないものが多い。

町民を対象とした歴史的風致に関する講座は開催しているものの、年に数回しか開催していないため、本町の歴史的風致に対する理解を深める十分な機会が確保されていない現状がある。

また、歴史まちづくりについての町民の共通理解が不足しており、自分たちが

生まれ育った棚倉町の歴史や文化、歴史的風致を町民の誰もが認識できるための情報発信も進んでいない。

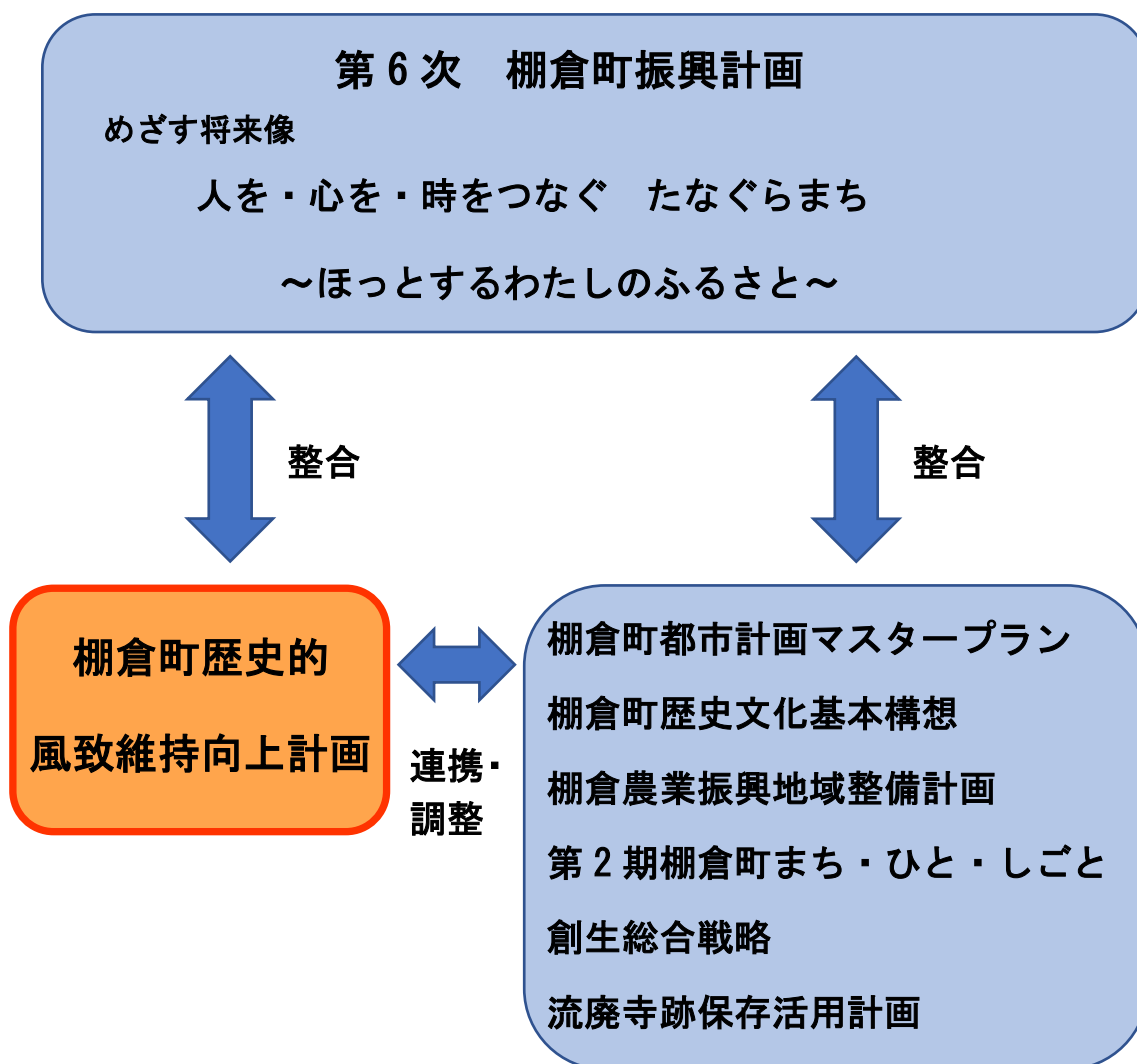
さらに、町内の小中学生や地元高校に通う高校生についても、現在自分たちが生活している町の歴史や文化などについて学ぶ機会がない状況である。



歴史に関する講座の様子

2 上位計画と関連計画における関連性

本計画は、本町の上位計画である「第6次棚倉町振興計画」に則し、「棚倉町都市計画マスタープラン」や「棚倉町歴史文化基本構想」などの関連計画との連携や調整を図りながら、歴史的風致の維持向上に向けて、取り組むための方針を示したものである。



(1) 第6次棚倉町振興計画

平成26年(2014)度に策定した第6次棚倉町振興計画では、「人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち ~ほっとするわたしのふるさと~」を本町のめざす将来像としている。この将来像を実現するために6つの政策目標を設定しており、本計画に関連する政策目標として「はぐくむ~将来を担う人材と文化を育むまち~」、「いきいき~活気にみちた生き活きとしたまち~」を掲げている。その

政策目標を達成するための主要施策として「郷土文化の保存と継承」、「歴史や文化資源の活用」、「観光資源の活性化」をあげている。

また、まちづくりの重点施策に「安心と活力 住んで良かった たなぐらづくり～豊かで快適な暮らしを求めて～」を掲げ、プロジェクトとして「豊富な歴史や文化的資源を次世代に引き継ぎ、その価値ある資源を活かし磨き上げ、ふるさとに誇りと愛着を持てるまち、たなぐらをつくる。」としている。

第6次棚倉町振興計画の施策の大綱（政策目標と施策）

はぐくむ 将来を担う人材と文化を育むまち

①学校教育の充実

②子育て環境の充実

③生涯学習の充実

④文化・芸術活動の振興

主要施策 ●郷土文化の保存と継承 ●歴史や文化資源の活用
●文化活動の推進 ●芸術活動の推進

住民の役割 ▶郷土の歴史と文化に関心を持ち、自ら学習しましょう。
▶地区の行事に参加し継承していきましょう。

施策の指標

指標名	現状値（平成26年(2014)4月1日現在）	目標値(令和6年(2024)度)
指定文化財の数	33件	35件

いきいき 活気に満ちた生き生きとしたまち

①観光の振興

主要施策 ●観光資源の活性化 ●観光資源の情報発信
●観光協会の組織強化と支援

住民の役割 ▶町の観光資源について学習しましょう。
▶町の魅力を認識し、町内外に広めましょう。

②農林業の振興

③商工業の活性化

④雇用環境の充実

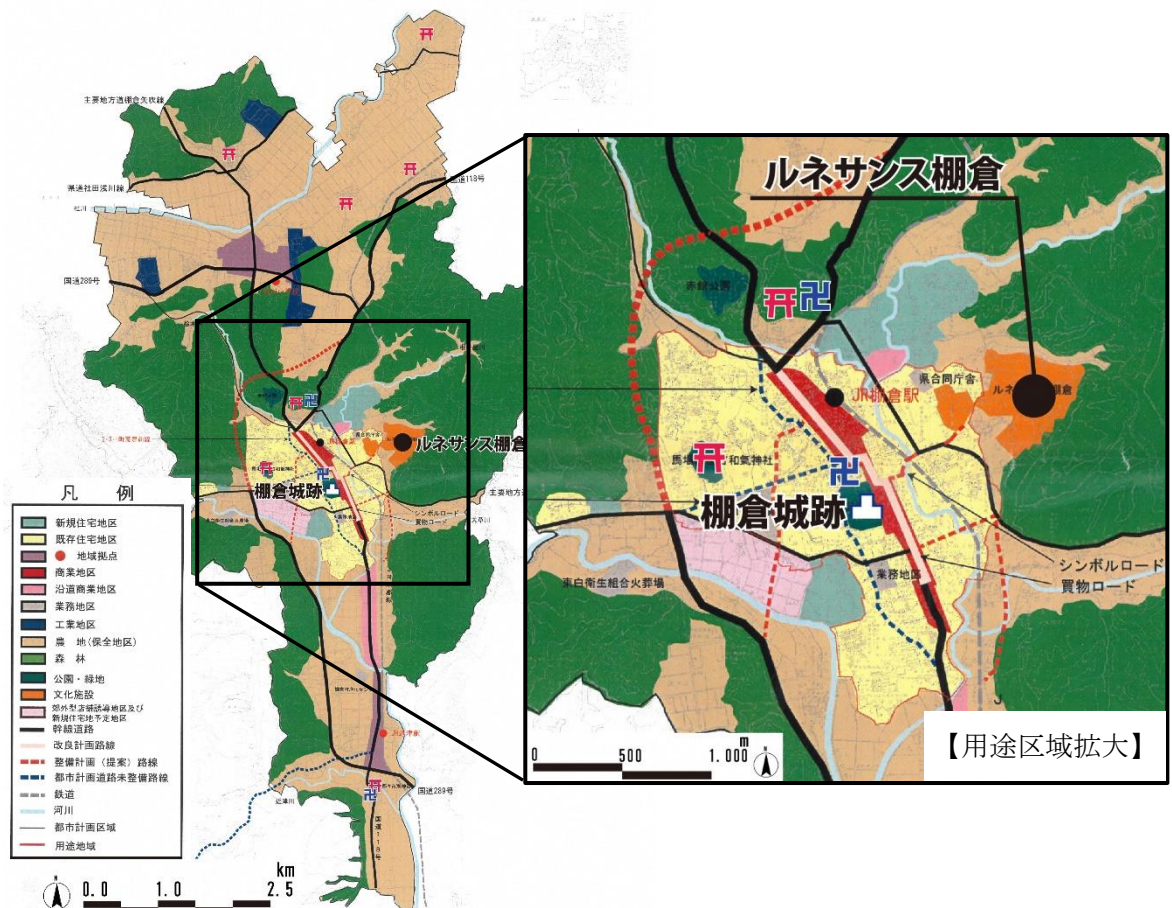
施策の指標

指標名	現状値（平成25年(2013)度）	目標値(令和6年(2024)度)
山本不動尊入込客数	147,500人/年	160,000人/年

(2) 棚倉町都市計画マスタープラン

平成12年(2000)度に策定した棚倉町都市計画マスタープランでは、「緑と歴史にいだかれて やすらぎを育む町 たなぐら」を本町の将来都市像としており、これを実現するための基本目標の一つとして「歴史を活かすー歴史的資源の活用」を掲げている。

その基本目標の施策の展開として「城下町という歴史的な雰囲気、情緒を活かしたまちづくり」や「歴史的資源である神社・仏閣の活用」をあげており、具体的には将来都市構造計画において「亀ヶ城跡(棚倉城跡)など市街地に残る歴史的資源を歴史拠点として位置づけ、市街地の公園として活用を図るほか、ルネサンス棚倉など連携を図り、観光ルートを整備を図る。」としている。



棚倉町都市計画マスタープラン将来都市構造計画図

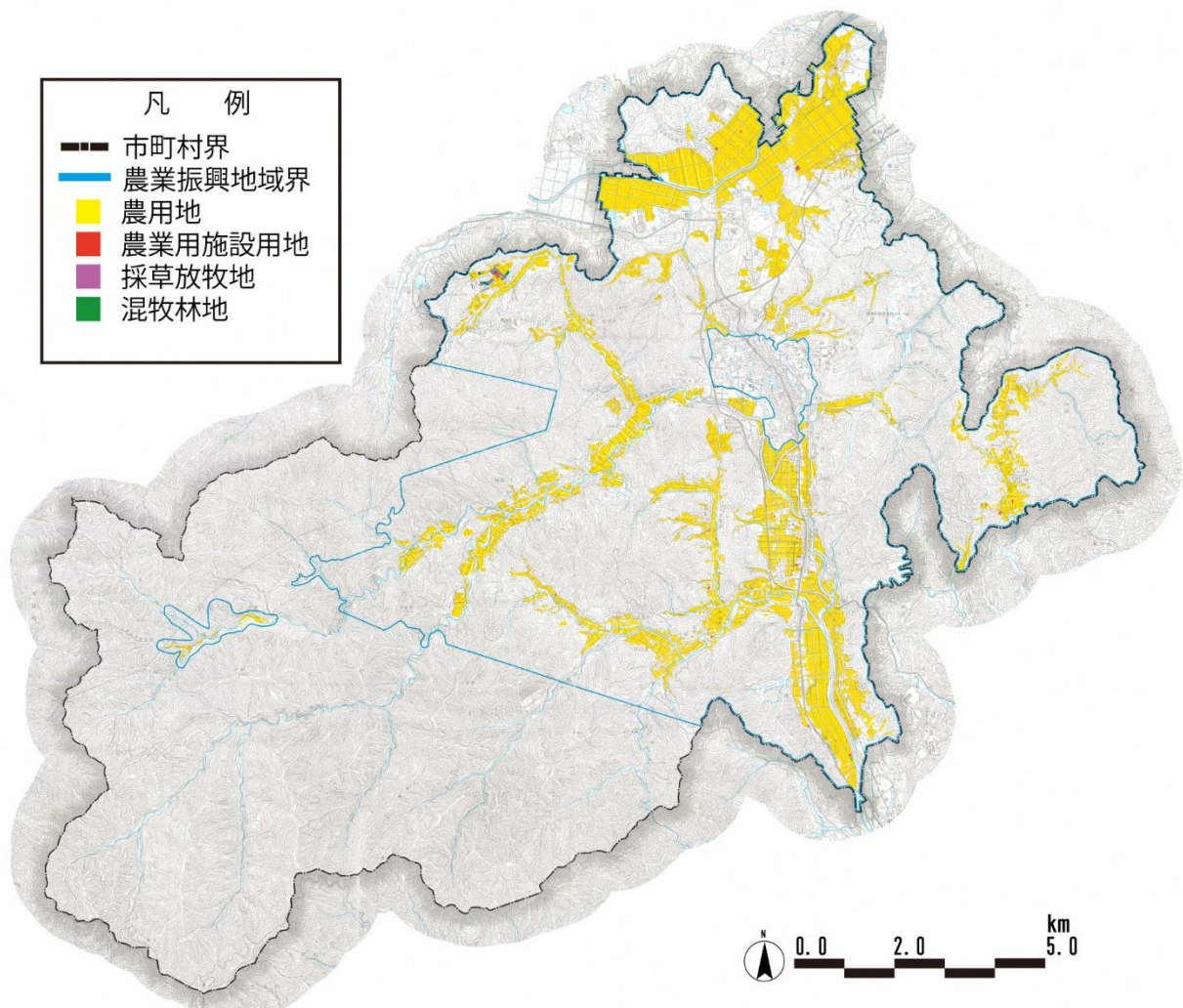
(3) 棚倉町歴史文化基本構想

本町では、平成 30 年（2018）度に「棚倉町歴史文化基本構想」を策定している。これは、これまで個別に指定され、扱われてきた文化財の歴史的意義を明確にしたうえで、指定文化財だけでなく、それ以外の文化財や歴史的資産も含めて、相互の歴史性、関連性を明らかにし、その地域のたどった歴史や地域の特徴を「関連文化財群」として記載している。本町では、7つの「関連文化財群」を設定し、本計画に関連する「2つの都々古別神社と豊作祈願」や「兵たちのせめぎ合い―城郭の博物館―」、「江戸時代の絵図を持って歩ける城下町」などを掲げている。

(4) 棚倉農業振興地域整備計画

本町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、「棚倉農業振興地域整備計画」を昭和 46 年（1971）度に策定し、これまで 4 回の計画見直しを行い、現在の計画は、平成 18 年（2006）度に変更した計画となっている。計画では、土地利用の構想として、県の方針に基づき、人口動態や就業の動向を留意し、農業以外の土地利用との調和を図りながら、魅力ある産地形成を目標とし、地域特性に応じた作目の振興を図るため、優良農地の保全・確保に努めるとしている。

また、食料自給率の向上と振興作物の生産促進のため、担い手への農地の集積、地域営農システムの構築及び安定的かつ効率的な農業経営体の育成を図り、農地の有効活用と遊休農地の解消に努めるともしている。



棚倉農業振興地域土地利用図

(5) 第2期 棚倉町まち・ひと・しごと創生総合戦略

本町では、令和2年（2020）3月に「第2期 棚倉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。このなかでは、「第1期 棚倉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みについて検証した結果を十分に踏まえたうえで、引き続き人口減少・少子高齢化の進行への対応の充実・強化を図っていくとともに、多様な人材の活躍の推進と新たな時代の流れを力にする視点も取り入れ、施策を展開していくとしている。

基本目標の一つに「人を引き付ける魅力あふれるまち」を設定し、そのなかの施策で「自然と歴史、文化の薫り高いまち」を掲げ、自然、歴史、文化資源を活用した交流人口、関係人口の拡大及び棚倉町の歴史を知り、語れる人材の育成に取り組んでいる。

第2期 棚倉町まち・ひと・しごと創生総合戦略 全体像

1. 働きやすい環境があるまち

施策1 地域産業活性化に向けた既存産業の育成

施策2 地域産業の人材の確保と育成

施策3 女性や若い人の雇用環境の整備

2. 人を引き付ける魅力あふれるまち

施策1 自然と歴史、文化の薫り高いまち

施策2 定住促進のための住環境の整備と活用

施策3 棚倉町とかわりのある人との交流促進

3. 安心して子どもを産み育てられるまち

施策1 出逢い、そして結婚へ

施策2 出産、子育て環境の支援・充実

施策3 魅力ある教育環境

4. 心豊かな暮らしがあるまち

施策1 安全で安心な暮らし

施策2 健康で、ゆとりと潤いのある暮らし

施策3 環境にやさしい暮らし

(6) 流麿寺跡保存活用計画

流麿寺跡は、流地区に所在する古代の寺院跡である。平成26年(2014)に国の史跡に指定され、同年棚倉町が管理団体に指定されている。本町ではこの貴重な遺跡の本質的価値を適切かつ恒久的に保存し、後世に確実に伝え、中長期的に整備・活用を図るための指針として、平成29年(2017)に「流麿寺跡保存活用計画」を策定している。計画には、文化財保護法に基づき、史跡等を適切に保存し、その価値を次世代に引き継ぐため、「史跡の恒久的保存」や「適切な保存管理」、「史跡等の周辺環境の保全」など6つの基本方針を掲げ、史跡等の維持・保全等を図っていくとしている。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・整備に関する方針

これまで大切に受け継がれてきた数多くの歴史的建造物は、地域の財産であるとともに、歴史的風致として良好な市街地環境を形成している。

これらの歴史的建造物のうち、国や県、町の指定文化財は、文化財保護法や福島県文化財保護条例、棚倉町文化財保護条例に基づき、歴史的建造物の適切な保存・活用を図る。特に、国指定の史跡である「棚倉城跡」については、その価値を損なうことなく次世代へと確実に引き継ぐため、今後適切な保存と効果的な活用を行うための指針として、保存活用計画及び整備計画の策定に向けて取り組んでいく。

未指定の歴史的建造物については、歴史的価値を把握するため調査を行い、その結果に応じて所有者や管理者などと協議のうえ、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するなど保存・活用を図る。また、歴史的建造物の安全性の確保を図るため、建築基準法第3条第1項第3号の適用除外等についても検討する。

さらに、歴史的風致形成建造物に指定した歴史的建造物のうち、民間所有で修理が困難な建造物については、修理に対する支援策を講じることで健全な状態を維持するとともに、所有者や管理者などと連携しながら維持管理や活用方法を検討する。

また、空き家となった歴史的建造物に対しては、歴史的価値を把握したうえで、良好な景観形成のため、可能な限り利活用を図るほか、街歩きの拠点としての活用を検討する。

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する方針

歴史的風致を構成する歴史的建造物周辺の環境整備に取り組んでいくため、歴史的建造物と調和した道路等の整備を行う。具体的には、棚倉城跡周辺や棚倉城下の道路等の美装化を行うことにより、町内を散策する歩行者の安全性を確保し、来訪者の受け入れ環境を整備することで、町民や来訪者が街歩きしたくなる環境の構築を図る。

また、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の計画的な誘導に向けて、景観計画の策定や景観条例の制定も視野に入れ、歴史的建造物周辺の良好な景観を形成するための方法について検討する。

(3) 歴史や文化を反映した人々の活動の承継に関する方針

本町の歴史的風致を構成する人々の活動の承継に関する取り組みとして、承継に必要となる支援や助言を行う。具体的には、地域の伝統文化や民俗芸能の承継に必要となる、将来における指導者の確保や後継者の育成、町内で行われている祭りや神社仏閣で行われている祭礼に取り組んでいる団体や保存会への支援や助言を行う。

また、伝統文化や技術を承継する職人や担い手を育成するため、若い世代、特に子供たちを対象として、これらの技術を披露する機会や活動に参加できる機会の創出を図るとともに、知識や技術の習得を目指す者に対し支援を行う。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興に関する方針

来訪者に歴史的風致や町内に点在する歴史的建造物や文化財などを紹介するため、観光案内施設や来訪者用施設などの受け入れ環境整備を進めることで、来訪者への情報発信を図る。

また、案内標識や観光案内板などはデザインを統一し、外国人観光客にも対応した多言語の標識や説明板などを整備するとともに、町内周遊型のパンフレットを作成・活用することで、来訪者が歴史的風致や文化財、歴史的建造物などについて理解し楽しみながら効率的に周遊できるルートを構築する。

さらに、来訪者に本町の魅力をスムーズに理解していただくため、本町の歴史や文化、自然などについて紹介することができる人材を育成し、より質の高いおもてなしができる歴史案内人の確保に努める。

(5) 歴史的風致の認識向上に関する方針

町民が歴史を生かしたまちづくりに参加できるように、地域住民や地元団体と連携・協力しながら、本町の歴史や文化、歴史的風致に関する知識を深めるための講座を開催し、町民の認識向上を図る。

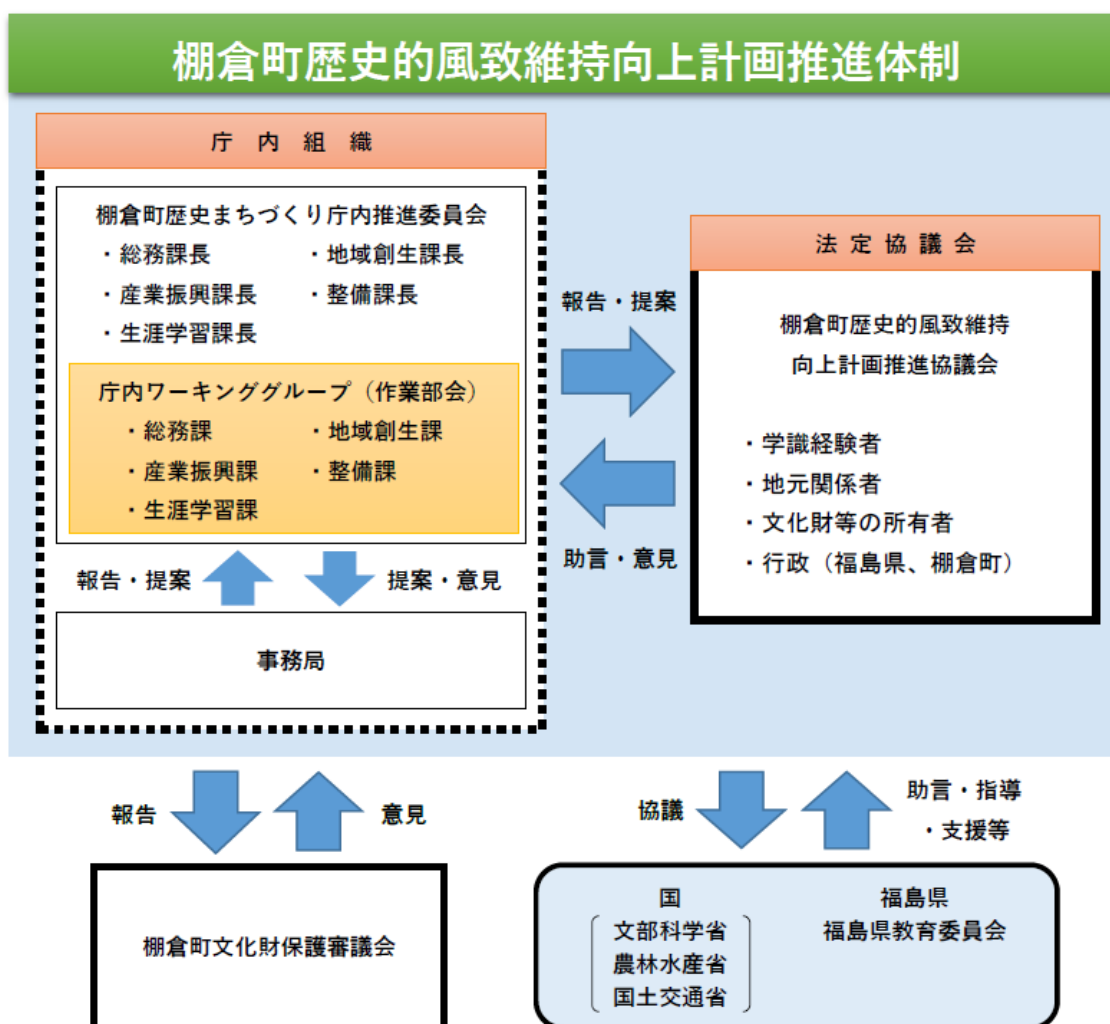
また、町内の小中学校や地元の高校と連携し、小中学生や地元高校に通う高校生が棚倉町の歴史や文化、自然などについて学ぶ機会を設け、子供たちに古くから町内で行われている祭礼や伝統行事などについて興味・関心を持ってもらうことで、歴史的風致を構成する人々の活動の承継に結び付けていく。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、庁内関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。また、行政のみならず、学識経験者や地元関係者、文化財等の所有者と協力・連携し、計画実現のための推進体制を構築することが必要である。

このようなことから、本町における計画の推進体制は、「棚倉町歴史まちづくり庁内推進委員会」において計画の進捗管理などを行うとともに、法定協議会である「棚倉町歴史的風致維持向上計画推進協議会」に計画の進捗状況などについて報告・提案し、助言や意見を得ながら計画の推進や変更、効果的かつ円滑な事業実施に向けた協議を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて「棚倉町文化財保護審議会」に報告し意見を求めるほか、国や県の関係機関と協議を行い、事業の推進に関わる助言・指導・支援等を受ける。



歴史的風致維持向上計画の推進体制図

第4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

本町には、棚倉城跡をはじめとした歴史的価値の高い建造物が所在し、棚倉町固有の歴史及び伝統を反映した活動が行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成しており、本計画においては、これら6つの歴史的風致を取り上げた。

「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」では、中世に築かれた山城である「赤館城」の城跡と第2代棚倉藩主丹羽長重^{にわながしげ}が築城した「棚倉城」の城跡における人々の活動と行楽を通して、町民が城跡に愛着を持ち、守り継ぐ活動を続けている。また、棚倉城の城下町には江戸時代の街道筋が残り、江戸時代から続く秋まつりが開催され、城下の街並みと棚倉秋まつりの屋台が城下の歴史的な風情を醸し出している。

「馬場都々古別神社にみる歴史的風致」では、陸奥一宮である馬場都々古別神社の例大祭において、武神である日本武尊を祀っていることに由来した剣道や弓道といった武道大会が開催されるとともに、神輿が門前の集落を練り歩き、神社と門前の集落が一体となって良好な市街地環境を形成している。

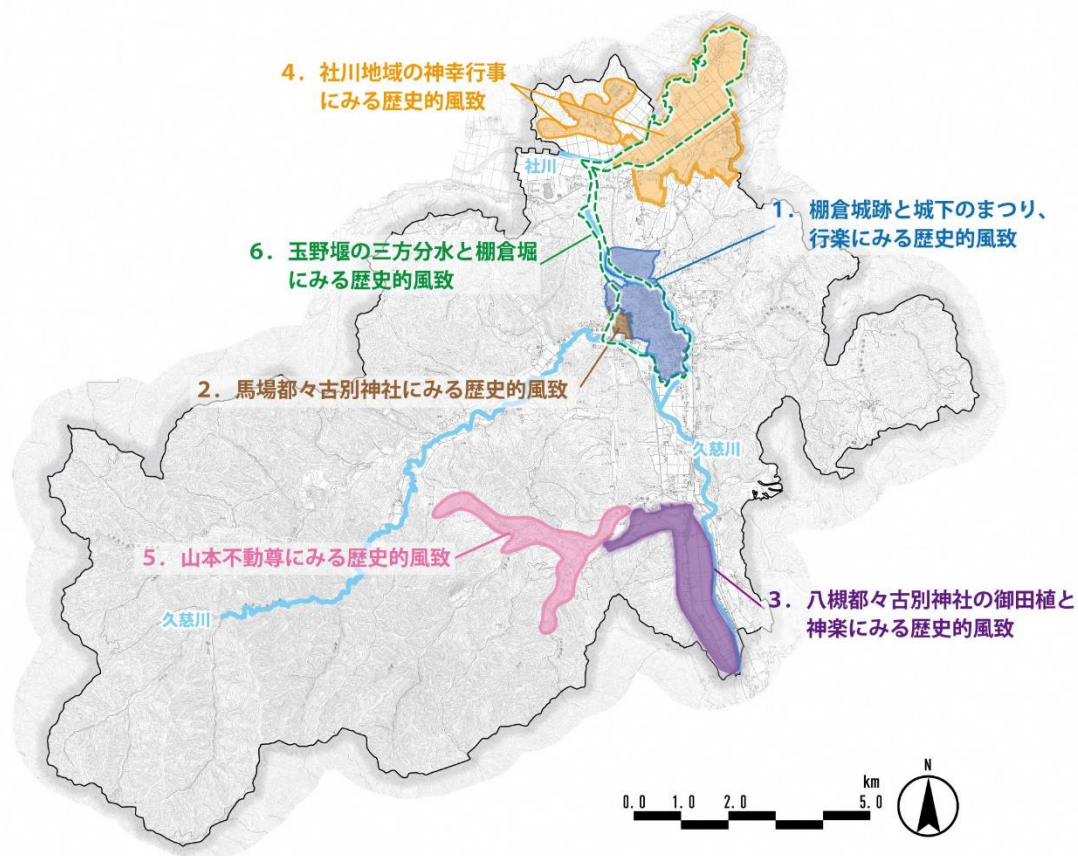
「八槻都々古別神社の御田植と神楽にみる歴史的風致」では、久慈川沿いの田園地帯に位置する八槻都々古別神社で五穀豊穡を祈願して行われる御田植や神楽といった民俗芸能を地区の人々が守り継承することで、良好な市街地環境を形成している。

「社川地域の神幸行事にみる歴史的風致」では、お舂明神の舂送り行事や羽黒神社の大例祭神輿渡御といった神幸行事が町北部の社川地域で行われ、地域の人々が豊作を祈願し、美しい田園風景のなか厳粛に斎行される行事が続いており、それぞれの地区の鎮守と一体となって良好な市街地環境を形成している。

「山本不動尊にみる歴史的風致」では、町内を代表する山林寺院である山本不動尊において、毎年例大祭や豊年踊りが盛大に開催されており、この祭礼が地域の人々と不動尊が一体となって引き継がれていることで、良好な市街地環境を形成している。

「玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致」では、城下町の用水として利用されてきた棚倉堀は、分水嶺をまたいだ場所にある玉野堰より引水しており、現在も棚倉城跡のお堀の水や城下町の庭水、農業用水として利用されている。棚倉城下の人々の生活を支える重要な水利であり、地域住民によって古くから行

われてきた水路の保全活動により、良好な市街地環境が形成され、受け継がれている。



歴史的風致の分布図

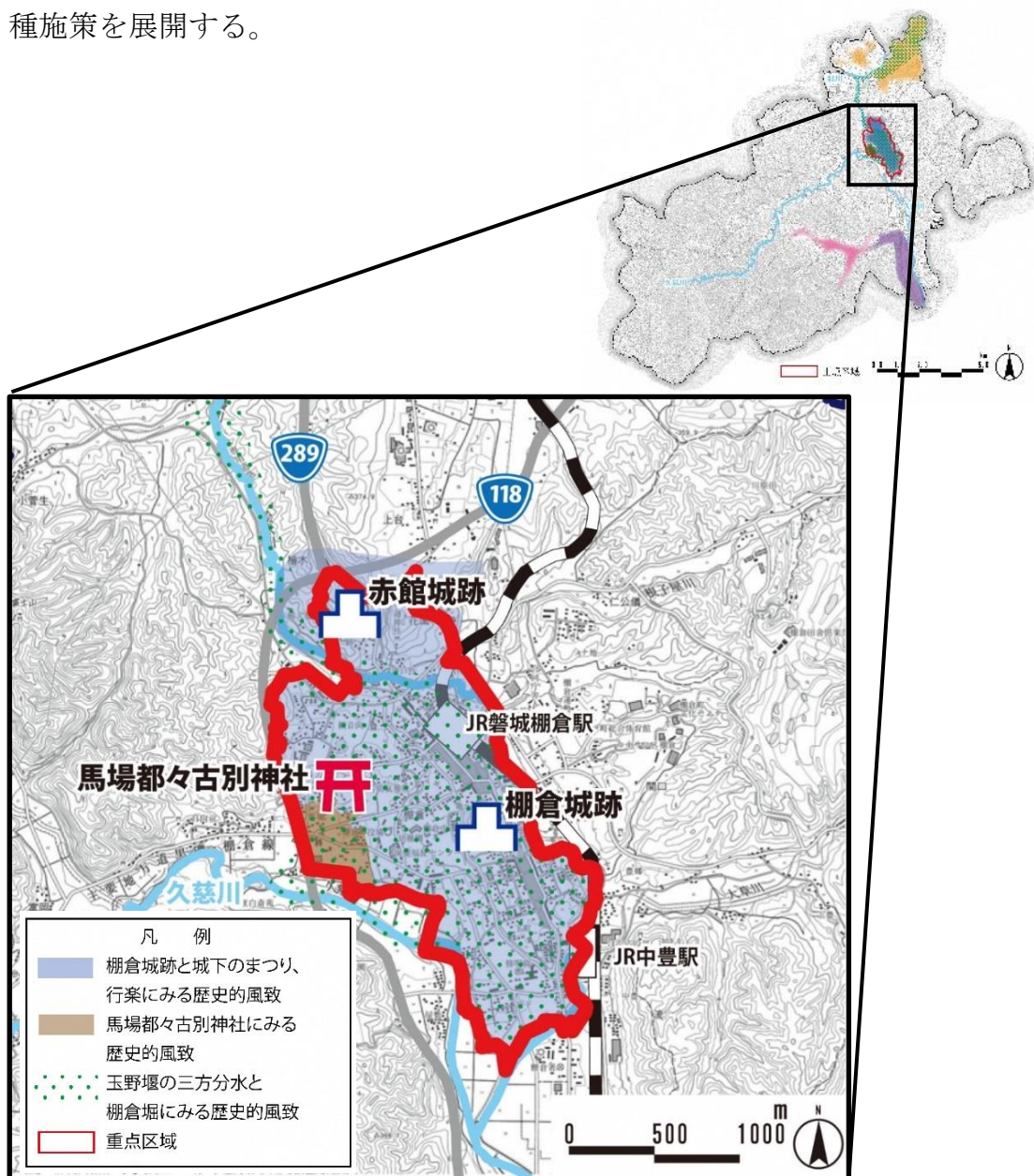
2 重点区域の位置

本計画における重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって、良好な市街地環境を形成している範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域とする。また、重点区域内で歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的に実施することで、当該区域のみならず、本町全体の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、本町全体の発展につながることを期待される区域に設定する。

本計画で掲げた6つの歴史的風致では、それぞれ歴史的風致の背景にある歴史や文化を共有しながら、棚倉城跡やその城下町を中心に歴史上価値の高い建造物で棚倉町固有の歴史や伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって本町の良好な市街地環境を形成している。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の影響等により、歴史的建造物では空き家や老朽化が目立ち、祭礼においては、担い手の不足が懸念されており、歴史的風致の維持が厳しい状況になってきている。

このようなことから、歴史的建造物が集中する棚倉城跡周辺の城下町を中心として、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」と「馬場都々古別神社にみる歴史的風致」、「玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致の重なりを踏まえ、本町にとって歴史的風致の維持及び向上に最も効果的に図られる範囲に重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を図る各種施策を展開する。

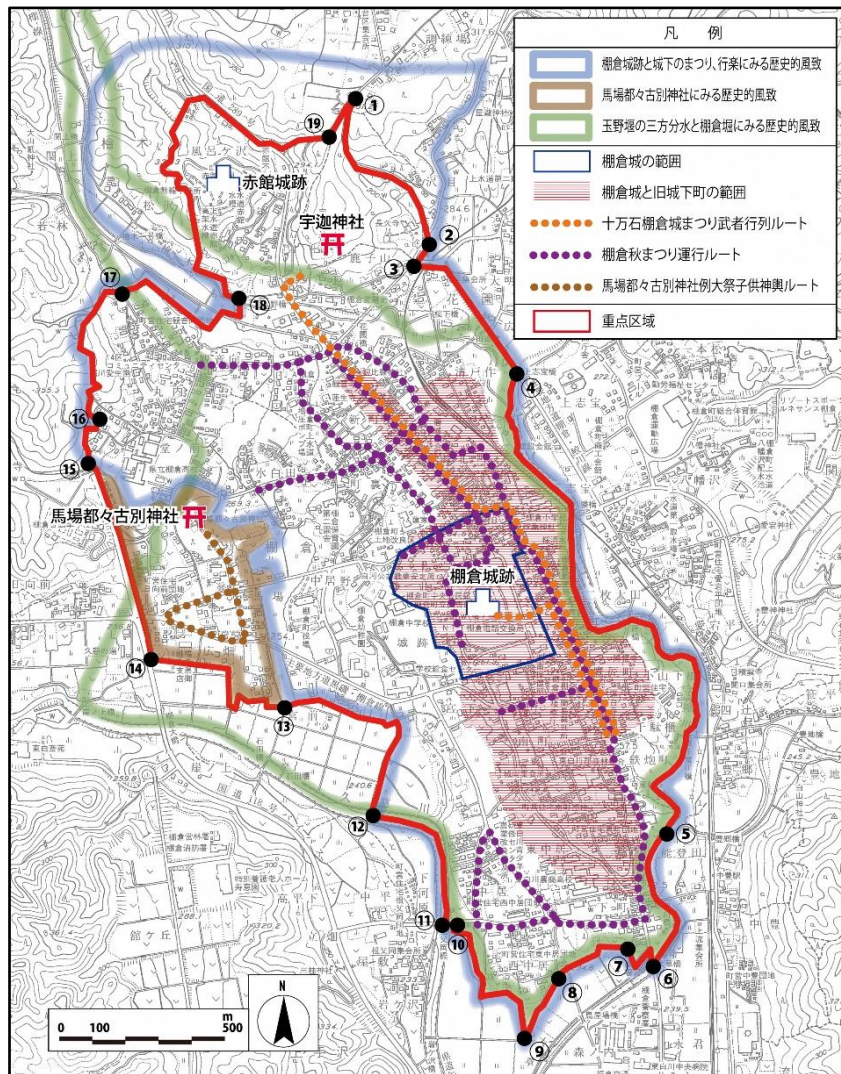


重点区域の位置図

3 重点区域の範囲・名称・面積

重点区域の範囲は、核となる文化財である馬場都々古別神社本殿（国指定の重要文化財）及び棚倉城跡（国指定の史跡）を包含し、歴史的建造物の多くが存在する棚倉城の城下町の街並み、その街並みが一望でき、町民によって保存活用されてきた赤館城跡の遺跡範囲で大字棚倉字風呂ケ沢を中心とした区域、また、もともと現在の棚倉城跡の位置にあり築城の際に現在の社地に移った馬場都々古別神社と門前街並みを形成する地域や馬場都々古別神社の例大祭に関する区域、「玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致」に関連する区域を設定し、重点区域の境界は次の図及び表のとおりとする。

名称	棚倉町歴史的風致維持向上地区
面積	約 263ha



重点区域の境界図

区域の境界一覧

①～②	町道沢目上台線	⑫～⑬	大字棚倉字中居野を区域に含む字界
②～③	県道磐城棚倉停車場線		
③～④	県道棚倉・鮫川線	⑬～⑭	大字棚倉字広畑を区域に含む字界
④～⑤	根小屋川右岸河川敷との境界	⑭～⑮	国道 118 号
⑤～⑥	大草川右岸河川敷との境界	⑮～⑯	大字棚倉字堂ノ前を区域に含む字界
⑥～⑦	大字棚倉字下町を区域に含む字界		
⑦～⑧	大字棚倉字東中居を区域に含む字界	⑯～⑰	大字棚倉字丸内を区域に含む字界
⑧～⑨	大字棚倉字西中居を区域に含む字界	⑰～⑱	大字棚倉字観音向を区域に含む字界
⑨～⑩	大字棚倉字下河原を区域に含む字界	⑱～⑲	大字棚倉字風呂ケ沢を区域に含む字界
⑩～⑪	町道山際上手沢線	⑲～①	大字花園字沢目を区域に含む字界
⑪～⑫	久慈川左岸河川敷との境界		

※道路による区域の設定にあたっては、道路を含み、道路外側境界を境界とする。

4 重点区域の歴史的風致維持向上による効果

本町の重点区域において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の良い環境・景観形成を一体的、かつ重点的に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致への評価が高まり、観光を核とした交流人口の増加が期待される。

また、歴史的風致の維持向上により、町民が本町固有の歴史や伝統に対する理解を一層深めることで、町民の歴史や伝統に対する意識が向上し、ふるさと棚倉町に対する誇りや愛着が育まれるとともに、祭礼などの行事への積極的な参加につながり、このような活動が後世に受け継がれていくことが期待される。

さらに重点区域において、本計画の各種事業を推進することによって、郷土の誇りと町の魅力の双方が高まるという相乗効果をもたらすと同時に、それらが本町の重点区域外の歴史的風致や地域住民のまちづくり活動にも広がり、歴史を生かしたまちづくりがより一層推進されることが期待される。

5 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

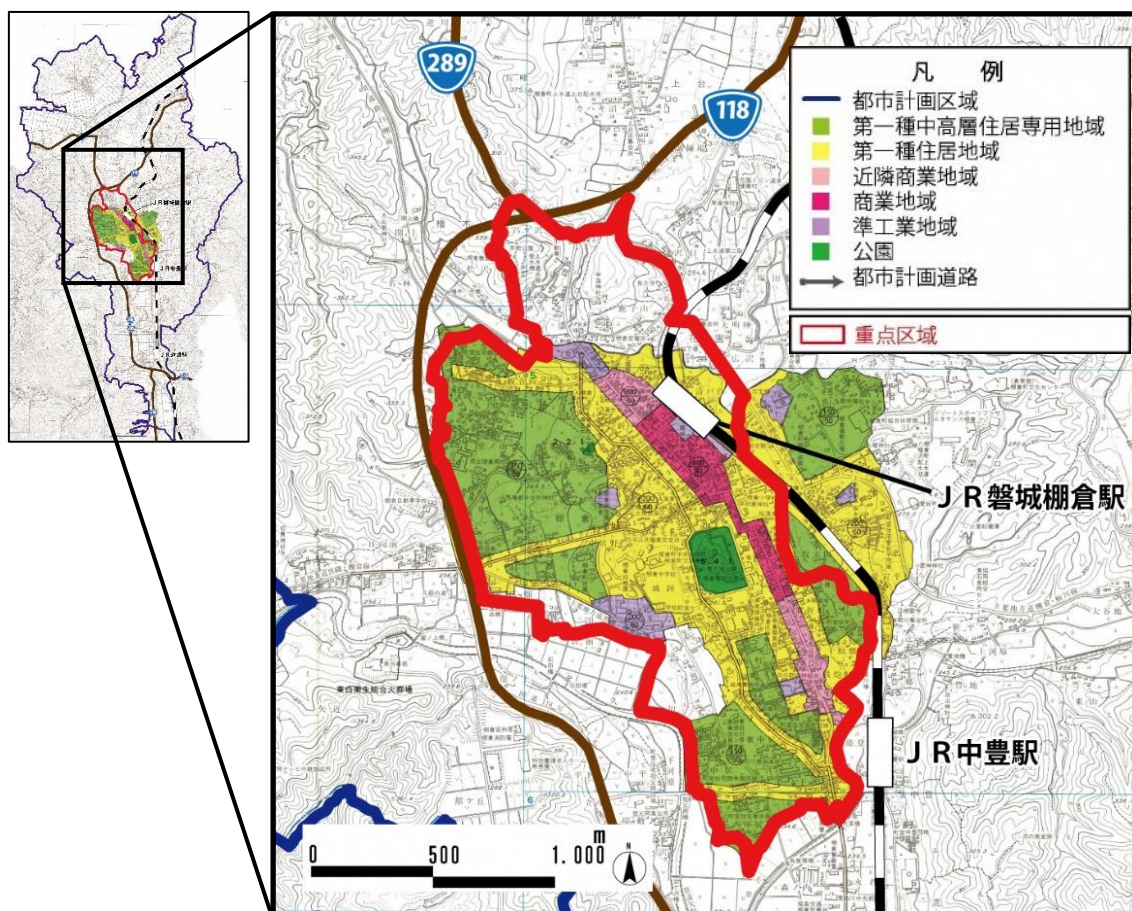
(1) 都市計画法との連携

本町の総面積の 15,993ha のうち 3,602ha が都市計画区域に指定されている。都市計画区域のうち、町の中心部の 245.8ha が用途地域に設定されている。

重点区域の全域が非線引きの都市計画区域に包含されており、用途地域と用途地域外の両方が存在している。さらに、用途地域では、住居系用途、商業系用途、工業系用途が混在している。

また、都市計画マスタープランでは、基本目標に「歴史を活かす-歴史的資源の活用」を掲げており、城下町という歴史的な雰囲気、情緒を生かしたまちづくりや歴史的資源である神社・仏閣を活用し、ハード面の整備にとどまらず、町全体が一体となり、ソフト面を含めて総合的な整備を推進していくこととしている。

今後は、歴史を生かしたまちづくりに取り組むことから、都市計画と適正な連携を図ることで、良好な市街地と街並み景観が形成されるよう誘導していく。



重点区域と都市計画区域の区域図（棚倉都市計画総括図一部加工）

(2) 景観法との連携

本町は、良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全域が指定されている。福島県景観計画では、届出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

本町には、久慈川や社川等の豊かな河川によってもたらされた美しい田園風景が広がる農村景観や、棚倉城の城下町としての街並みといった歴史的景観等良好な景観が形成されている。特に重点区域には、棚倉城跡周辺や城下町の街道沿いの景観、馬場都々古別神社の門前集落と鎮守の杜が醸し出す景観、これらを眼下に置く赤館城跡からの景観があり、歴史と伝統、豊かな自然が本町固有の景観を作り出している。

これらの重点区域内の良好な景観を維持し、後世に継承するため、引き続き福島県景観計画に沿った規制を行う。また、重点区域内における建築物や工作物の建築・色彩の変更、開発行為、その他の土地の形質の変更など一定の行為の制限に加え、自然と歴史的風致が一体となった良好な景観が形成されるよう町独自の制限を設定するため、景観行政団体への移行と景観法に基づく町独自の景観計画の策定を目指す。

福島県景観計画区域における届出の必要な行為

行為の種類		規模
建築物	新築又は移転	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超
工作物	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。)	高さ13m超
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20m超
	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊技施設	
	ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設		
シ 彫像、記念品その他これらに類するもの		
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m超かつ延長 10m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m超かつ延長 10m超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m超又は堆積の用に供される土地の面積 500 m ² 超
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m超かつ延長 10m超

(3) 屋外広告物に関する規制との連携

貼り紙や立看板、広告塔などの屋外広告物が無秩序に氾濫することは、歴史的風致や良好な景観を損ない、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

本町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」などの観点から、町の美観や自然景観を損なわないような規制が定められている。

本計画の重点区域内には、原則、屋外広告物を表示できない特別規制地域と市町村長の許可が必要になる普通規制地域が混在しており、規制内容が異なることから良好な景観が阻害されることが懸念される。

そのため、重点区域内の屋外広告物設置については、従来通り福島県と連携しながら、今後策定予定の棚倉町景観計画により、適正な管理と歴史的風致維持向上に努めるものとする。

福島県屋外広告物条例で定める地域区分

「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域等」の区分

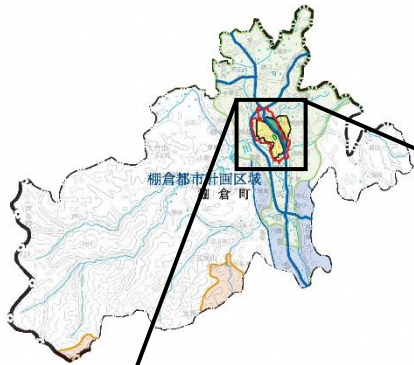
区 分	具 体 的 地 域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
第二種特別規制地域等	半田沼（桑折町）の周囲 300m以内
	第二種低層住居専用地域
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物の周囲 300m以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側 500mの区域※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※
官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地	
古墳、墓地、神社等の敷地	

※ 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ 50m以下で 30戸以上の家屋が連たんする地域）は除く

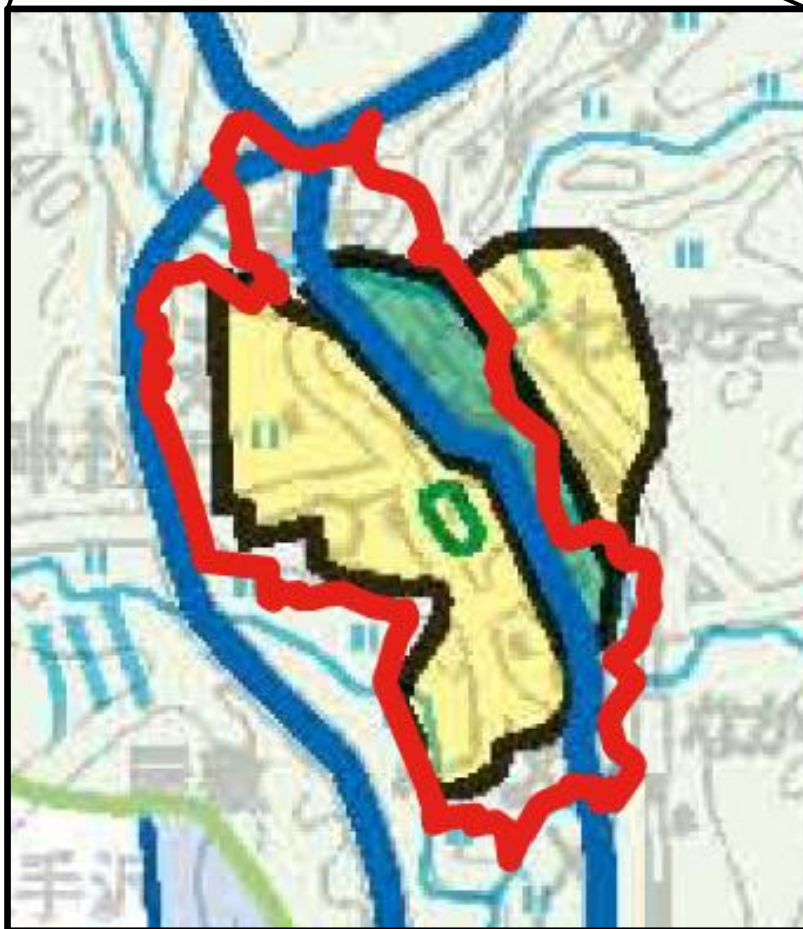
「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 (第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域 を除く)
	指定道路及びその両側 1,000mの区域※
	鉄道全線及びその両側 1,000mの区域※
	河沼郡柳津町大字柳津地内
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

※ 道路及び鉄道から展望できない地域は除く



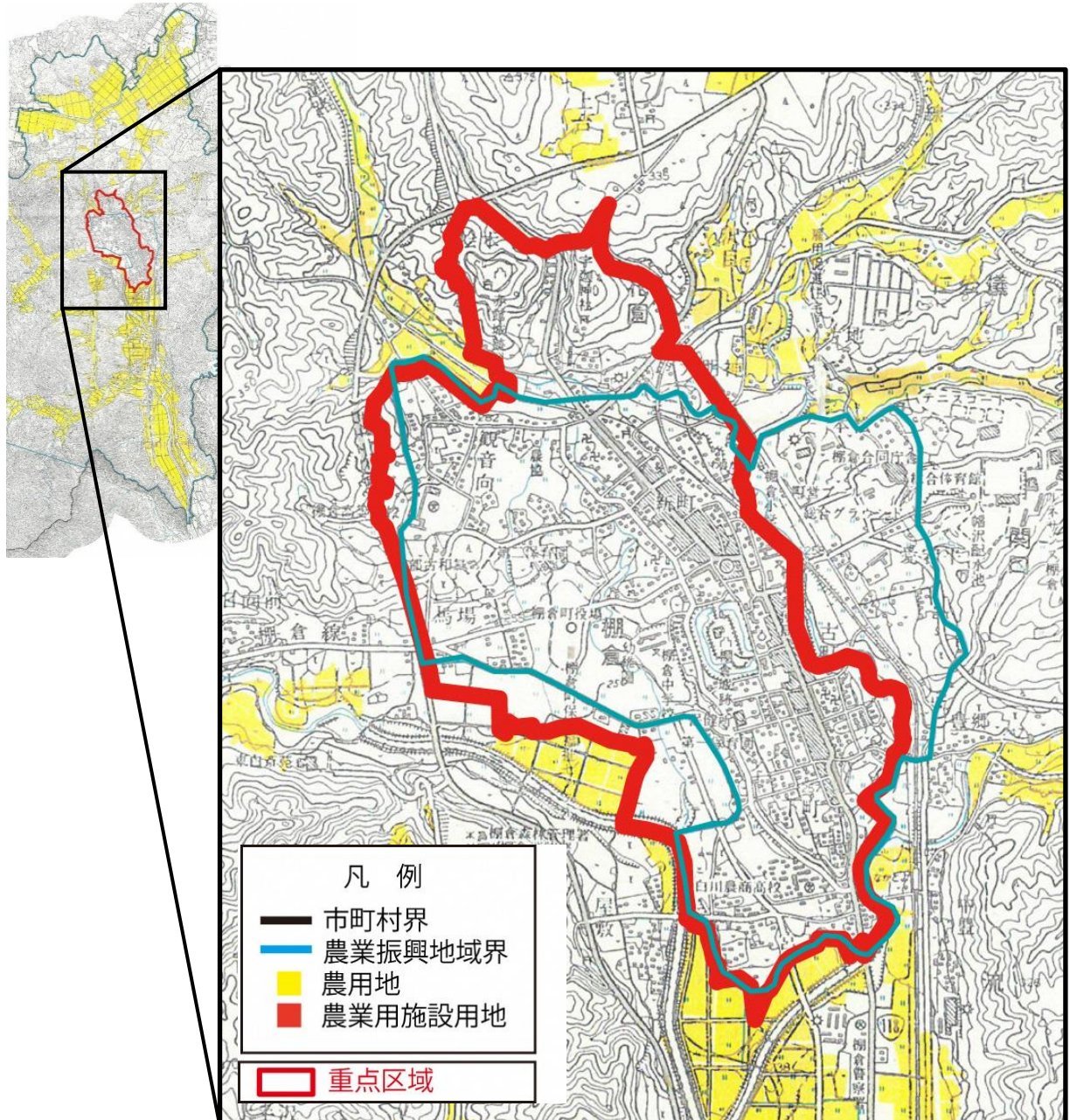
凡 例		
特別規制地域等 (第1種)	国立・国定・県立公園特別地域 (都市計画区域外)	
普通規制地域等 (第1種)	都 市 計 画 区 域	
	用途指定のある都市計画区域内の商業地域及び近隣商業地域を除いた地域	
	指定道路 (道路用地の境界線から両側 1,000メートル以内の区域)	
普通規制地域等 (第2種)	用途地域内の商業地域及び近隣商業地域	
重 点 区 域		



重点区域と屋外広告物規制の区域図
(福島県屋外広告物規制概況図一部加工)

(4) 棚倉農業振興地域整備計画との連携

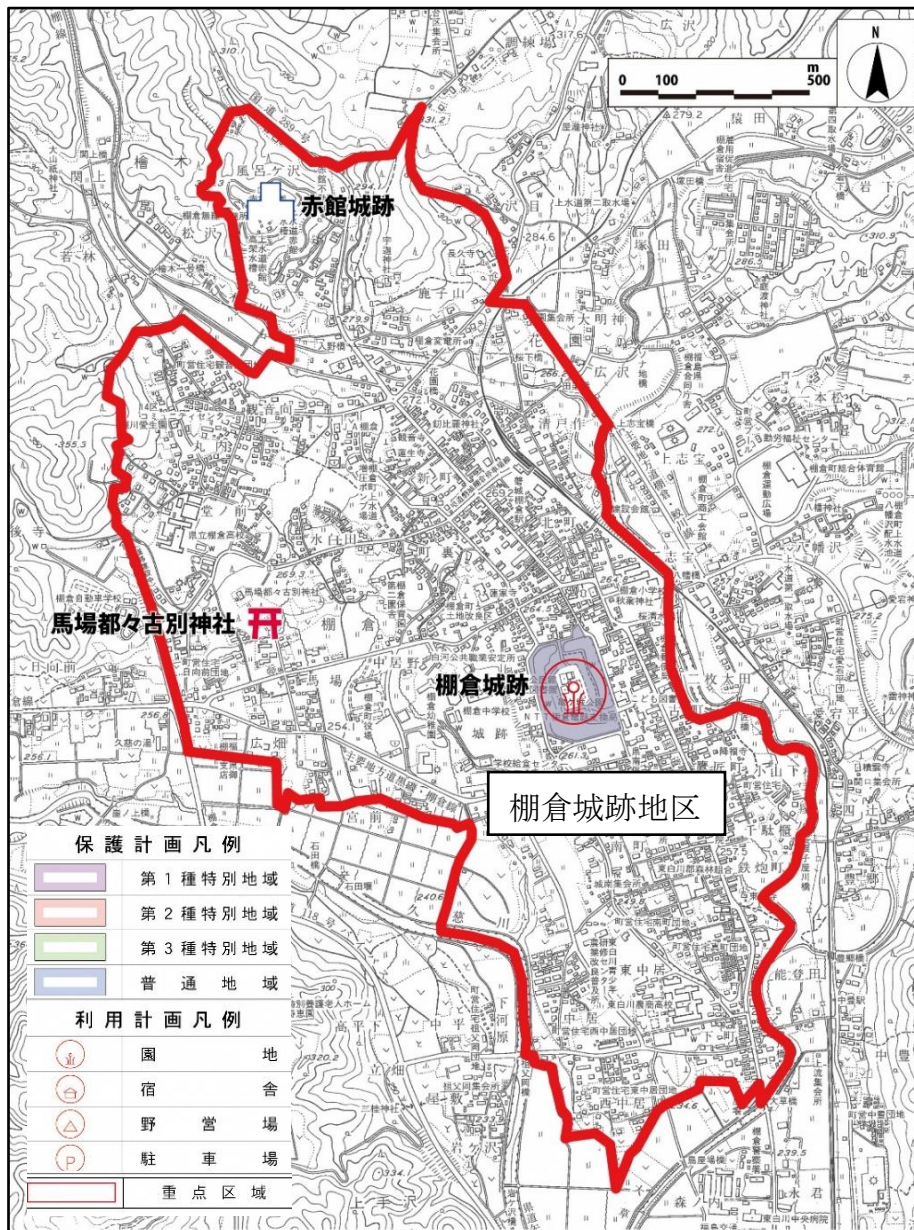
本町の面積 15,993ha のうち、9,034ha が農業振興地域に指定されており、農用地区域は 1,965ha（平成 18 年(2006) 現在）となっている。重点区域内では都市計画の用途地域以外の区域が農業振興地域に指定されている。このような良好な農業環境の保全を図るため、農業行政と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。



重点区域と棚倉農業振興地域土地利用図
(棚倉農業振興地域土地利用図一部加工)

(5) 自然公園に関する規制との連携

重点区域内の棚倉城跡の 4.9ha が、福島県立自然公園条例に基づく奥久慈県立自然公園（棚倉城跡地区）に指定（昭和 23 年（1948）10 月 18 日指定）されている。この棚倉城跡地区は自然公園の普通地域になっており、一定規模以上の工作物の新築、改築や広告物の設置など、一部の行為には、事前の届出が必要となる。今後、自然公園内において事業を推進する際は、規制との整合を図り、適切に運用することで、これらの自然環境の保全に取り組み、良好な景観の形成を図る。



重点区域と奥久慈県立自然公園（棚倉城跡地区）の区域図
（奥久慈県立自然公園（公園計画図）一部加工）

県立自然公園の区分

区 分	特 徴
第1種特別地域	風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域に含まれない区域

許可・届出を要する主な行為

行為	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)	備考
工作物の新築・改築・増築	○	○ (一定規模を超える場合)	建築物(住宅、物置など)や道路、橋など人為的に造られる施設が、この工作物にあたる。
木竹の伐採	○	—	木本類、竹類が、木竹にあたる。(宅地内の木竹の伐採は対象外)
土石の採取等	○	○ (一定規模を超える場合)	何らかの目的をもって土石を持ち出す行為をいい、温泉湧出のためにボーリングすることや井戸を掘ること等も含む。
広告物類の掲出・設置、工作物等への表示	○	○	広告物、広告塔や広告板を設置することや広告などを工作物等に表示することがあたる。
屋外における指定物の集積・貯蔵	○	—	指定物は土石、廃棄物、再生資源、再生部品が該当する。(高さ1.5m以下で面積10㎡以下は対象外)
土地の開墾・土地の形状変更	○	○※ (一定規模を超える場合)	土地を開墾して田畑を変えることや切土、盛土等によって宅地を造成するなど人為的に土地の形状を変えることがあたる。
指定植物の採取・損傷	○	—	自然公園内に生育する貴重な植物を保護するために規制されている。
屋根、壁面、橋、鉄塔等の色彩変更	○	—	工作物に周辺の自然と調和しない色彩が用いられないように規制されている。

※土地の開墾は含まず、土地の形状変更のみが対象

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町には、国指定等 10 件（うち認定された重要美術品 2 件）、県指定 17 件、町指定 9 件の有形・無形の文化財が所在している。このほか国の記録選択となっている無形の民俗文化財が 2 件ある。

本町では、平成 26 年（2014）度に第 6 次棚倉町振興計画を策定し、政策の一つとして「郷土文化の保存と継承」「歴史や文化資源の活用」を掲げている。さらに重点施策として「歴史や文化的資源の活用を図り、まちの魅力として広く発信する。」と明記し、文化財が持つ本来の魅力と価値をさらに高めて活用していくことを目指している。

また、未指定文化財、さらにはそれらの周辺環境も含めた保存・活用を推進していくための指針として、平成 30 年（2018）度に「棚倉町歴史文化基本構想」を策定した。

① 有形文化財（建造物）

国・県・町指定の有形文化財（建造物）の保存・活用については、常に保存状況を的確に把握し、適切な保存管理と活用に努める。

一方、民間所有のものについては、所有者や管理者と連携しながら維持管理や活用方法を検討する。

② 遺跡

国指定等の遺跡については、保存活用計画や整備計画などに基づき、適切な保存・管理に努める。

③ 無形の民俗文化財

地域に根付く伝統文化や民俗芸能などの無形民俗文化財は、活動を承継するための担い手や後継者不足が進行しており、活動への支援や助言を行いながら、担い手や後継者の育成も含めた支援を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は、日常的な維持管理における予防措置や点検により毀損の早期発見に努めるとともに、所有者などの意識向上のための適切な助言を行う。

また、指定文化財の修理・保存・整備にあたっては、文化財保護法や福島県文化財保護条例、棚倉町文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じ

て文化庁や福島県文化財保護審議会、棚倉町文化財保護審議会及び専門家などに指導・助言を受け、連携して実施する。

なお、未指定文化財は調査を進め、歴史的価値が認められたものについては所有者や管理者などと協議し、本計画に基づく歴史的風致形成建造物や町文化財に指定するなど保存・活用に努める。



八槻家住宅屋根修理



蓮家寺山門修理

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

将来にわたる文化財の適切な保存と効果的な活用のために、保存施設の整備と展示のあり方を検討していく必要がある。

本町には、県指定の重要文化財「八槻家住宅」があり、集会施設及び文化財の展示施設の役割を担っている。今後もこの施設においては所有者や関係団体などと連携し、より効果的に情報発信ができるよう、文化財の保存・活用に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財とその周辺環境は、それぞれを別のものとして捉えるのではなく、文化財と一体的に、総合的に捉えることが重要であり、措置を講じなくてはならない。それにより総合的に文化財の魅力やストーリーの周辺景観を阻害している要素が見られる場合には、所有者や管理者などと協議のうえで改善を図る。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、所有者、地域住民及び棚倉町消防団と連携した文化財周辺での消火訓練を行う。

また、消防法で義務づけられている自動火災報知機、消火設備、及び防火設備の設置の推奨に努める。

さらに、盗難や意図的な毀損などの行為に対しては、防犯設備の設置の推奨にも努める。



棚倉町消防団による消火訓練
(文化財防火デー)

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

① 文化財の情報発信の充実と広域化

広報誌のほか、文化財に関するリーフレット、公式ホームページや SNS での文化財の情報発信に努める。また、現地説明会の開催や他市町村との情報の共有や意見交換などを通して、広域的な視点からの活動展開と新しい形の活動の充実を促す。

② 文化財を活用した観光促進と環境整備

行政機関や地域住民との連携を通して、観光ルートの整備や案内板等の設置等、文化財の周辺環境の整備を図る。



棚倉城跡の現地説明会
(文化財の情報発信の充実)

③ 学ぶ機会の充実

町内外の人々の文化財に対する知見・意識向上に繋げるため、文化財を学び楽しむ機会の充実を図る。

④ 大学や芸術団体などとの連携

イベント等において、大学や芸術団体と連携し積極的に参加を呼び掛けることにより、本町との関連性を深め、芸術鑑賞や伝統文化を体感する機会の充実及び若者の移住につなげる。



棚倉ふるさと講座
(学ぶ機会の充実)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町において重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護措置が求められている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は75箇所存在する。

この「周知の埋蔵文化財包蔵地」における開発行為については、同法に基づく届出を受け、福島県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保存に努める。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

文化財の保存・活用にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号の規定により、教育委員会の職務権限とされていることから、生涯学習課が関連する取り組みを推進するものとする。現在、学芸員は2名（歴史・民俗1名、考古1名）である。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第190条第1項及び棚倉町文化財保護条例に基づき、棚倉町文化財保護審議会が設置されている。この審議会は10名の委員（歴史学1名、民俗学1名、郷土史1名、保存団体及び教育委員会が必要と認める者7名）で組織されており、文化財行政に対する助言等を行っている。



埋蔵文化財の調査



棚倉町文化財保護審議会

(9) 住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存や活用に取り組んでいる団体との連携を図ることが重要である。

なお、本町における文化財の保存・活用に関わる団体は次のとおりであり、今

後はこれらの団体の多様な活動の継続とさらなる活性化を図るため、必要に応じて情報提供や人材育成、町民を主体とした文化財の保存・活用の活動等を支援する。

文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	活動範囲	主な活動内容
棚倉町ふるさとガイドの会	町全体	町内文化財等の案内ガイド
八槻都々古別神社楽人会	町全体	七座の神楽、太々神楽の継承及び祭礼での奉納、町イベントでの公演等
八槻都々古別神社御田植保存会	八槻地区	都々古別神社の御田植の継承及び祭礼での奉納、町イベント等での公演等
御柵明神保存会	玉野地区・一色地区・福井地区・浅川町箕輪地区	お柵明神の柵送り行事の継承
新町組	町全体	棚倉秋まつりの屋台運行等
い組		

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、史跡が1件、重要文化財が4件（建造物は1件:1棟）、県指定文化財4件、町指定文化財が5件（建造物2件:2棟）、合計14件の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福島県文化財保護条例、棚倉町文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、保存のための措置が講じられてきた。

平成30年（2018）度に策定した「棚倉町歴史文化基本構想」に基づき、国指定の史跡である「棚倉城跡」については、保存活用計画の策定作業を進めており、その他の文化財については、必要に応じて所有者などと連携しながら適切な保存・活用に努める。

また、地域に伝承されている伝統文化や民俗芸能については、計画的な調査に努める。

《関連事業》

- ・史跡棚倉城跡保存活用計画・整備計画策定事業（令和元年度～令和4年度）

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理は日常的な維持管理における予防措置や、毀損の早期把握が重要であるため、所有者などによる適切な維持管理と日常的な点検により毀損の早期発見に努める。

なお、指定文化財の修理・保存・整備については、文化財保護法や福島県文化財保護条例、棚倉町文化財保護条例に基づき、必要に応じて文化庁や福島県文化財保護審議会、棚倉町文化財保護審議会及び専門家などに指導・助言を受けるなど連携して実施するよう所有者への支援に努める。

《関連事業》

- ・棚倉城下町の歴史的建造物調査事業（令和2年度～令和5年度）
- ・歴史的風致形成建造物保存支援事業（令和3年度～令和11年度）
- ・史跡棚倉城跡保存活用計画・整備計画策定事業（令和元年度～令和4年度）
- ・赤館城跡周辺調査事業（平成29年度～令和3年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、文化財の保存施設はあるものの展示施設がなく、活用や教育普及、情報発信などの面で不十分な状況にあるため、歴史的風致形成建造物や空き店舗等の利活用について検討していく。

《関連事業》

- ・ 棚倉城跡観光拠点施設整備事業（令和7年度～令和8年度）
- ・ ARアプリ整備事業（令和3年度～令和11年度）
- ・ 赤館公園整備事業（令和5年度～令和11年度）
- ・ 周遊性向上・案内板等整備事業（令和3年度～令和8年度）
- ・ 多言語周遊型観光パンフレット作成事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ 歴史案内人育成事業（平成26年度～令和11年度）
- ・ 小中学生の認識向上推進事業（平成27年度～令和11年度）
- ・ 歴史・文化財学習講座事業（平成26年度～令和11年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財及び価値の高い建造物が分布する区域については、文化財を核とした周辺環境を一体的に保全するための検討を進める。

《関連事業》

- ・ 棚倉城跡周辺道路整備事業（令和3年度～令和11年度）
- ・ 棚倉城下道路整備事業（令和3年度～令和11年度）
- ・ 馬場都々古別神社門前環境整備事業（令和3年度～令和8年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

歴史的建造物においては、消防法で義務づけられている自動火災報知機、消火設備及び防火設備の設置を促すものとするほか、必要に応じて地震対策への支援に努める。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財を守り伝えていくためには、それを担っていく人材の育成が不可欠である。

本町では、担い手不足の対策として、学校教育機関と連携し、若い世代の地域の伝統行事への参加や、地元の歴史を教える学習機会の創出など、歴史や文化に触れる機会を増やししながら、郷土愛の醸成を図る。

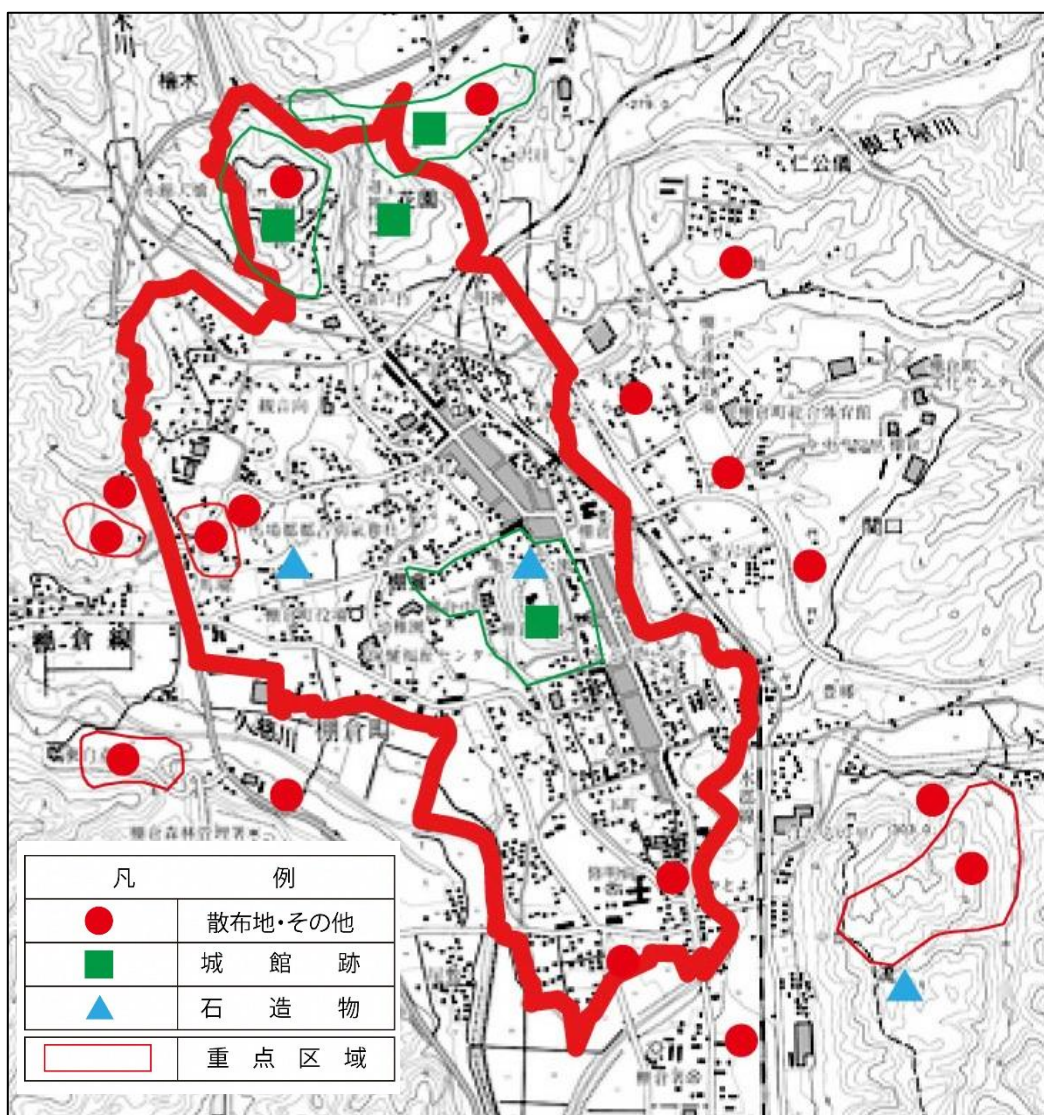
また、歴史や文化を承継していく志のある人材を掘り起こし、人から人へ伝承するシステムの構築を図る。

《関連事業》

- ・ 伝統文化・技術の職人及び担い手育成事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ 民俗芸能団体の活動支援事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ まつり助成事業（令和2年度～令和11年度）
- ・ 歴史案内人育成事業（平成26年度～令和11年度）
- ・ 小中学生の認識向上推進事業（平成27年度～令和11年度）
- ・ 歴史・文化財学習講座事業（平成26年度～令和11年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内に存在する「周知の埋蔵文化財包蔵地」は11箇所であり、重点区域内での開発計画などを実施する場合は、現状保存を図るために事前の協議や確認調査などを徹底する。



重点区域と埋蔵文化財包蔵地

(8) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の具体的な計画

重点区域内には、祭礼を担う新町組やい組、観光ボランティア団体などがあり、文化財の活用を古くから継続的に行っている状況にある。

そのため、これらの団体に対しては、その活動が存続できるよう、活動の承継に対する支援を行い、効果的な文化財の保存・活用に向けて、団体間の連携、交流を図る。

《関連事業》

- ・ 民俗芸能団体の活動支援事業 (令和2年度～令和11年度)
- ・ まつり助成事業 (令和2年度～令和11年度)

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設を本町における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等と位置づけ、それらを整備し適切な管理を行うことにより、本町が古くから承継してきた歴史的風致の維持及び向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を形成する建造物の保存・整備・活用を行うとともに、歴史的風致の維持及び向上に資する環境や景観の保全、町民が本町の歴史的価値・魅力・個性を再発見し、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。なお、これらの事業等の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行う。また、その効果を見極め、関係機関等と十分な協議調整をしたうえで取り組み、国や県の補助制度を有効に活用しつつ計画的に実施する。そして、整備を実施した施設については、様々な事業で活用し歴史的風致の維持向上に資する施設とする。

また、歴史的風致維持向上施設の維持管理については、今後も文化財保護法をはじめとした各種法令を遵守しつつ、施設所有者や地域住民、関係機関等と十分に協議調整をしたうえで適切な役割分担を定め連携して取り組み、必要に応じて所有者等に対し、助言や指導を行うこととする。

以上の歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方に基づき、計画期間内に以下の事業を実施する。

(1) 歴史的建造物の保存・整備に関する事業

- ① 棚倉城下町の歴史的建造物調査事業
- ② 歴史的風致形成建造物保存支援事業
- ③ 史跡棚倉城跡保存活用計画・整備計画策定事業
- ④ 赤館城跡周辺調査事業

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する事業

- ① 棚倉城跡周辺道路整備事業
- ② 棚倉城下道路整備事業
- ③ 馬場都々古別神社門前環境整備事業

(3) 歴史や文化を反映した人々の活動の承継に関する事業

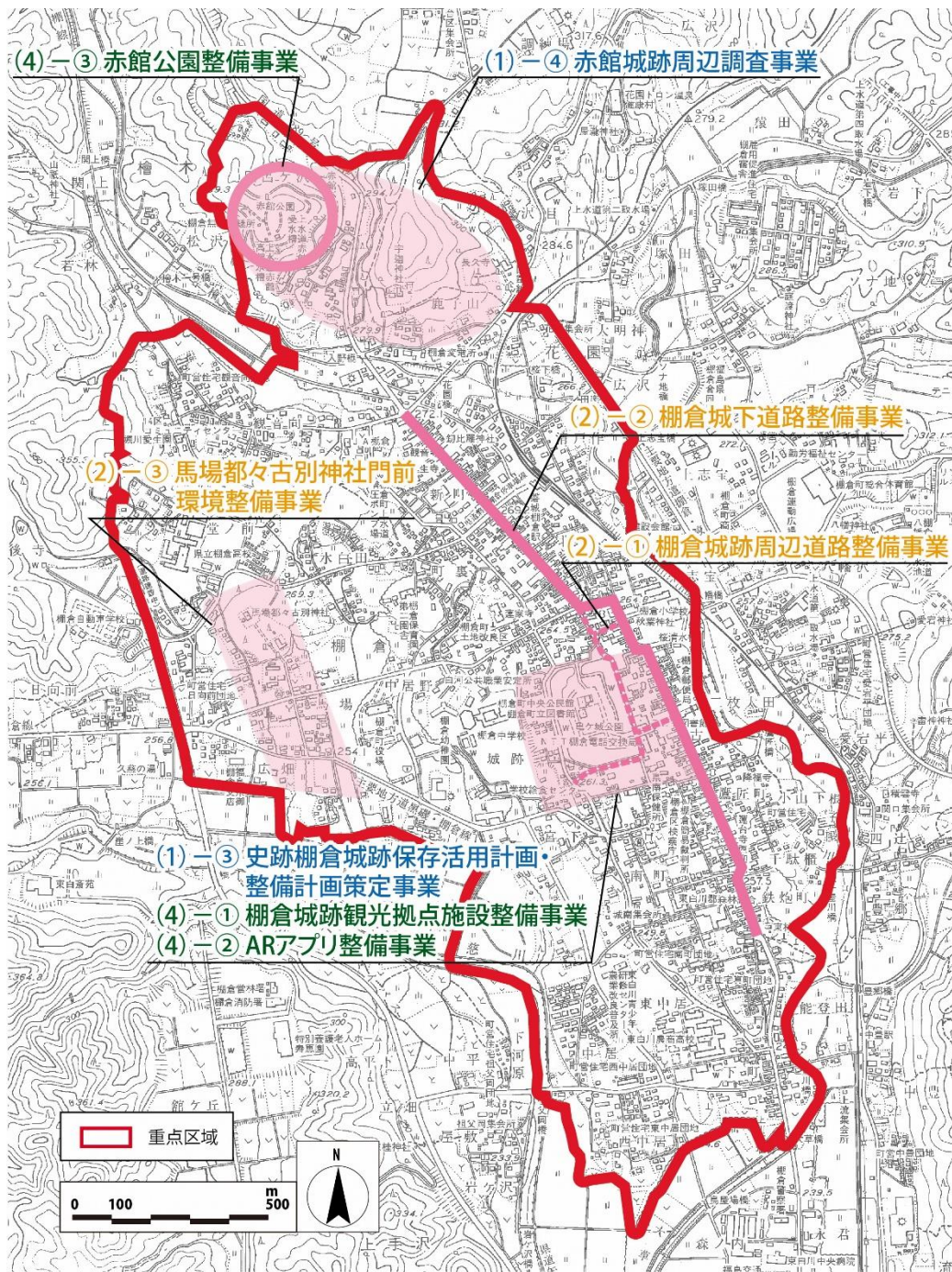
- ①伝統文化・技術の職人及び担い手育成事業
- ②民俗芸能団体の活動支援事業
- ③まつり助成事業

(4) 歴史的風致を生かした観光振興に関する事業

- ①柵倉城跡観光拠点施設整備事業
- ②AR アプリ整備事業
- ③赤館公園整備事業
- ④周遊性向上・案内板等整備事業
- ⑤多言語周遊型観光パンフレット作成事業
- ⑥歴史案内人育成事業

(5) 歴史的風致の認識向上に関する事業

- ①小中学生の認識向上推進事業
- ②歴史・文化財学習講座事業



【重点区域全域を対象とした事業】	
(1)-① 棚倉城下町の歴史的建造物調査事業	
(1)-② 歴史的風致形成建造物保存支援事業	
【町全域を対象とした事業】	
(3)-① 伝統文化・技術の職人及び担い手育成事業	(4)-⑤ 多言語周遊型観光パンフレット作成事業
(3)-② 民俗芸能団体の活動支援事業	(4)-⑥ 歴史案内人育成事業
(3)-③ まつり助成事業	(5)-① 小中学生の認識向上推進事業
(4)-④ 周遊性向上・案内板等整備事業	(5)-② 歴史・文化財学習講座事業

各事業位置図

2 歴史的風致の維持向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保存・整備に関する事業

事業名	(1) -① 棚倉城下町の歴史的建造物調査事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和2年(2020)度～令和5年(2023)度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>重点区域内における歴史的建造物の保存・活用を推進するため、建造物の構造や建築年次等を調査し、歴史的風致形成建造物の候補となる建造物の抽出を行う。</p>  <p style="text-align: center;">重点区域内に残る歴史的建造物</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>城下町の建造物については、一部地域において分布調査を行っているが、建物の構造や図面等の情報がない。重点区域内の建造物の詳細調査をすることにより、歴史的建造物の歴史的・文化的価値を明らかにするとともに、歴史的風致形成建造物の指定に結び付け、歴史的風致形成建造物が適切な維持管理や保存活用されることで、重点区域に該当する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(1) - ② 歴史的風致形成建造物保存支援事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和11年(2029)度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物の保全をするための、耐震化及び外観の修景、内装整備等の事業を支援し、歴史的風致形成建造物として保存する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物候補の建造物</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内の棚倉城下町の建造物については、神社仏閣やかつての商家などの歴史的建造物が現存しているが、本来の良好な美観が損なわれている等の問題があり、修理が必要なことや建て替えによる喪失が懸念されること等課題が多い。これらの建造物を歴史的風致形成建造物として保存活用することで、重点区域に該当する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(1) - ③ 史跡棚倉城跡保存活用計画・整備計画策定事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 史跡等保存活用計画等策定事業
事業期間	令和元年(2019)度～令和4年(2022)度
事業位置	<p>棚倉城跡(史跡指定範囲)</p> 
事業概要	<p>国指定の史跡である棚倉城跡の調査を行い、現状を把握したうえで、策定委員会を組織し、棚倉城跡の適切な保存及び効果的な活用を行うための保存活用計画を策定する。また、保存活用計画策定後に棚倉城跡の整備の方針を固め、整備計画策定に取り組む。</p>  <p style="text-align: center;">現在の棚倉城跡</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>棚倉城跡は歴史的価値が高い建造物であり、町民からも親しまれ、重点区域の核となる史跡である。当該事業を通して、棚倉城跡を次代に引継ぐための保存活用、整備計画が定められることにより、良好な市街地環境の形成につながる。また、史跡に対する意識の向上が図られ、町民による棚倉城跡への保存・愛護活動が活発化することによって、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(1) - ④ 赤館城跡周辺調査事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年(2017)度～令和3年(2021)度
事業位置	赤館城跡及びその周辺地区 
事業概要	赤館城跡の適切な管理、効果的な活用を行うために、赤館城跡及びその周辺において測量、発掘等の調査を行い、城郭の現状把握をする。  赤館城跡の遠景
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	赤館城跡及び周辺の調査により、城郭の現状を把握するとともに周辺の文化財との関係性を探ることで、赤館城跡の適切な管理や効果的な活用を行うことが可能となる。また、赤館城跡に係る展示や講座の充実等が図られ、町民の赤館城跡に対する意識の向上につながり、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する事業

事業名	(2) - ① 棚倉城跡周辺道路整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和11年(2029)度
事業位置	<p>棚倉城跡周辺地区</p> 
事業概要	<p>棚倉城跡周辺地区において、城跡の景観に調和した空間の整備を図るため、道路の美装化や道路構造物の改修等を実施する。</p>  <p>現在の棚倉城跡周辺道路</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>棚倉城跡周辺道路の美装化を行うことにより、歴史的風致の活動と一体となる歴史的建造物や周辺の環境と調和した良好な市街地環境が形成される。また、道路の美装化により地域住民等が街歩きしたくなる環境が整えられるとともに歴史的な街並み景観が形成され、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(2) - ② 棚倉城下道路整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和11年(2029)度
事業位置	<p>棚倉城下町地区</p> 
事業概要	<p>歴史的建造物が多く存在する棚倉城下町地区において、地域住民等の周遊性向上や歴史的建造物と調和した景観形成を目的に歩道の美装化を行う。また、歩道の整備にあわせて、歩道部にある構造物(街路灯・町堀)を改修する。</p>  <p style="text-align: center;">現在の城下町地区歩道</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>棚倉城下町地区の歩道の美装化を行うことにより、秋まつり等の歴史的風致の活動と一体となる歴史的建造物や周辺の環境と調和した良好な空間が形成される。また、歩道の美装化により町民や地域住民等が街歩きをしたくなる環境を整備するとともに歴史的な景観が形成され、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」や「玉野堰の三方分水と棚倉堀にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(2) - ③ 馬場都々古別神社門前環境整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和8年(2026)度
事業位置	<p>馬場都々古別神社門前地区</p>
事業概要	<p>馬場都々古別神社門前地区の道路等の環境は、良好な美観が損なわれており、神社や街並みと調和した景観や、地域住民等が散策する環境が損なわれている状況にあることから、馬場都々古別神社門前地区の道路美装化や水路整備をはじめとした環境整備を行う。また、馬場都々古別神社周辺に地区住民等の街歩きの拠点となり、交流・憩いの場としても活用可能な施設の整備を行う。</p> <p>現在の馬場都々古別神社門前地区の様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本町の歴史上、重要な建造物である馬場都々古別神社と、その門前の街並みに調和した環境整備を行うことは、地域住民等の周遊性向上や良好な市街地環境を形成することにつながり、「馬場都々古別神社にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

(3) 歴史や文化を反映した人々の活動の承継に関する事業

事業名	(3) -① 伝統文化・技術の職人及び担い手育成事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和2年(2020)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>少子高齢化や人口減少により衰退しつつある伝統文化・技術が承継できるよう、後継者育成のための環境整備や、和菓子職人をはじめとした伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成活動に対して支援を行い、後継者を育成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">伝統文化・技術を引き継ぐ担い手育成のイメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>職人等の高齢化や担い手不足などによって伝統文化・技術の承継が危ぶまれるなかで、後継者を育成しやすい環境を整備する。また、伝統文化・技術の知識向上を図るとともに技術の習得を目指す者に対し支援することは、職人や担い手を育成し伝統文化・技術の確実な承継に資することから、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」をはじめ、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(3) - ② 民俗芸能団体の活動支援事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和2年(2020)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>重要無形民俗文化財に指定されている「都々古別神社の御田植」や「お枡明神の枡送り行事」をはじめとした民俗芸能の承継に取り組んでいる団体等に対し、必要に応じて学識経験者の指導、助言を得ながら、活動費の補助を行うとともに、支援や助言を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>お枡明神の枡送り行事</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都々古別神社の御田植</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的に価値のある民俗芸能の承継に取り組んでいる団体を積極的に支援することで、技術の承継が図られるとともに、興味関心の向上、後継者育成等の効果が期待され、町内の良好な市街地環境の形成につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(3) - ③ まつり助成事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和2年(2020)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>十萬石棚倉城まつりや秋まつりなど、町内で行われているまつりの実行委員会等に対して、必要に応じて学識経験者の指導、助言を得ながら、事業費の補助等を行う。</p>  <p style="text-align: right;">秋まつりの様子</p>  <p style="text-align: center;">十萬石棚倉城まつりの様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業を実施することは、まつりの承継につながるだけでなく、交流人口の増加が図られ、来訪者の興味関心の向上が期待される。また、まつりを契機に来訪者が増加することは、町民が町を誇りに思う気運や町への愛着心の醸成につながるため、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


(4) 歴史的風致を生かした観光振興に関する事業

事業名	(4) - ① 棚倉城跡観光拠点施設整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和7年(2025)度～令和8年(2026)度
事業位置	<p>棚倉城跡周辺地区</p>
事業概要	<p>棚倉城跡周辺には駐車場があり、棚倉城跡の来訪者に多く利用されているが、城下町の周遊の拠点となる観光案内施設がない状況にある。今後の棚倉城跡の遺跡保存に配慮しながら、来訪者に対し、文化財や歴史的建造物等の情報発信を行い、</p> <p>観光客が多く訪れる棚倉城跡</p> <p>城下の街並みへの周遊性向上を図るため観光拠点施設を整備する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>棚倉城跡周辺に観光拠点施設を整備することにより、歴史的風致を構成する棚倉城跡の情報発信の拠点づくりをするとともに、城下町地区にある歴史的建造物や歴史的な街並みの情報を発信し、来訪者が城下町を周遊しやすい環境を作り出し、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の向上に寄与する。</p>

事業名	(4) - ② AR アプリ整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和11年(2029)度
事業位置	<p>棚倉城跡及びその周辺地区</p> 
事業概要	<p>スマートフォンやタブレット端末の画面に棚倉城の本丸や隅櫓などを再現するARアプリを開発するとともに、棚倉城跡周辺にARアプリへ誘導するQRコード付き案内板を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">現在の棚倉城跡周辺案内板</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>棚倉城は戊辰戦争での落城後、本丸や隅櫓、多門櫓等の建造物が復元されることがなかったため、現在において棚倉城の様子をうかがい知ることができない。</p> <p>当該事業で棚倉城等を再現することにより、交流人口の増加を図るとともに、町民や来訪者の興味関心の向上や歴史的価値の理解促進につながる。さらに棚倉城跡を保存する気運の醸成が期待されることから、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(4) - ③ 赤館公園整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和5年(2023)度～令和11年(2029)度
事業位置	赤館公園 
事業概要	<p>赤館城跡内に位置し、観光地である赤館公園の来訪者の利便性向上と観光誘客促進のため、トイレの改修をはじめとした利便性向上施設の整備や本町の街並みを一望できる立地を生かした展望施設を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">赤館公園の眺望</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>花見の名所であり、町民の行楽の場の中心であるとともに、町内有数の観光地である赤館公園の展望施設や利便性向上施設を整備することで、更なる観光誘客促進を図る。また、来訪者が中世の山城である赤館城からの眺望を体験することで、歴史的理解が深まることが期待できる。</p> <p>当該事業を通して赤館城跡の新たな魅力創出を図るとともに、赤館城を保存する気運を醸成することにより、「棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(4) - ④ 周遊性向上・案内板等整備事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	令和3年(2021)度～令和8年(2026)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>地域住民等が町内の歴史的建造物や文化財等を楽しみながら効率的に周遊できるルートを検討・構築し、案内板等を設置する。また、町内の案内板等のデザインを統一し、周遊ルートに合わせた案内標識や歴史的建造物等の説明板を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在の説明板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の案内標識</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域をはじめとした町内の歴史的建造物や文化財等周辺に、地域住民等がスムーズに移動できるようなわかりやすい案内標識や歴史的建造物等をわかりやすく解説した説明板を整備することで、周遊性を高め、地域住民等が本町の歴史や文化等に関する理解を深めることにつながるため、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(4)－⑤ 多言語周遊型観光パンフレット作成事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
事業期間	令和2年(2020)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>歴史的風致や文化財の分布、歴史的建造物等を含めた町内周遊型のパンフレットを作成する。また、英語や中国語などの多言語バージョンも併せて作成する。</p>  <p style="text-align: center;">現在の歴史資料や観光パンフレット</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本町の歴史的風致や文化財、歴史的建造物等を周遊ルートに合わせて情報提供することにより、来訪者の周遊性を高めるとともに、本町の歴史や文化等の理解向上を図る。また、多言語のパンフレットを作成・活用することで、外国人来訪者にも本町の歴史や文化等について理解向上を促し、情報発信を促進するため、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(4)－⑥ 歴史案内人育成事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 福島県観光力づくり支援事業
事業期間	平成26年(2014)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>来訪する観光客に対し、本町の歴史や文化、自然等、本町の魅力について紹介することができる人材を育成するため、歴史案内人の講習や視察等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>先進地視察の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>実践研修の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本町の歴史や文化等について学び、質の高いおもてなしができる歴史案内人を育成することにより、交流人口の増加を図るとともに、来訪者が本町の魅力をスムーズに理解し、親しみをもつことが可能となり、来訪者による情報発信の広がり等が期待できることから、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(5) 歴史的風致の認識向上に関する事業

事業名	(5) - ① 小中学生の認識向上推進事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 福島県観光力づくり支援事業
事業期間	平成 27 年 (2015) 度～令和 11 年 (2029) 度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>町内の小中学校と連携し、小中学生に本町の歴史や文化、自然などに関する知識を持ってもらうため、わかりやすいテキスト等の作成や学習会の開催、現地での見学・体験をすることで、子供たちの認識向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>町の歴史等に関する学習会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現地での見学・体験</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本町の将来を担う子供たちが、本町の歴史や文化、自然などについて学ぶことが、歴史的風致に対する興味・関心の向上につながる。さらに、この事業をきっかけに祭礼や伝統行事などに積極的に参加し、活動が承継されることで、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	(5)－② 歴史・文化財学習講座事業
事業主体	棚倉町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 福島県観光力づくり支援事業
事業期間	平成26年(2014)度～令和11年(2029)度
事業位置	町内全域
事業概要	<p>本町の歴史や文化財に関する知識を深めるため、地域住民や地元団体等を対象に歴史や文化に関する講座を開催する。</p> <p>また、地元の高校と連携しながら、高校生を対象とした出前講座やフィールドワークを実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">町の歴史や文化に関する講座</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史を生かしたまちづくりには地域住民や地元団体等との連携・協力が不可欠であるため、当該事業を通じて地域住民等の本町の歴史的風致に対する認識を向上させることにより、町内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町固有の歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち指定文化財については、これまでも文化財保護法をはじめ、福島県並びに本町の文化財保護条例に基づき保存・活用に取り組んできた。しかし、本町には指定文化財以外にも歴史的建造物が多数存在しており、歴史的風致の維持向上を図るうえで、これらの建造物についても適切な保存・活用が求められる。

このことから、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保存を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財の保存・活用に加え、指定文化財以外の歴史的建造物の保存・活用を推進し、本町固有の歴史的風致の維持向上に寄与する。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者等と協議のうえ、同意を得られたもの（公共施設以外で個人や法人等が所有する建造物の場合、当該建造物の所有者が今後適切な維持管理を行う意向を持っていることを確認する。）を前提として、次に示す「指定対象の要件」及び「指定の基準」を満たす建造物を指定する。

なお、今後も重点区域内において歴史的建造物の調査を行いつつ、その結果により随時、歴史的風致形成建造物の追加指定を行っていく。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②福島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③棚倉町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めるもの

【指定の基準】

- ①建造物の形態・意匠または技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な街並みの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては以下の条件を満たすことが必要である。

- ・概ね築50年程度経過しているもの

- ・所有者または管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるもの
- ・所有者の同意が得られているもの

3 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域内において、歴史的風致形成建造物の候補となる建造物は、以下のとおりである。

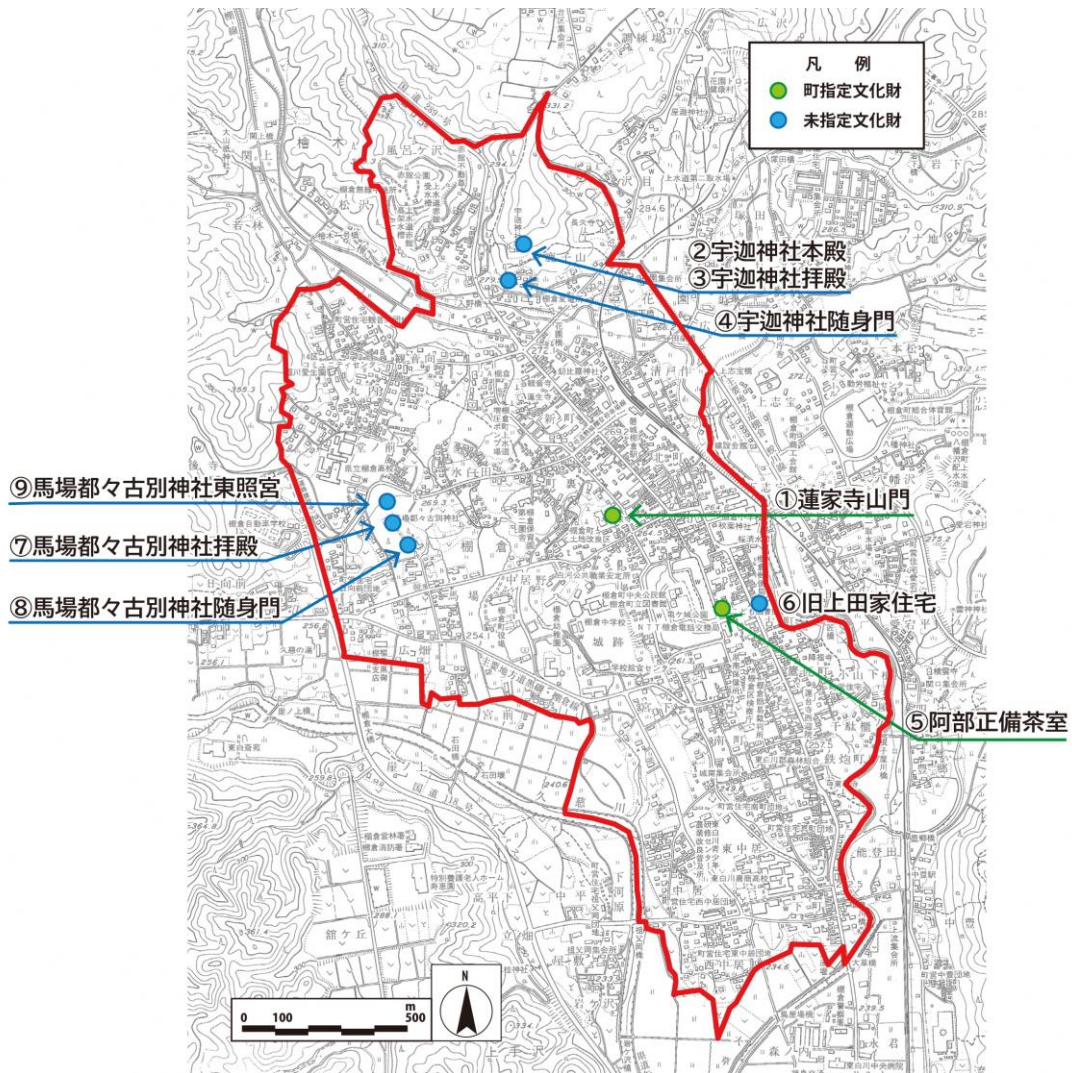
歴史的風致形成建造物の候補一覧

番号	名称・写真等	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
1	蓮家寺山門 (町指定文化財) 	棚倉地域 新町	蓮家寺	安永 6年 (1777)	棚倉城跡と 城下のまつり、行楽に みる歴史的 風致
2	宇迦神社本殿 	棚倉地域 風呂ヶ沢	宇迦 神社	元禄 14年 (1701)	棚倉城跡と 城下のまつり、行楽に みる歴史的 風致

番号	名称・写真等	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
3	宇迦神社拝殿 	棚倉地域 風呂ヶ沢	宇迦 神社	江戸 後期	棚倉城跡と 城下のまつり、行楽に みる歴史的 風致
4	宇迦神社隨身門 	棚倉地域 風呂ヶ沢	宇迦 神社	江戸 末期	棚倉城跡と 城下のまつり、行楽に みる歴史的 風致
5	阿部正備茶室（町指定文化財） 	棚倉地域 城跡	棚倉町	江戸 後期	棚倉城跡と 城下のまつり、行楽に みる歴史的 風致

番号	名称・写真等	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
6	<p>旧上田家住宅</p> 	棚倉地域 古町	法人	大正期	棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致
7	<p>馬場都々古別神社拝殿</p> 	棚倉地域 馬場	馬場 都々古 別神社	安永 6年 (1777)	馬場都々古別神社にみる歴史的風致
8	<p>馬場都々古別神社隨身門</p> 	棚倉地域 馬場	馬場 都々古 別神社	慶応 元年 (1865)	馬場都々古別神社にみる歴史的風致

番号	名称・写真等	所在地	所有者	築年	関連する歴史的風致
9	馬場都々古別神社東照宮 	棚倉地域 馬場	馬場 都々古 別神社	元文 3年 (1738)	馬場都々古 別神社にみ る歴史的 風致



歴史的風致形成建造物の候補位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、指定等がなされている建造物については、当該関係法令等に基づき適正に維持管理を行う。また、それ以外の建造物については、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持管理を行う。

建造物の維持管理は所有者等が行うことを基本として、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却に係る町長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持管理を図る。なお、維持管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行うとともに、有識者などの指導や助言を適宜受けながら、往時の姿に修復・復元することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用に努めることとし、公開にあたっては所有者の生活等に支障をきたすことのないよう配慮するとともに、十分な協議を行ったうえで実施することとする。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の維持管理は建造物の外観を主対象として、調査に基づく修復及び復元を基本とする。また、建造物の内部についても建造物の価値を構成する要素となるものは、所有者と協議のうえ、保護に努めることとする。

公共施設以外の個人や法人等が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や有識者などによる技術的指導を適宜受けながら実施する。

(2) 県及び町の指定文化財

県及び町の指定文化財は、県及び町の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復元を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で実施する。特に、公共施設以外の個人や法人等が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や有識者などによる技術的指導を適宜受けながら実施する。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定等文化財以外の建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、指定等文化財として登録や指定するよう努める。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に現状の維持及び保存を基本とする。

公共施設以外の個人や法人等が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や有識者などによる技術的指導を適宜受けながら実施する。

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1項第1号に基づく届出が不要な場合については、以下のとおりとする。

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②福島県文化財保護条例の規定に基づく県指定の有形文化財について、現状変更等の許可申請を行い、または修理の届出を行った場合
- ③棚倉町文化財保護条例の規定に基づく町指定の有形文化財について、現状変更等の許可申請を行い、または修理の届出を行った場合

参考資料

主な参考文献・資料（順不同）

- ・『棚倉町史 第1巻 通史編』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1981年
- ・『棚倉町史 第2巻 古代・中世編』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1977年
- ・『棚倉町史 第3巻 近世・町政編』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1976年
- ・『棚倉町史 第4巻 近世・住民編』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1980年
- ・『棚倉町史 第5巻 近世・現代編』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1978年
- ・『棚倉町史 第6巻 考古・文化財・民俗資料』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1979年
- ・『棚倉町史 別巻1 近代編・資料』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1982年
- ・『棚倉町史 別巻2 近代編・戊辰戦争・明治維新』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1982年
- ・『棚倉町史 別巻3 東白川沿革私考』 棚倉町教育委員会編 棚倉町 1982年
- ・『棚倉町大字沿革誌』 棚倉町教育委員会編 1980年
- ・『たなぐらの文化財』 棚倉町教育委員会編 棚倉町教育委員会 1985年
- ・『行政区ガイドブック』 棚倉町教育委員会編 棚倉町教育委員会 1991年
- ・『田山花袋（録弥）棚倉百勝詠歌集』 棚倉町教育委員会編 棚倉町教育委員会 1981年
- ・『棚倉町埋蔵文化財調査報告書1 1 赤館跡 上台地区 国道118号道路改良工事に伴う発掘調査』 棚倉町教育委員会 福島県県南教育事務所 2001年
- ・『棚倉城跡』 棚倉町教育委員会編 2017年
- ・『たなぐらの中世城館』 棚倉町教育委員会編 棚倉町教育委員会 2018年
- ・『東北の小京都たなぐら棚倉町歴史虎ノ巻』 棚倉町教育委員会監修 棚倉町 2019年
- ・『浅川町史 第1巻 通史・各論編』 浅川町史編纂委員会編 浅川町 1999年
- ・『棚倉藩と都々古別神社』 棚倉町伝統文化活性化実行委員会編 棚倉町伝統文化活性化実行委員会 2012年
- ・『都々古別三社「御杵廻し」調査報告書Ⅲ』 棚倉町伝統文化活性化実行委員会編 棚倉町伝統文化活性化実行委員会 2015年
- ・『棚倉のむかし話』 棚倉町ふるさと興し会編 棚倉町ふるさと興し会 1989年
- ・『棚倉のお殿さま』 棚倉町ふるさと興し会編 棚倉町ふるさと興し会 1989年

- ・『棚倉史談 第10号』 棚倉史談会 2002年
- ・『八槻都々古別神社・八槻家住宅 調査報告書』 東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻保存修復建造物研究室 2012年
- ・『馬場都々古別神社建造物調査報告書』 東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻保存修復建造物研究室 2013年
- ・『日本の傳統藝能 第三卷』 本田安次著 1994年
- ・『陸奥の編笠の古道をあるく』 佐藤兵一編 2007年
- ・『「蛍の光」と稲垣千穎 - 国民的唱歌と作詞者の数奇な運命 - 』中西光雄著 ぎょうせい 2012年
- ・『東北の名城を歩く 南東北編』 飯村均 室野秀文編 吉川弘文館 2017年
- ・「御列格書類」1883年
- ・「棚倉町の歴史的建造物の調査研究」 2014年
- ・「大泉山寶池院 蓮家寺」パンフレット
- ・「棚倉町指定有形文化財 阿部正備茶室」パンフレット 棚倉町
- ・「山本不動尊」パンフレット 山本不動尊



奥州棚倉城之図

棚倉町歴史の風致維持向上計画

発行：棚倉町

編集：棚倉町地域創生課

〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33 番地

TEL：0247-33-2112

FAX：0247-33-3715

E-mail：chiikisousei@town.tanagura.fukushima.jp

URL：http://www.town.tanagura.fukushima.jp/

